

令和 7 年

第 4 回 定 例 会 会 議 録

自 令和 7 年 1 2 月 4 日

2 0 日 間

至 令和 7 年 1 2 月 2 3 日



豊 丘 村 議 会

第 4 回 定 例 会

令和7年 第4回 豊丘村議会定例会

会 期

令和7年12月 4日

21日間

令和7年12月24日

日 程 表

月日	曜日	日 程	頁
12.4	木	開 会 令和7年12月4日（木曜日） 午前9時00分 日 程 日程 1 会期の決定 13 日程 2 会議録署名議員の指名 15 日程 3 村長あいさつ 日程 4 議案審議（20件） 18 議案第54号～第73号 日程24 陳情・請願（2件） 46 陳情第1号 請願第4号 日程26 派遣について 49 日程27 諸報告 散 会 （議会全員協議会）	
5	金		
6	土		
7	日		
8	月		
9	火		
10	水		
11	木		

月日	曜日	日 程	頁
12	金		
13	土		
14	日		
15	月	再 開 令和7年12月15日（月曜日） 午前9時30分 日 程 日程 1 議員の一般質問（6名） 日程 2 諸報告 散 会	55 123
16	火	再 開 令和7年12月16日（火曜日） 午前9時00分 日 程 日程 1 議員の一般質問（4名） 日程 2 諸報告 散 会	128 169
17	水		
18	木	社会文教委員会	
19	金	予算決算委員会 総務産建委員会	
20	土		
21	日		
22	月		
23	火	再 開 令和7年12月23日（月曜日） 午前9時30分 日程 1 議案審議（6件） 議案第58号 第62号 第69号～第72号 日程 7 委員会報告（陳情関係） 社会文教委員会 陳情第1号 日程 8 委員会報告（請願関係） 総務産建委員会 請願第4号 日程 9 議員提出議案（2件） 発議第4号	176 186 196 210

月日	曜日	日 程	頁
23	火	日程 1 0 議案審議（1 件）	212
		議案第 7 4 号	
		日程 1 1 閉会中継続審査及び調査申出書について	222
		日程 1 2 派遣の件	223
		日程 1 3 諸報告 (村長あいさつ)	
		閉 会 (議会全員協議会)	
24	水	予備日	

付議議案及び議決結果一覧表

《 議 案 》

議案番号	議 案 名	上程月日	議決月日	結 果	議決頁
議案第 5 4 号	一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	12 月 4 日	12 月 4 日	可 決	18
議案第 5 5 号	常勤特別職の職員の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	12 月 4 日	12 月 4 日	可 決	21
議案第 5 6 号	豊丘村個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について	12 月 4 日	12 月 4 日	可 決	22
議案第 5 7 号	豊丘村長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例の制定について	12 月 4 日	12 月 4 日	可 決	24
議案第 5 8 号	豊丘村憩の家設置条例の一部を改正する条例の制定について	12 月 4 日	12 月 23 日	可 決	176
議案第 5 9 号	豊丘村福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例の制定について	12 月 4 日	12 月 4 日	可 決	26
議案第 6 0 号	豊丘村家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	12 月 4 日	12 月 4 日	可 決	27
議案第 6 1 号	豊丘村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	12 月 4 日	12 月 4 日	可 決	29
議案第 6 2 号	豊丘村火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について	12 月 4 日	12 月 23 日	可 決	179
議案第 6 3 号	豊丘村下水道事業運営協議会条例を廃止する条例の制定について	12 月 4 日	12 月 4 日	可 決	33
議案第 6 4 号	豊丘村水道事業運営協議会条例の一部を改正する条例の制定について	12 月 4 日	12 月 4 日	可 決	
議案第 6 5 号	令和 7 年度豊丘村一般会計補正予算第 5 号	12 月 4 日	12 月 4 日	可 決	35

議案番号	議 案 名	上程月日	議決月日	結 果	議決頁
議案第 6 6 号	令和 7 年度豊丘村介護保険特別会計補正予算第 3 号	12 月 4 日	12 月 4 日	可 決	35
議案第 6 7 号	令和 7 年度豊丘村水道事業会計補正予算第 2 号	12 月 4 日	12 月 4 日	可 決	
議案第 6 8 号	令和 7 年度豊丘村下水道事業会計補正予算第 2 号	12 月 4 日	12 月 4 日	可 決	
議案第 6 9 号	令和 7 年度豊丘村一般会計補正予算第 6 号	12 月 4 日	12 月 23 日	可 決	180
議案第 7 0 号	令和 7 年度豊丘村介護保険特別会計補正予算第 4 号	12 月 4 日	12 月 23 日	可 決	
議案第 7 1 号	令和 7 年度豊丘村水道事業会計補正予算第 3 号	12 月 4 日	12 月 23 日	可 決	
議案第 7 2 号	令和 7 年度豊丘村下水道事業会計補正予算第 3 号	12 月 4 日	12 月 23 日	可 決	
議案第 7 3 号	損害賠償の額の決定について	12 月 4 日	12 月 4 日	可 決	45
議案第 7 4 号	令和 7 年度豊丘村一般会計補正予算第 7 号	12 月 23 日	12 月 23 日	可 決	212

《陳情・請願》

議案番号	議 案 名	上程月日	議決月日	結 果	議決頁
陳情第 1 号	診療報酬・介護報酬及び障害福祉サービス等報酬 10%以上の引き上げを求める陳情	12 月 4 日	12 月 23 日	採 択	186
請願第 4 号	本山へヒ素を含む要対策土を置く J R 東海の計画変更を求める請願	12 月 4 日	12 月 23 日	不採択	196

《議会議案》

議案番号	議 案 名	上程月日	議決月日	結 果	議決頁
発議第 4 号	診療報酬・介護報酬及び障害福祉サービス等報酬 10%以上の引き上げを求める意見書の提出について	12 月 23 日	12 月 23 日	可 決	210

一般質問の質問事項

令和7年12月15日

順 番	発言通告者	質 問 事 項	頁
1	唐 澤 克 己	1. 人口減や人手不足対策としての外国人の村内受け入れについて 2. インフルエンザなど感染症の拡大防止や対処について	55
2	武 田 篤 子	1. 学校のトイレ、水回りについて 2. 古文書、絵画、掛け軸などの保存について	65
3	前 沢 光 昭	1. 空き家対策の推進について 2. 村奨学金について	76
4	壬 生 眞由美	1. 豊丘村村民憲章について 2. 豊丘村の天然記念物から考える生物多様性戦略について	85
5	唐 澤 健	1. リニア工事の要対策土について 2. 北小学校にエレベーターの設置について	102
6	酒 井 浩 文	1. 外国人来訪者への対応について	113

令和7年12月16日

順 番	発言通告者	質 問 事 項	頁
7	吉 川 明 博	1. 豊丘村ゲストハウスいげたやの運営状況について	128
8	井 原 康 明	1. リニア等の開通を見据えた地域の将来ビジョンと進捗について	135
9	武 田 徹	1. 中学部活動の地域展開について	143
10	堀 本 丈 文	1. 熊出没時の対応について 2. 社会保険加入者の人間ドック受診推進のための補助実施について	154

令和 7 年 豊丘村議会第 4 回定例会
(第 1 号)

令和7年 第4回豊丘村議会定例会会議録 (第 1 号)

令和7年12月4日（木曜日） 午前9時00分開議

日 程
開 会
日 程

- 第 1 会期の決定
- 第 2 会議録署名議員の指名 （3番 武田篤子 4番 壬生真由美）
- 第 3 村長あいさつ
- 第 4 議案第54号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 5 議案第55号 常勤特別職の職員の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第 6 議案第56号 豊丘村個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 7 議案第57号 豊丘村長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 8 議案第58号 豊丘村憩の家設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 9 議案第59号 豊丘村福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例の制定について
- 第10 議案第60号 豊丘村家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第11 議案第61号 豊丘村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第12 議案第62号 豊丘村火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第13 議案第63号 豊丘村下水道事業運営協議会条例を廃止する条例の制定について

第 1 4 議案第 6 4 号 豊丘村水道事業運営協議会条例の一部を改正する条例の制定について

第 1 5 議案第 6 5 号 令和 7 年度豊丘村一般会計補正予算第 5 号

第 1 6 議案第 6 6 号 令和 7 年度豊丘村介護保険特別会計補正予算第 3 号

第 1 7 議案第 6 7 号 令和 7 年度豊丘村水道事業会計補正予算第 2 号

第 1 8 議案第 6 8 号 令和 7 年度豊丘村下水道事業会計補正予算第 2 号

第 1 9 議案第 6 9 号 令和 7 年度豊丘村一般会計補正予算第 6 号

第 2 0 議案第 7 0 号 令和 7 年度豊丘村介護保険特別会計補正予算第 4 号

第 2 1 議案第 7 1 号 令和 7 年度豊丘村水道事業会計補正予算第 3 号

第 2 2 議案第 7 2 号 令和 7 年度豊丘村下水道事業会計補正予算第 3 号

第 2 3 議案第 7 3 号 損害賠償の額の決定について

第 2 4 陳情第 1 号 診療報酬・介護報酬及び障害福祉サービス等報酬 10%以上の引き上げを求める陳情

第 2 5 請願第 4 号 本山へヒ素を含む要対策土を置く J R 東海の計画変更を求める請願

第 2 6 派遣について

第 2 7 諸報告

散 会

出席議員 12名
(別表のとおり)

欠席議員 0名

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名
(別表のとおり)

本会議に職務のため出席した者の職・氏名
(別表のとおり)

傍聴者 3名

開 会

○議長（平澤恒雄） おはようございます。定刻となりました。ただいまから令和7年豊丘村議会第4回定例会を開会します。

本日の出席議員は、12名全員で会議は成立をしております。これより本日の会議を開きます。

地方自治法第121条の規定により、議案説明者並びに答弁者として、下平村長をはじめ、関係者各位の出席を要請しております。

それでは、お手元の議事日程に従い、議事を進めることと致します。

=== 日程1 会期の決定 ===

○議長（平澤恒雄） 日程1、会期の決定を議題と致します。本定例会の会期及び日程につきましては、過日、議会運営委員会を開催し、審査をしていただいておりますので、委員長より報告を願うことと致します。

武田 徹議会運営委員長。

○議会運営委員会委員長（武田 徹） おはようございます。

それでは、私のほうから報告をさせていただきます。

12月1日に議会運営委員会を開きまして、今定例会の日程等につきまして審査しましたので、報告をさせていただきます。

まず、会期でありますけれども、本日12月4日から12月24日までの21日間と致します。

続いて、議事日程の3枚目を御覧いただきたいと思います。

会期中の各委員会等の審査の日程でございます。本日4日、定例会の開会日となっております。それから15日月曜日ですが、午前9時半から一般質問の1日目、翌16日火曜日午前9時から一般質問の2日目と致します。それから18日木曜日午前9時から社会文教委員会、翌日19日金曜日午前9時から予算決算委員会、同日午後1時30分から総務産建委員会。23日火曜日午前9時から定例会の再開日。24日水曜日予備日と致します。

続きまして、本日の議事日程でございます。

まず、日程4、議案第54号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。本日即決でお願い致します。

続いて、日程 5、議案第 55 号、常勤特別職の職員の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、本日即決でお願い致します。

日程 6、議案第 56 号、豊丘村個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本日即決でお願い致します。

日程 7、議案第 57 号、豊丘村長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本日即決でお願い致します。

日程 8、議案第 58 号、豊丘村憩の家設置条例の一部を改正する条例の制定について、社会文教委員会に付託致します。

日程 9、議案第 59 号、豊丘村福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例の制定について、本日即決でお願い致します。

次のページに行ってください、日程 10、議案第 60 号、豊丘村家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、本日即決でお願い致します。

日程 11、議案第 61 号、豊丘村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、本日即決でお願い致します。

日程 12、議案第 62 号、豊丘村火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について、総務産建委員会へ付託致します。

日程 13、議案第 63 号、豊丘村下水道事業運営協議会条例を廃止する条例の制定について、本日即決でお願い致します。

日程 14、議案第 64 号、豊丘村水道事業運営協議会条例の一部を改正する条例の制定について、本日即決でお願い致します。

続いて、日程 15 から日程 18 までの補正予算、人件費に係るところでございます。

議案第 65 号、令和 7 年度豊丘村一般会計補正予算第 5 号、議案第 66 号、令和 7 年度豊丘村介護保険特別会計補正予算第 3 号、議案第 67 号、令和 7 年度豊丘村水道事業会計補正予算第 2 号、議案第 68 号、令和 7 年度豊丘村下水道事業会計補正予算第 2 号、以上 4 件につきましては、本日即決でお願い致します。

続いて、日程 19、議案第 69 号から日程 22、議案第 72 号までの補正予算でございます。

議案第 69 号、令和 7 年度豊丘村一般会計補正予算第 6 号、議案第 70 号、令和 7 年度豊丘村介護保険特別会計補正予算第 4 号、議案第 71 号、令和 7 年度豊丘村水道事業会計

補正予算第3号、議案第72号、令和7年度豊丘村下水道事業会計補正予算第3号、以上4件につきましては、予算決算委員会に付託致します。

日程23、議案第73号、損害賠償の額の決定について、本日即決でお願い致します。

続いて、日程24、陳情第1号、診療報酬・介護報酬及び障害福祉サービス等報酬10%以上の引き上げを求める陳情、社会文教委員会に付託致します。

日程25、請願第4号、本山へヒ素を含む要対策土を置くJR東海の計画変更を求める請願、総務産建委員会に付託致します。

日程26、派遣の件につきまして御決定をいただき、日程27として諸報告を受けることと致します。

以上、議会運営委員会で審査した結果でございます。よろしく御決定いただきますようお願い致します。

○議長（平澤恒雄） ただいま、議会運営委員長報告のとおり、本定例会の会期は、本日12月4日より12月24日までの21日間と致したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（平澤恒雄） 御異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日12月4日より12月24日までの21日間と決定致しました。

又、会期中の日程につきましても、議会運営委員長の報告がございました。お手元の日程表のとおりと致します。

=== 日程2 会議録署名議員の指名 ===

○議長（平澤恒雄） 日程2、会議録署名議員の指名です。議長より指名を致します。議席番号3番、武田篤子議員、同4番、壬生眞由美議員を指名致します。

=== 日程3 村長あいさつ ===

○議長（平澤恒雄） 日程3、村長あいさつです。

下平喜隆村長。

○村長（下平喜隆） 皆さん、おはようございます。

令和7年議会第4回定例会を招集致しましたところ、議員の皆様方におかれましては、何かと御多用なところ全員の御出席をいただき、条例改正案、並びに令和7年度補正予

算案等の重要案件について御審議いただきますことにつきまして、厚くお礼を申し上げます。

さて、高市政権が発足してから1カ月と2週間余りが過ぎました。この間、国際会議等目白押しでしたが、我が国初の女性宰相として、各国首脳に対する振る舞いや経済を中心とした政策の実現にかける意気込みが多く、国民、特に若い世代に支持され、最近の調査では内閣支持率72%という高い数字を示しています。

さらには、衆議院予算委員会での立憲民主党の岡田議員からの中国による台湾への軍事進行時の対応についての質問に対して、「日本にとって存立危機事態に抵触するであろう」との具体的な答弁を行い、これに凄まじい反応を繰り返し、様々な圧力を日本に向けてありとあらゆる方法で脅しをかけてくる中国に対し、一貫して毅然とした対応を続ける姿勢が、逆に評価されているのではないのでしょうか。

アメリカも日本も台湾問題については、意図的に具体的には触れないようにしてきた経緯は御存じのとおりです。しかし、中国の軍事力がここまで強大になり、インド洋・太平洋での露骨で覇権的な現状変更を繰り返すようになった現在、「台湾問題に対しての曖昧戦略は賞味期限が過ぎた」と指摘する専門家もいます。少し時間がかかるかもしれませんが、落ち着くところに早く収まっていたきたいものです。

議場へ国旗、村旗を掲揚致しました。町民の皆様に御説明を致します。一年以上前に議会を代表して議長より、「議場に村旗を掲げたい」旨の相談がありました。議場に県や市町村の旗だけが掲揚されている議場を私は見たことがないので、どうせなら国旗も同時に掲揚することを提案しました。その提案を議長に議会へ持ち帰っていただきました。その後、「議会としての方向はまとまらないので村長に一任します」と議会より伝えられました。急を要する案件でもないため少し棚上げしていましたが、「役場正面に掲揚してある村旗の在庫がなくなるため、業者に発注する」との話題を聞きつけ、議場のサイズに合う国旗と村旗も同時に発注することとしました。

国旗の議場への掲揚率は全国の市町村全体で約66%、つまり3分の2は掲揚しています。多分、長野県の市町村においては、掲揚率は全国平均よりかなり低いと思われます。その中でも伊那谷は特に低く、飯田下伊那では一つもありません。

あくまでも私の推測ですが、大正デモクラシーと呼ばれた自由主義運動が盛んになった頃、当時の鼎町出身で、後の社会党参議院議員の羽生三七を中心に、飯田下伊那にリベラル・ヤングメンズ・リーグが組織されました。普通選挙を求める運動や、過激社会運動取締法案の反対運動等に関わり、自由青年連盟の秘密組織として若者を中心として

結成されました。後に官憲に一斉摘発されるという事件が起こったわけでございます。

さらに、飯田下伊那地域は、幕末の平田学派の隆盛、明治の自由民権運動に関わる飯田事件、戦中の満蒙開拓団の悲劇の記憶等、国策に翻弄されたり、反体制の姿勢が国からの圧力を受け続けた歴史があります。そのような歴史的な背景から、国旗掲揚は暗黙の了解の中でされてこなかったと考えています。

戦後 80 年、世界の政治、経済、文化は大きく変わろうとしています。我が国も同じです。時代の変遷があろうとも、決して忘れてはならない不易なものの価値観と変わらなければならない価値観と言ってみても、受け取り方はそれぞれの価値観で違います。世界中で人種と宗教の価値観のぶつかり合いから民主主義が機能しなくなり、戦争と殺戮が各地で起きています。連合国が作った国際連合はもはや紛争解決には機能していません。

そのような世界の現状を鑑みると、日本は古くから八百万の神を大切に、万物に宿る神とともに他者の信仰を認める宗教観があり、さらにはお天道様が見ているという道徳観を国民が共有しています。

今こそ世界に向かって欧米の価値観とは質の異なる日本的な価値観を発信し、世界の安定、平和に向けてのリーダーシップを発揮する時を迎えているのではないのでしょうか。

さらには、リニア中央新幹線の開業により、東京・名古屋・大阪のスーパーメガリージョンに組み込まれ、世界に開かれた中核都市として、飯田下伊那が発展するためには、いつまでも国旗に対するネガティブな発想を引きずるよりも、世界基準の国旗に対する敬意を払える国民、村民の資質を育てる環境づくりも大切な要素となるはずだと考えています。

さて、本日、私から提案致します案件は、条例案件 11 件、令和 7 年度補正予算 8 件、一般案件 1 件であります。

特に私から申し上げますと、条例案件では、今年度の人事院勧告に基づく国家公務員給与関係改正法、並びに特別職給与改正法に準じて、一般職員・常勤特別職・議会議員の給与条例改正案等を上程致します。人事院勧告に基づく給与条例改正案については、国家公務員の給与改正法案の閣議決定が 11 月 11 日に行われており、今臨時国会での成立が見込まれますので、本日上程させていただきます。改正給与条例に基づく事務処理については、できれば年内に完了させたいため、本日の御決定をよろしくお願い申し上げます。

次に、補正予算について申し上げます。

一般会計補正予算の第5号補正、介護保険特別会計の第3号補正、水道事業会計第2号補正、下水道事業会計第2号補正につきましては、人事院勧告に伴う人件費の改定に伴う予算の異動を中心に編成していますが、改定後の給与の支払いに柔軟に対応するため、通常の12月補正予算とは切り分けて編成させていただきました。こちらも本日の御決定について、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

一般会計第6号補正につきましては、歳入において、ふるさと納税寄附金と特別交付税の増額を計上。歳出では、ふるさと納税返礼品の不足額、又、定住促進のための住宅用地・住宅取得の補助金、若い世代の住宅取得補助金が今年度も需要が多く、今後の不足が見込まれる額を増額計上させていただきました。

上程案件につきましては、以上概要を申し上げましたが、詳細につきましては、副村長・担当課長より説明を申し上げますので、御審議、御決定を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（平澤恒雄） これより議事に入ります。

=== 日程4 議案審議 ===

◇ 議案第54号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（平澤恒雄） 日程4、議案第54号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題と致します。

議案の朗読は省略し、議案の説明を求めます。

福澤総務課長。

○総務課長（福澤信広） 皆様、おはようございます。

それでは議案第54号、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正の関係について、御説明を申し上げます。

議案書の6ページをお開きいただきます。説明資料を基に概要の説明をさせていただきます。

最初に、改正の要旨であります。令和7年8月に勧告されました人事院勧告に基づいて、現在の臨時国会で成立予定となっております国家公務員給与改正関係法に準拠して、村の一般職の職員の給料表の改定と、期末勤勉手当の支給月数の改定を中心に条例改正を予定したものととなります。

改正条例の概要であります。改正条例の第1条につきましては、給与条例第27条と第30条に規定しております一般職職員の期末勤勉手当の支給月数の改正となります。

令和7年12月の支給月数を期末勤勉手当とともに0.025月分引き上げて、年間の賞与の支給月数を年間の年度間の4.6月から4.65月とさせていただきます。

別表第1、給料表の改定の関係については、給料月額を平均で3.62%引き上げるものとなりますが、若手職員の階層に重点を置きつつ、その他の職員についても昨年を上回る引上げ改定を予定します。

給料表の改定の状況につきましては、10ページから14ページの新旧対照表、又、19ページと20ページのほうには引上げ額を明示した給料表を添付してありますので、確認をお願い致します。

通勤手当の増額見直しにつきましては、現在該当している職員は全体で13人ですが、片道10km以上の通勤手当を200円から最大7,100円までの幅で引き上げます。

改正条例第1条の施行日については、議決後の公布の日とさせていただいて、適用日については期末手当・勤勉手当の支給基準日の令和7年12月1日とします。ただ、給料表と通勤手当の改定については、令和7年4月1日からの遡り適用となります。

次に、改正条例の第2条でございますが、こちらは令和8年度からの対応の規定となります。

最初に、改正条例第1条の期末勤勉手当支給月数の引上げ分0.05月分を6月支給分と12月支給分に均等に振り分けます。そのほかに国の給与改正法に倣って扶養手当のうちの配偶者分この3,000円については廃止。

子供に関わる扶養手当については1,500円増額して、子供一人につき1万3,000円に引上げ。

通勤手当については、改正条例第1条の増額改定に加えまして、片道65km以上についても5km刻みの手当額を新たに設けさせていただきますが、こちらは規則での規定を予定しております。片道65km以上に該当する職員はまずいない状況にありますが、改正人事院規則が示された時点で、国に準じた例規整備を予定させていただきます。

あと最後に、宿日直手当の支給限度額につきましても、現在7,400円が規定されておりますが、人事院勧告に基づき300円の引上げを予定することと致します。

改正条例第2条の施行日・適用日は、令和8年4月1日からとなります。

今年度と来年度の一般職職員の期末勤勉手当の支給月数の変更内容につきましては、7ページに一覧表でまとめさせていただきましたので、御確認をお願いします。

今年度の給与改定に伴う給料、あと賞与の増額影響額は全体で680万円ほどが予定さ

れますが、常勤特別職と議会議員の改定額と合わせてこの後提案します議案第 65 号から議案第 68 号の補正予算に、通常の補正予算と切り分けて計上させていただきましたので、よろしくお願い致します。

今年度につきましても、国の給与改正関係法の成立については、12 月にずれ込んで、成立時期は未定の状況となっております。

今年度の人事院勧告どおりに国家公務員の給与改定を行うことは、11 月 11 日に閣議決定されておりまして、地方公共団体の給与改定の時期については、地域の実情を踏まえて適切に判断して実施するように総務副大臣のほうから通知が発出されておりますので、県内の多くの団体においても、議会の 12 月定例会の開会日に給与改正条例を提案している状況でございます。

当村におきましても、本日、改正案を提案させていただいて御決定いただければ、改定後の賞与の支給率で 12 月の期末勤勉手当を支給して、給料表の改定に伴う差額等については 12 月中に支給したいと考えておりますので、本日の御決定に御配慮をお願いしたいと存じます。

説明は以上となります。よろしくお願い致します。

○議長（平澤恒雄） 議案第 54 号の説明が終わりました。

議案第 54 号に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（平澤恒雄） 特にないようです。

質疑を終結し、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（平澤恒雄） 特にないようです。

討論を終結し、議案第 54 号の採決を行います。

お諮り致します。

議案第 54 号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（平澤恒雄） 御異議なしと認めます。

よって、議案第 54 号は、原案のとおり可決されました。

◇ 議案第 55 号 常勤特別職の職員の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の
制定について

○議長（平澤恒雄） 続いて、日程 5、議案第 55 号、常勤特別職の職員の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題と致します。

議案の朗読は省略し、提案の説明を求めます。

福澤総務課長。

○総務課長（福澤信広） 続きまして、議案第 55 号、常勤特別職の職員の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

2 ページをお開きいただき、説明資料を基にお願い致します。

改正の要旨からまいります。

常勤特別職、村長・副村長・教育長と議会議員の期末手当の支給月数については、国における特別職の職員の給与に関する法律、この法律の規定を準用して、村の条例のほうで規定させていただいておるところです。

先ほど御決定いただきました、一般職の給与条例の一部改正と関連してまいります、今臨時国会において成立予定の特別職給与改正法において、期末手当の支給月数が 0.05 月分引き上げられる予定となっておりますので、常勤特別職の給与条例と議会議員の報酬条例の改正を予定して、一括条例を制定するものとなりますのでお願い致します。

改正条例の概要ですが、改正法の内容に準じて期末手当の年間支給月数を現行の 3.45 月から 3.5 月へ引き上げることと致しますが、改正条例第 1 条と第 3 条については、令和 7 年 12 月の期末手当支給月数を 0.05 月分引き上げて、支給基準日の令和 7 年 12 月 1 日から適用することと致します。

改正条例第 2 条と第 4 条については、令和 8 年度以降に支給する期末手当を改正条例第 1 条と第 3 条の支給月数引上げ分 0.05 月分について、6 月支給分と 12 月支給分に均等に振り分け、それぞれ 0.025 月分引き上げるよう改正致しますが、こちらは来年の 4 月 1 日から施行適用することと致します。

常勤特別職と議会議員の期末手当について、今年度と来年度の支給月数の変更概要につきましては、説明資料の下の部分に一覧表でまとめさせていただきました。参考までに今年度の期末手当支給月数引上げに伴う影響額であります、村の三役の関係で約 12 万 3 千円、議会議員の期末手当の関係で 15 万 3 千円ほどの増額が見込まれます。

この改正条例につきましても、国の特別職の給与改正法の成立以降に施行することが基本であります、一般職の給与改正条例の取扱いに準じて、本日提案させていただき、

御決定いただければ、村の三役については改定後の支給率で期末手当の支給を予定します。

議会議員の皆様の期末手当については、財務会計システムの更新の事情もあって、昨日、改定前の支給率で支払い済みとなっておりますが、率の改定に伴う増額分については、年内の支給を予定して議会事務局において事務処理を進めますので、よろしくお願い致します。

説明は以上となります。御審議、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平澤恒雄） 議案第 55 号に対する提案の説明が終わりました。

議案第 55 号に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（平澤恒雄） 特にないようです。

質疑を終結し、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（平澤恒雄） 特にないようです。

討論を終結し、議案第 55 号の採決を行います。

お諮り致します。

議案第 55 号、常勤特別職の職員の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（平澤恒雄） 御異議なしと認めます。

よって、議案第 55 号は、原案のとおり可決されました。

◇ 議案第 56 号 豊丘村個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（平澤恒雄） 続いて、日程 6、議案第 56 号、豊丘村個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題と致します。

議案の朗読は省略し、提案の説明を求めます。

宮島税務会計課長。

○税務会計課長兼会計管理者（宮島しずか） おはようございます。

議案第 56 号、豊丘村個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について、説明をさせていただきます。

議案書の 5 ページをお開きください。

豊丘村個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の概要でございますが、地方公共団体情報システムの標準化に伴い、村の住民基本台帳に登録されていない方を一般的に「住登外者」と言っておりますが、この住登外者の登録や管理を行う住登外者宛名番号管理機能が共通機能として実装されることとなり、この機能を扱う事務については、「住登外者宛名番号を付番・管理する事務」でございますが、法定事務ではなく個人番号の独自利用事務に該当するため、行政手続きにおける特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき、条例に定める必要があることから、所要の改正をするものとなります。

住登外者の具体例でございますが、村外に住民登録している方が豊丘村に不動産を所有していて、村が固定資産税を課税しているケースや、村外の高齢者・障がい者、介護施設等の入所に伴い、村の被保険者資格を継続しているケース等が当てはまります。

改正については 3 点となります。

1 点目でございます。独自利用事務の追加。

2 点目、庁内連携を行う事務及び情報の追加。

3 点目、村長部局から教育委員会部局へ情報提供を行う事務及び情報の追加を致します。

施行日は公布の日から施行でございます。

御審議をいただき、御決定賜りますようよろしくお願い致します。

説明は以上です。

○議長（平澤恒雄） 議案第 56 号に対する提案の説明が終わりました。

議案第 56 号に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（平澤恒雄） 特にないようです。

質疑を終結し、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（平澤恒雄） 特にないようです。

討論を終結し、議案第 56 号の採決を行います。

お諮り致します。

議案第 56 号、豊丘村個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（平澤恒雄） 御異議なしと認めます。

よって、議案第 56 号は、原案のとおり可決されました。

◇ 議案第 57 号 豊丘村長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

○議長（平澤恒雄） 続いて、日程 7、議案第 57 号、豊丘村長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題と致します。

議案の朗読は省略し、提案の説明を求めます。

福澤総務課長。

○総務課長（福澤信広） それでは、議案第 57 号、豊丘村長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正の関係について、御説明致します。

議案書の 2 ページお開きいただきまして、説明資料を基にお願いします。

最初に改正の趣旨であります。令和 6 年の 6 月に地方自治法の一部改正法が交付されまして、豊丘村長等の賠償責任の一部免責条例における改正地方自治法の引用規定の一部改正を令和 7 年の 3 月議会において行ったところでございますが、改正地方自治法の規定に基づいて、地方自治法施行令の一部改正も行われまして、改正政令については令和 7 年の 7 月に交付となりました。豊丘村の一部免責条例における政令の引用規定についてもこの関係で影響が生じるため、再度一部改正を行うものとなります。

改正条例の要旨ですが、地方自治法施行令の改正政令により、地方税共同機構の収入処理に関する規定が新設されて、地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責の基準を規定する条の繰下げが行われましたので、引用箇所を政令の条ずれを反映させることと致します。

改正条例の施行日は、改正政令の施行日がまだ決まっておりませんので、地方自治法の一部改正法の施行の日とこの条例については規定させていただきました。

説明は以上となります。よろしくお願い致します。

○議長（平澤恒雄） 議案第 57 号に対する提案の説明が終わりました。

議案第 57 号に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（平澤恒雄） 特にないようです。

質疑を終結し、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（平澤恒雄） 特にないようです。

討論を終結し、議案第 57 号の採決を行います。

お諮り致します。

議案第 57 号、豊丘村長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（平澤恒雄） 御異議なしと認めます。

よって、議案第 57 号は、原案のとおり可決されました。

◇ 議案第 58 号 豊丘村憩の家設置条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（平澤恒雄） 続いて、日程 8、議案第 58 号、豊丘村憩の家設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題と致します。

議案の朗読は省略し、提案の説明を求めます。

松村健康福祉課長。

○健康福祉課長（松村幸紀） それでは、議案第 58 号、豊丘村憩の家設置条例の一部を改正する条例につきまして、御説明致します。

議案書の 2 ページを御覧ください。

まず、改正の理由です。

憩の家の部屋の使用料について、豊丘村交流学习センター「ゆめあるて」等のほかの公共施設と使用料の整合を図るため、今回見直しを行うものとなります。

次に、改正の概要ですが、部屋の使用料につきましては、他の公共施設と同額となるよう 1 日が 2,000 円、半日が 1,000 円、夜間が 1,000 円とする内容です。又、冷暖房使用時につきましては、現在の金額に今回の改定額と同額が加算されることになります。

次に、宿泊料ですが、こちらにつきましては、これまで条例に明記がされておられませんので、今回の改正で明記するものになりますが、一人当たりの宿泊料を 2,500 円とするものでございます。

この条例の施行日は、令和 8 年 4 月 1 日を予定しております。

説明は以上となります。御審議いただき、御決定賜りますようお願い致します。

○議長（平澤恒雄） 議案第 58 号に対する提案の説明が終わりました。

ここで議案第 58 号に対する総括的な質疑を行います。総括的な質疑はございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(平澤恒雄) 特にないようです。

総括的な質疑を終結致します。

議案第 58 号、豊丘村憩の家設置条例の一部を改正する条例の制定については、議会運営委員長報告のとおり、社会文教委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(平澤恒雄) 御異議なしと認めます。

よって、議案第 58 号の審査については、社会文教委員会に付託することに決定を致します。

◇ 議案第 59 号 豊丘村福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(平澤恒雄) 続いて、日程 9、議案第 59 号、豊丘村福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例の制定についてを議題と致します。

議案の朗読は省略し、提案の説明を求めます。

松村健康福祉課長。

○健康福祉課長(松村幸紀) それでは、議案第 59 号、豊丘村福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例につきまして、御説明致します。

議案書の 2 ページを御覧ください。

まず、改正の理由です。

障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、以下、障害者総合支援法と申しますが、その法律の改正により、引用している本条例において条ずれが発生したため改正を行うものでございます。

改正の概要です。

障害者総合支援法の第 5 条に新しい内容の第 13 項が追加されまして、以下同条第 28 項までが繰り下がったため、本条例で引用しており影響を受ける箇所 2 カ所について改正を行います。

又、誠に申し訳ございませんが、平成 26 年 4 月と平成 30 年 4 月施行の障害者総合支援法の一部改正がされた際に、当該引用の箇所についての改正がなされなかったため、

その内容も反映する形で今回の改正で対応をさせていただきたいと考えております。

この条例の施行日は公布の日とし、適用日は令和7年10月1日を予定しております。
なお、条例改正に不備はございましたけれども、福祉医療給付システムを使用した当該給付金の支給につきましては、正しく処理されておりますので申し添えます。

説明は以上となります。御審議をいただき、御決定賜りますようよろしくお願い致します。

○議長（平澤恒雄） 議案第59号に対する提案の説明が終わりました。

議案第59号に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（平澤恒雄） 特にないようです。

質疑を終結し、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（平澤恒雄） 特にないようです。

討論を終結し、議案第59号の採決を行います。

お諮りします。

議案第59号、豊丘村福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（平澤恒雄） 御異議なしと認めます。

よって、議案第59号は、原案のとおり可決されました。

◇ 議案第60号 豊丘村家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（平澤恒雄） 続いて、日程10、議案第60号、豊丘村家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題と致します。

議案の朗読は省略し、提案の説明を求めます。

木村子ども課長。

○子ども課長（木村由紀） お願い致します。

議案第60号、豊丘村家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、説明させていただきます。

3ページの説明資料を御覧ください。

改正の趣旨です。

児童福祉施設の運営に関する基準を定める内閣府令の改正が行われ、利用乳幼児に対する健康診断の全部又は一部を行わないことができる場合を追加する改正となり、従来は児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断が行われた場合のみだったところ、新たに母子保健法に基づく乳幼児健診が行われた場合を追加されたものとなります。

改正条例の要旨ですが、母子保健法に基づく乳幼児の健康診査の内容が、保育所等の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、該当となる健康診断の全部又は一部を行わないことができることとなります。

家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し、利用開始時の健康診断、一年に2回の健康診断を行わなければならないとしているところを、これまでは児童相談所等において、利用開始前に行われた健康診断が利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められる場合においては、利用開始時にそれらを行わないことができるとしていましたが、これに加え、母子保健法に定める健康診査が行われ、利用開始時の健康診断、定期の健康診断の全部又は一部に相当すると認められる場合においては、利用開始時のそれらの健康診断等は行わなくてもよいというものになります。

第48条第1項につきましては、文中において「市長」と誤って記していたものを「村長」に改めるものです。

この条例の施行日は、公布の日からとさせていただきます。

説明は以上です。御審議いただき、御決定賜りますようお願い致します。

○議長（平澤恒雄） 議案第60号に対する提案の説明が終わりました。

議案第60号に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

壬生眞由美議員。

○4番（壬生眞由美） 内容はよく分かったんですけど、現状では健康福祉課で行っている乳幼児健診と保育園でも別個に健診を、豊丘村村内の保育園の状況、あと健康福祉課の試みとしてはそれぞれ独立して実施していると理解していいのかっていうのを1点と、この条例が施行されてからは、保育園での健康診断をしなくて済むようになるっていうふうに理解しているんですが、その場合、保護者への周知とかはどのようなことをする。例えば、上のお子さんがおる保護者であれば、どうしてっていうようなこと出るんですけど、その周知、具体的にお考えがあれば教えていただきたいと思います。

○議長（平澤恒雄） 木村子ども課長。

○子ども課長（木村由紀） お願い致します。

まず、現在の健康診断についてお願い致します。

この条例に関しましては、新たな保育施設入園に関して、これまで行ってきた健康診断が、入園の際に適用することもできるという内容のものになります。ですので、現在行っております保健師が行っている母子保健法に基づく乳幼児の健康診断は、それとは別で今後も同じように行っていくものになります。

又、保育園のほうでも毎月、身長、体重、それから6月、11月は胸囲のほうも測っておるんですけども、あとそれに加えた内科検診、歯科検診等も行っていますが、それらも保育園の健康診断としてこれからも続けてまいります。

それと、こういうことが決まってきて、園の健診はしないのかということでしたけれども、保育園のほうの健康診断は国からは年に2回の定期健康診断を行うようにというふうに義務付けられております。年に2回ではなくて、園としましては毎月健康診断を行っておるのですけれども、それらも引き続き同じように行ってまいります。

以上です。お願い致します。

○議長（平澤恒雄） ほかに質疑ございますか。

（「なし」との声あり）

○議長（平澤恒雄） ほかに特にはないようです。

質疑を終結し、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（平澤恒雄） 特にはないようです。

討論を終結し、議案第60号の採決を行います。

お諮り致します。

議案第60号、豊丘村家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（平澤恒雄） 御異議なしと認めます。

よって、議案第60号は、原案のとおり可決されました。

◇ 議案第61号 豊丘村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（平澤恒雄） 続いて、日程11、議案第61号、豊丘村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを

議題と致します。

議案の朗読は省略し、提案の説明を求めます。

木村子ども課長。

○子ども課長（木村由紀）　引き続きまして、議案第 61 号、豊丘村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、説明させていただきます。

2 ページの説明資料を御覧ください。

改正の趣旨になります。

児童福祉法の改正が行われ、保育所等における虐待に関する通報の義務の創設がされました。この改正に伴い、認定こども園法において、入園児虐待の防止に係る規定が創設されたため、当村においても該当条文の一部を追加するものです。

改正条例の要旨ですが、第 25 条の改正につきましては、児童福祉法第 33 条の 12 第 2 項及び第 3 項が新設されたため、第 33 条の 10 第 1 項と表記します。

又、入園児虐待に当たる行為は、幼保連携型認定こども園や幼稚園については、それぞれ認定こども園法第 27 条の 2 第 1 項各号、学校教育法第 28 条第 2 項において準ずる認定こども園法第 27 条の 2 第 1 項各号で定められるため、これを追加するものです。

この条例の施行日は、公布の日からとさせていただきます。

説明は以上です。御審議、御決定賜りますようお願い致します。

○議長（平澤恒雄）　議案第 61 号に対する提案の説明が終わりました。

議案第 61 号に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

井原康明議員。

○9 番（井原康明）　1 点お伺いします。

この条例に関しては全体的にはいいと思いますが、新旧のほうの中で、新のほうに「保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為」という文言があります。この「有害を与える行為」というその定義っていうのは、今、定められておるのか。今後この条例に基づいて新たにそういったものを設定していくのか。その辺お聞きしたいと思います。

○議長（平澤恒雄）　木村子ども課長。

○子ども課長（木村由紀）　お願い致します。

今、御質問いただきました定義につきましては、児童福祉法、又認定こども園法のほうでも定義をされております。

お願いします。

○議長（平澤恒雄） ほかに質疑ございますか。

（「なし」との声あり）

○議長（平澤恒雄） ほかに特にないようです。

質疑を終結し、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（平澤恒雄） 特にないようです。

討論を終結し、議案第 61 号の採決を行います。

お諮りします。

議案第 61 号、豊丘村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（平澤恒雄） 御異議なしと認めます。

よって、議案第 61 号は、原案のとおり可決されました。

◇ 議案第 62 号 豊丘村火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（平澤恒雄） 続いて、日程 12、議案第 62 号、豊丘村火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題と致します。

議案の朗読は省略し、提案の説明を求めます。

福澤総務課長。

○総務課長（福澤信広） それでは、議案第 62 号、豊丘村火入れに関する条例の一部改正の関係について、御説明致します。

議案書の 2 ページの説明資料を基にお願い致します。

改正の趣旨でございますが、今年の 2 月に発生しました、岩手県大船渡市の大規模林野火災を受けまして、総務省消防庁のほうで火災警報に加える形で、林野火災注意報、この注意報の新設が検討されて火災予防条例の改正例、改正準則が示されましたので、南信州広域連合においても 11 月 28 日の広域連合議会で、火災予防条例の一部改正が可決されたところであります。

この改正によって、気象状況が林野火災の予防上において注意を要するときは、広域連合長が林野火災注意報を発令することができることとなりました。広域連合の火災予

防条例の改正に伴いまして、当村の火入れに関する条例についても、林野火災注意報の新設によって影響を受ける箇所がありますので、一部改正を予定したものでございます。

改正条例の要旨ですが、火入れに関する条例における火入れの中止に関する規定において、林野火災注意報の発令の関係を追加することと致します。又、現在の火入れに関する条例の規定において、気象庁が発表する注意報、警報の種類も現状に合っていない部分がありますので、併せて今回改正することと致しました。

改正条例の施行日については、広域連合の改正火災予防条例の施行日と合わせて、令和8年1月1日とさせていただきます。

説明は以上となります。よろしくお願い致します。

○議長（平澤恒雄） 議案第62号に対する提案の説明が終わりました。

ここで議案第62号に対する総括的な質疑を行います。総括的な質疑はございますか。
井原康明議員。

○9番（井原康明） ちょっと解釈の点でお聞きしたいと思います。

まず、火入れということなので幅広く捉えちゃっているんですが、ここではあくまでも林野に関する対象ということで、例えば例としては地区で竹林の整備を林野に近いところでやるとかいうようなときに、当然消防署には通知をしますし、そのときにも村長の許可がいるということだと思えるんですけども、通常の火災っていうのは、焚き火からでも起きること重々あるわけですし、通常考えると一般の方も焚き火する場合は署に届けるとか、あるいはどんど焼きもそうですけれども、村とか消防署に届けるということやっているわけですけども、ここで言うのはあくまでも林野に近いところでの火入れというか、その火をつけてなんか土手焼きをするだとか、竹林整備のカスを燃やすだとか、そういった行為についての条例という、そういう捉え方でいいのか。

○議長（平澤恒雄） 福澤総務課長。

○総務課長（福澤信広） この火入れに関する条例というのは、森林法という法律に基づいて各市町村で制定されている状況にございます。

それで森林法に基づいて市町村長の許可を受けて行わなければならない火入れの種類というのが、森林法においては造林のための地ごしらえ、あと開墾の準備、害虫の駆除、あと焼き畑回り、この辺が森林法では許可がいる火入れの種類と定められておりますので、当村においてはあまりこの火入れの許可っていう手続きは今まで多分例がないようではあります。消防署のほうには焚き火許可の火入れ届っていうものは現状出されておりますけれども、線を引くとすれば、今言った種類については市町村長の許可ってい

う考え方でいいかと思います。

○9番（井原康明） 分かりました。

○議長（平澤恒雄） そのほか質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（平澤恒雄） ほかに特にはないようです。

総括的な質疑を終結致します。

議案第62号、豊丘村火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定については、議会運営委員長報告のとおり総務産建委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（平澤恒雄） 御異議なしと認めます。

よって、議案第62号の審査については、総務産建委員会に付託することに決定致します。

◇ 議案第63号 豊丘村下水道事業運営協議会条例を廃止する条例の制定について

◇ 議案第64号 豊丘村水道事業運営協議会条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（平澤恒雄） 続いて、日程13、議案第63号、豊丘村下水道事業運営協議会条例を廃止する条例の制定について、及び日程14、議案第64号、豊丘村水道事業運営協議会条例の一部を改正する条例の制定についての2件を一括議題と致します。

議案の朗読は省略し、提案の説明を求めます。

唐澤建設環境課長

○建設環境課長（唐澤 晃） それでは、議案第63号、豊丘村下水道事業運営協議会条例を廃止する条例の制定と、議案第64号、豊丘村水道事業運営協議会条例の一部を改正する条例の制定につきまして、説明を致します。

現在、水道事業、下水道事業それぞれの事業ごとに円滑な運営を図るために運営協議会が設置されております。運営協議会では、それぞれの事業の経営、施設の改善・強化及び将来計画に関する事項やその他重要な事項について協議を行っていただいております。

水道事業では、令和3年度から耐用年数を経過し、老朽化した水道管を耐震性に優れた水道管に入替える大規模な更新工事を行っております。又、下水道事業では、下水道管も数年後には耐用年数を超え始め、更新工事を同時に行うことが想定され、関連性が

高まってまいります。このようなことから、水道事業と下水道事業に関する協議を同時に行えるよう統合をしたいというものです。協議会の委員は、水道事業及び下水道事業の加入者と合併処理浄化槽の設置者で組織をします。

以上のことから、議案第 63 号では、豊丘村下水道事業運営協議会条例を廃止し、議案第 64 号で豊丘村水道事業運営協議会条例を豊丘村上下水道事業運営協議会条例に改めたいというものです。

この 2 件の改正条例の施行日は、令和 8 年 4 月 1 日を予定しております。

説明は以上です。御審議を賜り、御決定いただけますようお願い致します。

○議長（平澤恒雄） 議案第 63 号及び 64 号に対する提案の説明が終わりました。

これより議案ごとに審議を致します。

最初に、議案第 63 号に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（平澤恒雄） 特にないようです。

質疑を終結し、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（平澤恒雄） 特にないようです。

討論を終結し、議案第 63 号の採決を行います。

お諮りします。

議案第 63 号、豊丘村下水道事業運営協議会条例を廃止する条例の制定について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（平澤恒雄） 御異議なしと認めます。

よって、議案第 63 号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第 64 号に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（平澤恒雄） 特にないようです。

質疑を終結し、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（平澤恒雄） 特にないようです。

討論を終結し、議案第 64 号の採決を行います。

お諮り致します。

議案第 64 号、豊丘村水道事業運営協議会条例の一部を改正する条例の制定について、
原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長（平澤恒雄） 御異議なしと認めます。

よって、議案第 64 号は、原案のとおり可決されました。

◇ 議案第 65 号 令和 7 年度豊丘村一般会計補正予算第 5 号

◇ 議案第 66 号 令和 7 年度豊丘村介護保険特別会計補正予算第 3 号

◇ 議案第 67 号 令和 7 年度豊丘村水道事業会計補正予算第 2 号

◇ 議案第 68 号 令和 7 年度豊丘村下水道事業会計補正予算第 2 号

○議長（平澤恒雄） 続いて、日程 15、議案第 65 号、令和 7 年度豊丘村一般会計補正予算第 5 号、日程 16、議案第 66 号、令和 7 年度豊丘村介護保険特別会計補正予算第 3 号、日程 17、議案第 67 号、令和 7 年度豊丘村水道事業会計補正予算第 2 号、日程 18、議案第 68 号、令和 7 年度豊丘村下水道事業会計補正予算第 2 号、以上 4 件を一括議題と致します。

議案の朗読は省略し、提案の説明を求めます。

福澤総務課長。

○総務課長（福澤信広） それでは、議案第 65 号から議案第 68 号まで、私のほうで一括して提案の説明をさせていただきます。

最初に議案第 65 号、豊丘村一般会計補正予算第 5 号の関係について、お願い致します。

一般会計の第 5 号補正については、総額に変更はございません。議案の第 54 号と第 55 号の一般職と常勤特別職の給与改正条例、あと議会議員の報酬条例の改正の規定に基づいて、増額が必要となった人件費を追加しております。又、併せて、年度中に退職した職員の人件費の減額も調整させていただいております。

議案書の 3 ページをお開きいただきまして、事項別明細書の総括表で概要を説明致しますが、1 款の議会費から 10 款の教育費まで、給与改定に伴う増額と退職職員に係る減額を計上して、一般職、常勤特別職、議会議員の人件費の関係の増額が合計で 737 万 6 千円となりますが、同額を予備費から減額して総額の調整をとることとさせていただきました。

次に、議案第 66 号、介護保険特別会計の補正予算第 3 号についてお願い致します。

介護保険の特別会計の第3号補正につきましても総額に変更はございません。人事院勧告に基づく給与改定に関する人件費、介護保険系の職員1名分について増額を計上し、予備費の減額で総額を調整させていただいております。

続きまして、議案第67号、水道事業会計の補正予算第2号についてお願いします。

こちらは収益的支出の第1款の水道事業費用のほうに上下水道係2名分の給与改定に関する人件費を追加させていただきます。

続いて、議案第68号、下水道事業会計の補正予算第2号、こちらも収益的支出の第1款の下水道事業費用のほうに、上下水道係のうちの2名分の人件費を追加させていただいたというものでございます。

それぞれの議案書の最終ページのほうに、今回の補正予算に関する給与費明細書というものを載せてありますので、増減額の内容について御確認いただければと思います。

あと、水道事業会計と下水道事業会計については、公営企業会計となりますので、給与費明細書の増額と予算計上額に来年度の賞与や共済費の引当金分、この金額について若干の相違が生じておりますので、御承知おきいただきたいと思います。

4件の説明は以上となります。よろしくお願い致します。

○議長（平澤恒雄） ただいま、議案第65号から68号まで、4件の提案の説明が終わりました。

これより議案ごとに審議を行います。

最初に、議案第65号に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（平澤恒雄） 特にないようです。

質疑を終結し、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（平澤恒雄） 特にないようです。

討論を終結し、議案第65号の採決を行います。

お諮り致します。

議案第65号、令和7年度豊丘村一般会計補正予算第5号を、原案のとおり可決することと御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（平澤恒雄） 御異議なしと認めます。

よって、議案第65号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第 66 号に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（平澤恒雄） 特にないようです。

質疑を終結し、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（平澤恒雄） 特にないようです。

討論を終結し、議案第 66 号の採決を行います。

お諮り致します。

議案第 66 号、令和 7 年度豊丘村介護保険特別会計補正予算第 3 号を、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（平澤恒雄） 御異議なしと認めます。

よって、議案第 66 号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第 67 号に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（平澤恒雄） 特にないようです。

質疑を終結し、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（平澤恒雄） 特にないようです。

討論を終結し、議案第 67 号の採決を行います。

お諮り致します。

議案第 67 号、令和 7 年度豊丘村水道事業会計補正予算第 2 号を、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（平澤恒雄） 御異議なしと認めます。

よって、議案第 67 号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第 68 号に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（平澤恒雄） 特にないようです。

質疑を終結し、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（平澤恒雄） 特にないようです。

討論を終結し、議案第 68 号の採決を行います。

お諮り致します。

議案第 68 号、令和 7 年度豊丘村下水道事業会計補正予算第 2 号を、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（平澤恒雄） 御異議なしと認めます。

よって、議案第 68 号は、原案のとおり可決されました。

ここで休憩とします。

再開は 10 時 40 分とし、暫時休憩と致します。

休 憩 午前 10 時 26 分

再 開 午前 10 時 40 分

○議長（平澤恒雄） 休憩を閉じ、引き続き会議を続けることと致します。

◇ 議案第 69 号 令和 7 年度豊丘村一般会計補正予算第 6 号

◇ 議案第 70 号 令和 7 年度豊丘村介護保険特別会計補正予算第 4 号

◇ 議案第 71 号 令和 7 年度豊丘村水道事業会計補正予算第 3 号

◇ 議案第 72 号 令和 7 年度豊丘村下水道事業会計補正予算第 3 号

○議長（平澤恒雄） 日程 19、議案第 69 号、令和 7 年度豊丘村一般会計補正予算第 6 号、日程 20、議案第 70 号、令和 7 年度豊丘村介護保険特別会計補正予算第 4 号、日程 21、議案第 71 号、令和 7 年度豊丘村水道事業会計補正予算第 3 号、日程 22、議案第 72 号、令和 7 年度豊丘村下水道事業会計補正予算第 3 号、以上 4 件を一括議題と致します。

議案の朗読は省略し、順次、提案の説明を求めます。

最初に、議案第 69 号、令和 7 年度豊丘村一般会計補正予算第 6 号の説明を求めます。

菅沼副村長。

○副村長（菅沼康臣） それでは、議案第 69 号、令和 7 年度豊丘村一般会計補正予算第 6 号につきまして、御提案申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 2 億 6,746 万 4 千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 64 億 9,035 万 1 千円とするものでございます。

それでは御説明を致しますので、まず歳出からお願いします。

積算基礎資料の2ページを御覧ください。ここでは、特徴的なものを主体に御説明させていただきますと存じます。よろしくお願いします。

まず、行番号で3番の総務費、一般管理経費の還付金60万円は、確定申告の更正の請求や還付申告に伴う還付金の不足見込額を追加するものです。

4番からの情報システム管理事業ですが、4番のシステム機器公開業務委託料のうち、200万円の不用額減額は入札差金です。

6番、グループウェアクラウドシステム構築の不用額170万円の減額も入札差金等によるものです。

7番、ガバメントクラウドにつきましては、6月補正で概要の御説明をしたところでございますが、利用料につきまして接続内容の見直しによりまして700万円減額になります。

9番のふるさと納税経費の消耗品費3,000万円は、送料を含む、お礼品代の不足見込額の追加をお願いします。

11番、12番の移住定住事業は、定住促進のための住宅用地取得・住宅新築等助成金に600万円、又、若い世代の住宅取得補助金に500万円、それぞれ不足見込額の追加をお願い致します。

14番の商工費事業ですが、地域おこし協力隊員になる前に、交流や活動の体験ができます2泊3日程度のお試し協力隊制度がありまして、その受入れ業務委託料100万円をお願い致します。この今回の募集対象は観光振興業務でございます。なお、お試し協力隊経費につきましても、地域おこし協力隊と同様に特別交付税措置がされます。

15番からの賦課徴収一般経費のうち、19番までの需要費は、国が進めております、今年度末を期限としている地方公共団体の基幹業務システム標準化移行が間に合いませんので、税システムについては、次年度の令和8年9月に延期になりましたため、既計上の用紙代合計で177万円を減額するものでございます。

次は大きく26番に飛びます。民生費の障がい者自立支援給付費事業経費は、介護給付費及び訓練等給付費の増加のため、不足見込額1,400万円を追加するものです。

ページをおめくりいただきまして、3ページをお願い致します。

40番、農業振興経費の農業総合振興事業補助金ですが、認定農業者確保経営支援事業等補助金について、申請者の増加のために500万円の追加をお願い致します。

42番の中山間地域農業直接支払は、村内に13あります集落協定につきまして、国の

制度の中で今年度新規に盛り込まれ、当村におきましても取り組みました、集落協定間での活動の連携を図るネットワーク化に係る、交付金加算分 450 万円の追加をお願いします。

44 番の土木費の道路維持補修工事経費は、橋梁の長寿命化に係る堀越の公事免橋の橋梁補修設計業務委託料 600 万円の追加をお願いします。

47 番の住宅団地造成事業は、八王子宅地造成に係る分筆測量と、市ノ沢公営住宅用地の地形測量の委託料、合計で 105 万円の追加をお願い致します。

49 番の公園維持管理経費の工事請負費は、りんごっ子公園の立ち木伐採や安全柵設置等、りんごっ子公園の改修事業に係る関連工事費 500 万円の追加をお願いします。

52 番の消防費、防災関係一般経費の工事請負費は、地藏道、林原の慈恵園、中部の寺沢橋横の 3 カ所の消火栓更新工事、合計で 550 万円の追加をお願い致します。

54 番の教育費、南小学校学校経費ですが、南小学校の金管バンドが、2026 全国小学校管楽器合奏フェスティバル東日本大会に出場が決まりました。この大会は、来年の 2 月 14 日に埼玉県川越市で開催されます。その大会参加バス借上料 33 万円の追加をお願い致します。

次に、56 番と 57 番の農地農業用施設災害復旧費（補助）ですが、堀越切山沢の農地災害に係る測量設計積算委託料 30 万円及び災害復旧工事請負費 200 万円の追加をお願いします。

最後に、58 番予備費は、歳入と歳出の調整により 1 億 8,629 万 7 千円の増額となります。

続きまして、歳入について御説明を致します。

1 ページをお開きください。こちら、特徴的なものを御説明させていただきたいと存じます。

まず、行番号 1 番の地方交付税は、特別交付税 12 月交付分の見込額 1 億円を追加するのです。

次は 12 番へ飛びますが、寄附金はふるさと納税寄附金額を 1 億 5,000 万円増額するものです。補正後の金額は 9 億 5,000 万円となります。

ここで、議案書の 3 ページを御覧ください。

翌年度に繰越して使用することができる経費としまして、こちらの第 2 表繰越明許費のとおり、工期が次年度にまたがる予定の勝負平クラインガルテン整備事業費 3 億 1,695 万 8 千円をはじめ、ここにあります 4 事業をお認めいただきますようによろしくお願い

致します。

以上、議案第 69 号、令和 7 年度豊丘村一般会計補正予算第 6 号の提案説明を申し上げました。

御審議、御決定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（平澤恒雄） 続いて、議案第 70 号、令和 7 年度豊丘村介護保険特別会計補正予算第 4 号について、説明を求めます。

松村健康福祉課長。

○健康福祉課長（松村幸紀） それでは、議案第 70 号、令和 7 年度豊丘村介護保険特別会計補正予算第 4 号につきまして、御説明致します。

本件は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 80 万 8 千円を追加し、総額をそれぞれ 9 億 6,767 万 6 千円とするものです。

それでは積算基礎の 4 ページをお開きください。

初めに歳出です。

歳出のナンバー 1、介護予防住宅改修費の増による負担金の不足額を補正するものでございます。

ナンバー 2 の主任ケアマネ業務等負担金は、社会福祉協議会から派遣いただいている主任ケアマネージャーの異動に伴いまして、不足額を補正するものでございます。

ナンバー 3 の予備費は、14 万 2 千円を減額して歳入歳出の調整をするものでございます。

続きまして、歳入です。

ナンバー 1 からナンバー 4 につきましては、ただいま申し上げました歳出の介護予防住宅改修費の増に対応する国・県の負担金、社保支払基金からの交付金及び村の一般会計からの繰入金を増額するものでございます。

又、ナンバー 5 につきましては、主任ケアマネの異動に伴う増に対応する村の一般会計からの繰入金を増額するといったものでございます。

説明は以上です。御審議、御決定賜りますようよろしくお願い致します。

○議長（平澤恒雄） 続いて、議案第 71 号、令和 7 年度豊丘村水道事業会計補正予算第 3 号、及び、議案第 72 号、令和 7 年度豊丘村下水道事業会計補正予算第 3 号について、説明を求めます。

唐澤建設環境課長。

○建設環境課長（唐澤 晃） それでは、議案第 71 号、令和 7 年度豊丘村水道事業会計補正予

算第3号につきまして、御説明を致します。

第1条、総則。

令和7年度豊丘村水道事業会計補正予算第3号は、次に定めるところによる。

第2条、収益的収入及び支出の補正。

令和7年度豊丘村水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入の第1款、水道事業収益は、補正予定額550万円を追加し、2億1,988万4千円にするものです。

支出の第1款、水道事業費用は、補正予定額550万円を追加し、2億1,485万4千円にするものです。

2ページを御覧ください。

第3条、資本的収入及び支出の補正。

予算第4条、本文括弧中「不足する額3,391万8千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,924万3千円及び過年度損益勘定留保資金1,467万5千円で補填するものとする。」を「不足する額4,171万8千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,756万2千円及び可年度損益勘定留保資金415万6千円で補填するものとする。」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

収入の第1款、資本的収入は、補正予定額2億2,760万円を追加し、4億7,132万2千円にするものです。

支出の第1款、資本的支出は、補正予定額2億3,540万円を追加し、5億1,304万円にするものです。

第4条、企業債の補正。

予算第5条で定めた起債の限度額を次のように改める。表中の限度額を2億570万円から3億9,940万円に改める。

第6条、支出負担行為。

支出負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は次のとおりと定める。

事項、新伴野配水池、導・配水管の測量試験業務委託、及び詳細設計業務委託。

期間は令和8年度。限度額は1,870万円。

事項、水道施設更新事業の水道管更新工事、給水管布設替工事、アスファルトの本復旧工事。期間は令和8年度。限度額2億1,670万円。

令和7年12月4日提出。

豊丘村長、下平喜隆というものです。

積算基礎の 5 ページを御覧ください。

収益的支出から説明します。

ナンバー 1 の中部の消火栓につきまして、頭部が錆びてしまい使用しづらい状況であるため更新を行います。地蔵堂と林原は、道路の修繕工事により支障になる消火栓を移設します。合計 3 基分の工事請負費 550 万円を追加するものです。

続きまして、収益的収入を説明します。

ナンバー 1 の受託工事収益は、支出で説明した消火栓を設置した費用について、受託工事収益として 550 万円を追加するものです。

続きまして、資本的支出を説明します。

ナンバー 2 からナンバー 4 は、令和 8 年度に実施を予定していた工事等について、国の令和 7 年度の補正予算に採択される見込みとなったため、前倒しをして実施をしたいというものです。

ナンバー 2 とナンバー 3 は、伴野原に移設する新伴野配水池への導水管・配水管の測量業務と詳細設計業務の費用をそれぞれ 440 万円と 1,430 万円を追加するものです。

ナンバー 4 は、伴野区民会館周辺と小園地区の水道管更新工事と、令和 7 年度に実施した県道のアスファルト舗装を本復旧する工事費として 2 億 1,670 万円を追加するものです。

続きまして、資本的収入を説明します。

ナンバー 2 とナンバー 3 は、支出で説明した新伴野配水池と水道管更新工事について、企業債 1 億 9,370 万円と国庫補助金 3,390 万円を追加するものです。

以上、水道事業会計補正予算第 3 号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第 72 号、令和 7 年度豊丘村下水道事業会計補正予算第 3 号につきまして、御説明致します。

第 1 条、総則。

令和 7 年度豊丘村下水道事業会計の補正予算第 3 号は、次に定めるところによる。

第 2 条、収益的支出の補正。

令和 7 年度豊丘村下水道事業会計補正予算第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出の第 1 款、収益的支出は、補正予定額 226 万円を追加し、2 億 8,448 万 3 千円にするものです。

第3条、資本的収入の補正。

令和7年度豊丘村下水道事業会計予算第4条に定めた資本的収入の予定額を次のとおり補正する。

収入の第1款、資本的収入は、補正予定額100万円を追加し、2億2,748万5千円にするものです。

令和7年12月4日提出。

豊丘村長、下平喜隆というものです。

積算基礎の5ページ下段を御覧いただきたいと思います。

収益的支出から説明します。

ナンバー1の修繕費は、県道伊那生田飯田線の旧毛涯商店付近の2つのマンホールの蓋とマンホール周辺のアスファルト舗装に損傷が生じたため、修繕工事を実施するための費用110万円を追加したいというものです。

ナンバー2の工事請負費は、豊丘浄化センターの汚水を貯水槽から曝気槽に汲み上げるポンプの電気系統に支障が出てしまったため、対策工事を行うための費用110万円を追加したいというものです。

ナンバー3は、職員の出張旅費の不足する額6万円を追加したいというものです。

続きまして、資本的収入について説明します。

ナンバー1の建設改良等企業債は、下水道処理場において照明のLED化工事を実施しておりますが、工事請負費が増額となったため、100万円を追加したいというものです。

以上、下水道事業会計補正予算第3号の説明とさせていただきます。

御審議を賜り、御決定いただけますようお願い致します。

○議長(平澤恒雄) ただいま議案第69号から議案第72号までの提案の説明が終わりました。

ここで4件に対する総括的な質疑を行います。総括的な質疑はございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(平澤恒雄) 特にないようです。

議案第69号・70号・71号・72号の4件につきましては、議会運営委員長の報告のとおり、予算決算委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(平澤恒雄) 御異議なしと認めます。

よって、議案第69号、令和7年度豊丘村一般会計補正予算第6号、議案第70号、令

和 7 年度豊丘村介護保険特別会計補正予算第 4 号、議案第 71 号、令和 7 年度豊丘村水道事業会計補正予算第 3 号、議案第 72 号、令和 7 年度豊丘村下水道事業会計補正予算第 3 号の以上 4 件の審査につきましては、予算決算委員会に付託することに決定致します。

◇ 議案第 73 号 損害賠償の額の決定について

○議長（平澤恒雄） 続いて、日程 23、議案第 73 号、損害賠償の額の決定についてを議題と致します。

議案の朗読は省略し、提案の説明を求めます。

福澤総務課長。

○総務課長（福澤信広） それでは、議案第 73 号、損害賠償の額の決定について、御説明致します。

地方自治法の規定に基づいて、この後、説明します内容により、損害賠償の額を定めましたので、議会の議決をお願いするものとなります。

事故の概要、損害賠償の額、相手方等について御説明致します。

事故の発生年月日については、令和 7 年の 8 月 3 日日曜日の午前 10 時 30 分くらい。
事故の種類については、村有林からの倒木による車両の損壊事故。

場所につきましては、林原多目的広場テニスコート奥の駐車場となります。

損害賠償の額については、111 万 9,070 円。相手方については、ここに記載のとおり
の神稲にお住まいの村民の方となります。

事故の発生の状況について、若干補足させていただきますが、林原の多目的広場駐車場に車両を駐車していたところ、村民体育館側の村有林から倒木が発生してしまいまして、車両を損壊させたものとなります。前日 8 月 3 日の前日 2 日の土曜日に駐車場のほうへ車両を駐車したまま相手方の方、帰宅されまして、翌日、車両を自宅に移動させるために多目的広場のほうに出向いたところ、倒木による車両の破損を確認したというところで、損害賠償事故となったものでございます。

その他の参考事項としまして、損害賠償金の対応等について申し上げますが、賠償金の全額については、全国町村会の総合賠償補償保険により対応予定となっております、その保険の代理店の損保ジャパンにおいて現在手続きをとっております。

事故に遭った車両が外車でありましたので、国外から部品を調達するような状況があったりして、修理に長期間を要しておりました。それでやっと 11 月末に修理が完了して、修理に要した費用とレンタカー費用を賠償することとしたものであります。

ちなみに車両の修理費用が 84 万円、レンタカーの費用が 28 万弱と、そんな状況となりました。

この金額につきましては、全額保険の対象となりますので、損保ジャパンのほうから修理事業者とレンタカー業者のほうに直接支払うように事務手続きを進めさせていただきます。

説明は以上となります。御審議、御決定賜りますようよろしくお願い致します。

○議長（平澤恒雄） 議案第 73 号に対する提案の説明が終わりました。

議案第 73 号に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（平澤恒雄） 特にないようです。

質疑を終結し、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（平澤恒雄） 特にないようです。

討論を終結し、議案第 73 号の採決を行います。

お諮り致します。

議案第 73 号、損害賠償の額の決定について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（平澤恒雄） 御異議なしと認めます。

よって、議案第 73 号は、原案のとおり可決されました。

=== 日程 24 陳情・請願 ===

◇ 陳情第 1 号 診療報酬・介護報酬及び障害福祉サービス等報酬 10%以上の引き上げを求める陳情

○議長（平澤恒雄） 続いて、日程 24、陳情第 1 号、診療報酬・介護報酬及び障害福祉サービス等報酬 10%以上の引き上げを求める陳情を議題と致します。

本件は、豊丘村河野 7744 番地 1、高島 彩さんからの陳情であります。

ここで本件について総括的な質疑を行います。答弁者はおりませんので委員会で受け取っていただきたいと存じます。

総括的な質疑はございますか。

（「なし」との声あり）

○議長（平澤恒雄） 特にないようです。

陳情第1号は、議会運営委員長報告のとおり、社会文教委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（平澤恒雄） 御異議なしと認めます。

よって、陳情第1号、診療報酬・介護報酬及び障害福祉サービス等報酬10%以上の引き上げを求める陳情につきましては、この審査を社会文教委員会に付託することに決定致します。

◇ 請願第4号 本山へヒ素を含む要対策土を置く J R 東海の計画変更を求める請願

○議長（平澤恒雄） 続いて、日程25、請願第4号、本山へヒ素を含む要対策土を置く J R 東海の計画変更を求める請願についてを議題と致します。

本請願は、豊丘村の水を守る会、豊丘村神稲7558番地、栗澤左門さん、及び、豊丘村神稲7842番地、原章さんからの請願であります。

紹介議員は、吉川明博議員、前沢光昭議員、唐澤健議員でございます。

紹介議員1名より、自席にて提案の説明を求めることと致します。

唐澤健議員。

○7番（唐澤 健） 請願の朗読をもって代えたいと思います。

請願事項は、本山リニア発生度置き場に環境基準値を超えるヒ素を含む要対策土を置く J R 東海の計画は大変危険です。将来にわたって村民にとって危険のない計画へ変更することを J R 東海並びに村へ要請する決議を求めます。

請願理由。

1. 水源地に要対策土を置く計画は村民が使う大切な水を危険にするものです。

2025年10月、J R 東海は環境保全計画を更新し、本山発生土置き場へ要対策土を搬入する方針を示しました。本山発生土置き場は、更新前の環境保全計画において、2021年6月「土壤汚染対策法に基づく土壤溶出量基準を超える自然由来の重金属を含む発生土は搬入しない」と明記されたことを前提に、県の審議会を経て「水源涵養保安林指定」が解除されたものです。

ヒ素は、日本では飲料水の0.01mg/L環境基準値として設定していますが、これは暫定基準で、ごく微量でも発がん性があるため、この値よりできるだけ少なくすることが最近の通説です。村の水道水の96%は山のほうから流れてきて下段の井戸で汲み上げ

ている地下水です。水源地に位置する本山発生土置き場に搬入された要対策土からヒ素が漏出すれば水道水が汚染され、沢や川へ流れ出て用水路を通して農業や生活用水をも汚染されることになります。

2. J R 東海の処分計画には疑問も多く、他地域ではリニア工事で発生した要対策土の盛土で既に被害が出ています。J R 東海は、ヒ素混じりの有害残土を不溶化・固化し、境界層、被覆シート等で遮断すれば溶け出すことはないとしていますが、いずれの方法もその有効性・持続性に疑問があります。酸性の雨、経年劣化、豪雨、地震等で破損し一旦地下へ漏れ出せば安全の確保は困難です。J R 東海は工事完了後の管理をするとしていますが、ずっと未来まで安全が保証できるかは不明です。山梨県早川町の要対策土置き場では、昨年4月に地下水で環境基準値超のセレンで汚染が発生し、今年2月には盛土直下の地下水から環境基準値超のヒ素が検出されました。J R 東海は、盛土撤去や原因の究明をせざるを得ない状況です。

3. J R 東海は村民生活に影響を及ぼさない処分方法が計画できるはずです。

長野県リニア建設松川工区では、ヒ素を含む要対策土を専門の処分場へ搬出しています。静岡工区では要対策土を濃縮処理して域外搬出する方法を検討しています。又、人々の活動地域や自然災害等の影響を受けやすい場所を避け、地下深部へ埋め戻す方法もあります。J R 東海がその気になれば、村民に危険を及ぼさない他の要対策土処分方法を計画できるはずです。

4. 多くの村民は自分たちが水を守るために、この計画は止めてもらいたいと考えています。

この問題はJ R 東海と地権者の本山地縁団体だけの問題ではありません。「村民の水に関わる広く重要な問題」です。私たちは水源地に有害残土を置く計画の問題点を説明し、受入れに反対する署名活動を行いました。10月7日に579筆の署名を携え、村長に対し計画をJ R 東海に考え直せるよう申入れを行いました。その後も村内外から署名が寄せられ、11月26日現在、合計915筆が集まりました。

本山地縁団体臨時総会での承認数433を超える多くの村民が、リニア建設に賛成、反対の立場を超えて、「命の水の問題としてこの計画を止めてもらいたい」と考えています。

以上です。

○議長（平澤恒雄） 請願第4号についての説明が終わりました。

ここで本件について総括的な質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（平澤恒雄） 特にないようです。

請願第4号については、議会運営委員長報告のとおり、総務産建委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（平澤恒雄） 異議なしと認めます。

よって、請願第4号、本山へヒ素を含む要対策土を置くJR東海の計画変更を求める請願の審査については、総務産建委員会に付託することに決定致します。

=== 日程 26 派遣について ===

○議長（平澤恒雄） 続いて日程26、派遣についてを議題と致します。

豊丘村議会会議規則第119条の規定により、別紙資料のとおり議員を派遣することと致したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（平澤恒雄） 御異議なしと認めます。

よって、議員派遣についてはそのように決定致しました。

なお、派遣の趣旨が損なわれない範囲での変更は、議長に一任をお願い致します。

=== 日程 27 諸報告 ===

○議長（平澤恒雄） 続いて、日程27、諸報告であります。最終日に報告致しますので、本日は特にございせん。

散 会

○議長（平澤恒雄） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了致しました。

これをもちまして散会と致します。

お疲れ様でした。

なお、この後、全員協議会を開催しますので、執行部も含めまして全員協議会室にお集めいただくようお願いを申し上げます。

午前11時21分 散 会

令和 7 年 豊丘村議会第 4 回定例会
(第 2 号)

令和7年 第4回豊丘村議会定例会会議録 (第 2 号)

令和7年12月15日（月曜日） 午前9時30分開議

日 程
開 会
日 程

第1 一般質問

- 1 唐澤 克己 ・人口減や人手不足対策としての外国人の村内受け入れについて
・インフルエンザなど感染症の拡大防止や対処について
- 2 武田 篤子 ・学校のトイレ、水回りについて
・古文書、絵画、掛け軸などの保存について
- 3 前沢 光昭 ・空き家対策の推進について
・村奨学金について
- 4 壬生眞由美 ・豊丘村村民憲章について
・豊丘村の天然記念物から考える生物多様性戦略について
- 5 唐澤 健 ・リニア工事の要対策土について
・北小学校にエレベーターの設置について
- 6 酒井 浩文 ・外国人来訪者への対応について

第2 諸報告

散 会

出席議員 12名
(別表のとおり)

欠席議員 0名

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

(別表のとおり)

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

(別表のとおり)

傍 聴 者 3名

開 会

○議長（平澤恒雄） おはようございます。

定刻となりました。ただいまから令和7年豊丘村議会第4回定例会を再開します。

本日の出席議員は、12名全員で会議は成立を致しております。なお、井原議員から、午後は欠席との申し出があり許可をしております。

又、傍聴する報道関係者より録画の申し出がありましたので、これも許可をしております。

それでは、これより本日の会議を開きます。

地方自治法第121条の規定により、説明者及び答弁者として、下平村長をはじめ、関係各位の出席を要請しております。

それでは、お手元の日程に基づき、会議を進めることと致します。

=== 日程1 一般質問 ===

○議長（平澤恒雄） 日程1、一般質問であります。

一般質問の発言通告は、11月27日午後4時をもって締切ったところ、10名の議員より通告がございました。

一般質問については、発言時間は1人30分以内とし、発言回数は制限致しません。残り時間は、発言者左側のカウントダウンタイマーに表示されますので、参考にしていただきたいと存じます。なお、発言時間終了5分前に鐘1回、終了3分前に鐘を2回鳴らしますので、質問を時間内に取りまとめていただきたいと存じます。又、発言の順番は一般質問通告書の届け出順と致します。

それでは、届け出順に従い一般質問を行うことと致します。

◇ 唐 澤 克 己 ◇

○議長（平澤恒雄） 最初に、議席番号11番、唐澤克己議員の「人口減や人手不足対策としての外国人の村内受け入れについて」、「インフルエンザなど感染症の拡大防止や対処について」の発言を許可致します。

なお、資料配付についても許可をしております。

11番、唐澤克己議員。

○11番（唐澤克己） 皆さん、おはようございます。

今日一日、一般質問よろしくお願い致します。

議席番号 11 番、唐澤克己であります。それでは始めさせていただきます。

質問のテーマは 2 つ、それぞれ関連する資料も用意させていただいております。

最初のテーマから始めさせていただきます。人口減、それから人手不足対策としての外国人の受け入れについてということでございます。

関連する資料少したくさん用意させていただきましたけれども、その資料の中の最終資料ナンバー 5 というのを御覧になっていただきたいというふうに思います。そこを見ていただくと、我が国でも長野県でもそうですけれども、「非常に多くの外国人の方々を受け入れておる」という、そういう記事が載っております。これは一時的な滞在、観光客とかそういう人たちをいわゆるインバウンドというような言い方をして、もう非常にたくさん我が国にも来ておりますし、これはほかの国でも同じような状況でございます。行ったり来たりする。こういうことはごく普通になっていますね。いわゆるグローバル化でありますかね。

ここで取り上げるのは、そういう短期の観光客とかそういう言い方ではなくて、これはある程度の期間、あるいは永住等も含めたそういう外国人の方々の受け入れについてテーマにしております。

これは特に資料を見ていただくとお分かりなとおり、非常にたくさん、長野県では野沢温泉村、あるいは小谷村とか、あるいは原村、川上村、白馬村、そういうようなところが非常に多く、もう何倍というふうな感じでこの 10 年間に増えているとそういうデータ載っていますね。

グローバル化が進展して、これは国境を越えて人が移動していく、あるいは移住をしていくというようなことは、これは考えてみればごく普通であるというふうに思いますね。

我が国の場合には、これは少子高齢化と言いまして、これは子供の数がどんどん少なくなる。そして住んでいる人も高齢化してくる。そうすると、そのいわゆるその高齢化した人たちを支える人たちがだんだん少なくなって困難になっていく。そういう状況をどういう形で解決をするかというこういう視点で考えた場合に、これは、特に我が国、いわゆる先進国と言われるところは選択肢ありますね。結婚をするか、子供を産むか、産まれるか、そういうところですね、選択肢がありますね。だからそういうことも私、前回一般質問で取り上げたと思いますけれども、非常に自由にやれるわけですね。これは考えようによっては非常に選択肢が多いというのは、生きる場合には大変いいことで

ございますね。

ところが世界を見てみますと、御存じのように、今 80 億余の人口ですね。これ、おそらく専門家の方々の試算によりますと、「100 億まではもう増えていくであろう」というふうな形でありますね。それも増え方も統計によれば、これは 1 年間に約 8,000 万人くらい増えていくというふうになった場合、これは少ないところへ、いわゆる言い方悪いかもしれませんが、余っているところから来てそこへ住んで、その戦力として住み着いて、お互いに協力しあって地域社会を維持していくということは非常に大事なことであり、ごく自然なことであるというふうに思います。そういう観点で、遅かれ早かれ、うちの豊丘村もそういうことに直面していくであろうと。そうしたときにどういう対処をしていけばいいかというところで、この問題を取り上げさせていただきました。

まず第 1 の質問でございます。

この村には、いわゆる結婚等で永住をされる方、あるいは仕事の関係で滞在期間はいろいろまちまちだというふうに思いますね。特に労働者なんかの場合には、1 年から 5 年ぐらいが通常であろうというふうに一応言われておりますね。決まりもあるようでございます。そうしたときに、この村では、結婚等で永住をされている外国人の方々のニーズ、それからそういう方々と期間限定で仕事なんかの関係で滞在されておられる方々どのくらいおられるのか、分かる範囲内で税務会計課長、お願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（平澤恒雄） 宮島税務会計課長。

○税務会計課長兼会計管理者（宮島しずか） おはようございます。今日一日、一般質問でお世話になります。よろしくお願い致します。

それではお答えをさせていただきます。

当村における中国残留邦人の帰国は、昭和 62 年頃から始まりまして、昭和 63 年の外国人数の統計では、在留資格が日本人の配偶者等の中国国籍者 2 人、アメリカ国籍 1 人、韓国国籍 1 人の合計 4 人でした。平成 10 年頃までの 10 年間の間に帰国した中国在留邦人の親族の呼び寄せ等で中国から多くの帰国者があり、平成 10 年には中国国籍者は 68 人に大きく増加しました。中国のほか、ブラジル国籍 23 人、フィリピン国籍 7 人、その他の国が 7 人の合計 105 名となり、しばらくの間は外国人人口が 110 名前後で推移していました。本年の 12 月 1 日現在では、144 名の外国人が住民登録をしております、当村の総人口の約 2.2%を占めています。

国籍別に見ますと、中国国籍者 75 人、フィリピン国籍 20 人、ブラジル国籍 16 人、ベトナム国籍 13 人、その他の国、インドネシア、タイ、ネパール、ミャンマー、韓国、イギリス、計 6 カ国で 20 人となっています。

唐澤議員から提供いただきました資料のとおり、当村も在留資格別では永住者が最も多く 100 人、続いて就労目的の在留資格・技能実習等 29 人、定住者・日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、家族滞在等 16 人の順となっております。外国人住民における、就労目的の方の割合は約 2 割となっており、就労目的での外国人の増加が続いています。

以上でございます。

○議長（平澤恒雄） 唐澤克己議員。

○11 番（唐澤克己） ありがとうございます。

非常に順を追った詳細なデータを知らせていただきました。大変参考になりました。

今お話があったように、これは最初は中国・ブラジルが多かったというふうな感じがありますね。それが皆さん御存じのように、いわゆる B R I C S という言い方があります。B R I C S の B はブラジルでありますね。それから R はロシアであります。それから I はインドですね。それから C はチャイナ、中国でありますね。それから S はサウスアフリカという南アフリカになります。これらは非常に国土が広くて、人口も多くて、資源も多いということでありますね。こういうところが、非常に経済的に成長をしております。だから、今お話あった中国、ブラジル辺りは、だんだんだんだん自分の国で産業が発達する。だから少なくなってきた、そのほかの国々が増えきておると。途上国でありますね。

私、以前バングラデシュのお話をしましたけど、「バングラデシュ辺りはきちんとした産業はない。だから出稼ぎが非常に多い」というお話をしました。だから、それはごく当然の流れ、自分のところで国で働く場があればそこに留まるというのは一般的でありますね。ところがそうじゃない場合には、本人の選択も当然あるんだけど、経済的にその国の中で生きていきにくい、いけないという方々はどうしても外国に、国を出てやってきてそこで働く、場合によれば定住するというのが普通じゃないかと思いますね。

それに関しても、そういうような状態で外国の方々が村に入ってくる。そうすると、いわゆる私たち日本人の方々と比べて非常に難しい点とか、あるいは課題、そういうものがあるのかないのか。あったらどのような点か、差し支えない範囲でお聞かせを願いたいと思います。

税務会計課長、お願いします。

○議長（平澤恒雄） 宮島税務会計課長。

○税務会計課長兼会計管理者（宮島しずか） お答え致します。

村では、外国人が困りごとを相談できる場所として特別に設けてはおりませんが、転入・転出届を扱う窓口係で相談をお受けすることがあります。

比較的多い相談は、在留資格の更新や家族を呼び寄せるために必要な書類等について相談が寄せられますが、日常生活についての相談は現在はほとんどない状況です。ただ、永住・定住資格を持つ外国人で高齢の方も増えていることから、潜在的に困り事を抱えている世帯は少なくないと思います。住民との雑談の中で、「同居する高齢の父の交流先がない」と愚痴をこぼされたことがあって、外国人を受け入れているデイサービスセンターの案内をしたことがございました。

外国の方がこの地域で生活する上で最も顕著な課題は、言語や文化の違いによるコミュニケーションの壁ではないかというふうに思っています。

以上でございます。

○議長（平澤恒雄） 唐澤克己議員。

○11番（唐澤克己） ありがとうございました。

大変詳細ないろいろなお話を今お聞きしましたね。

参考資料、これは1～3まで、これ内閣官房で出しておる資料でございます。これはいわゆる仕事の関係で国へ来られる方々、最初はこのいわゆる地方へ来ていただいて、地方の企業で働いてくれるんだけど、それだけ慣れるにつれてある程度技術を習得をすると、より賃金の高い都市部へ流れていってしまうと。そういうところで、いわゆる地方創生といいますか、地方を活性化して役に立っているという、そういうことが非常に少ないと。そういう問題が出ているということを、内閣官房のほうで、それでは地方に留まってもらって戦力として活躍をしてもらうにはどうしたらいいかと。そのノウハウをいわゆる政府の時点でいろいろな、これは地方自治体と実情を見てまとめた資料がそれであります。参考になるかと思いますね。

今お話を聞いておって、村内にもいわゆる定住をされる方が多いんだけど、これはその中で家族を呼び寄せるとかそういうこともありました。特有の問題はあるんだけど、やはり日本へ来ていただいて、そしてその当村も含めて非常に気に入ったところでしっかり定住をしてもらって、外国人だからという感じじゃなくて、こういう御時世でございますので、そのところの地方を背負って立っていただくと、一緒に。

そういう視点、あるいはそういう生き方がこれは非常に大事であると。特にグローバル化がこういう進展している御時世では、それは非常に大事であるというふうに思いますね。

それにつけても当村は、これはどういう形でこれからそういう、特に村内へ定住、あるいはある程度の長期の滞在をしながら来られる方たちへ対処していくのか、そういう点に関して村長、お考えをお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（平澤恒雄） 下平村長。

○村長（下平喜隆） おはようございます。

今日明日とよろしくお願ひしたいと思います。

お答えします。

日本の地方は、人口減少や高齢化の加速によって、深刻な労働力不足に直面しており、当村でも今後、少子高齢化の進行に伴い、人手不足が一層深刻化することが見込まれます。そのため、外国人材の受入れについては、地域社会の維持に向けた重要な課題であると認識しておるところであります。

村内では、外国人住民が144名となり、永住者や高齢の外国人の方も増えております。又、村内企業においても10社で41名が働いておりまして、言葉や文化の違い、住居の確保等の課題があることを把握しています。

こうした状況を踏まえ、村としては「生活」と「雇用」の両面で、受入れ環境の整備を段階的に進めていく必要があると考えておるところです。

まず、受入れ企業の負担を軽減し、外国人材が働きやすい環境を整えるため、令和7年度から「外国人材雇用事業所支援事業補助金」を新設し、企業への支援を開始し始めたところです。今後も、商工会議や企業との連携し、課題の把握と改善に努めてまいりたいと思っております。

又、永住者や高齢の外国人の方が増えていることから、行政情報の分かりやすい提供や生活面での相談対応等、地域で安心して暮らせる環境づくりにも取り組んでまいりたいと思っています。

いずれにしても、外国人材の受入れを単なる労働力確保としてではなく、地域の一員として共に暮らす「多文化共生」の視点で進めることが重要であると考えております。

当村のように小規模な自治体では、単独で抱える課題を解決するためのリソース、例えば人材、財源、専門性等ですが、限られているため、広域連携による効率化と質の向

上が不可欠となります。今後も、国や県の動向を踏まえつつ、無理のない形で受入れ態勢の整備を進め、中長期的な視点に立って持続可能な地域づくりに取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（平澤恒雄） 唐澤克己議員。

○11番（唐澤克己） ありがとうございます。

今お聞きしておって、非常に夢が広がったというふうな感じがします。

それで特に今のお答えの中で気がついたんですね。これは労働力してだけではなくて1人の人間として受け入れていかれるというところが非常に私、心に残りましたね。本当にこれ大事だと思います。

私もいろいろな経験を通じて外国の方、非常に多くの方と知り合っています。それからあれすると、ほとんど同じですね、考えていることは。「ウィ・アー・ヒューマン・ビーイング」というと「我々は人間である」と。「国によって差はない」という感じですね。国民性というのはほとんどなくなってきて、今あるのは個の違い、一人一人の個人の違いだけですね。そういう中に立って、やっぱり1人の人間として受け入れていって、それで地域を維持していく、安全・安心な地域にする、これ非常に大事だと思います。今お聞きしておって大変嬉しく思いました。大変ありがとうございました。

それでは、その次の質問でありますね。

これは感染症、インフルエンザ等の感染症、これを防ぐ対策なんかについて。

これは皆さん御存じのように、参考資料4というところ、これはしばらく前になりますね。これは注意報、それが警報に変わって、村内でも学級閉鎖等した学級もあったというふうなお話聞いています。

感染症というのは、コロナ禍に始まって、コロナのときは非常に周到な対策をとって、そしてある程度防いだというふうなそういう経験がありますね。インフルエンザも非常に、これは先ほどの話じゃないけど、これは国境を越えて自由に人々が移動していく。いわゆるグローバリズムの進展とともに、これは外国なんかからも感染症が簡単に入ってきますね。

今、流行しているのは、香港A型の変異株と言われるサブクレードKという非常に感染性が強いウイルスだという話であります。そうしたときに、これは感染症というのは御存知のように単なる病気ではございませんね。移るんですね。だから1人でこれは用

心をしてあっても駄目なんですね。家族やそれから社会全体で封じ込めていくというのが大事でありますね。

そうした視点に立って、感染症が流行をする、蔓延してくる、そういう可能性があるときにはなりふり構わず対策をしていかないとまずいというふうに思うんですね。なぜか。これは当たり前ですよ。健康が人が生きていく場合の一番大事なことでありますね。そうした視点に立って、やっぱりこれは地域社会として、あるいは村としてもしかるべき対策を取る必要があるであろうというふうな感じで取り上げさせていただきました。

まず第1の質問、これは例えばこの村でインフルエンザが流行してきた。これは非常に注視しないとまずいぞ、そういうような情報、これは地域の情報はよくマスコミ・新聞等を通じて入ってきます。村・村内はどうなっているか。そういうものは、例えば保健所のようなところから、あるいは県のようなところから何か情報がくるのか、注意・警告のようなものが来るのか、あるいはマスコミなんかの情報を見て独自に対処するのか、そこらのところ、公の情報が村にどういうふうな感じで届いておられるか、入ってくるのか、そこらところを健康福祉課長、お願いします。

○議長（平澤恒雄） 松村健康福祉課長。

○健康福祉課長（松村幸紀） おはようございます。

それではお答え致します。

初めに、県の取組について、若干触れさせていただきます。

長野県では、長野県感染症情報をホームページ等で発信しています。インフルエンザのみならず感染症全般について発生状況を収集・分析して、週報及び月報として情報提供をしております。なお、これらは、保健所単位での取りまとめられた情報提供となっております。又、定点当たりの基準値を超える感染状況が認められた場合には、警報を発表しております。先月の19日には、インフルエンザ警報がプレスリリースされました。

村では、それらの情報や報道等を確認し、又、社会福祉施設等からの報告ですとか、村教育委員会からの学級閉鎖についての報告、あるいは飯伊包括医療協議会、飯田医師会からのインフルエンザの急拡大に関する通知等から感染症の発生状況を把握しているところでございます。

以上です。

○議長（平澤恒雄） 唐澤克己議員。

○11番（唐澤克己）　ありがとうございました。

今お聞きしておって、こういう過程を経て情報を掴んでおられるというのは非常によく分かりました。

2つ目の質問でありますけれども、そういう村の状況が掴めたときに、独自で、あるいは臨機応変に、担当課としていろいろなマスクをしたほうがよろしいと、あるいは換気をしたほうがよろしいとか、あるいは予防接種があればそれをしたほうがよろしいとか、そういう情報を独自に臨機応変にとれるのかどうなのか、その点についてお聞きをしたいと思います。お願いします。

○議長（平澤恒雄）　松村健康福祉課長。

○健康福祉課長（松村幸紀）　お答え致します。

村では、著しい感染拡大が確認された場合等、村の判断でライフビジョン等を活用してインフルエンザ等にかからないための注意喚起等を行っております。

先月の30日には、飯伊包括医療協議会・飯田医師会からのインフルエンザに係る連絡に基づき、今般の急拡大に伴う休日夜間診療所等の混雑の見通しですとか、受診に当たっての注意点等と併せて注意喚起の広報も行ったところでございます。

以上です。

○議長（平澤恒雄）　唐澤克己議員。

○11番（唐澤克己）　ありがとうございました。

いろいろな手段を使って臨機応変に対応されておるというふうなことがよく分かりました。

村のこのいわゆる補助制度、感染症予防の補助制度、例えばインフルエンザの予防接種等はこれは若い人たちは18歳まである程度補助制度があると。あるいは高齢者の方、65歳以上の方々もこれも補助制度があると。新型コロナにつきましても、これはいわゆるワクチンでありますかね、その補助制度があるというふうに村の情報誌を見ますと書かれております。やっぱりこれはそういうものを非常に有効に生かしていく。そしてその感染症を防いでいく。これが非常に大事だというふうに思いますね。

例えば、アメリカの保健法制長官セクレタリー・オブ・ヘルス・アンド・ヒューマン・サービスズという、こういういわゆる健康福祉長官というところにロバート・F・ケネディジュニアという方がなっておりますね。この方は報道によりますと、いわゆるワクチン懐疑論者ということで「ワクチンは効かないぞ」と、「そんなものでもしょうないぞ」というふうな形で捉えておられるという話をお聞きしました。実際にど

ういうふうな感じで対応されているか分かりませんが、やっぱり感染症を防ぐには、ある程度のそういう科学、あるいは医学、そういうもの研究をされて「これがよろしい」と言われたものについては人の好みというものを、あるいは考え方もあろうかと思うんですけれども、やっぱり公の機関としては「感染症を防ぐためにどうですか」というふうな形、情報、そういう形で進めていくことが大事ではないかというふうに私自身は考えます。いろいろな考え方はあろうかと思いますけどね。

一説によれば、例えば、トランプ大統領なんかにしても「温暖化もへったくれもないじゃないか」と「そんなものは作り話だ」というふうな形でやられるのもいいかもしれないけれど、大勢の方々がそこに関わっておるときには、やっぱりその健康をなんとかして守っていききたい。特に感染症辺りは、個人で注意しておってもどうしようもないですね。だからそうしたときに、やっぱり公の機関としては、こういう制度があって、「これをぜひやって用心したらどうですか」というふうな、そういうような方向で対処されるのが私自身はよろしいと思うんですが、そこらについては一応担当課としてはどんなお考えでありますかね。ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

健康福祉課長。

○議長（平澤恒雄） 松村健康福祉課長。

○健康福祉課長（松村幸紀） お答え致します。

議員がおっしゃるとおり、周知、推奨していくことは大切であると考えております。

御案内のとおり、インフルエンザや新型コロナウイルス感染症の予防接種は努力義務であり、自らの意思で接種を希望する方が接種を行うものとなりますが、予防接種の接種機会を安定的に確保し、一定の接種率を確保することは、多くの人、方々を感染症から守ると、予防接種のガイドラインにもその意義が記載されているところでございます。

村としましては、接種の補助金を設定するとともに、接種を希望される方が接種を受けられるよう機会を整え、又、18歳以下の方にはインフルエンザ予防接種による商品券の交付事業も引き続き実施して、接種対象となる皆様には個別通知を発送する等をもって周知等に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（平澤恒雄） 唐澤克己議員。

○11番（唐澤克己） 今お聞きしておって安心を致しました。

やっぱり感染症は、これも国境を自由に越えて、グローバルなそういう状況の中で入ってきたりします。そうしたときに、やっぱり用心をしっかりとしていくとか、それ

に対応していくということが非常に大事だというふうに思いますね。

今日は2つお聞きをしました。いずれも非常にこういう御時世が、いわゆる国境を越えていろいろな人も出入りをする。その感染症辺りも行ったり来たりするというような状況の中で、やっぱりそれに応じた対処をしていく。それがこれからの生き方ではないかというふうに思いますね。

たまたまこういう非常に外国からの移住されてこられる方々が増えておる、そういう状況。それから感染症もこれは国境を越えて外からも入ってくる。そういう状況の中で、どういう対処をしたらいいかということをお聞きをしました。非常に気持ちが安らぐというか安心できるようなお答えをいただきまして、非常に嬉しく思っております。大変ありがとうございました。

以上をもちまして、私の質問を終了致します。大変ありがとうございました。

○議長（平澤恒雄） 以上で11番、唐澤克己議員の質問を終結致します。

◇ 武 田 篤 子 ◇

○議長（平澤恒雄） 続いて議席番号3番、武田篤子議員の「学校のトイレ、水回りについて」、「古文書、絵画、掛け軸などの保存について」の発言を許可致します。

3番、武田篤子議員。

○3番（武田篤子） 改めましておはようございます。

議席番号3番、武田篤子です。

通告に従いまして、一般質問を行ってまいりたいと思います。よろしくお願い致します。

今回は2つ質問を用意してあります。

まず初めに、「学校のトイレ、水回りについて」ということで質問を行います。

令和6年度、とよおかまつりの議会ブースで行ったみんなの声ステーションで、村民の方の声をいただきました。その中に、「役場、学校、公園、その他公共施設のトイレは和式が多く使いにくいので、洋式へ入替えを進めてほしい」という意見が出されておりました。議会では、そのお声を村につなげました。それに対して村の回答は、「役場、学校等段階的に洋式化を進めていますので、要望箇所等、役場総務課までお知らせいただければ検討します」というものでありました。そこで、その後トイレの洋式化についての要望があったのかどうかについて伺いたいと思います。

総務課長、お願い致します。

○議長（平澤恒雄） 福澤総務課長。

○総務課長（福澤信広） おはようございます。

それでは、お答えさせていただきます。

村内の公共施設や公共的施設の和式トイレの洋式化につきましては、住民の皆様の御意見や御要望に基づいて、年度ごと必要な予算を担当課のほうで計上しながら対応してきております。

状況を少し申し上げますが、令和5年度については「はつらつ」、あと中央保育園・北保育園の和式トイレの洋式化を実施しております。今年度につきましては、保健センターの幼児用のトイレの洋式化を実施しました。あと壬生沢福島集落拠点施設の和式トイレの洋式化への工事につきましても、地元の要望、地元の意向のもとに改修が行われましたが、そちらへの補助についても村が対応したと、そのような状況になっておりますので、よろしくお願い致します。

○議長（平澤恒雄） 武田篤子議員。

○3番（武田篤子） その後の様子について、よく分かりました。

先日、中学校の輝丘祭の御招待をいただきました。「燈、思いやりの心を持ち、前を向いて進み続ける」というテーマのもと、それぞれの学年やクラス発表等、子供たちの学習の成果を見させていただきました。帰り際に、特別教室棟のお手洗いをお借りしたのですが、たまたま入ったトイレが和式でした。少し気になることがあり、全てのトイレを確認してみると、4つあるトイレのうち、3つが和式という状況でありました。そこで、中学校のトイレの和式の現状について伺いたいと思います。

教育委員会事務局長、お願い致します。

○議長（平澤恒雄） 松村教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（松村良直） おはようございます。

それでは、お答えをさせていただきます。

中学校のトイレの和式の状況ということでございます。中学校全体で10カ所トイレがございます。それぞれに男子用・女子用というのがございますが、10カ所のうちの3カ所については多目的・バリアフリーのトイレを設置をさせていただいております。トイレ全体で和式が24器、洋式が42器設備をされております。全体の和式のトイレの割合は36.4%ということになっております。

以上でございます。

○議長（平澤恒雄） 武田篤子議員。

○3番（武田篤子） 中学校のトイレの和式率は36.4%ということで理解致しました。

今の子供たちは、和式トイレを嫌がるのではないかと思い、中学校の校長先生にトイレ事情について伺ってみました。「中学校では、普通教室棟にはどこの階にも必ず1つは和式がある」とのことで、その理由は教育の一環として子供たちがどちらのトイレでも使えるようにしておきたいということ。そして、「家庭が和式トイレという子がいるかもしれないから」という理由からのようです。

本校舎の和式率は23%ですが、それに対して特別教室棟の和式率は67%と洋式化が進んでおりません。そこで、中学校の特別教室棟の女子トイレに和式が多いのには何か理由があるのかどうか、教育委員会事務局長、お願い致します。

○議長（平澤恒雄） 松村教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（松村良直） お答えをさせていただきます。

ただいま武田議員からお話がありましたように、中学校によりますと1カ所以上和式を設置しているものについては、生活の中でも和式の便器が存在していること等から、意図を持って設置をしているということでございます。

特別教室棟について割合が多い正確な理由は不明でございますけれども、本校舎等で洋式の便器の設置数が十分対応できておりまして、その箇所数で今現在、学校生活の中では困っているということはないとのことでございました。

豊丘中学校は、先生方のお話によりますと、「ほかの学校よりはトイレの数は多いほうである」というふうにも伺っております。

以上でございます。

○議長（平澤恒雄） 武田篤子議員。

○3番（武田篤子） 近所の女子中学生に特別教室棟のトイレの事情を伺うと、「和式が多いから利用しづらい」との感想を寄せてくれました。管理者の「特別教室棟以外で洋式化されているから対応できている」という思いと、実際に使う生徒たち、「特別教室棟のトイレは利用しづらい」という思いは少し違うのかもしれない。

そこで、特別教室棟にも普通教室と同様に、女子トイレの洋式化をしませんか。このことについての考えを伺いたいと思います。

教育長、お願い致します。

○議長（平澤恒雄） 壬生教育長。

○教育長（壬生英文） おはようございます。よろしくお願い致します。

今、中学校の考え等が議員さんのほうから述べられたところであります。事務局長が

答弁されましたように、和式が多く残っているけれども、現在の洋式の数で設置数で困っていることはないというようなことを学校のほうから伺っているところであります。

一般家庭の現状としても、洋式が大半を占めているということも事実であるわけでございます。ただ、大きなお金のかかる事業になりますので、又空調設備の整備等も検討されているわけでございますので、学校とも相談の上に前向きに検討はしてまいりたいというように思います。

以上でございます。

○議長（平澤恒雄） 武田篤子議員。

○3番（武田篤子） 大きなお金のかかることということで、学校とも相談し前向きに検討したいということ、理解できました。

実際に使う子供たちの声もぜひとも聞いていただく中で進めていっていただければと思います。

それでは、南北小学校のトイレの和式の状況について伺いたいと思います。

教育委員会事務局長、お願い致します。

○議長（平澤恒雄） 松村教育委員会事務局長

○教育委員会事務局長（松村良直） それでは北小学校・南小学校の和式の状況ということでございましたので、お話をさせていただきたいと思います。

まず、北小学校でございます。全体で6カ所設備がトイレの箇所数がございます。それぞれに男子用・女子用がございます。5カ所のうち1カ所に多目的のトイレがございます。トイレ全体で和式が4器、洋式が20器、全体の和式のトイレの率は16.7%ということでございます。

南小学校でございます。全体で9カ所ございます。それぞれに同様に男子用・女子用がございます。1カ所に多目的トイレを設置をしております。トイレ全体で和式が14器、洋式が37器で、全体の和式のトイレの率は27.5%ということになっております。

以上でございます。

○議長（平澤恒雄） 武田篤子議員。

○3番（武田篤子） 南小の和式トイレ率が16.7%、北小は27.5%ということ理解できました。

先日、南小学校の運動会に招待された折に外トイレの様子を見てみました。女子トイレにあっては洋式が1つ、和式が3つという状況でありました。南小学校のトイレに和式が多いのには、何か理由があるのでしょうか。

教育委員会事務局長、お願い致します。

○議長（平澤恒雄） 松村教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（松村良直） 南小学校の外トイレに和式が多い理由ということでございますが、南小学校の外トイレについては、学校でも利用もありますけれども、主に社会体育、大人の皆さんの利用の機会が多く、子供たちよりも大人の利用が多いということで、建設当初の下水道のつなぎ込みの状況等から、そのような判断をされたものというふうに思われます。

以上でございます。

○議長（平澤恒雄） 武田篤子議員。

○3番（武田篤子） 社会体育での利用機会が多いことや、建設当時の状況からそのようななっているとのこと分かりました。

和式トイレは、足腰の弱い高齢者や使い慣れていない子供、身体障害者にとって、使用が極めて困難であるため、内閣府が平成28年に示した避難所におけるトイレの確保・管理ガイドラインには、「既設トイレを洋式便器化していくことが望ましい」と明言されております。

豊丘南小学校は、土砂災害ハザードマップでは避難所に、又、そのグラウンドは避難場所に指定されております。南小学校の外トイレについて、もう少し洋式化を考えてみませんか。

このことについて、村長の考えを伺いたいと思います。

○議長（平澤恒雄） 下平村長。

○村長（下平喜隆） お答えします。

トイレを建設した頃とは社会情勢が変化し、ほとんどの家庭で洋式トイレが設置され、立って用を足す、いわゆる男子便器の設置がない一般家庭も多いようです。学校とも相談し、施設改修の優先順位を考慮しながら、議員の提案のとおり、洋式化を進めてまいりたいと考えておりますが、実は豊丘村役場も、一番のメインの使う女子トイレなんですけども、4つあるうち洋式が1つだけなんですよね。中には洋式を嫌う方もいらっしゃいます。しかしながら、やっぱりバランス的には半分は洋式化のほうがいいのかなということではありますが、南小のグラウンドについては、先ほどちょっと課長も答えたとおり、冬場は止めたりとかしておるので、かえって室内のほうの洋式化を進めれば、どっちにしても避難所として使うときに室内のトイレを使えないということもないので、もちろん洋式化を考えていかなくちゃいけないなことは考えておりますが、優先順

位でいくとちょっと差があるのかなということで、それよりも先に学校内のということも考えたほうがいいのかなと思っておりますとともに、豊丘村は公のところに、ビューってある機械の名前知らないんですけれども、あれがどこもないんですよね。結構よそへ行ってみますとついているところが多くて、僕なんかどうかするとたまにハンカチを忘れるときがありまして、そのときにちょっと困ったりする。それから特に「ゆめあるて」なんかは子供たちがうんと使うので、そういう意味で手洗いの乾燥の機械があったほうが多分間違いなく使いやすいだろうなということとか、目安箱にも入っていたということがありますので、至急それにつきましても手配できるような形をとったほうがいいだろうということで、今指示を出しておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（平澤恒雄） 武田篤子議員。

○3番（武田篤子） どちらかというところ室内のほうの洋式化を先に進めていってくださるということ、あと手洗いの乾燥についても今、指示を出しているということをお理解致しました。

北小学校では、各トイレ1つの和式のみということで、3校の中で一番洋式化がされている学校であります。トイレについては問題はありませんでしたが、しかし、水道の配管が北側にあるために冬場になると凍結する心配があるようです。北小学校が全面改築されたのは今から43年ほど前で、その当時、水道管の配管についてまで凍結防止の施工がされなかったのかどうか、ちょっと原因は分かりませんが、先生方も凍らせないように毎年御苦勞されているそうです。このことについて、村としてどのように考えているのか、又何か解決策はないのかどうかについて伺いたひと思ひます。

又、南小学校でも同時期に建替えられておりますが、そういった心配についてはどうなのかについても伺いたひと思ひます。

教育長、お願ひ致します。

○議長（平澤恒雄） 壬生教育長。

○教育長（壬生英文） それではお答えを致します。

水回りの凍結というのは立地条件が大きく影響するということで、豊丘南小学校は北側、それから南側ともにですけれども、河岸段丘の大地が張り出してしまひて、いわば守られているっていいですか、冬季でも比較的暖かくて特別な凍結防止策を講じては現在いません。一方、豊丘北小学校でございますが、南側も北側ともに見晴らしがよい

という、いわば風通しのよいこう立地でございます。したがって、12 月の中頃から 3 月中頃まで職員が蛇口から水を出して凍結防止策をとっていると。いわば職員の帰宅時に少し蛇口を緩め、そして出勤して止めると、こういうことを今までやってきて今でもやっているというところでございます。

北小学校、天候によっては水道管の末端となるのが 3 階の男子トイレの小便器なんですけれども、寒いときには昼間でも凍結することがごくまれに発生しているというところでございます。

水道管の水道の配管というのは、校舎の壁の中に設置されておりまして、保温措置等はとられているけれども、凍結防止ヒーター等の設備はございません。これについては、施設の改修にも多額の費用がかかってまいります。したがって、現在行っている凍結防止の措置を引き続きあのとらしてまいりたいということを思います。

ただ、今後、施設の老朽化等改修が伴う場合について、できるだけできることから進めていくように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（平澤恒雄） 武田篤子議員。

○3 番（武田篤子） 南小学校については、立地条件等から特別心配はないということ。又、北小学校の凍結については、現在行っている凍結防止措置を引き続き行いながら、今後の施設の改修の際にできることから始めるということ、理解致しました。

でも、先生方の冬場の御苦勞や不便さ等を考えて、できれば前向きに検討をいただけるとありがたいと思っております。よろしくお願い致します。

それでは、次の質問に入ります。「古文書、絵画、掛け軸等の保存について」ということでお願いしたいと思います。

10 月 11 日から 19 日まで、白登とその弟子の作品展示が「ゆめあるて」で行われておりました。村が所有している絵画・掛け軸に加え、2025 年 3 月に閉館となった飯田創造館より譲渡された作品、弟子であった澤井白陽の遺族から寄贈された作品、今回の展示会のために飯田の黄梅院さんから寄贈された作品等が展示されておりました。

今回寄贈された作品や創造館より譲渡された作品は、今どこに収蔵されているのか伺いたいと思います。

教育委員会事務局長、お願い致します。

○議長（平澤恒雄） 松村教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（松村良直） 今回寄贈された作品や創造館より譲渡された作品の収蔵

先ということで、御質問をいただきました。

昨年の10月に県の県民文化部長より、飯田創造館の閉館に伴いまして、所蔵する作品の譲渡先の意向調査がございました。豊丘村では、その際に名誉村民であります片桐白登先生、この作品を9つ、これを中心に豊丘村にゆかりのある清水史郎さんの日本画、そして壬生沢御出身の壬生鎌男さんの陶芸、この作品を譲り受けるように希望致しまして、今年の4月に受け取りをしたところでございます。

この作品のほか、多くの村が所蔵する作品については、基本的に資料館の資料を収蔵する部屋、収蔵庫というものがございまして、そこに保管をしておりますけれども、作品の大きさによっては、その他の場所に保管をさせていただいているという状況でございます。

○議長（平澤恒雄） 武田篤子議員。

○3番（武田篤子） 基本的には資料館の収蔵庫に置かれているとのこと、分かりました。

それでは村にはどのくらいの数の寄贈された作品、古文書、又民俗歴史資料等があるのでしょうか。

教育委員会事務局長、お願い致します。

○議長（平澤恒雄） 松村教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（松村良直） 村で所蔵の作品ですとか、民族資料等についての御質問でございます。

主なものを申し上げますと、古文書については約1万2,200編、これは昭和59年に調査した目録によるものでございます。民俗資料につきましては1万7,000点。今回の創造館より譲渡された作品ですとか、資料館特別展に寄贈された作品が約40点。松尾多勢子に関する資料がこれが460点。主なものとしては、そんなような形になっております。

以上です。

○議長（平澤恒雄） 武田篤子議員。

○3番（武田篤子） 今回この質問をするにあたって資料館のほうを訪れてみましたけれども、本当にたくさんの文化遺産や民俗資料等があることにちょっとびっくり致しました。

それでは、現在の資料館の温度や湿度管理はどのように行っているのか。又、カビやシミ対策はどのようにされているのかについて伺いたいと思います。

教育委員会事務局長、お願い致します。

○議長（平澤恒雄） 松村教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（松村良直） 資料館の収蔵物に関しての管理に関わる温度・湿度の管理等について御質問をいただきました。

豊丘村の歴史民俗資料館は、建設から約45年経過をしております。建設当時については、どのほかの公共施設、一般の家庭でも空調の設備というものを設置しているという事例もほぼなく、資料館の場合には厚い壁による断熱と換気扇等を使った管理を行うように設計されております。しかし、昨今の気候は、この管理方法では限界が近くなっておるという状況で、空調設備の整備等を検討する時期が来ている状況というふうに考えております。

又、シミ等については、虫の排泄物によってできることが主な原因となります。資料館では、文化財に影響のない薬剤を使いまして、3年に一度の資料館全体、全館の燻蒸作業を実施をしております。直近の実施については、今年の9月に実施をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（平澤恒雄） 武田篤子議員。

○3番（武田篤子） 現在は厚い壁による断熱と換気扇等で管理を行っているということ、又3年に一度、全館燻蒸作業を行っているということを理解致しました。

資料館には、エアコンやサーキュレーター等、温度・湿度管理ができるものがないとお聞き致します。このことについて、検討されたことがあるのかどうかについて伺いたいと思います。

教育委員会事務局長、お願い致します。

○議長（平澤恒雄） 松村教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（松村良直） 先ほどお答えをさせていただきましたように、昨今の気候は資料館の収蔵物の管理のため、空調設備の整備が必要になってきているというふうに感じております。施設の鉄筋コンクリートの厚い壁も熱がこもってしまうと、なかなか今度は出ていかないということもございます。そんなことから今申し上げたように感じているところでございます。

今年度、令和7年度の当初予算の計上の段階で検討を致しました。全く設備のないところへの設置ということ、又電気容量の増加等によるもの、あとは厚い壁に穴を開けて設置すること等から、工事費が通常よりもかさみまして、今年度の実施は見送りまして、検討をさらに重ねているという状況でございます。

その中では、現在の資料館への設備設置というもののみでなくて、村が所有するほ

かの施設等を活用致しまして、そこに空調設備を設置し、費用負担の軽減を図ったり、収蔵物管理の負担軽減につながるようにということも検討しているところでございます。

以上でございます。

○議長（平澤恒雄） 武田篤子議員。

○3番（武田篤子） 今年度当初予算計上での検討はされたけれども、工事費がかさむことから実施は見送ったとのこと。そして、他の施設への活用等を含めて現在検討しているということを理解致しました。

豊丘村では、先人が残した貴重な文化遺産・民俗資料があり、これらの収蔵展示施設として1980年に資料館が建てられました。2021年3月には、豊丘中学校の美術科教諭として勤務されていた北島新平先生が亡くなられたときに、遺族から屏風や額装、掛け軸等20点ほど寄贈を受けております。そして、今回、飯田創造館の閉館に伴い譲渡された作品等、45年前に比べてその収蔵量も増えてきておると思います。

又、近年の気候変動により、シミ外来種のニューハクシミの生育範囲も広がっているそうです。このニューハクシミは、2022年に発見された当時5つの都道府県だったものが、2025年9月には19都道府県で発見されているそうです。拡大の理由は、このニューハクシミにはメスだけで繁殖ができるそうです。しかも、全てメスが生まれ、産卵するそうです。物理的防除として、ポリステレン製の足を使用したりして、地面から収蔵物を持ち上げることが有効だそうです。そして、環境整備が効果的と言われております。湿度を40～50度以下に保つことや、光を遮断する対策も有効であると言われております。

高森町では昭和54年、ほぼ豊丘村と同時期に資料館が建てられました。そして、平成12年に新たな資料館として時の駅が竣工しました。その新しい資料館には、収蔵庫にもエアコンがついているそうであります。

そして、松川町では、この12月議会の補正予算に資料館の改修工事として、1億7,600万円を計上しております。この松川の資料館は、豊丘よりも12年後の1992年に開館されたものであります。改築内容をお聞きしてみると、LED化、トイレの改修、そして来館者や資料の保存等を考えて収蔵庫3部屋を含めた全館の空調工事を行うそうであります。

豊丘村でも今回の白登の作品、松尾多勢子の古文書等、たくさんの貴重なものの劣化を防ぐために、保管場所の増築を含め、適切な場所で保存できるよう対策をとるべきではないかと思います。このことについての考えを伺いたいと思います。

村長、お願い致します。

○議長（平澤恒雄） 下平村長。

○村長（下平喜隆） お答えします。

御提案ありがとうございます。

資料館の収蔵物の管理には、苦勞しているところです。

このような歴史的価値のあるものの管理については、施策の中で比較的后回しになりがちです。しかし、収蔵する品目数は増えていきます。豊丘村の先人の生活や人の交流等から、当時をうかがい知ることができる貴重なものもございます。

今ある資料館への空調設備設置のみでなく、村が所有する他の施設等を利用しながら様々な角度から検討し、収蔵品の保護に努めてまいりたいと考えておりますし、御存じのとおり、豊丘村は長野県 77 市町村のうちで、県の文化遺産がないのは確か豊丘村だけなんだという話を聞いております。要するに、何か出すと県のほうでOKだって言ってくれるんですけども、豊丘はなぜかちょうどそういうものがないというか。

で、ちょっとこれがいいじゃないのかというのがあれば、ぜひ議員の皆さんも提言をいただく中で、そういうものに指定をしてもらうのもいいことだろうなということも思っていますし、今の一般質問を聞いておりまして、私が考えてみたらこの役場に入ってから、この上もずっと絵がいっぱい飾ってありますよね。でも、1 回も変えたことがないんですよ。

ある意味、そういう収蔵ばかり回すんじゃなくて、実際に皆さんの目に触れるところに飾っておくのも大事なことだな。それを繰り返すことも大事なということ、今つくづく感じております。そんなほうにも考えを及ぼしながら、しっかりと対応していきたいなということと、それと私、素人なんで分かりませんが、中にはそろそろこれはいらんんじゃないかというものも、劣化しすぎたものとか、そういうものも出てきてるのは確かにありますので、そういう意味でもそういうものを整理しながら、きちっとした管理、保管庫を作るということはとても大事なことで、それから保管しているいわゆる作品だとかそういうものを、村民の皆さんの目に触れるところに繰り返しかけながら見ていただいくっていうのも、これ一つ大事なことで、思っておりますので、そのような形でいろんな角度から対応していきたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（平澤恒雄） 武田篤子議員。

○3番（武田篤子） 収蔵ばっかりにこだわるのではなくて、皆さんの目に触れられるような形で展示を行いながら、いろんな角度から検討して収蔵品の保護に努めていきたいとのこと、理解致しました。

できれば早急に取り組んでいただけることをお願い致しまして、私の一般質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（平澤恒雄） 以上で3番、武田篤子議員の質問を終結致します。

ここで休憩とします。再開は11時ちょうどとし、暫時休憩をします。

休 憩 午前10時47分

再 開 午前11時00分

○議長（平澤恒雄） 休憩を閉じ、引き続き一般質問を続けることと致します。

◇ 前 沢 光 昭 ◇

○議長（平澤恒雄） 続いて議席番号10番、前沢光昭議員の「空き家対策の推進について」、「村奨学金について」の発言を許可致します。

10番、前沢光昭議員。

○10番（前沢光昭） 発言通告に基づき一般質問を行います。

最初に、空き家の活用対策についてお聞きします。以前にもやっておりますが、その続きだと思って再度お聞きします。

空き家対策につきましては、以前も質問したとおり、喫緊の課題の問題であると思います。総務省が行いました令和5年の住宅土地家屋調査によりますと、全国の空き家は899万戸だそうです。全国で7戸に1戸は空き家の状態だそうです。総務省の数字ですので間違いないと思います。その5年前の2018年から見ると51万戸増えていると。この30年間で見れば、約2倍に増えているそうです。

豊丘村自体で見ますと、2,169戸中住人のいない空き家につきましては189戸で約9%ということで、10戸に1戸は空き家の状態です。河野区で見ても約400戸あるかと思いますが、そのうち61戸が空き家の状態です。約15%が空き家の状態、15%近くになって単純に考えれば10戸から15戸に1戸が空き家という状態であります。まさに喫緊の課題だということです。

そこでお聞きしたいと思いますが、空き家の活用については、所有者が貸出しに躊躇

したり、今後自分や家族が利用するかもしれない仏壇が置いてあったり、物置きになっている等理由が多いと全国調査でもちゃんとした数字の集計が出ているそうです。

豊丘村につきましては、空き家対策改修補助制度もあり、最大で100万円の限度の制度もありますし、これについては条件もありながら対策が進まない。固定資産税の問題もあると聞いてますが、今後、動かない不動産じゃなくて、負ける「負動産」、よくこれ行政が配る資料にもそうしないための心みみたいなものも配られていますけれど、この点についても、消費者の皆さんに意見も聞いてみたらと思うんですが、又、そういうことは可能かどうか伺いたいと思います。

担当課長、お願いします。

○議長（平澤恒雄） 岡田産業振興課長。

○産業振興課長（岡田 敬） それではよろしくお願い致します。

まず、本村における活用できる空き家等の状況について申し上げます。

御指摘のとおり、空き家の活用が進まない大きな理由としまして、議員おっしゃったとおり、将来的に自分や家族が使うかもしれない。又、仏壇や生活用品が家の中に残っている等、所有者の心理的なハードルがあることを村としても認識しております。

このため、所有者の意向把握の重要性については村としても同じ認識を持っており、令和6年度及び今年7年度において、帰省者の多いお盆の時期に空き家セミナーを開催し、空き家の現状、活用事例、相続や利活用の手続き等を説明するとともに、所有者の不安や疑問点を伺う機会としております。

今後もこのセミナー等を通じて、所有者の移行把握の機会を継続し、空き家が負担や負債となる前に相談していただける環境づくりを進めてまいります。

このセミナー等でお話をする中で、やっぱり所有者の資産を売却を希望される方が多いです。一方で、移住される方々だったりとか家を求めている方は、賃貸を求めている方が多いということが分かってきておりまして、ここでのミスマッチによって空き家が活用されてないっていうことも、だんだん分かってきております。

よろしくお願い致します。以上になります。

○議長（平澤恒雄） 前沢光昭議員。

○10番（前沢光昭） きちんと手立てはとっておられるということですが、なかなか成果が現れないのもこの空き家対策だと思うんですけど、改修補助制度があるんですけど、この利用実績っていうのは分かりますか。

○議長（平澤恒雄） 岡田産業振興課長。

○産業振興課長（岡田 敬） それでは、空き家の中でも活用できる空き家についての補助制度の実績について御説明致します。

村では令和6年度、昨年ですが、空き家改修補助金、これは2分の1補助で上限100万円というものですが、これが5件の実績がございました。又、令和6年度に新設しました宅地活用のための空き家解体費補助金ということで、これも2分の1補助で100万円を上限としておりますが、こちらが3件の実績がございました。又、空き家利用仲介手数料補助金、これは空き家の所有者と買う方の間を仲介に係る手数料についての補助金ですが、これは満額補助で20万円を上限としておりますが、これについては5件御活用いただいております。

補助制度の利用そのものは一定程度進んでおると認識しておりますが、御指摘のとおり、村全体の空き家数の減少にはまだまだつながっていないということも受け止めておりますのでよろしくお願い致します。

以上になります。

○議長（平澤恒雄） 前沢光昭議員。

○10番（前沢光昭） 放置の理由につきましても聞きたいんですけど、放置の理由としては更地と建物の固定資産税の関係ですよね。よく言われることなんですけど、この特定空き家認定で住宅用地特例が解除されると固定資産税の負担が増えるという現象だと思うんですけど、この負担が増えれば放置が増えるのではないかと思います。現実的な実態っていうのはどうなんでしょうか。

○議長（平澤恒雄） 宮島税務会計課長。

○税務会計課長兼会計管理者（宮島しずか） それでは、お答えをさせていただきます。

住宅用地特例の解除がかえって空き家の放置を招くのではないかと御心配につきましては、所有者の経済的な負担増を考慮すれば十分に理解できるところでございます。しかしながら、この住宅用地特例の解除は、特定空き家等や管理不全空き家等として勧告の対象となった適切な管理がされていない状態の空き家に対する措置、いわゆるペナルティーです。その主な目的は、周辺環境に悪影響を及ぼす恐れのある空き家の所有者に対し、税負担の増額という形で改善を強く促すことにあります。税負担の増額は、所有者にとってこのままではまずいぞという行動への強い動機づけとなり、適正な管理へのきっかけとなります。単なる放置が続くことへの抑止力として機能することを期待するものでございます。

又、行政側としても住宅用地特例の解除は、大きなリスクとなる可能性があるため、

できるだけ所有者に空き家の管理や保全をお願いをしていく方針です。なお、住宅用地特例の解除に至るまでには、一連の過程もございまして、実際の適用解除の対象は1件のみというふうになっている状況です。

以上でございます。

○議長（平澤恒雄） 前沢光昭議員。

○10番（前沢光昭） 現実的な対策には、やっぱり国の対策っていうのはなっていないなとは思って聞きました。

それで取壊しのことだけ考えてみても、やっぱりお金かかりますよね。例え100万の補助があったとしても、普通で考えればよく言われるのが200～300万は普通にかかる。場合によって今のおおむねの古い家なんか業者の方に聞けば「500万は行くぞ」って聞いたことあるんですけど、そういうことを考えればなかなか取壊しのほうへ誘導するっていうのは難しいかと思うんですが、この判断っていうのは難しいかも分かりませんが、村内に危険な取壊し物件っていうのはどのくらいあるんでしょうか。

○議長（平澤恒雄） 唐澤建設環境課長。

○建設環境課長（唐澤 晃） それでは、お答えを致します。

空き家等対策の推進に関する特別措置法に規定される倒壊等著しく保安上危険な状態の空き家、特定空き家については、各区からの認定申請を受けて開催される空き家対策検討委員会において、建築士による調査を経て審査をしております。

この委員会において、平成28年度から令和6年度までに12件の特定空き家を認定し、11件については解体か一部解体、又は防護ネットの設置により対策済みとなっています。

残る1件についても、倒壊して付近にある住宅に危害を及ぼさないために、今年の5月に鉄製の板による仮囲いを設置しました。

このことにより、特定空き家として認定した空き家12件全てに対して対応・対策済みとなっております。

しかし、村内には空き家対策検討委員会でまだ審査されていない危険な空き家は存在していると考えていますので、この委員会の皆さんとの連絡を密にしながら、危険な空き家の把握に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（平澤恒雄） 前沢光昭議員。

○10番（前沢光昭） 答弁を聞いてきてもやはり問題だと思うのは、崩壊寸前の空き家も増

えているということだと思います。

ある村の中心地で人家も多い地域なんですけれども、そう言えば分かっていたかと思いますが、ちょっと最近配り物をしていて気がついたんですけれども、10年前に比べて間違いなく増えている地域です。おそらく10年前に比べると10件以上、ガソリンスタンドのある地域って言えば分かると思いますが、おそらく10件以上増えているかと。

それで最近、その地域の方から声をかけられまして「すごい空き家が増えてきて村は何やっているのか」、一応制度の説明もしておきましたけど、県道沿いにある物件なんかはもう既に屋根が落ちていると。特定空き家に指定されても、あるいは指定されているのかも分かりませんが、こういうものをどうしていくのかっていう心配もあるんですけど。

先ほどちょっと課長の答弁にあったかもしれませんが、物件の所有者がどうしたらよいか分からないっていう人も場合によればいるんじゃないかと思います。その相談体制っていうのはあるんでしょうか。なければ今後必要ではないかと思いますが、考えを伺いたいと思います。

担当課長、お願いします。

○議長（平澤恒雄） 岡田産業振興課長。

○産業振興課長（岡田 敬） それではよろしくお願いします。

議員の御質問の中では、まだまだ活用できる空き家というものと、もう取壊しですね、そういった部分の両面のことをおっしゃっていると思いますが。

こうした相談に対応するために、まず村では産業振興課の移住定住係を窓口として、豊丘村空き家情報活用制度、空き家バンクと言われているものですが、そこへの登録や相談、補助制度の説明、解体や利活用の選択肢の案内等を行っております。もちろんこういった情報を建設環境課の環境係とも話を共有しながら、取壊しが必要な空き家だったりとか、そういうものについての判断をしていきたいというふうに考えております。

さらに、先ほど申し上げましたとおり、令和6年度・7年度において空き家セミナーを開催し、相続、利活用、管理、税制度等の総合的な情報提供の機会を設けております。セミナーでは宅地建物取引士、あと司法書士による所有者の個別相談を受け付けており、空き家問題に対する住民意識の向上に一定の効果があると考えております。

今後も相談しやすい環境づくりに努めるとともに、所有者が早い段階から空き家の管理・活用を検討できるよう、関係部署と連携しながら体制の充実を図ってまいります。

よろしくお願い致します。

○議長（平澤恒雄） 前沢光昭議員。

○10番（前沢光昭） ありがとうございます。

増え続ける一方ですので、より一層の充実をお願いしたいと思います。

今日はとりあえずこちら辺で閉じたいと思います。

次の質問に移りたいと思います。

2点目の質問でございます。「村の奨学金について」伺いたいと思います。

豊丘村の奨学金制度は、奨学金対応規則として定められています。制度がつくられて以来、一定の役割は果たしてきたと思います。

教育基本法にもあるとおり、「全ての国民は等しくその能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない云々」とあります。

諸物価高騰の現在、学生を持つ保護者の負担は以前にも増して大きいものがあります。学生も2つ以上のアルバイトを掛け持ちで兼ねて、学費や生活費を稼いでいる人もいます。学生本来の生活ができない状態であると言うべきだと思います。返済も就職後いきなり膨大な借金を抱えることになります。

豊丘村の奨学金制度について伺いたいと思いますが、豊丘村奨学金制度は、無利子の貸与型として行われておりますが、定住促進策としての年10万円を限度とする返還金制度もあります。ここ数年の実績はざっくりこの間、教育委員会で聞いたところなんです。令和6年は15人、令和7年については11人と。今の少子化の人数から見れば、利用者は増えてきたんじゃないかと思うんですけど、大学進学の場合は日本学生支援機構、国の機構だと思うんですけど、や教育ローンでの併用で借りる人も多いはず。村の制度発足以来の利用者ですとか、あるいはどのぐらいの比率の方が利用しているのか、分かれば教えていただきたいと思います。

教育長、答弁は。

○議長（平澤恒雄） 壬生教育長。

○教育長（壬生英文） それでは、奨学金制度の利用者について申し上げたいと思います。

本村の奨学金対応規則は、昭和41年から施行しているところでございます。施行から今年度まで全ては把握していませんけれども、ここ10年ほどの貸与人数を見ますと、なお、高校も奨学金あるわけでありましてけれども、ほとんど大学・専門学校が主でございます。平成27年は2人、平成28年は3人と非常に少ない時期がありました。しかし、その後、人数が増えて令和2年には27人に増えましたけれども、その後は減少に転じ

まして、議員の発言のように、10人台が続いているというのが利用者の状況でございます。

以上です。

○議長（平澤恒雄） 前沢光昭議員。

○10番（前沢光昭） 教育長も言われたとおり、少子化の時代から見れば、間違いなくやはり増えているんじゃないかと思います。

それで返還金の助成制度につきましては、正確には若者定住促進奨学金等返還金制度とあります。定住促進対象者しか認められない制度だと思うんですけど、今までのこれについてはどのぐらいおられるか、又効果のほどはどうなんでしょうか。

教育委員会事務局長の答弁をお願いします。

○議長（平澤恒雄） 松村教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（松村良直） お答えさせていただきます。

議員お話の助成制度でございますが、これは大学等の進学を機に豊丘村を離れまして、その若者が又一時社会経験等をした者も含みますけれども、村内に戻ってきて居住した者、そういった方々に対しまして借入れた奨学金の返還金の一部を助成するというもの、こういったものを目的としております。豊丘村へ帰り、この地で生活し、この地域を守っていただける若者を応援していくという、そういう制度でございます。

この制度につきましては、平成29年度から適用されまして、令和7年度までに46名の方が利用をされております。

村外へ住まれたりとか、又は結婚されて村外へ行ったり、又こちらへ戻ってこないという方については対象にはなりませんけれども、この制度の目的に沿ったもので、これを利用されている皆さんについては、大変ありがたいということでお伺いしております。

以上でございます。

○議長（平澤恒雄） 前沢光昭議員。

○10番（前沢光昭） やっぱり一定の効果はあるかと思いますし期待もあると。

次にお聞きしたいのは、諸物価の高騰の折、月額5万円は私は妥当じゃないんじゃないかと思います。いろいろ調べてみますと3万円台の自治体もありますし、もっと大きなところも多いところもありますけど、この金額が多いかもしれないし、「あくまで学費の足しだから」とおっしゃられた担当の方もいましたが、そういう観点かも分かりませんが、現実には先ほど述べたように学生の、あるいは又その保護者の生活といいますか、

厳しいものがあると思います。

それで利用者も日本学生支援機構や教育ローンの額の多いほうのものを金額を借りる人もいるかと思います。自分の子供の時代もそうであったと思って覚えて記憶がありますが、今は国立大学も学費を値上げする時代ですし、そろそろ枠の拡大を考える必要な時期じゃないかと思うんですが、教育長の考えはどうでしょうか。

○議長（平澤恒雄） 壬生教育長。

○教育長（壬生英文） 奨学金制度の枠の拡大について、お答えを致します。

本村の現在施行しています奨学金の貸与額ですが、値上げしたのは高校は平成 25 年 4 月に 1 万円を 3 万円に上げました。大学等は、平成 19 年度まで 2 万 3 千円でしたが、平成 20 年に 3 万円に上げ、さらに平成 22 年に 4 月からですが、5 万円に上げました。近隣の市町村のこの大学等の奨学金を見ますと、5 万円っていうのは高いほうでございます。ただ、議員の今おっしゃられた今の状況、村でも値上げしてから 15 年ほど経過しておりますので、この奨学金の増額については検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（平澤恒雄） 前沢光昭議員。

○10番（前沢光昭） 3 万円台だっというところの自治体の担当の方に意見を聞いたんですけど、「返済可能な額」とか言っていましたけど、「じゃあ、返済されなかったケースありますか」って言ったら、「それは一件もない」って言われていたので、どんなに厳しくても今対応している家庭が多いんじゃないかと思います。

次の点についてもお聞きしたいんですけど、というか提案ですけど、豊丘村でも返済不要の給付型の奨学金を考えてみないかということです。

上田市では、高校生を対象にした給付型奨学金制度が創設されてあります。それと小諸市は、月額 4 万円で年度ごとの対応は 4 人と少ないんですけど、制度がつくられております。長野県は 40 名の採用枠で、全体から見れば人数は少ないって言われるかも分かりませんが、ただし難しい条件はないんですね。これは非課税だとかそういう難しいものはなく、少しずつ人数も広がっているらしいです。

こういう制度がやはり必要だと思うんですけど、豊丘村でもたとえ採用枠は少なくとも、そろそろ給付型の制度を考えてみないかという提案ですが、教育長の考えをお聞きます。

○議長（平澤恒雄） 壬生教育長。

○教育長（壬生英文） 返済不要の給付型奨学金の創設の御提案を今いただいたところでございます。

議員のほうから今、上田市と小諸市の給付型奨学金制度の紹介がありました。

私のほうでも少し調べたり把握している範囲でありますけれども、貸与型、返済があるものですが、この受給者が卒業後地元へ戻って居住する場合、その償還額が50%とか、あるいは25%返済を免除するという、そういう自治体はいくつかあります。しかし、給付型っていうのはまだ少ないのかなということを思います。

上田市のケース、高校生があります。高校生を対象の件でございますけれども、現在、国で家庭の教育費負担軽減を図るための授業料支援の仕組みが、高等学校等就学支援金制度これがあります。したがって、本村では高校については、多少は据え置きでよいのかなということを思っているところであります。

小諸市の例でありますけれども、篤志家からの私財の寄附を原資として制度化されたものであるということでありました。

それから松本市は、中学校等の教員免許状に対応する教職過程を履修できる大学に入学する者で、卒業後、直ちに県内の小中学校で教員として就業する意思のある者に対しての給付型奨学金、いわば県の教員になるっていうその給付型の奨学金があるようです。

それから岡谷市では、医学部を卒業して10年以内に市内の医療機関で医師として従事する者を対象にしたものがあると。

この南信州広域連合では、看護師等確保対策就学資金貸与制度に返還免除の制度があります。

それから又議員も先ほどお話ありましたけれども、長野県の大学生等奨学金と40名ほどの、これ倍率が少し高いようでありますけれども、こういうのがありますし、又、公益財団が行っているものもいくつかこうあります。

提案についてでございますけれども、村には既に若者定住促進奨学金等返還金助成金交付制度があり、成果が上がっているということであるとか、給付型奨学金制度となれば、やはり1人当たり数百万円の予算確保がどうしても必要になってくるということ。この下伊那北部地区それから飯田市でも、この返済不要のこの奨学金制度は現在ないところであります。

ただ、豊丘村として、将来地元に貢献する人材を育てるようなそういう給付型奨学金制度が創設できるかどうかは、研究をしてみたいというように思っております。

以上でございます。

○議長（平澤恒雄） 前沢光昭議員。

○10番（前沢光昭） 教育長もいろいろ調べていただいたようで、ありがとうございます。

答弁で言われたとおりだと思うんですが、それと町村レベルではまだまだということではありますが、財団も含めて間違いなく広がっている制度だと思います。給付型ですから返済不要ということですから、なかなか理解されるには時間もかかっていくと思うんですけど、ぜひ町村としては初めてになるくらいのちょっと発想の転換もしてもらって、研究していただければと思います。

以上で、私の質問については終わりにします。以上です。

○議長（平澤恒雄） 以上で、10番、前沢光昭議員の質問を終結致します。

少し時間は早いですが、ここで昼の休憩と致します。

再開は13時30分とし、暫時休憩をお願いを致します。

休 憩 午前11時40分

再 開 午後 1時30分

○議長（平澤恒雄） 昼の休憩を閉じ、一般質問を続けることと致します。

◇ 壬 生 眞由美 ◇

○議長（平澤恒雄） 議席4番、壬生眞由美議員の「豊丘村村民憲章について」、「豊丘村の天然記念物から考える生物多様性戦略について」の発言を許可致します。

又、資料配付についても許可をしております。

壬生眞由美議員。

○4番（壬生眞由美） 4番、壬生眞由美です。

通告書に従いまして質問させていただきます。

初めに、豊丘村村民憲章について伺います。

12月定例会より、議場に村旗を掲揚することになりました。昭和30年に神稲村と河野村が合併し豊丘村が生まれました。村旗のもとである村章は、昭和50年11月22日に定められました。「と」の図案化で、左側は段丘と山、右側は天竜川に沿った平野を表し、全体は鳥の羽ばたきで村の飛躍・発展を示しているといえます。

豊丘村村民憲章は、その10年後の村政30周年の昭和60年11月9日に制定されました。この機会に豊丘村憲章について考えてみたいと思います。

村の回覧板のファイルにいつも記されていますが改めて読み上げます。

「前文、わたくしたちの村は、東に伊那山脈、西に天竜川を望む河岸段丘の上にあり、豊かな自然に恵まれ、古くから竜東の中心地域として発展してきました。わたくしたちは、このかけがえのない郷土を愛し、より豊かにするようここに村民憲章を定めます。

1. 緑と清流をこよなく愛する村にしましょう。
1. 教育を重んじ、文化のかおり高い、平和な村にしましょう。
1. 産業をおこし、若い力を育て、活力ある村にしましょう。
1. 思いやりの心を持ち、希望のある福祉の村にしましょう。
1. あいさつをかわし、明るい家庭をつくり、住みよい村にしましょう。」

今年は村政 70 周年になり、村民憲章制定から 40 年、下平村政 4 期 15 年目となります。その間、村長が敬愛するチャーチルの言葉や、東山道で下伊那が栄えた時代以来の千載一遇の機会として、リニア中央新幹線開通後への期待を全面に出して村政を推進されてきました。村長は、村民憲章をどのように認識し、意識されて村政運営に当たられてきたかを伺います。

村長、お願いします。

○議長（平澤恒雄） 下平喜隆村長。

○村長（下平喜隆） お答えさせていただきたいと思います。

豊丘村の村民憲章、非常によくできているなと思ひまして、この一つずつについてやってきたこととお話をさせていただきたいと思います。

「緑と清流をこよなく愛する村にしましょう。」これはもう当然のことであります。誰もが同じことを考えています。

豊丘村の野田平のキャンプ場やポットホール、さらにはてっぺん公園の整備、それから様々な松くい虫の防除のための伐倒燻蒸から始まりまして、空中散布もさせてもらいました。これもバランスを取りながらということではありますが、この緑と清流の村というのは将来リニア中央新幹線が開業し、本当にここから品川やそれから名古屋へ通えるときにここに住みたいなと思える、そういう地域を醸し出す一番大切なものだと思っております。

次に、「教育を重んじ、文化のかおり高い、平和な村にしましょう。」と書いてあります。

平和の村っていうのは、平和を愛する村民を育てる村にすることだと思ひます。豊丘村が戦争するわけじゃないですからそう思っております。

そのことにつきましては、まさに御存じのとおり、子育て支援で教育をしっかりとしておりますし、これは他町村にはない、力を振り絞ってやっているといます。

又、「文化のかおり高い」ということで、当然史学会の皆さんのしっかりした活動なんかの応援をさせてもらったりとか、松尾多勢子さんのことだとか様々な文化、それからもっと古いいろんな民俗文化もあると思いますけれども、各地のお祭りなんかもそれぞれ頑張ってやっけていただいていると思いますし、やっぱり平和を愛する村ということで当然のことながら、満蒙開拓の記憶が大きい、傷が大きいこの豊丘村です。戦争は絶対あっちゃいかん、それからああいう満蒙開拓のようなことがあっちゃいかんということは、誰もが感じておるところでございます。

「産業をおこし、若い力を育て、活力のある村にしましょう。」御存じのとおり、私の一番の村政の目標っていうのは、生産年齢人口の増加というところに力を入れてきております。まさに「若い力を育てる」ということでありまして、生産年齢人口の皆さんが住んでいただける住みやすい村にしたいということで、横浜ゴムを誘致したりとか、ほかにもあります。それから道の駅を整備して元気な農業、それからこの地域の人寄りを醸し出してきているんじゃないかなということを思っております。

又、次の「思いやりの心を持ち、希望のある福祉の村にしましょう。」ということで、当然のことですけれども、福祉の必要な高齢者だとかそれから障害のある方につきましては、福祉タクシーをはじめ、様々な角度から健康福祉課の主導で動いてやっておるつもりでございます。

「あいさつをかわし、明るい家庭をつくり、住みよい村にしましょう。」ということでもあります。

御存じのとおり3～4年前に村の長期5カ年計画をつくるときに、村民意識の調査をしたんですけれども、なんと80%以上の方が「この村にこのまま住み続けたい」という、そういうようなお言葉もいただいたりだとか、それから「あいさつをかわし」はやはりまずは役場の職員が大きな声で村民に対して挨拶ができるようにということで、誓いの言葉を毎朝やりながら、人によって大きな声で挨拶できる人とそうじゃない人もいますけれども、他の役場に比べたらかなりレベルが高くなってきたなということを思っています。

そんなわけで、積極的な施策をやってきており、それなりに十分な成果も出てきたとっておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（平澤恒雄） 壬生眞由美議員。

○4番（壬生眞由美） 村長から15年振り返って、様々な5つの面に関して丁寧に回答をいただきました。

リニアが開通した折にも住みたい地域を醸し出す一番大切な村の一番大切なこととして、「緑と清流をこよなく愛する村にしましょう」ということを挙げていただいて、ホッとしたような気がします。

次に、村民憲章の2番に関して、今お話もいただきましたけど、飯田下伊那では満蒙開拓に関わる加害と被害の辛く悲しい歴史を語り継いできました。今年で戦後80年となり、戦時中のことを語り継ぐことも難しい時代です。国策に翻弄されることなく平和を望む飯田下伊那の人々の深い思いもあり、議場での国旗掲揚はされてきていないと聞いています。

村長の開会の挨拶のときにもありましたけども、歴史を語り継ぎ、平和教育を進めることを含め、先ほどの答弁の中では平和教育に関しては触れていただけなかったので、そこを含めてこのことについて村長の認識を伺いたいと思います。

村長、お願いします。

○議長（平澤恒雄） 下平村長。

○村長（下平喜隆） 答えします。

開会日のときにお話をしたとおり、本来この地域っていうのはいわゆる反体制の地域でございます。自由民権運動、それから大正デモクラシー、そういう中で非常に進歩的な思想、当時の社会主義思想にしっかりと端を発した地域の活動をしてきたために、政府から弾圧をされたりしてきたという流れの中で、残念ながら満蒙開拓につきましては1929年の大恐慌が起きたところで、いわゆる生糸の値段が大暴落しまして、御存じのとおりこの飯田下伊那、長野県が全体がそうなんですが、特に飯田下伊那は土地が狭いために集約したやはり養蚕業が非常に盛んだったわけです。そのことによって、この地域すごく富んでいたわけなんですけれども、それがドカーンときちゃった。そのときに国のほうは、ちょうど満州の侵略、侵略というか取りにいったわけですね。そのバランスの中で、全国の満蒙開拓団の中で13点何パーセントが飯田下伊那、長野県から出ている。そのほとんどは飯田下伊那ということでございます。

その結果っていうのは、だから土地が狭いところで貧乏になったことによってどうしたらいいかっていうことで、満州に行けということを時の県、それから時の行政、時の教育者がみんな「行ったらいいぞ」、「幻の国だぞ」、「素晴らしいとこだぞ」といって

苦しさの余り行ったということもあると思いますし、やっぱり国策に翻弄されたということもあります。

本来ならそこで一番反体制のところですから、そんな国策に乗っちゃいかんぞなっていることもあると思うんですが、もちろん御存じのとおり、大下条の佐々木忠綱村長なんかは、「これはやばいからやめろ」と止めたところもあります。そういう流れの中でですが、残念ながらああいうことになりまして、御存じのとおり、豊丘村は河野村と神稲村の胡桃澤 盛さんが自決されたということ。それからのこの帰国の皆さんがおって、まあいろいろこの豊丘村はあったのは当然のことでありまして、その歴史は重々存じております。

その中で、こういういよいよ世界に開かれた飯田下伊那になってくる流れの中で、いつまでもそのときに「軍部に利用された」、「国旗が悪いから」といって、国旗に対するネガティブな発想のみで、これを例えば卒業式のときに起立しないだとか、そういうこともたくさんあったわけですが、日本の場合はそれぞれが許されますからそれでいいんですけれども、しかし、全体とすればもうそろそろいわゆる国旗に対する尊敬というか畏敬の念、国というのは一つにまとまらなくてははいけませんから、そういう全世界的な国旗に対する感性っていうもの、それはそれで大事なことだろうなというそういう時代になってくるということを思っております。

皆さんが本当に大切にされておる平和に対する気持ち、平和を愛する気持ち、それは本当によく分かるし大事なことでありますが、国とすれば、国の一番の目標は国民の生命と国民の財産と国土を守ることです。これは平和を愛する思いだけでは可能にできません。そういう意味で実現可能性として、住民の国民の皆さんの平和を愛する気持ちと、それから国家が国民を守るための施策、オペレーションというものは、それは本来は両立しなくてははいけないなと私としては思っておるわけでごさいます、そういう意味でも国旗を掲揚をさせていただいたということで、決して、飯田下伊那の満蒙開拓のときの悲しかった思い出とか、そういうものを語り継いで大事にしていかななくてはいかん。平和に対する気持ちをないがしろにする気持ちではないということだけは、申し上げさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（平澤恒雄） 壬生眞由美議員。

○４番（壬生眞由美） 村長から、今までのこの地域での満蒙開拓に対する懐古の念ですとか、国に対する思いっていうものをないがしろにしているんじゃないが、これから世界に開

かれた地域っていう意味で、平和を愛する心が村民を養い、国は国土と国民を守るもの、それが一体化するべきだという中で、国旗を掲揚する時代ではないかというようなお話をいただきました。

私としては、戦争体験を語り継ぐことに、時効も賞味期限もないと思います。戦争も天災と同じで、天災も戦争も忘れた頃にやってくるのではないのでしょうか。

半藤一利氏は、社会が戦争に向かう6つの兆候を挙げています。それは「被害者意識の反発が国民にあおられる」、「言論が不自由になる」、「教育が国粹主義に変わる」、「監視体制が強化される」、「テロの実行が始まる」、「ナショナリズムが強調される」等で、この一番初めの「被害者意識の反発が国民にあおられる」、「ナショナリズムが強調される」はまさに現在の異様な排外主義に当てはまり、昨今の国の経済政策では防衛力の増強と兵器の輸出等、防衛産業を成長戦略と位置づけることは、日本が死の商人となり、人々を傷つけ死に至らせることになります。

憲政史上初の女性宰相として高市政権の支持率は高いですが、しかし、その数の論理による民主主義の多数の選択が健全と見なされがちですが、「それは民主主義の主人公である公衆は統治主体ではなく反応主体であり、民主主義の前提である健全な公衆は幻想ではないか」という意見もあります。それは、「熱狂と集団的忘却による経済バブルにも似た政治的バブルを繰り返しやすい」との指摘もあります。

地方自治は、国の政策に追随するばかりではありません。自治体はローカルな毎日の暮らしに密接に関わる切実な政策を進め、それをチェックするのが議会の役割であり、豊丘村の議場は村民のための最適解を議論する場です。そういう意味で、私は昨今の国政に対する意味で、村旗には一礼しますが、国旗に一礼することは議員の個人の信条としては控えたいと考えます。

次の質問に移ります。

豊丘村の天然記念物から考える生物多様性について伺います。

村民憲章と並んで昭和60年11月9日、村政30周年に村の木、アカマツ、村の花、コブシが定められました。村のシンボルとしてのコブシや村の天然記念物について、村民憲章の「1. 緑と清流をこよなく愛する村にしましょう」と生物多様性戦略の視点で考えたいと思います。

村の天然記念物は、指定の古いものから挙げると、クダザキヤマジノギク、野田平のコブシ群生林、ミヤマトサミズキ、鬼面山のオオトチノキ、笹見平のしだれ桜があります。それらの保護について考えたいと思います。

初めに、村の天然記念物とはどのように指定されているのか伺います。

又、笹見平のしだれ桜はどのような経緯で指定され、地元の要望もあり、樹枝の保全のための費用として 350 万円が計上されましたが、現在の進捗状況と今後について伺います。

教育委員会事務局長、お願いします。

○議長（平澤恒雄） 松村教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（松村良直） それでは、天然記念物、どのように指定されているかということで、まずお答えをさせていただきたいと思います。

天然記念物とは、学術上価値の高い動物、植物、地質鉱物のことでございます。文化財保護法に基づいて、日本列島の自然史や文化史、あるいは日本人の自然観の形成に寄与してきた重要なものとされております。

植物では、古木であったり、原始林、代表的な高山植物体等が当たります。

豊丘村では、文化財保護条例、これで指定することができる文化財の天然記念物として、「動物、植物、地質、鉱物等で学術的価値の高いもの」というふうに規定をされております。

これに沿いまして、豊丘村指定の文化財 23 ございますが、そのうちの 5 つが今、議員に御紹介いただきました天然記念物として指定されております。

重複しますが、この 5 つをもう一度紹介致しますと、クダザキヤマジノギク、これは昭和 57 年に指定されましてその希少性、コブシの群生林、これについては昭和 60 年、開花時には山が真っ白になるほどの希少性、ミヤマトサミズキは平成元年に指定されておまして、この植生がこの辺りが北限であるというようなこと等が考慮されております。又、トチの木は平成 3 年、これは巨木でありまして、木地師に関わる歴史の生き証人として指定をされ、笹見平のしだれ桜にあっては平成 15 年に、これは自生しているものではございませんけれども、推定樹齢が 400 年以上とされる巨木であること、その希少性が評価され指定に至っているというふうに承知をしております。

地域等からの意見を聞きまして、教育委員会がその指定について文化財調査委員会へ諮問を行います。その意見を聞く中で、指定していくというふうな流れで進めさせていただいております。

続いて、笹見平のしだれ桜の指定と経緯と幹割れの関係の進捗について、お問い合わせがございました。

笹見平のしだれ桜については、先ほどお話をしましたが、平成 15 年 9 月 29 日に村の

天然記念物として村の指定文化財第 21 号として指定をされております。

笹見平のしだれ桜にあつては、エドヒガン系のヒガン桜で、樹高が約 13m、胸の高さの直径が約 2 m、枝張りは 15m 四方、樹齢は推定で 400 年以上とされまして、鎌倉時代に護良親王に仕えた武将の一族が、元弘の変の後に北信濃へ落ち延びる途中に堀越に定住を致しまして、後に一族が作ったお墓に植えられたものというふうにされております。樹形の美しい桜として多くの方々に親しまれまして、昭和 62 年には、社団法人道路緑化保全協会の全国の名木として、この飯伊地域では 16 本指定されておりますが、そのうちの 1 本として指定をされております。これらのことから、文化財の指定に至っております。

笹見平のしだれ桜については、地元堀越の西部自治会の皆さんで組織する西部環境美化実行委員会の皆さんによりまして、肥料をやる施肥、あとは剪定作業等を業者等もお願いしながら実施をして、その管理を担っていただいております。それについて、村からも費用の助成をさせていただいているところでございます。

今年の春の管理の活動の際に、幹の 2 m ほどの高さから大きく枝分かれしている部分が縦に裂ける幹割れの状況を実行委員の皆さんで確認をいただきまして、この原因としては傘を広げたように大きく開いた樹形のため、木の成長とともに重量が増し、幹が裂ける状態を引き起こしたものであるというふうに考えられております。地元の皆さんで、この幹割れを食い止める策を検討されまして、施工費用を抑え、又施工期間が短く、後の管理についても検討する中で、枝を短くする大きな剪定・伐採をすることと致しました。この施工方法ですと、当然に今の美しい樹形は変わってしまうこととなりまして、今年があの姿では最後のお花見となることとなり、報道等でも周知をさせていただいたところでございます。

その後、樹形が変わることへの思いが多くの皆さんから寄せられまして、地元でも再検討をする中で、樹木医をはじめ、観光関係者等からも御意見を聞くことを致しまして、現在の樹形を保存・保持する幹割れの対策の工事を行うことと、地元で決定をさせていただいたところです。何より、この木に寄せる地元の皆さんの熱い思いと御協力があつてこのような対策となりました。村では、指定文化財であるとともに、地元だけでなく広くたくさんの皆さんに愛されているこの笹見平のしだれ桜について、工事費を支出することと致しました。

施工期間は要しましたが、3 カ所の大きな支柱、幹割れを食い止めるベルト、枝の広がりを抑えるケーブリングの設置を行いまして、9 月に現場での工事を完了しております。

す。来年もこの美しい樹形の笹見平のしだれ桜の開花が見込めそうな状況でございます。

以上でございます。

○議長（平澤恒雄） 壬生眞由美議員。

○４番（壬生眞由美） 笹見平のしだれ桜について詳しく解説していただきました。

私も樹木医ですので最近見に行っていないんですけど、９月に保護工が完了したということなので見に行きたいなと思います。

次に、野田平のコブシの群生林について伺います。

野田平の人々は昔から「コブシ」と呼んできましたが、植物分類学上はタムシバです。タムシバは別名ニオイコブシとも言われ、香りが高く、里のコブシ、山のタムシバと親しまれてきたモクレン科の高木です。

以前、野田平のコブシの開花を分校やその上の広場から観察して、笹見平のしだれ桜のお花見を公民館でセットで企画されていました。現在、野田平キャンプ場は指定管理となっていますが、自由に散策してタムシバの花が観察できる状況でしょうか。

又、この群生林については、「かつて坂島前本山村有林の筆森橋付近にもあったが、造林のために伐採された。この一帯だけは学校薪炭林となっていたためかろうじて残った」という記録があります。学校薪炭林としての活用がない現在、群生林としての現状を把握し、維持することも必要かと思います。このことについて具体的な検討がなされているのか、又今後について伺いたいと思います。

産業振興課長、お願いします。

○議長（平澤恒雄） 岡田産業振興課長。

○産業振興課長（岡田 敬） それではよろしくお願い致します。

議員の御発言にもありましたとおり、このコブシの群生林につきましては、かつて学校薪炭林として利用されていたことから伐採を免れまして、今日まで貴重な自然資源として残されてきたものと聞いております。

現地の状況につきましては、これまで特段の維持管理を行ってきたというわけではありませんが、今年のこの春も見事な花を咲かせておりまして、良好な環境にあるものと認識しております。

コブシの観察の環境につきましては、その対岸に位置する野田平キャンプ場の園庭から例年どおり群生林を望むことができます。指定管理施設ではございますが、散策や観察は自由に行っていただける状況でございます。なお、かつて観察スポットとして活用されておりましたキャンプ場裏山でございますが、私有林の樹木が成長しまして、視界

を遮るようになっております。そのため、現在はそこからの観察ということは難しくなっております。

群生林の保存につきましては、現時点では特別な維持管理を要する状況にはないと考えておりますが、貴重な天然記念物であることから、引き続き開花状況や状態を適宜確認し、変化が見られる場合には、必要に応じて対応を検討してまいりたいと考えております。

今後も地域の自然資源として大切に保全しつつ、住民の皆様や来訪者に親しまれる観察環境の維持に努めてまいります。

以上となります。

○議長（平澤恒雄） 壬生眞由美議員。

○4番（壬生眞由美） 産業振興課長のほうからは、「今年の開花も良好であった」という答弁を聞き、ホッとしています。私も最近見についてないので、ちょっと心配なところもありました。

又、本当はキャンプ場のほうとしてもこの資源を活用したようなことをしていただければ、もっとスポットが当たるのではないかと。又、教育委員会のほうでも、ずいぶん前ですけど、笹見平のしだれ桜とちょうど開花時期が同じぐらいですので、セットにして村民に広く見ていただく機会を創出するのも必要かなと考えます。

又、6～7年前にミヤマトサミズキ、これはトサミズキのちょっと違う種類なんですけど、花木栽培をやっている長谷川さんはトサミズキを栽培して、ポテトチップの葉っぱとか言って栽培しているんですけど、それに近い種類ですので、いろいろ商用価値もあるのかちょっと検討はしていませんけれども、自生するミヤマトサミズキが戸中よりか上の尾根上に点々と花が咲いていまして、その観察会があつてそれに1回参加した記憶があります。

このように、村の天然記念物を知り、実際に訪れて鑑賞する活動を通して、これらの樹木が生育する環境への理解が深まると思います。今後村として、そのような機会を創出するために、どのような企画や方法が考えられるでしょうか。具体的な検討をされる予定はありますでしょうか。

教育委員会事務局長、お願いします。

○議長（平澤恒雄） 松村教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（松村良直） お答えさせていただきます。

議員からも御紹介のありましたように、豊丘村では公民館の事業としてコブシの群生

の観察会、あわせてちょうどコブシの群生の頃に笹見平のしだれ桜の最後のほうになりますので、あわせての観察会ですとか、ミヤマトサミズキの観察会を企画をしてきた経過がございます。どの事業についても、やはり参加者の減少等から実施されなくなってきたという経過があるようでございます。

村の文化財・天然記念物については、パンフレットの配布ですとかそういったことでの周知を図ってきたこともございますけれども、実際に現地へ足を運んで観察するということは、議員の言われるとおり、生育環境等への理解が深まることというふうに思います。

今後、社会教育の担当と協議をしながら、何らかの形で観察の機会が提供できるかについて、又検討を進めていきたいというふうに考えます。

以上でございます。

○議長（平澤恒雄） 壬生眞由美議員。

○4番（壬生眞由美） ぜひ、先ほど村長の答弁もありましたけど、いろいろなところが全て下段のほうに集約されるような活動が多い中で、やはり東の山のほうにも足を入れるような機会をぜひ社会教育担当の方と検討していただきたいと思います。

次に、クダザキヤマジノギクは昭和57年12月、村の天然記念物としては最も早く、村民憲章や村花の制定の前に指定されました。村のホームページによりますと「ヤマジノギクの一変種で9月から10月にかけて開花する。花の舌状花弁が管状に変化移行する数次段階の観察ができる植物学上の珍品とされています。今はだんだん少なくなる傾向にあり、保護・保存が必要である。かつて天然記念物として県の指定を受けた。研究者によりツツザキヤマジノギク、クダザキヤマジノギク、イナノギクと呼ばれていた」としています。豊丘村では、昭和5年の採取・鑑定・命名を尊重し、クダザキヤマジノギクとしています。

お手元の資料にもございますが、公民館報716号の「こちら資料館」で唐澤武彦先生もクダザキヤ、ツツジサキ、イナノの3つが遺伝的に同一品種であるかは不明で、同じとしてもどれが正当な名称かは議論の余地がある。しかし、それ以上に自生地が消滅する危機に警鐘を鳴らしています。長野県版レッドリストでもイナノギク（ツツザキヤマジノギク）として絶滅危惧種1A類、これはクリティカリーエンデンジャードで近絶滅種に指定されています。この地域の固有種でもあります。

又、キク科の一年草又は二年草で、川原等での環境では攪乱しやすく、土壌シードバンク、これは土の中で長い間生存し、発芽のチャンスを待つことができる種子の集団で

すけど、それを持たないっていうこと等の点で、村指定のほかの天然記念物と大きく異なります。

元々は、豊丘村の天竜川の土手や福島や砂原の山野に自生していたものが、松川や中川の陣馬形山へと広がったという説もあります。

河野中部の筒井 寛さんは、北小学校の代田先生から 50 年代、クダザキヤマジノギクの種を継いでこられ、自宅で栽培した苗を学校や希望者に分けてくださっています。丹精込めた苗を、南北小学校及び中学校ではどのように管理されているのでしょうか。

又、村の天然記念物で郷土の希少種である植物の学びにどのように生かされているのでしょうか。

教育長、お願いします。

○議長（平澤恒雄） 壬生教育長。

○教育長（壬生英文） それではクダザキヤマジノギクの小中学校での栽培管理について現状をお話したいと思います。

議員、お話がありましたように、筒井 寛さんが長年大事に栽培をし続けて、学校や地域の方々に分ける等の保全活動が続けてくださっているところでございます。

学校での栽培管理でございますけれども、豊丘南小学校、校舎と校庭の間に二宮尊徳像がございます。その下に畳一畳ほどの広さの花壇がありますが、そこに生育をしています。

北小学校ですが、北の門、あそこにも二宮尊徳像があります。その下にやはり畳一畳ほど。それから又理科園、理科の教材を育てる花壇ですが、そのところにも 1 m 四方ほど生育をしております。

それから中学校でございますが、校門の前の花壇の縁に 2 ～ 3 m、さらに体育館の前の植え込みに、わずかですが、生育しているというところでございます。日々の管理のほうは、学校職員も関わっていますけれども、3 校ともに、主に学校技師さん、用務員さんが携わっているというところでございます。筒井 寛さんが時々学校を訪れまして、生育の様子を見たり、種子を撒いたりしてくださっているというところがございます。

それから、もう一つの学校での学びの活用についてでございます。

主に小学校ですけれども、理科の植物観察、それから動植物の四季の変化、それから一年草・二年草という植物の種子から発芽して花を咲かせて又種子をつくるという、そういう植物の一生を学ぶという教材として、それから又筒井 寛さんが撮影したこのクダザキヤマジノギクの写真を校内に掲示して紹介をする。それから又、校長講話等で希

少種であるという、そういう紹介、そして又生育保護活動を長年続けてくださっている筒井さんの取組という、いわば生き方という視点で扱われています。中学校のほうでは、特にこれといったということは、現在ないようでありますけれども、学校での管理、それから学びの様子を答えさせていただきました。

以上でございます。

○教育長（壬生英文） 壬生眞由美議員。

○4番（壬生眞由美） 学校の様子、どこにどんなふうに花壇として栽培されているのですとか、管理ですとか、学びにどう生かされているかということを詳細に答弁いただきました。

松川町では、天竜川上流河川事務所の支援を受けて保全協議会を設立して以来、教育委員会生涯学習課が所管し、近年は中学生も保全活動をしています。中川村でも2021年、建設環境課が所管し、教育委員会、民間団体と連携した保全協議会で陣馬形山や小学校、個人宅等で保全活動に取り組んでいます。

豊丘村のクダザキヤマジノギクをこれからも伝えていくためには、個人の力だけでは限界があると思います。教育委員会や学校等での組織的な支援活動が必要だと思います。今、詳しいことをお話いただきましたけど、今後のクダザキヤマジノギクの継承・支援活動について伺いたいと思います。

教育委員会事務局長、お願いします。

○議長（平澤恒雄） 松村教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（松村良直） 今後のクダザキヤマジノギクの継承・支援活動についてということでございます。

ただいまの教育長の答弁のように、学校ではクダザキヤマジノギクについて教職員・用務員で共通理解し維持管理するとともに、地域素材の教材化、生活科ですとか理科の教材、豊丘村のいいところ、特徴、先人の努力等について、そういったことで努めていく教材化ということが必要だというふうに思います。

現在、特に児童会活動や生徒会活動としての位置づけ等はしてございませんが、それへの働きかけを工夫する方法もあるかと思います。例えば中学生の生徒会活動は、生徒のやりたいが叶うプロジェクト型生徒会の方針で行っておりますので、生徒に地域の方が話をしていただき、子供がぜひやりたいということになれば、やってみようという気運が高まることが考えられます。

又、地域にクダザキヤマジノギクを育て広めるボランティアグループの活動等がありましたら、興味のある子供がそこに関わっていくという形が自然だと思います。又、筒

井 寛さんから分けていただいたクダザキヤマジノギクの苗を、興味のある地域の方々が持ち帰り栽培をしていただいております。このような意図しているわけではないと思いますが、保全活動につながっている皆様とのそういった方々との連携をとりながら進められることも必要なことかというふうに思います。

以上でございます。

○議長（平澤恒雄） 壬生眞由美議員。

○4番（壬生眞由美） 今、事務局長のほうから、地域素材として教材化するとか、生徒会の活動のほうにつなげられるような働きかけですとか、地域のボランティア活動等でやるのが適切ではないかというお話でした。

筒井さんが一番危惧しているのは、問題なのは、「学校長をはじめ、教員の異動だ」と言います。今、南小学校の校長先生はすごく取り組んでこられるんですけど、やっぱり先生が異動してもらおうと、そこで途切れてしまうっていうこともあるので、そこを異動して先生が替わった中でも新しい先生を受け入れるときに、教育委員会及び事務局のほうで継いでいたその運動をつなげていっていただくことがとても大事ななことかと思います。

次に、生物多様性地域戦略の策定について伺います。

生物多様性基本法は2008年5月に成立し、同年6月に施行されました。その中で、都道府県及び市町村による生物多様性地域戦略の策定の努力義務等が規定されています。長野県では2012年、生物多様性長野戦略が策定され、2023年に改定し環境基本計画の一部として位置づけされています。

2023年4月に改定された豊丘村環境基本計画では、生物多様性戦略も盛り込まれているのでしょうか。絶滅危惧種であるクダザキヤマジノギクを保全するためには、教育委員会だけでなく環境問題として建設環境課との横断的な取組も必要ではないでしょうか。

建設環境課長に伺います。

○議長（平澤恒雄） 唐澤建設環境課長。

○建設環境課長（唐澤 晃） それでは、お答えを致します。

生物多様性地域戦略計画は、生物多様性基本法に地方公共団体の努力義務として策定が規定されております。先ほど壬生議員が発言してくれたとおりであります。

当村では、生物多様性地域戦略計画について、単独での策定も環境基本計画に含める形での策定もしていないという現状であります。

今後、教育委員会からクダザキヤマジノギク等、村内の天然記念物の保護・保全に関する長期的な方向性や計画が示されれば協議し、生物多様性地域戦略計画の策定の必要性について検討をしたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（平澤恒雄） 壬生眞由美議員。

○4番（壬生眞由美） 現在は策定されていないということで、教育委員会との足並みを揃えて、必要があれば戦略を練っていききたいということで、努力義務ですので、ほとんどの市町村はつくってないということが現状のようです。

松川町の保全協議会のパンレットによりますと、ツツザキヤマジノギクは絶滅危惧種に指定されているので、正式には採取や増殖には知事への届け出が必要ということです。現在、中川村、松川町、そして豊丘村において、それぞれ独自の方法でツツザキ、又はクダザキヤマジノギクの保全に取り組んでいるわけですが、その形態のバリエーションや生育環境の違い等から、同種であるかも謎という説もあります。

長野県の環境部自然保護課では、希少野生動植物の保護増殖計画を策定しています。イヌワシ、ヤシャイノデ、有名なところで、ライチョウやホテイアツモリ、ササユリ、ブッポウソウ等、特定した動植物を栽培、あるいは飼育して、最終的には生育域での自生につなげています。

今後、中川村や松川町等とともに、県の希少野生動植物保護増殖計画の対象として増殖地の指定を受け、豊丘村のクダザキヤマジノギクを保全していくことも必要と考えます。村内のクダザキヤマジノギクは、三六災をはじめ、土砂災害やその後の復旧、村道の拡幅・造成等で地形が改変したこと等で見られなくなったようです。以前に花を見た可能性のある方を筒井さんは取材されています。ネットで検索すると67～68年前、中学1年のとき、クラブ活動で共同調査班があつて、「今の豊丘村南小学校の横を流れる虻川の土手にいっぱい咲いているのを見つけました」という2019年10月20日の投稿があります。

動植物の種も人間と同じ一つの種です。クダザキヤマジノギクは、豊丘村のお気に入りの場所で暮らしてきました。笹見平のしだれ桜のように長年生き続ける樹木と違い、1～2年のサイクルで種をつないできた、この可憐な花を通して村の自然の豊かさを子供たちや次世代へ手渡す活動の継続は必要です。笹見平のしだれ桜の保全工事に350万円、大木の樹形を維持するための大掛かりな工事です。クダザキヤマジノギクの保全では細く長くつなげていく地道なソフトの活動が必要です。道の駅で高く売れば栽培す

る人も増えるでしょうか。種をつないで毎年村のどこかで咲かせていく、その過程を通して豊丘村の郷土への理解を深める、村民の心を育む数字では現れない大切な公民館で力を入れているSDGsそのものであり、豊丘村に暮らしていることに向き合い、この地に暮らすことを感じる公共でこそ担うべき仕事と考えます。

では、どこからどうやって始めればいいのでしょうか。先日、12月7日に成熟した種を筒井 寛さんが採取されていました。クダザキヤマジノギクは、開花後の株を刈らない、種が熟すまで放置して種を取るか、そのまま放っておくのがよいと言います。厚く土を被せない、風が強いところでは、軽く枯草を乗せるとよいそうです。

筒井さんは、御自宅の花畑は北小学校の通学路の脇にあり、10月に開花した頃は瑠璃色から薄ピンクの菊の花が美しいことだと思います。畑は、既にツツザキヤマジノギクの自生地といってもよいと思います。

私もこの春に3株ほど譲り受けました。1株は大きく育ち、お手元の添付写真のように淡いピンクのクダサキの花をたくさん咲かせましたが、開花後に株ごとから刈り倒してしまい、残念ながら来年は又芽を出すことはありません。別の場所に植えた株は開花に至りませんでしたが、現在も株は残っており、来年の開花が期待されます。

このようにまず第一歩として、いただいた苗の花後の扱い、最初の時期とその後の扱い等詳しい情報が共有できれば、来年からでも村のところどころにクダザキヤマジノギクの花が咲き続けられ、筒井さんの畑に続く自生地となるのではないのでしょうか。

村の取組としては、まず小中学校で取組の強化と教育委員会の支援、次に筒井さんから苗を譲り受けた方から開花や生育状況等、個々の情報を記録・集積する。そして開花時期に合わせて学校等で観察会や希少種としての学習会を開催する。又、過去の記録や村民への周知と聞き取りによって、昔生育していた場所で復元が可能な箇所をピックアップし、近隣地区で保全活動を受けられるか打診した上で、希少野生動植物保護増殖計画の対象候補地を選定して運用していく等が考えられると思います。

小さな活動を多くの方が関わる保全活動の積み重ねで、村内のあちこちでクダザキヤマジノギクの開花が見られるようになれば、教育委員会や旅時間等で郷土の花観察会の等の企画もでき、私はあまり好きではありませんが、一つの村のブランドにもなるのではないのでしょうか。

通告にはありませんが、村長の感想を伺いたいと思います。

○議長（平澤恒雄） 下平村長。

○村長（下平喜隆） 突然な御指名ありがとうございます。

本当いろいろな角度から希少価値のもの、それから村の誇れるもの、そういうものをいろいろな角度から盛り上げていくことは必要だなということを思いました。

以上です。

○議長（平澤恒雄） 壬生眞由美議員。

○4番（壬生眞由美） 教育委員会事務局長、お願いします。

○議長（平澤恒雄） 松村教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（松村良直） 御提案ありがとうございます。

壬生議員からも御紹介がありましたように、筒井さんから教育委員会へも毎年ポットの苗をたくさんいただきます。それについて、ライフビジョンで流しますと、お一人1株か2株程度ずつということなのですが、全てなくなってしまうという状況で、又筒井さんに追加でもらって、又お渡しするっていう、そんな状況が何年も続いております。その方たちには、もうお名前書いて何個持っていったというふうにさせていただくわけですが、毎年同じ方もおいでになりますし、違う方ということもございます。

学校のほうの活動については、先ほど申し上げたとおり、又壬生議員から御提案いただいたような形がいいのかなというふうに思いますけれども、一般の皆さんについては、このポット苗を持っていったの壬生議員にも御提案ありましたが、「咲いたよ」とか、「どんな状況だよ」ということも、その後、私どもも追ってはおりませんので、又そんな情報が入るような形で、そこからこの保全活動という使命を持ってというわけではありませんけれども、そんな皆さんがこのクダザキヤマジノギクをつなげていくということを大切に思っただけの方々を増やしていくという活動も今後必要かなというふうに感じました。

又、教育委員会の外に、クダザキヤマジノギクの説明の看板があって、その下に何株もあったわけですが、それについてはかえって持ち去られてしまったっていうような事故もあったりしておりますので、私どももその辺りもちょっと注意をしながら、今後、教育委員会でも増やしていくというか、皆さんに分かって周知していくような形で進めていけたらというふうには思います。

ありがとうございました。

○議長（平澤恒雄） 壬生眞由美議員。

○4番（壬生眞由美） 「ゆめあるて」の脇に立派な看板があるんですけど、看板の下には今、クダザキヤマジノギクではなくてコスモスが咲いてまして、その正面のところに多分、塩澤先生が栽培して手づくりの木の板に「クダザキヤマジノギク栽培中」とって栽培してく

ださっていて、あまり貧相な看板なんであまりみんな見ないので、逆に保護されているかなというふうに、塩澤先生には申し訳ないんですけど、逆にそれがあまり目を引かないので、今寒い中でもロゼット状の株が残っているのでいいのかなと思います。

筒井さんにお話を伺っても「俺もいつまでやれるか分かんねえぞ」と、「あとは知らねえぞ」みたいなことを言われるので、ぜひこの機会に常連のポットで栽培している方もひっくるめて、1人でも多くの方が携わることでつないでいってくだされば嬉しいような気がします。

これで私の質問を終わります。

○議長（平澤恒雄） 壬生議員にお聞きします。

ただいま下平村長と松村教育委員会事務局長に質問されましたが、この席に至るまでに何か事前に通告をしましたか。

○4番（壬生眞由美） はい。「質問に対する感想をお願いするけど、よろしいですか」と事前にお話をさせていただきました。

○議長（平澤恒雄） 分かりました。

村長から初めて聞いたようなことを言ったもので、確認を致しました。結構であります。

以上で4番、壬生眞由美議員の質問を終結致します。

◇ 唐 澤 健 ◇

○議長（平澤恒雄） 続いて議席番号7番、唐澤 健議員の「リニア工事の要対策土について」、「北小学校にエレベーターの設置について」の発言を許可致します。

7番、唐澤 健議員。

○7番（唐澤 健） 議席番号7番、唐澤 健であります。

通告書に従って質問してまいりたいと思います。

まず最初に、「リニア工事の要対策土について」であります。豊丘村内発生土置き場本山における環境保全についてであります。

要対策土を不溶化处理することは、科学的な手法、不溶化と物理的な手法、固化があります。不溶化するとは、アルカリ物質を加え溶出を防止する。固形化することにより、水に接触しにくくすると言います。

村リニア対策委員会で、「不溶化处理をしたものを雨水にさらしたが、ヒ素は検出されなかった」と説明されました。この雨水のpHを聞くと「pH7」と答弁しました。

しかし、日本の雨水は酸性の雨であるとされています。アルカリ物質は酸性の雨水にさらされるといずれ溶け出します。又、固化したものを転圧すれば壊れます。谷埋め盛土は転圧しなければなりません。固化された実験では無意味だと思います。担当課長からお聞きしたいと思います。

○議長（平澤恒雄） 福澤総務課長。

○総務課長（福澤信広） それではお答え致します。

最初に、今年の5月20日に開催された村のリニア対策委員会において、J R東海のほうから回答をされました本山の雨水のpH7の値について少し触れさせていただきますけれども、現地で不溶化处理した要対策土を屋外で風雨にさらす試験ということ、先ほど議員からも御発言がありましたけれども、この屋内の暴露試験を実施している場所に雨水も回収できるポットを設置しております。暴露試験の試験材料を毎月回収するタイミングに合わせて、そのポットを回収して測定した数値がpH7であったということだそうです。で、ポットに溜まってから数週間たった状態で測定しておりましたので、再度雨水を回収して時間を置かず測定をしたところ、pHは5.8程度であったということの説明を受けております。

いずれにしても、屋外暴露試験は、本山発生置き場周辺で現地で雨水により実施されております。又、暴露試験は締固めを行わず、不溶化剤と混ぜ合わせたものを発生土を砕いてより条件を悪化させた状態で試験を行っているとのことでもあります。そのような状況においても、ヒ素の値は測定できる定量下限値未満であったと報告を受けておるところでございます。

実際の施工計画については、「固化して固まったものを重機で転圧するのではなくて、不溶化剤と固化材を坂島の仮置き場で混ぜ合わせて本山のほうへ搬入し、固まる前に転圧を重機にかけて固めていく」という説明を受けておりますので、暴露試験よりもヒ素が溶出しにくい条件の環境になるものと、村のほうでは認識しておりますのでよろしくお願い致します。

○議長（平澤恒雄） 唐澤 健議員。

○11番（唐澤克己） 固まる前にやるからより強固になるという話ではありますが、pHが5.8とって、要するに酸性的な雨であります。で、科学的な手法で要するにアルカリ物質になるわけで、その点で言うと、アルカリ物質は酸性と反応して溶け出していくというのは通例であります。そういう点で、実際に溶け出さないという保証はないのではないかなというふうに思います。

不溶化处理した要対策土は、ベントナイトシートを上下に使用し、雨水は通さないと説明しましたが、ＪＲの資料では「ベントナイトシートの機能は杭打ちによるシート固定を行うことから、遮水を期待せず、透水性の低い材料という扱いとする」と説明しています。

遮水は前提でないことについてのお考えについて、担当課長のほうでお願いします。

○議長（平澤恒雄） 福澤総務課長。

○総務課長（福澤信広） それではお答え致します。

そもそものところで噛み合わない部分も若干あるかと思いますが、今回のメインの対策については、あくまでも不溶化处理を実施することです。そのことに加えてＪＲ東海としては、地元の皆様により安心していただくために、不溶化处理土が水に触れにくくなるようにため池の底等に使用するベントナイト系の遮水シート、このシートで覆うことを計画している状況にあります。そのため、要対策土を盛土にして処理する下の部分については、「杭打ちをする関係もありますので、透水性の低い材料として環境保全計画書の更新のほうにも記載をした」と、そのような状況にあるとＪＲ東海のほうからは説明を受けております。

基本的には上部については遮水性が十分保たれる。杭を打ってもベントナイトシートは材料、水を含むと膨張する性質もあるので、遮水性があるとまでは言えないけども、遮水性は保たれるっていうことも、この間の環境影響評価技術委員会の指摘を受けて、その辺調査して又報告していくようなことも聞いておるところでございます。

以上です。

○議長（平澤恒雄） 唐澤 健議員。

○7番（唐澤 健） 上のほうは杭打ちしないということですが、杭打ちしなくてどんな固定方法があるのかを考えたら、それは杭打ちして上で止めるしかないんじゃないかなと思いますので、上は何も処理しないでただ被せるだけっていうようなのは、ちょっと納得いかない説明ではないかなというふうに思います。

無機ヒ素の毒性について伺います。

ＪＲでは「体重 50 キロの人が 70 年間云々」というふうに説明しますが、食品安全委員会委員の松永和紀氏は、「食品安全委員会の 20 年を振り返る第 8 回無機ヒ素の健康影響は」というのが 2024 年 4 月 3 日付で発表されていますが、その中で次のように述べております。「化学物質・汚染物質専門委員会では、無機ヒ素の発がん性について、これらの観点から詳細な検討を行いました。しかし、発がんメカニズムについての知見が

不足しており、無機ヒ素には発がん性があり、遺伝毒性が関与をしていることが示されるものの、閾値があるかないか判断できる状況にないと結論づけました。

又、皮膚疾患等発がん以外の影響についても科学的な根拠に基づいてT D I（耐用一日摂取量）を決めるという作業ができませんでした。」

つまり、ヒ素の毒性評価については、J R 東海が言うT D Iを決定するような表現はしていません。ヒ素の毒性についての認識をお伺いいたします。

○議長（平澤恒雄） 福澤総務課長。

○総務課長（福澤信広） それではお答え致します。

最初に御承知かとは思いますが、少し御認識いただくために申し上げますけども、今回のリニア工事に関係するトンネルの発生土、又要対策土については、土壤汚染対策法の対象から基本的には外れます。しかしながら、J R 東海として対策が必要な要対策土を判断・判定するために、土壤汚染対策法において定められた土壤用質量基準値、この基準値を活用して諸対応にあたっております。この土壤汚染対策法における基準値の設定が「体重 50 キログラムの人が、70 年間その地下水を一日 2 リットル飲み続けても、健康に対する有害な影響がない濃度」とされておりまして、環境省が基準値の設定根拠としたものをJ R 東海のほうで引用して説明に使用しているものと認識しております。

唐澤議員御発言のとおり、様々な側面でヒ素の特性の評価はされているところでございます。それでも村としては環境省が定める基準に基づいて、諸対応が計画されている状況にありますので、自然由来の重金属であるヒ素の特性を過度に過剰に心配することはないのではと考えているところでございます。

以上です。

○議長（平澤恒雄） 唐澤 健議員。

○7 番（唐澤 健） ヒ素の毒性についてであります。第 6 回の厚生科学審議会生活環境水道部会水質管理専門委員会というのが、平成 15 年 2 月 3 日に資料が提出されております。それには「毒性評価に基づいて、発がん性に基づくヒ素のT D I、又は実質安全量はもとより、それに基づいた飲料水中のヒ素濃度の確実性の高い健康指針値を導き出すことは現時点ではできない。したがって、安全性の観点からは、飲料水中ヒ素濃度をできるだけ最小限に維持することが望まれる」としています。そういう点で、毒性が低いっていうか、そういう認識っていうのは、私は違うのではないかなと思います。

次に行きますが、不溶化処理土の搬入箇所から自然由来の重金属等が露出していないことを確認するため、水質（河川水）、水資源（地下水の水質）の調査を工事後も月 1

回調査するが、調査機関、頻度、周知方法等は地元及び自治体と協議するとしています。

いつまで調査させる予定にしているのかをお聞きしたいと思います。

○議長（平澤恒雄） 福澤総務課長。

○総務課長（福澤信広） お答え致します。

まだ、実際の工事の施工時期も未定であります。明確な調査時期、調査の期間を調整している段階にはまだありませんが、要対策土処理の工事中ですとか、工事完了直後の調査結果にも注視しながら、ＪＲ東海と協議・調整をしままいります。当然ですが、地元地区の御意向も踏まえて調査機関のほうは設定させていただくことを予定しております。

以上でございます。

○議長（平澤恒雄） 唐澤 健議員。

○７番（唐澤 健） これからももちろん決めていくわけですが、少なくとも例えば３０年とか５０年とか、そういう工事終わって引き渡されてから、工事中はもちろんやっておるわけですけども、そういう期間をやっぱり設定するということは必要だと思うんですが、そういう点については、どういうふうに考えるんでしょうか。

○議長（平澤恒雄） 福澤総務課長。

○総務課長（福澤信広） 先ほど答弁したとおり、まだそこまで検討する段階にないと村のほうでは考えております。

ただ、飯田市で土曽川の橋梁の橋脚に要対策土を中込材として使用した経過もありまして、そのときに確認書というものも取り交わしておりますので、ちょっとその辺の年数も参考に今後ＪＲのほうと調整してまいります。

以上です。

○議長（平澤恒雄） 唐澤 健議員。

○７番（唐澤 健） 今からやっぱり考えておく必要があるんじゃないかなと私は思います

で、県の環境評価技術委員会で委員から遮水シートの耐久性にも懸念が示され、杭を打った穴からヒ素等が流出しないか実験を求められ、ＪＲは持ち帰って検討するとなりました。

委員長の鈴木啓助氏は取材に「現時点では、要対策土への対応が適切かどうか判断が難しい。十分な検討を求める」と話しました。その認識についてお伺いします。

○議長（平澤恒雄） 福澤総務課長。

○総務課長（福澤信広） お答え致します。

長野県環境部の環境影響評価技術委員会というものが開催されまして、ベントナイトシートの耐久性等に懸念が示されまして、ＪＲ東海が内部で検討している部分があるということは承知しているところでございます。

先ほどの答弁でも少し触れておりますけれども、ＪＲ東海においては技術委員会の委員の皆様の懸念に対して不適切と認識されないような対策ですとか、見解を検討して回答していくように、村としても求めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い致します。

○議長（平澤恒雄） 唐澤 健議員。

○７番（唐澤 健） ＪＲ東海は、異常時の対応について直ちに原因を追求し、適切な対応を実施するとしていますが、対策工の施行を実施するなら、不溶化処理土の埋立て前に実施すべきで、又、地下水への対応は皆無ではないかと思われるので、そういう無責任な工事はやめるべきではないかと思います。

で、東南海地震とかがあれば、本山の下に活断層があるとも言われております。そういう災害も含めて、その要対策土をやっぱり埋めるという工事はやっぱり止めるべきではないかと思いますが、その点について村長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（平澤恒雄） 下平村長。

○村長（下平喜隆） お答えします。

あくまでも要対策土を安全に処理する対策として、不溶化処理をしっかりと実施していただくことが大前提となります。

県の環境部から要対策土処理計画に対する助言が年度内には発出される予定のため、助言を踏まえた埋立て前の安全対策は、できる限りの範囲で調整・計画していただくようＪＲ東海に要請をしております。

その上で、仮に異常が発生したときには、原因を究明し、その原因に即した対策を講じてもらうべきものと考えております。

10月には、本山での要対策土処理を認めないよう求める要望書が村に提出され、水道水等への影響を心配される皆様が一定程度いることを承知しています。

万が一、下段の水道水の深井戸に異常値が確認された場合には、要対策土処理との因果関係を研究し、結果に応じてＪＲ東海が代替水源を確保する、水源水からヒ素を除去する等、事後の対策が適切に講じられるよう確認書を取り交わすついでということで、ＪＲ東海と協議をしております。

唐澤議員の所属する党では、リニア中央新幹線に反対でありますので、このリニア中

中央新幹線の要対策土に対して非常に厳しい姿勢を出すというのは全く正解だと思います。どこかの新聞のように、反対も言わずに反対の記事しか書かないところに比べれば、よっぽどまともじゃないかなと私は思っております。

しかしながら、隣の御存じのとおり、青崩トンネル、五洋建設にも確認してみましたけれども、要対策土はたくさん出ております。山のように出ておりまして、それを普通の固形化して喬木村の山に埋めておるわけでございます。これ、本当、喬木村も水源地の近くでありまして、全く同じ状況でございます。

しかしながら、皆さんはリニアに対しては反対だという立場で、これに対して非常に真剣な態度をとっていただくことについては何の問題もないと思いますが、こちらとしましても、JR東海に対して、もしヒ素の汚染があるようでしたら、必ずやその代替案を示し、それからそれを実行させるようにさせますので、御安心いただきたいと思います。

リニア中央新幹線につきましては、開会のときも申しましたけれども、東京・名古屋・大阪をスーパーメガリージョンとして結んで、東海道線を二重化し、それから6,600万人も住んでいる地域を一つの地域にまとめて、これからの日本の再浮上にかかる、それだけの素晴らしい技術がある。それを生かすリニア中央新幹線を今建設しようとしています。

やはりどんなことでも科学が進歩するときには、様々なマイナス点があるのは当然のことでございます。御存じのとおり、岐阜では300年間1回も枯れなかった井戸が枯れたというニュースもございます。トンネルを掘りますから当然そんなことも出てくると思います。そういうことにつきましても、必ずやその水を対応できる何しても地下を掘るわけですから、いろいろなマイナス面が出てきます。それをクリアしてこそ、この地域、それから日本の発展につながっていく、世界の発展につながる技術だと思っておりますので、このことにつきましては、国・県、行政、それから民間企業、それから住民の皆さんの納得、安心・安全のそれを全部まとめながらも前に進んでいく、それがこの飯田下伊那の発展につながることは間違いないという、そういう流れの中で対応していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（平澤恒雄） 唐澤 健議員。

○7番（唐澤 健） 今回の質問は、リニアの工事に対して反対する立場で私は言っているわけじゃなくて、要対策土を水源、要するに水道水の水源になるところ、それから田畑の

水源になるところ、そういうところに埋めるっていうことが問題であるというふうに認識しておるわけで、そのリニアに反対するからこのことを言っているというのは、ちょっと認識が違うんじゃないかなと思います。

それから「ヒ素がもし出た場合に無害化する」というようなことも今言われました。ＪＲがそういうことをやってくださいよというような協定を結ぶような話をされましたが、無害化できるんなら、もう不溶化处理とかそういうことをする前に無害化すればいい話で、そういうできないことを言うっていうのは、ちょっと私は認識が違うのではないかなというふうに思います。

それから、村長はこのことに関して、ダムを造ればいいのかというような話をしましたが、村長は川野孝子議員が水道水の問題を扱ったときに「ダムを造るって豊丘の予算でできるのか」というような逆の質問をしましたが、そういうような内容ではないというふうに思うので、そこの認識について改めて村長の認識をお伺いしたいと思います。

○議長（平澤恒雄） 下平村長。

○村長（下平喜隆） まず、無害化するっていうのは、実は私もよく分かってなくて、原稿に書いてあったもんで言ったということもあります。それが１点でありまして。

表流水につきましては郷土沢ダム、あれは村の予算として造るというととてもできないけれども、これは当然ＪＲ東海にそういうことになれば造っていただきますし、県にも応援してもらい、国にも応援してもらえますから、豊丘村から一切一円も出すつもりはございません。それが１点。

それと先ほども言いましたとおり、ぜひ喬木村も心配なので、日本中どこでも出ているんですけども、そういう意味では仲間の皆さんにも喬木村の要対策土の対策問題もちゃんと取り扱うように、ぜひアドバイスをしてやってください。

以上です。

○議長（平澤恒雄） 唐澤 健議員。

○７番（唐澤 健） よく読んで、無責任に発言をしないようにしてもらいたいというふうに思います。

それでは、次の「北小のエレベーターの設置について」移りたいと思います。

公立小中学校と施設に対するエレベーターの設置について、文部科学省が次のようなことを言っております。一つは、令和２年５月にバリアフリー法の改正により、既存公立小中学校等施設のバリアフリー化が努力義務化されました。文部科学省は、３つの事

例を挙げています。

事例１、要配慮児童生徒等以外も日常的な利用ができるエレベーター。給食の配膳とか、緊急時のストレッチャー運搬等、多様な用途を想定した。

事例２としては、上下階層に同じ場所にあるトイレのスペースでエレベーター設置場所を確保し、各階に同じ位置で配置された利用率の低いトイレをエレベーターに改修した。別途エレベーターシャフト、シャフトっていうのは昇降路のことですが、外付けする場合に比べ、スペースの確保が容易にできる。

３つ目には、コンパクトな工場生産シャフトにより遡及適用の要件緩和が比較的容易である。プレキャストコンクリート、これは現場で打設するのでなく、あらかじめ工場で生産する企画されたコンクリート部材によるシャフトを用い、エレベーターを設置した。

このような事例について言っておりますが、その点についての教育長の感想をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（平澤恒雄） 壬生教育長。

○教育長（壬生英文） それでは、バリアフリー法案の改正による文科省の３つの事例についての考えということで述べさせていただきたいと思います。

バリアフリー法案は、高齢者や障害者を含む全ての人が安全かつ快適に移動できるよう、社会全体のバリアフリー化を推進する法律で、令和２年には改正され、建築物に公立小中学校が追加されたということでございます。

令和７年度までの国の目標として、「要配慮児童生徒等が在籍する全ての学校」に整備するものというものであります。この「要配慮児童生徒等」とは、いわば円滑な移動等に配慮が必要な児童生徒や教職員を指す」という説明がございました。すなわち、日常的に車椅子を使用するような児童生徒が、休憩時間内も教室移動の際等も円滑に移動できるように、要所にエレベーターを設置することが望ましいということになるかと思えます。

この文科省のバリアフリー化の方針というのは、障害者が自立した日常生活や社会生活を送ることができるようにするためにも、又、車椅子やエレベーター利用者への周りの人の声掛け、そういった私たち一人一人の意識向上、すなわち心のバリアフリーの面からも大切なことと私は認識をしたところでございます。

以上です。

○議長（平澤恒雄） 唐澤 健議員。

○7番（唐澤 健） 南小の教頭先生の話では、「使用対象の児童が現在はいないため、エレベーターは先生が重量物を運ばれるときとか工事用資材を運ぶときに使われ、通常は鍵がかけられている」と。北小は、これまで使用対象の児童がいないため、エレベーターはありません。しかし、先生が松葉杖を使用されるのを見た村民が、「エレベーターがあれば」と心配されていました。

令和7年度までエレベーター設置の補助金があります。以上のことを考慮して、北小学校にエレベーターの設置を考えていただきたいというのがこの内容であります、やっぱりバリアフリー化はやっぱりどんな場合でも必要だと思うわけです。それは災害時にももちろん役に立つわけで、そういう点も含めて、ぜひ北小にもエレベーターを設置していただきたいなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（平澤恒雄） 壬生教育長。

○教育長（壬生英文） 北小学校にもエレベーターの設置の考えということでございます。

議員今のお話のとおり、北小学校にはエレベーターが設置されておられません。主な理由としましては、車椅子利用等、常時必要とする児童が在籍していなかったということがあります。この常時必要とする児童の入学とか転入がいつあるかもしれないと。あるいはその重い荷物を2階3階へ運ぶケースも想定されますし、それから祖父母参観日等への対応と、いつでも利用可能にしていることが考慮すると、設備の整備は必要であるというようにも考えられるわけですが、ただ、設置には建物に穴を開けるとか、それから増築する等の校舎の躯体を改修する必要がありますから、設置する場所や建物本体の耐震性等も検討する必要があるということを思います。

一方、児童や来訪者の階段昇降の不便さ、これを解消するという目的のみであれば、階段昇降機というのがありますので、その設置とか、あるいは道の駅テラスに設備されている椅子に乗って上り下りする椅子式階段昇降リフト、こういう設置もあります。エレベーターの設置よりも取り込みやすくなるかと思います。

ちなみに、下伊那北部地区、それから飯田市の公立の小中学校、全部で42校あります。そのうちエレベーター施設を有している学校は3校であると。豊丘の2校とあと高森中学であると。飯田市には、階段昇降機を備えている学校が5校あるようでありますけれども。

そして又、議員の今の話の中で、豊丘南小学校でエレベーター使わないときは鍵をかけておくというようなことであったり、現在南小中学校エレベーター保守・点検、毎月実施して1校当たり年間30万ずつかかっていると。又、エレベーターの部品とか装置

も何年かごとに交換する必要があるものもあります。

そういう面もあり、ほかの自治体においても大規模改修費と完成後の保守点検・維持費の面から取組が進んでいないのではないかという実情かと思います。

北小学校におきましては、昇降口から校舎1階、そして体育館までの1階のところのバリアフリー化を検討してきていますけれども、課題が多くて現在も改修が進んでいないという点がございます。又、小中学校3校の体育館へのエアコン設置の計画の検討等ということもあります。限られた予算の中で、優先順位等を含めて検討を重ねてまいりたいということを思います。

以上でございます。

○議長（平澤恒雄） 唐澤 健議員。

○7番（唐澤 健） エレベーターを作るには、確かに校舎をいじらなければいけないわけで、それをどこに作るかというのは大変難しいっていうかお金もかかることでありますが、令和7年度、今年度だけだと思うんですが、今までの5年間だったと思いますけども、補助金がつくというような中身もあったので、やっぱりぜひそういうことも考えてもらいたいなと。

それからやっぱり村民が心配、先生が骨を折ってかなんかされて、松葉杖で上まで上がっていくのを見かねて、「エレベーターが必要なんじゃないかな」っていう言われておるのを見ても、やっぱりその今の道の駅のようなものでもいいんじゃないかなとは思いますが、そういう点もぜひ今後検討してもらいたいなというふうに思うわけです。

もう1点、南小の教頭先生の話では、さっきの事例1のように、「給食の配膳なんかに使ってはどうか」っていう話もしたんですが、「それは階段を上っていくのは1人でやるわけじゃないないし、そんなに苦勞もしてないようだから使う必要ないんじゃないかな」っていうふうな話もされたんですが、私はやっぱりいつどんなことでひっくり返るか分からないことを考えると、やっぱり南小や中学校でもそういうエレベーターを使って配膳するっていうか、そういうこともやっぱり考えたほうがいいんじゃないかなというふうに思うわけです。

そういう点で、ぜひ教育委員会の中でもその利用について検討してもらって、ぜひ予算も結構かかるわけなんで、使うようにぜひ考えてもらいたいなと思うわけです。

以上で私の質問は終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（平澤恒雄） 以上で7番、唐澤 健議員の質問を終結致します。

ここで休憩と致します。

再開は 15 時 20 分、3 時 20 分再開でお願い致します。暫時休憩とします。

休 憩 午後 3 時 0 8 分

再 開 午後 3 時 2 0 分

○議長（平澤恒雄） 休憩を閉じ、引き続き一般質問を続けることと致します。

◇ 酒 井 浩 文 ◇

○議長（平澤恒雄） 議席 5 番、酒井浩文議員の「外国人来訪者への対応について」の発言を許可致します。

5 番、酒井浩文議員。

○5 番（酒井浩文） 議席番号 5 番、酒井浩文です。

それではお願いします。1 日目、最後の質問となりますが、よろしくお願いします。

午前中、外国人在住者についての質問が唐澤克己議員よりありましたけれども、私からは外国人来訪者への対応について、いわゆる来日客、インバウンドについて質問をさせていただきます。

今定例会より国旗と村旗が議場に掲揚されました。私は、国旗については、特別な思いがありますので、とても身の引き締まる思いで今この場所に立っております。

さて、その国旗について、開会日の村長あいさつでは国際社会に開かれた地域形成の重要性について、次のように述べられました。「国旗を掲揚することは、世界基準に沿った行為であり、他国や異なる文化に対する敬意を示すことにつながります。それによって、世界に開かれた地域、社会としての姿勢を内外に示すことができ、国際社会の中で発展していくための環境づくりが重要となります。つまり、国旗掲揚は単なる形式ではなく、国際感覚や相互理解を育み、国際社会に開かれた地域形成に寄与するという効果をもたらす」という内容でした。私も全く同感です。こうした背景を踏まえ、今回の質問を始めたいと思います。

近年、日本を訪れる外国人来訪客は増加傾向にあり、いわゆるゴールデンルート、東京・大阪・京都等を巡る観光だけでなく、地方を目的地とする動きも顕著となっています。こうした流れは、リニア中央新幹線開通をはじめとした交通インフラの整備により、今後さらに進んでいくものと考えられます。このような中、将来の国際交流社会を展望

するとき、私たち受け入れる側である地域社会がどのような意識と体制を持って対応していくのが今まさに問われていると感じております。

最近の事例を申し上げますが、ここ1カ月ほど前に、外国人が軒並み3人ほどとよテラスに宿泊をされまして、宿泊、あるいは利用されまして、ちょうどその中の1人カナダ国籍の方が1週間ほど滞在しておりました。その中でちょうどいい幸いということで、お話をしたわけなんですけれども、その方はなんと初来日がなんと豊丘村ということで、日本に来て初めて豊丘村に滞在したという方でしたので、まあ全く日本語は話しませんし、英語オンリー、話すとすれば簡単な挨拶程度という方でした。

その中で、会話に関しては、今幸い翻訳アプリがありますので置いていて、そこで2人で会話をしたわけなんです。若干のタイムラグがありますので、不自然さはあるわけなんですけれども、そこで伺った話になりますと、豊丘村で感じたこと。「英語で対応している方が全くいない」と。それから「表示がほぼほぼ漢字、あるいは平仮名ということで表示がない」。それからマップというか最初来たもんですから、全く地理感もなく土地勘もないもんですから、場所、食べる場所、買う場所、説明するにもマップは見せませうけれども、日本語表記のものしかない。相手は当然日本語は読めない。それからあとごみなりなんのルールが全く分からないと。そういう方でしたけれども、その方は1週間頑張って生活して、お昼はほぼほぼベジフルキッチンに毎日行っておりました。夕食はコンビニで買って食べていましたかね。朝食はああいう外国人ですので、軽く何か済ませているようでしたけれども、そういうような生活を送って、いずれにしても移動がないということで、じゃあどうしようということで私の電動アシスト自転車を貸しましたら大変喜ばれまして、あちこちで多分この村内でも見かけた方いらっしゃるかと思うんですけれども、そのような生活をしておりましたけれども。

そういう時に私もこちらからいろんな説明をするわけなんですけれども、非常に困りました。確かに英語文になったマップなり案内というのは全くない。どこを教えるにしても、セブンイレブンくらい読めるかもしれませんが、漢字表記は読めないというそういうお客さんでしたけれども、このようにまずこれが今後増加する外国人来訪者、又村内に居住する外国人の方々に向けて、現在、当村ではどのような対応がなされているのか、お伺いしたいと思います。

具体的には外国語表記、外国語表示、いわゆる看板や案内表示、あるいは印刷物等の現状についてお聞きしたいと思います。

初めに、村内の主な公共施設における外国語表記の案内の状況は現在どのようになっ

ているか、まず総務課長にお伺いします。

次に、村内の主な商業施設における外国人対応や外国語表記の現状について、産業振興課長にお伺いをします。

最後に、村内の主な教育施設、特に学校現場における外国人児童生徒や来訪者への対応、又外国語表示等の状況について、教育長にお伺いしたいと思います。

○議長（平澤恒雄） 福澤総務課長。

○総務課長（福澤信広） 最初に、公共施設をはじめとした関係につきまして、ちょっと胸を張って発言できる答弁ができなくて恐縮ですが、状況のほうをお答えさせていただきます。

外国人来訪者向けの村の公共施設対応、これ申し訳ないのですが、ほとんどできていない状況でございます。住んでいる外国籍の皆さん向けの対応を中心にちょっとお話をさせていただきますけれども、把握している限りでは、施設的には「はつらつ」と憩いの家の風呂場の脱衣場に、入浴時におけるマナーを英語と中国語で表記したものを掲げているのみかと思われます。あと施設への表示以外の外国籍の方向けの対応としましては、ウェブ版の防災マップの構築の際に、英語と中国語で表示できるように改修しております。あと、ごみ分別促進アプリの「さんあーる」には、英語をはじめとした5カ国語のごみの出し方が確認できるページを設定しております。あと窓口係の対応としては、外国籍の方が来庁されたときに翻訳ができるタブレット端末を使用してやり取りをしたり、あと転入手続きの際には、外国語で表記した主な質問事項をまとめた用紙を提示して、聞き取りをしている。この辺りが、私のほうでお答えできる状況かと思しますので、よろしくお願い致します。

○議長（平澤恒雄） 続いて、岡田産業振興課長。

○産業振興課長（岡田 敬） それでは、私のほうから、村内の商業施設等での外国語表記等の現状について、御説明させていただきます。

現在、村内の一定の利用者数がある商業施設のうち、道の駅南信州とよおかマルシェではトイレの表示だったりとか、インフォメーションといった表示の一部の案内サインについてユニバーサルデザインの考え方が取り入れられております。しかしながら、その他の村内の商業施設については、外国語表記・表示を積極的に導入しているという事例は少ないというよりは少ない状況ということで認識しております。

このことについては、観光ゴールデンルートから外れた地方に共通する課題で、他の市町村の道の駅や観光関連施設においても、多言語対応の必要性は認識はされているも

のの、対応は個々の施設に委ねられているのが実情ということであります。

他の事例を見ますと、多言語化を進める際、単に翻訳するだけでなく、ピクトグラム
の活用や、スマートフォンで情報を取得できるQRコードの導入といったデジタル技術
を組み合わせる動きが主流となっております。こうした事例も参考にする中では、豊丘
村においてもリニア時代を見据えた中で、商業施設と連携した環境整備というものが課
題であるということを認識しておるところでございます。

よろしくお願い致します。

○議長（平澤恒雄） 続いて、壬生教育長。

○教育長（壬生英文） 教育施設の関係を申し上げたいと思います。

まず、表記・表示のほうでございますけれども、小学校は外国語学習が始まっていま
す。中学校は外国語の教科がございます。その教科学習と関連付けながら校舎の部屋の
表示プレート、職員室とか校長室等のそのところに英語表記をつける等、少しずつ取
り入れているところでございます。

それから「ゆめあるて」・図書館・資料館等でありますけれども、この外国語表記・
表示は現在ありません。

それから対応でありますけれども、学校それから教育施設は不特定多数が来るところ
でなくて、目的を持って来館されたら来館される方々であります。したがって、学校な
らば英語の話せる職員、中学校であれば、英語科職員等が対応するというようになります。

「ゆめあるて」等でありますけれども、目的を持ってくる方は保護者が中心である
というところで、今まで特に困ったことはなかったというようなことで、今後課題にしな
ければいけないというようには思っております。

以上でございます。

○議長（平澤恒雄） 酒井浩文議員。

○5番（酒井浩文） 豊丘の今を知ることができました。

いずれにしても、課題として挙げられたとおり進んでないという現状があるわけなん
ですけれども、今後少しずつ進んでいる部分、特に商業施設については幾分進んでいる
ようなことですが、やはり居住者も含め来訪者、今後増えてくる可能性もあります。そ
のためにも、少しでも徐々に増やしていく必要があると思います。最後に少し御提案を
させていただきますので、又そのときに詳しい内容をお伺いしたいと思います。

次に、将来を見据えた取組についてお尋ね致します。

近年の観光動向の変化を踏まえると、単に外国語表記を整備するだけでなく、私たち一人一人が国際感覚を持ち、日常の中で自然に外国人に対応できる地域づくりが重要と考えます。そのためには、外国人の文化的背景や生活習慣、簡単な日常会話等を知り、又身につける機会を設けることが必要ではないでしょうか。特にこれからの時代を担う若い世代に対しては、学校で外国語教育にとどまらず、世界観や国際感覚を養う教育や体験が重要であると考えます。

こうした点を踏まえ、当村として将来に向けて、国際交流や人材育成の観点からどのような取組を考えているか、教育長にお伺いします。

○議長（平澤恒雄） 壬生教育長。

○教育長（壬生英文） それでは、世界観、国際感覚を身につける将来に向けた取組についてでございますけれども、現在、「ゆめあるて」を会場にして小学校低学年を対象とした週1回の外国語に親しむ活動、「放課後英語LAB」というのを一つ行っています。又、外国で生まれて日本で暮らす人たちを対象に、生活に慣れることを目的とした「だんだん日本語」、これを月1回行っているところでございます。ただ、議員の御指摘のような、国際感覚を身に着けるような教育活動というところまでは取り組めていないのが現状でございます。

現在のサークルでも、大勢の人が参加しているわけではなくて、あくまでも参加者の自主性に期待している状況であります。

それから、近隣の自治体の中で新聞等でも定期的に紹介されています飯田市民館主催の「高校生講座カンボジアスタディツアー」という大きなものがありますけれども、グローバルな視点で飯田下伊那を捉え、地域の将来ビジョンを描ける人材育成、いわば国際理解と地域貢献を狙いとしたこういうことを行っているわけでもありますけれども、多くの団体や個人が関わって、そして事前学習、現地学習、帰国後の報告会という人材、お金、時間、これをかけて大掛かりな事業があります。ただ、このような大掛かりな事業を単独で行うことは難しいなあということを思っているわけであります。

それで、「学校教育以外のところで」というような議員のお話がありましたけれども、多くの若い世代に、世界観・国際感覚を効果的に育てるためには、ある意味、学校教育に頼ることも有効であるなあということを私自身思っているところがあるわけあります。

私に関心を持っている中で、「JETプログラム」というのがございます。これは外国の青年を招致して地方自治体等で任用して、外国語教育の充実と地域の国際交流の

推進を図るっていう、こういうことを目的した企業であります。

課題となるのは、いわば子供たち、児童生徒に教えたことのない教育指導経験のない外国青年を招致するという。だから、その招致した外国青年に対して、いわば指導方の研修会を設けたり、あるいは日常生活の支援を受入れの自治体に対応するというような、人的負担が伴います。しかし、任用に要する経費については、国からの普通交付税で補填される仕組みとなっているということで、上手に活用すれば、学校現場でいわば外国語教育と国際交流の両方を日常的に効果が期待できるのではないのかなということを私は思っているところであります。

この「JETプログラム」を活用して取組を始めようとしている教育委員会が下伊那北部にあるわけですが、現在任用しているALT、アシスタント・ランゲージ・ティーチャーっていう2名、豊丘は1名ですけども、現在2名いると。そこに加えて「JETプログラム」5名を新たに任用して、さらには外国青年の日本での生活を支援するコーディネーター役を地域おこし協力隊1名を募集して、令和8年度スタートに向けて準備しているというそういう自治体があります。

いわばALTと外国青年7名、ネイティブスピーカーを小中学校3校に配置すると。中学校には学年に1人ずつを置くんだということ。そこで外国語教育、異文化、それから国際交流を活性化させたいということでもあります。

そういったことで、近隣のところで実践されますので、その様子を参考にさせていただき、研究をしていきたいなということを思っているところでございます。

以上です。

○議長（平澤恒雄） 酒井浩文議員。

○5番（酒井浩文） 国際交流、あるいは人材育成という観点から徐々にですけれども、少し事業を考えていらっしゃるという答弁をいただきました。

落としどころとしましては、これ子供大人限らずなんですけれども、外人慣れといいますか、顔が違う、言葉が違う人が急に来ても物怖じせずに対応できるような、そういう人材が今後増えていくと非常にいいかと思います。特に、これから先ほども言いましたけれども、ゴールデンルートではない地域・地方をターゲットにしてくるお客さんもこれも増えてくる可能性もありますので、そのときに少しでも気の利いた一言挨拶でもできるような、そんな村民性があれば非常にいいんじゃないかなというふうに感じております。

それでは最後の質問になりますが、こういった今の答弁等を伺う中で、世界の中の豊

丘を目指す一つの提案として、3点ほど具体的な内容を御提案したいと思うんですが、この施策についてお伺いしたいと思います。

まず、1つ目としまして、公共施設・商業施設・教育施設へのユニバーサルサイン、いわゆる誰でも分かりやすい案内サインの設置について。

具体的には、言葉が分からなくても誰にでも意味が伝わる絵文字のような案内マーク。先ほどお話に出ましたが、ピクトグラム等を設置するということ。この目的については、言語の壁だけではなく、年齢や障害の有無にかかわらず、誰もが直感的に情報を理解し、安心して施設を利用できるユニバーサルデザインの環境をつくる。まずこれが1点目です。

2点目としまして、観光マップや案内資料等、外国語版の作成について提案をしたいと思います。

これにつきましては、外国人観光客向けに外国語で書かれた地図やパンフレット等の案内作成、村の魅力をより多くの外国人来訪者に効果的に伝え、滞在を楽しんでもらうという目的で提案したいと思います。

3つ目としまして、若者を対象とした海外留学や国際交流事業の実施、又はそれに対する補助制度の拡充ということで、先ほど教育長からは「JETプログラム」のお話もありましたが、これは村の若者が海外留学や国際交流プログラムに参加しやすくなるよう補助金を出す等の制度を設ける。目的としまして、将来の豊丘村を担う若者たちの国際感覚を直接的に育て、グローバルな視野を持つ人材を育成するという目的の中で、この3点を提案したいと思います。

以上の点について、教育長並びに関係各課長の皆様から前向きで具体的な御答弁をいただきたいと思います。

○議長（平澤恒雄） ただいまの質問であります、基本的には一問一答ということで進めていただくようお願いをしたいので、①番だけ質問があったということにして進めさせてもらってよろしいですか。

○5番（酒井浩文） はい、結構です。

○議長（平澤恒雄） それでは岡田産業振興課長。

○産業振興課長（岡田 敬） それでは私のほうから、公共施設・商業施設・教育施設へのユニバーサルサインの設置について、御説明させていただきます。

議員の御発言のとおり、ユニバーサルサインにつきましては、言語を問わず誰にでも分かりやすく情報を伝えるといった利点があり、外国人来訪者のみならず、高齢者や子

供にも配慮した取組として重要と認識しております。しかしながら、村内の全公共施設や商業施設、教育施設に一斉に導入するといった場合には、表示内容の統一、施設管理者との調整、更新時期や費用の整理等、事前に検討すべき点が多くございます。

特に、表示内容の統一につきましては、来訪者だったりとか生活されている外国人の皆様は、それぞれの施設に行くと表記が違ったりとかピクトグラムは違ったりだということは、避けたほうがいいんじゃないかなというふうに考えておりますので、表示内の統一といった部分については、重点を置くべきじゃないのかなというふうに感じております。

他の先進自治体では、新規施設の建設や既存のサインの更新時に合わせて段階的に導入している例が多く、当村においてもまずはそのような形の導入について、可能性を研究していくといった段階であると考えております。

リニア時代を見据える中で、今後は他自治体の事例、国・県の補助制度等を調査しながら、導入のあり方について検討を深めてまいりたいと存じます。よろしくお願い致します。

○議長（平澤恒雄） 酒井議員、それじゃあ、①の質問の回答を受けてというところから続けてください。

○5番（酒井浩文） 徐々に導入をするという回答をいただきました。

今後、特に来訪者、一番まず生きるためにこういったところに行くために、そういったものを探すと思いますので、ぜひ今後徐々に結構ですので進めていっていただきたいなというふうに思っております。

2点目としまして、観光マップや案内資料等の外国語版作成について、今後の考え方を伺います。

○議長（平澤恒雄） 岡田産業振興課長。

○産業振興課長（岡田 敬） それでは観光マップ等の外国語版の作成について、お答え致します。

観光情報の多言語化ですが、3年ほどですが、スマートフォンのアプリをインストールすることによって、豊丘村の観光パンフが多言語化ができるといった取組を進めてまいりましたが、現在はそれをやめております。理由としましては有料ということで、3年で100万超のお金がかかったりとか、アプリをインストールするといった手間がかかったりとかってということで、そのことについては今取りやめております。

現在では、動画配信サイトの「クールジャパンビデオ」といった、そういったサイト

がございしますが、そこを活用し観光情報を発信しております。このサービスは、投稿した内容を自動的に複数言語へ翻訳する機能があり、既に英語を含む多言語化で閲覧できる状況となっております。こちらのほうは無料で使用できるといった、そういったメリットもございします。デジタルの多言語発信を継続して行うことは、費用対効果の面でも有効であると考えております。

一方で、他の自治体では、紙媒体のマップや観光案内板の多言語化を段階的に進めている例も多く見られます。このような事例を踏まえ、本村においても紙媒体や施設設置の案内物等、観光マップ等の多言語表記の可能性について、費用面や更新のタイミングを考慮しながら研究していきたいと考えております。まずは既存のデジタル発信、「クールジャパンビデオ」を基礎としつつ、必要に応じて多言語対応の範囲をどのように広げていくべきか、引き続き検討を進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願い致します。

○議長（平澤恒雄） 酒井浩文議員。

○5番（酒井浩文） 私も若いころにいろんな国に行きましたが、まず最初に探すものがマップでした。マップをまず見る、そしてその地理を掴む、生活の場を探すというような、そのようなことをしましたけれども、やはりまず手に取るのがサイトも結構なんですが、紙媒体のものかなというふうに思います。

先ほどの事例も話しましたが、私もそのカナダ国籍の方に説明するときに、日本語版のマップを開き、そこにもう一度ローマ字で書き直して、教えるという手間のかかることをしたわけなんですけれども、できましたら、紙媒体のものも今後少しずつ進めていただけたらありがたいなというふうに考えております。

それでは、3つ目の提案としまして、若者を対象とした海外留学や国際交流事業の実施、又はそれに対する補助制度について、教育長のお考えをお聞かせください。

○議長（平澤恒雄） 壬生教育長。

○教育長（壬生英文） それでは、若者向けの海外留学の実施とか補助等の実現の可能性についてということでございます。

そもそも海外留学っていうのは、希望する本人が自分がなぜ留学したいのか、何を学びたいのか、その目的を明確にして、行きたい国はどこで学校はどこかと、その留学の期間はどのぐらいかっていう、こういうことを踏まえて自分にとって留学が明確になって、初めて計画・手続きが始まるのだなということを思うわけであります。

したがって、非常にその留学の目的、期間、留学先、国、地域、学校、選択肢の幅を

とても広くあるように思います。さらに留学ということになれば、その生命、財産、健康、犯罪等あらゆる安全対策とか心構えが必要になります。そう考えると、豊丘村単独で留学プログラムを設定するっていうことは難題であろうなということを思うわけであります。

今、民間とか公共団体等で、様々な海外留学のプログラムが制度化され、示されて、選べるようになっております。そこで、村内の若者がそういう希望、自分に合った海外留学の計画を立てて、それを実行するために、例えば、その海外留学奨学金制度を利用した場合の返済金の補助とか、そういうものを村として制度化していくっていうのも一つの考え方かなということを思うわけであります。いわば、何らかの補助という方法を見つけ出していくっていう、研究をしていく必要はあるなということを思うわけであります。

いずれにしても、国際社会の中で生き抜いていく若者たちにとって大事なことと考えるので、今後研究していく課題としていきたいと思います。

以上です。

○議長（平澤恒雄） 酒井浩文議員。

○5番（酒井浩文） 民間の海外留学等、私もいくつか認識はしております。自治体で行っている村の公費で行く留学等もまだ継続的にやっているところもありますが、確かに伺ってみますとなかなかその目的が曖昧になってしまっていて、実際にそれが生かされていないという話はよく伺っているところです。ですので、そういった希望があれば、ぜひそういった補助制度であるとか、そういったものを今後考えていっていただいて、ぜひこれから未来をつくる若者たちが国際感覚を持ったこの地域にしていだけけるような、方向に向かっていたらいいなというふうに考えております。

今回、世界が豊丘村に近づいているという、そういう現状認識からこの質問がスタートしたわけなんですけれども、今後のグローバル化時代に向けて、この豊丘村の根源的なアイデンティティと未来のあり方について、私たち一人一人が国際感覚を持って、日常の中で自然に外国人に対応できる地域が今後必要になってくるだろうなというところが、私の願いということです。

以上で質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（平澤恒雄） 以上で5番、酒井浩文議員の質問を終結致します。

本日の一般質問はここまでとし、残余の一般質問は明日16日午前9時より再開し、実施することと致します。

=== 日程第2 諸報告 ===

○議長（平澤恒雄） 日程2、諸報告ですが、本日は、特に諸報告はございません。

3. 散 会

○議長（平澤恒雄） 以上、本日の会議はこれまでとし、これにて本日の会議を閉じ、散会とすることと致します。

大変お疲れ様でした。

この後の協議会等はありません。お疲れ様でした。

午後3時53分 散 会

令和 7 年 豊丘村議会第 4 回定例会
(第 3 号)

令和7年 第4回豊丘村議会定例会会議録 (第 3 号)

令和7年12月16日（火曜日） 午前9時00分開議

日 程
開 会
日 程

第1 一般質問

- 7 吉川 明博 ・ 豊丘村ゲストハウスいげたやの運営状況について
- 8 井原 康明 ・ リニア等の開通を見据えた地域の将来ビジョンと進捗について
- 9 武田 徹 ・ 中学部活動の地域展開について
- 10 堀本 丈文 ・ 熊出没時の対応について
・ 社会保険加入者の人間ドック受診推進のための補助実施について

第2 諸報告

散 会

出席議員 12名

(別表のとおり)

欠席議員 0名

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

(別表のとおり)

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

(別表のとおり)

傍聴者 0名

開 会

○議長（平澤恒雄） おはようございます。

定刻となりました。ただいまから令和7年豊丘村議会第4回定例会を再開致します。

本日の出席議員は、12名全員で会議は成立しております。

それでは、これより本日の会議を開きます。

地方自治法第121条の規定により、説明者並びに答弁者として、下平村長をはじめ、関係各位の出席を要請しております。

それでは、お手元の日程に基づき、会議を進めることと致します。

=== 日程1 一般質問 ===

○議長（平澤恒雄） 日程1、一般質問の2日目であります。

一般質問の発言通告は、11月27日午後4時をもって締切ったところ、10名の議員より通告がございました。

一般質問につきましては、発言時間は1人30分以内とし、発言回数は制限致しません。発言の残り時間は、発言者左側のカウントダウンタイマーにて表示しますので、参考としていただきたいと存じます。

なお、発言時間終了時刻5分前に鐘を1回、3分前に鐘を2回鳴らしますので、質問を時間内にまとめていただくようお願い致します。又、発言の順番は、一般質問通告書の届け出順と致します。

それでは、一般質問を行うことと致します。

◇ 吉 川 明 博 ◇

○議長（平澤恒雄） 最初に議席番号8番、吉川明博議員の「豊丘村ゲストハウスいげたやの運営状況について」の発言を許可致します。

8番、吉川明博議員。

○8番（吉川明博） おはようございます。

それでは、通告に基づき質問をさせていただきます。

ただいま議長から発せられたとおり、私の本日の質問事項は1点であります。「豊丘村ゲストハウスいげたやの運営状況について」質問をしたいと思います。

質問の第1項目にあります「設置の目的と運営の基本的考え方を教えてください」と

いうふうにしてありますが、まず最初に御案内したいのは、下段のほうにあります「参考」のところが実は自分でもこのようにしてから読み返してみますと、一番の肝かなと、大切なところじゃないかなというふうに今、思い返しながらかここに立っております。

これはインターネットの中で表示されている内容であります。もしかすると、情報としては古いのかもしれませんが、希望であったり、経験による感想であるかもしれませんが、6つほどの項目を載せさせていただきました。

1つ目として、「100年以上の古民家を改装、田舎のおばあちゃんち感覚で過ごせる宿」という項目もあります。

確かに皆さん、御存じかとは思いますが、大変古い建物でありまして、私が生まれ育った家もあのような形のところだったかなと、当初から思っております。

2つ目として、「アートギャラリーの併設、縁側・里山風景あり、宿泊プラス体験型」の雰囲気ということで、ここには開設の当初に期待された思いが書かれて残っているのかなと思っております。

3番目に、「自然豊かな里山の風景に囲まれており、市街地の慌ただしさとは違った田舎時間を過ごせる」とあります。

私も山奥育ちで豊丘村の天竜川沿いに住んでおりますけれども、あそこの場所まで坂道を上っていきますと、何か昔育ったところに帰ったような思いがあります。

思いを思い起こせる場所かなということで、空にも近くていいところだなという思いであそこには何度か行っております。

4番目に、「古民家ならではの懐かしい空気感・建物の造りが魅力。滞在中にゆったりとした時間を味わいたい方に向いています」というお薦めの言葉も見受けられました。

次に、「子供連れでも利用しやすい、ファミリー向けでも安心」というふうにあります。

確かにあの時代、私も過ごした時代でもありますけれども、1階2階と田の字型の8畳間が4つ、2階建てになっているという大変広い、今の住宅事情からでは考えられないような大変広い空間がありまして、気持ちが広がったような感覚が私もありました。

そして、「宿泊以外に滞在体験として、アートや田舎遊び・里山散策等も楽しめそうな雰囲気がある」という感想といいましょうか、期待でしょうか、あったこともあります。確かにあそこの場所に行きますと、ちょっと歩いてみたいなという気持ちになった

ものではないかと思います。これが今回の私の質問に至った入り口であります。

ということで、順番が逆になるかもしれませんが、質問の中の①、②、③について、お伺いをしてまいります。これ考えてみますと、私ちょっと設問の順番がよくなかったかなと思いながら考えておりました。①、②、③の逆とはいいいませんが、この3つの項目について、時系列的にといいましょうか、状況的に説明をしていただきたいんですけれども、担当される課長として御都合のよろしい順番で、この①、②、③について御回答をいただければと思います。

○議長（平澤恒雄） 岡田産業振興課長。

○産業振興課長（岡田 敬） おはようございます。

今日一日、一般質問よろしくお願いします。

それでは、順番に沿ってそれではお願いしたいと思います。

それでは、ゲストハウス井桁屋の現在の運営状況について、まず御説明させていただきます。

ゲストハウス井桁屋は、平成30年に協力隊を募集しまして、運営のほうをしてまいりましたが、令和3年4月からは、その協力隊瀬口さんですが、が設立しました「合同会社井桁屋」に指定管理をお願いし、運営していただいております。代表の瀬口さんを中心に、宿泊や飲食の提供を行ってまいりましたが、令和8年来年の3月末の指定管理期間満了をもって指定完了を終了するという事で、双方合意しております。現在は、通常の宿泊事業等を継続しつつ、事業の整理を進めているといった状況でございます。

続いて、②番になりますが、設置の経緯と施設の概歴について御説明致します。

平成29年度に村が施設を改修し、「お試し住宅」や「ゲストハウス」を整備する取組の一環として、このゲストハウス、古民家を改修致しました。これは、当時、移住定住施策を進める中で、都市部での移住相談会等に参加した際に、移住希望者から「短期滞在できる住居や気軽に泊まれるゲストハウスがあるとよい」との意見を受けたことが背景にございます。以来、村への移住定住の促進、又都市交流による地域活性化を目的にして運営してまいりました。

続いて、③番になります。建設時期と建設費用についてです。

施設の整備は、平成29年度に実施しております。費用になりますけど、まず古民家を改修するという事で改修の設計監理の業務委託に124万円ほどかかっております。又、施設を改修、整備する工事費になりますが、これが2,670万円ということになっておりまして、総額2,794万円、約3,000万円ほどを投じております。

それとその後の維持にかかる改修費等なんですが、平成 30 年度に消防法の関係で離れの建物との屋根の切り離しということを行っておりまして、これが約 100 万円ほどかかっております。

又、今、井桁屋へ行って見てみますと分かると思いますが、後ろ側に飲食店の「鶴亀」という施設があります。これは瀬口さんが自費で工事をされておりまして、村のほうはここには携わっていないということではありますが、施設としてはそういった施設が敷地内にございますのでお願い致します。

以上となります。よろしくお願い致します。

○議長（平澤恒雄） 吉川明博議員に申したいんですが、今の質問は①、②、③どの順番でもいいからということでの質問の締めでしたので、聞いている者としてはその①、②、③がいかなるものかということ承知しておりません。

もう 1 回、この①なになに、②なになにという質問項目を読み上げて、今の答弁を 1 つずつ整理していただくと分かりやすいと思います。質問項目を読み上げて進めてください。

吉川明博議員。

○8 番（吉川明博） 項目 3 つに分けて挙げましたが、先ほど申しましたように、ここまでのこの経緯を説明していただくについては、果たしてこの順番でいいのかなという思いがありましたので、冒頭申し上げたことを申したわけですが、今の御説明で整理ができましたので。

①番については、現在の運営状況を説明してくださいというところなんですけれども、もう少しここを具体的に言いますと、この質問に至った経緯の中心になる場所なんですけれども、ここ最近、私としては、私の情報不足かもしれませんけれども、以前のような、開設当初のような運営ができていないんじゃないかなという思いがあったところからこの質問に至ったというところであります。

私も開設当初、今、説明をいただきましたように、最初の開設の準備から始まって、例えば下水処理施設等の私としては追加工事的に思ったより大きな金額、大きな設備が必要になって、確か私の記憶では増設的な形で、思ったより大きな下水処理施設が必要になって、それを議会でも承認したという記憶があります。そんなことも含めての開設当初からの費用的な部分を③番に設けたわけでありまして、私もこのゲストハウスについてははっきり言って個人的なことになりますが、大変興味がありましたので、当初はメール等をいただいくつかの行事の御案内をいただいた中で、そうで

すね、はっきりした記憶ではないんですけれど、1年2年3年くらいは私もいくつかのイベントといいましょうか、催し物に参加したことがあります。そのときは、ここの参考のところの御意見ですとか、感想にもありますように、家族連れ、お父さんお母さん、お若い方々が幼い子供さんを連れてきて、一緒に食事をする、私どもと一緒に食事をする等、和気あいあいといいましょうかね、楽しく会話ができる。その場にいることによって、初めて会った人なのに会話が進むというような雰囲気、ああいい感じだなという思いがありまして、狙いという言い方はおかしいんですけれども、思っていたような形で御参加をいただいていたよかったですかなと思いました。

そういう中でお話をお伺いしますと、近隣から来られた方、飯田下伊那から来られた方、そのときお話をした中では、割と県外の方が多かったかなとは思いましたが、それにしても豊丘村の方だけではなく、多方面の方々がお見えになっていたなという思いで何度か参加をさせていただきました。

②の「設置に至るまでの経過と施設の概略」ということですが、御説明にありましたように、豊丘村を紹介するというような機会の中でこういうゲストハウスという形に思いが至ったということですが、もう1つのものとして、お試しハウスというものがあります。ありましたじゃないですね、あります。

これも私もいい試みだと思いながら見学をしていただいたり、様子をお聞きしてきたという経緯もありますが、やっぱり入り口、この豊丘村に関心を持っていただいて、結果としてこの豊丘村に移住をしてきていただく方を誘うためのきっかけづくりとしてこのゲストハウス井桁屋とお試しハウスは私はかなりの期待を持っておりました。

3番目としてこの費用ですが、一番最初に私のイメージとして思っていた金額というのは1,500万くらいの計画かなって思っておりまして、その後、先ほど申しましたような下水処理施設等の増設、旅館を運営するために必要な設備を持たなければならないというようこともありまして、10人20人という方々の宿泊を考えますと、当初予定していた、又は当初設置してありました下水処理施設では足りないということで、増設をしたという記憶がありまして、そのときに思った感想は、ああ、こんなにかかるんだと。果たしてこんなに多くの人数の宿泊を予定しているのかっていう思いがあったという記憶があります。この辺が、3番目のところの質問のポイントになるんですけれどもね。

私が当初ここを開設するの御提案をいただいたときからの印象からすると、大変大きな金額に膨らんだという思いが当時からありました。という中で、①、②、③について

はそういうふう到时系列といひましようか、流れからいつてそういう感想を持てているわけでありまうが、ここはこれから申すことは私の勝手な感想だよといわれるとそういうふうにしていただくしかないんですけれども、ここ数年、私の認識している範囲では、それまで御案内をいただいた連絡、告知がパタッとなくなてしまったと。以前のような催し物をやていないと。近くにいる私にすら届いていないという言い方にさせてもらいますけれども、なかなか発信されてないんじゃないかなていうよりは、いろいろこの質問に先立てお聞きしてみると、ほぼ休止状態になているんじゃないかなという思ひがあります。

そういう中で、この質問をするわけですけれども、事情については、それぞれ運営する方々の御事情があるとは思ひますけれども、いずれにしても、休止状態になてしまているという思ひの中からの今回の質問になております。

ですので、(2)のほうに移ていくわけですけれども、今後の運営については、所属する自治会との協議をしながら、運営経験と実績のある法人と契約をして進めることがよいというふうを考えておりますけれども、これについては、やてみたいという思ひがあて始められたこの仕事、事業、運営だったとは思ひますけれども、結果としてどうなんでしょう。うまくやてきたのかなというところも担当される課として、役場として、その辺の御判断とこの2番につながつていく部分、「今後についてはどのようにお考えか」という部分をお聞きしたいと思ひます。お願いします。

○議長(平澤恒雄) 下平村長。

○村長(下平喜隆) おはようございます。今日もよろしくお願ひしたいと思ひます。

議員の御指摘のとおり、まさに村としましては、現在の井桁屋、最近の井桁屋ですけれども、非常にうまくいつていないということをお認ししてござまして、全く議員おっしゃるとおりだと思てござまして、なんとかしていきたいということでありまう。

御指摘のとおり、運営経験や実績のある法人が参画することは、井桁屋の安定的な運営にとて有効な選択肢であると認ししておるところでありまう。大変貴重な御提案をいただいたものと受け止めてるわけでありまう。

その上で、村としましては、堀越区の皆様と意見交換を重ねる中で、現行の事業をベースに事業の再構築を図る方針でございます。又、施設の安定的な運営とサービスの向上を図るためには、宿泊施設や店舗の運営実績やノウハウを有する法人等に運営を担ていただくことが有効であると判断しているところです。

したがいまして、新たな指定管理者の選定を、プロポーザル方式による公募によて

選定する方向で進めたいと考えております。

公募の実施期間につきましては、来春を予定しており、堀越区と協議しながら、応募要件や管理水準の設定等、必要な準備を進めてまいります。

いずれに致しましても、地区と連携し、より持続的で安定した運営体制の構築を図るべく取り組んでまいり所存でございます。

公募してみたいわけですが、ぜひとも全国からそういう井桁屋みたいなああいうポジションで、それから立地条件でこの豊丘村の山間部の発展とか、田舎暮らしに興味を持っていただけるような運営のできる法人なり又個人なり、能力のある人たちに携わっていただいて、なんとか再構築していきたいという方角でおりますのでよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（平澤恒雄） 吉川明博議員。

○8番（吉川明博） 私もこの2項目目に掲げましたとおり、今、村長言われた方向については、ぜひ進めていただきたいと思います。

と申しますのは、先ほどの部分も来歴といいましょうか、当初開設当初に私どちらかという、どちらかという言い方はいけませんが、かなり対外的にはお話をしました。「豊丘村にこういうところできてね、築100年以上過ぎたできたところを改築して、こういう建物ができたんで泊まれたり食事もできますよ」ということで、お伝えできる方にはお話をしてきた時期がありました。で、そういう方々がイベント等を御案内するごとに来ていただいたりして、「よかったね、又来るよ」って言っていただいたことが私にとってはとてもいい方向だという思いがありまして、今で思えばこれから先もっと人が多く来ていただけるのではないかなという思いを持ったことを思い出します。

過去形にはいけませんので、近いうちに再度、立ち上がるということをお聞きしましたので、ぜひ私ももう一度原点に立ち返って、豊丘村を知ってもらい入り口、まさにゲストですね、お越しく下さいと、ようこそいらっしゃいましたと言える建物になっていく。建物だけではなく、そこに集う人たちが豊丘村の人たちだけではなくて、近隣の方々、又は田舎暮らしですとか、田舎暮らしってどんなものって思う方々がちょっと行ってみようかなと思えるような企画をぜひつくっていただきたいというふうに改めて思っております。

大変期待することを多くありますが、できるだけ協力をして、この井桁屋が入り口に

なって、豊丘村に定住をしたよという方が出てくることを期待を致しまして、本日の質問とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（平澤恒雄） 以上で8番、吉川明博議員の質問を終結致します。

◇ 井 原 康 明 ◇

○議長（平澤恒雄） 続いて、議席番号9番、井原康明議員の「リニア等の開通を見据えた地域の将来ビジョンと進捗について」の発言を許可致します。

9番、井原康明議員。

○9番（井原康明） それではお願いを致します。

以前より、度重なる村長の話の中にリニア中央新幹線や三遠南信自動車道の開通を見据え、南信州の大きな様変わりについて、熱く語られることが多く感じられています。物流、人流等から多くの期待が可能とされて話されています。村長の話引用すれば伊那谷、現南信州とも言いますが、昔は東山道、又その前の話では東撰道を主道として栄えてきたことを共感するところであります。そのほか、信州、南信州にも含みますけれども、御坂峠だとか清内路峠、大平峠等含め55カ所の交流する峠道があります。現在や将来的には、151号線や153号線の国道を含み、飯田線や中央自動車道、又リニア中央新幹線、三遠南信自動車道が人流・物流等の交流の主たるものになることは確実です。これらのことから今後について、南信州、豊丘村を含む様成りはどのようにするのか、又、したいのかについて、将来ビジョンと、ビジョンの計画及び進捗について伺ってまいりたいと思います。

ということで、質問事項としましては、開通を見据えた将来ビジョンの計画と進捗ということでもあります。

それでは、最初の質問であります、特に豊丘村をどのように発展させ、活性化を図るべきか。又、豊丘村の自然や、土地柄等から様々なことが想定されるが、企業誘致にしても地元希望や説明、土地の確保等、時間や年月の要するものも考えられ、他町村との誘致合戦にも発展する場合もあり、いずれにしても、早期に自村に対してその構想を明確にして段取りよく、早め早めに根回しをしておく必要があると思います。移住定住を含め、豊丘村や農家等に収入が増え、雇用や動力が増えることを願う観点から、「豊丘村で足を止める」ということについて、かいつまんで伺いたいと思います。

初めに、リニア駅ができた場合ですけれども、まず「リニア駅から豊丘村に足を運ん

でもらう方法はどのように考えているか」ということで、いろいろには地域交通の拡充とか、直通、あるいは周辺地域との経営等も含めた考えがあろうかと思いますが、こういった関係で村長のお考えを、今現在のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（平澤恒雄） 下平村長。

○村長（下平喜隆） お答えします。

リニア中央新幹線長野県駅の開業に向けて、「飯田下伊那のこの地域のいわゆるグラウンドデザインというのが見えてこない」ということを長野県のほうから強く言われております。

その中で、まずはその2次交通ということですが、10年じゃちょっとできないとは思いますが、でも10年先っていうとどれだけ交通機能が発達しているかというのはちょっと想像できるところとできないところもありますけれども、今、先ほど申しましたとおり、地元のグラウンドデザインということで、飯田市と北部5カ町村におきましては、長野県を中心にサウンディング型市場調査の1回目が始まっています。サウンディング型市場調査というのは、いわゆる行政と大手開発業者が組みながら、どういう地域をつくっていく、つくっていける可能性、フィジビリティっていうんですけれども、いわゆる実現可能性なものに対してどういうものを予測していくかということの研究も始まりました。

その中で、まずはこれからなんですけれども、どっちにしても2次交通は非常に大事であります。もう豊丘だけじゃなくて飯田下伊那全体がすごい非常に大事なんですけれども。豊丘村、駅から近いということもありますので、本当それなりに考えられるのかなということを思います。

いわゆる自動車の交通につきましては、間違えなく完全自動化できていると思います。もう世界的にもかなりやっておところは多くなってきていまして、日本の場合ですと、残念ながら一つでも事故が起きるとそれで止めて大騒ぎしちゃうんで、実際のなかなか進捗状況が遅くなるんですよ。それが日本という国のやり方なんではないですが。中国やアメリカは、事故の1つや2つ起きてもそれよりもいかにしたらさらに安全な交通体系がつくれて、いわゆる産業やそれから社会生活に有意義な交通体系ができるかということを先行させるものですから、どうしてもどんどん日本が遅れていくっていうところはありますけれども、そうはいいいながら、今、国としてもかなり始まっておりますし、それからタクシーのいわゆる自分の車に乗せていく、最近すみません、軽い脳梗塞を起こしてから言葉が出てこなくていけないんですが、自分の車に人を乗せて運

転していくっていうやつ、あれは日本の場合はまだ本当に何というか、タクシー運転手の数が足りないからそれをちょっとやっているという、逆にタクシーの業界を守りながらそれをしていっているということがありまして、タクシーの業界を潰せということを言っているわけじゃないんですけれども、いわゆる実際に必要な有意義な交通のいわゆるルールの変更というのは、これから非常に大事なことだろうなということを思っています。

又、あと続けていろんな質問があるようですから、それに併せて又だんだん答えさせていたきたいと思います。

○議長（平澤恒雄） 井原康明議員。

○9番（井原康明） ありがとうございます。

いろいろ手段は、これからの進捗によっては、交通なんかも今、自動化になるということで期待が多いわけですが、お聞きしたかったのは、その中でも村長としては自動化の車両を使って豊丘村に足を運んでいただくとか、あるいは今の白タクじゃないですけど、タクシー会社のものを活用する、そういう制度の導入をしていくというような捉え方でいいかと思えますけれども、いずれにしても、あと10年とか10年ちょっとという期間の中で、そういった体制の構築だとか、根回しというものも必要なんで、それは後で又くくってお聞きしますけれども、そんなようなことも考えられるということです。

それでは②のところで、豊丘村で見たり、体験してもらうためには何が必要で、どのようにしたいと。豊丘村には自然は豊かではありますが、他町村の一部のように連泊等して足を止めて見たりしたりするところがないと思います。村長の考える人を呼べる又は、見る目玉的な場所の考えはどういうものが考えられておるか。

又、体験へのお勧めはということで、現在の収穫体験等以外での考え、収穫オーナーの種類の拡充等の考え等はお持ちかどうか。

又、場所移動の手段として、コミュニティバスの構築と導入の考えはどうかと、この3つの丸ぼつについて、併せて答弁をお願いします。

○議長（平澤恒雄） 下平村長。

○村長（下平喜隆） まずはこれ、観光面の御質問かと思えますけれども、先ほど答えた中にコミュニティバスっていうのは、ですからこれもその自動運転っていうのが入ってくる可能性は非常に高いと思いますし、具体的なそのどういうその人を呼ぶやり方が、これが成功するとか、こういう方法がいいだろうなんて、そこまでの精密な私の頭脳ではあ

りませんのであれすけれども、どっちにしてももう本当に品川まで45分、名古屋まで25分ということになります。それが又イコール世界にもつながりますから、海外の人材も本当先ほど昨日の酒井議員の質問じゃありませんけれども、本当にあつという間にいわゆるたくさんの方の言葉を表記しないと問題が出てくるよねなんていうそんな状況になってくるのは間違いないと思いますので、国内の人のみならず、海外の皆さん、そういう人たちも振り向いてもらえるような企画が大事なということと、泊まるという、この下にもある次につながっちゃうのかもしれませんが、宿泊の施設だとかいろいろありますけれども、実は話したとおり、私、月火水と先週の長崎の新幹線駅の視察に北部5カ町村、ちょっと高森はそういうわけで都合で行けなかったんですけれども、ほかの4カ町村と飯田市長を私がお誘いしまして行ってまいりました。それとあと県のほうでも一緒に行っていたということ、長崎県では副知事が出ていただきまして、それから長崎市では市長が出ていただきまして、それからJR九州ではJR九州のやっぱりその担当者が出ていただきました。

JR東海もしっかり力を貸していただいたんですけれども、その中でやっぱりその県、市、それから民間業者。特に長崎は、本当に新幹線が入るということで、その再開発をするということで、あそこはちょうどサッカーのチームがあるものですから、「ジャパネットたかた」がありますので、「ジャパネットたかた」が1,300億円かけて競技場を造りました、駅の続きのようなところに。駅ビルも再開発されて、素晴らしいものでございました。

いろいろ素材がそろっているからやりやすいのかなということの中で、その担当者にちょっと聞いたんですけれども、僕らのところもこんなようなわけでなんていうようなこと申しあげましたところ、やはりまずはその距離感の差が何を生み出すかというと、多分交流人口というか、それから住んでいただける方々。ここに住んで仕事に行かれる方。二地域居住の方、そういう人たちがすごく増えるだろうなということで、私もいろいろ卵が先か、鶏が先かという話にはいろいろあるんですけれども、まずは一番先に取りかかってぱっと反応しそうなのは、そういう興味がここに住んでみたいという方々とか、両方に家を建てたいなという方々を引っ張ってこれるようなそういう施策の選考というのは多分大事だろうなということ。

それからサウンディング型の中でいろいろな企業誘致から研究所の誘致だとか学校の誘致、そういうものも始まってくると思いますけれども、そういう順番の中でも今言われたような、やはり来て面白くないといけませんので、そういうものを豊丘村としての

オリジナリティーっていうものを打ち出すことは非常に大事だなと思います。

以上です。

○議長（平澤恒雄） 井原康明議員。

○9番（井原康明） 今、③の内容にも触れていただきましたが、③については、豊丘村を拠点にしてもらうためには何が必要でという質問であります。

その中の一例としては、温泉施設の確保だとか、提携への村長の考えということで、道の駅に沿った隣接した施設とか、柿っ子公園の近くに何か新設だとか、いろいろ考えられるわけですが、一応先ほど村長が総体的に人を呼べる、そういったものの施策の変更ということをこれから考えていかにやいけないということでもあります。

まだ先の話ですので具体的な回答はありませんが、そういう思いでおるということは前向きでおられるということで解釈を致します。

④に移ります。

特に今回の質問でここを一番心配するところであります。

豊丘村に企業等に移転等してもらうためには何が必要で、どのようにしたいか。又、空き土地の調査把握や地元要望等の調査把握、各企業や学校等への打診はどのようにしているのかということで、これはしているかということで、するつもりがなければもうしょうない話なんです。

先般、豊丘村は農業立村ということで、商業ゾーンだとか、そういったゾーン分けをしております。そういったところではありますけれども、このリニアの開通だとか、三遠自動車道の開通を見据えていった場合に、この豊丘村の素晴らしい自然の地形を活かしたところにそういった企業展開をしたりだとか、移住定住をしたりだとか、いろいろ話が舞い込んでくるとも考えられます。そうしたときに、一つの企業の話があったときでも、土地面積とすればこの豊丘村の役場の面積の半分くらいは最低でもいると。あるいはちょっとした企業であれば、この面積全部くらいの面積が必要になってきます。そういった話が急に舞い込んできたときに、さあどうしようっていう話ではなくて、来た場合にはどうするっていう、その事前的な対応策を今から練っておかないと、例えば信州大学の誘致にしても2～3年はもう優にかかっているわけですね。そういったこともあって、一つのことが舞い込んでもそのくらいの日数はかかってしまう、あるいは複数あればさらにかかるということで、10年っていうのはもうあっという間にきてしまうということも考えられております。

そういったところで、④としては、そういったことの関係に対しての準備あったらお

聞きしたいと思います。

○議長（平澤恒雄） 下平村長。

○村長（下平喜隆） 当然のことでありまして、グランドデザインを描く中に当然そのことは盛り込んでいかななくてはまずいと思います。

最初からどの企業がつていうわけにはいきなりはいかないんですが、やっていく間に当然引き合いは出てくると思います。

先ほどちょっと「信州大学」っていう言葉出ましたけれども、信州大学はこの地を使ってグリーン水素だとか水の実験をしたいという、実装型のその社会実験をしたいということでありまして、そんなにでかいものがあるわけでもなくて、この地域の産業振興にそんなに寄与するものでもなくて、この地の地域のそのアイデンティティーというか個性を発揮させるにはいい対応だなと思うんですけども、やはり実際には雇用の場を創出して、地域の活力が上がる、そのためには生産年齢人口の人たちがどれだけ増えるかっていうことが非常に大事なんですけども、その中で当然場合によったら大手企業やそれから私立大学ですね。なんで私立大学かっていうと、国立大学っていうのは動きが簡単にはできないんですね。私立大学なら学長さんが行くぞっていう話になれば、このいわゆる一つの学部を持ってくるとかそういうことはよくサテライトでやるんですけども。

そんな中で、様々な可能性が山のように出てくると思います。それをそのどういうふうにそのうまく交通整理をしながら、実際にじゃあ豊丘村に本当例えば豊丘村のどここの場所をちゃんとここを用意できましたよっていう形になれば、その中でリニア開業になるぞと、なったぞということになれば、そこへうちの会社に移りたいとか、それとかホテルが来たいとか、それとかマンションを建てたいとか、そんな話にもなる可能性は十分あると思います。

そういうものをしっかりと予測しながらやっていくということは非常に大事なんで、時代の経過とともにそれからグランドデザインをつくるとともに、飯田市下伊那の中、特に豊丘の場合は駅に近いとこういう地域性があるということの中で、ホテルにしましてもそうでしょうし、それからやっぱりアリーナだとか、そういう県の施設なんかもうち造ってくると思いますので、そんなのに併せてできる場所っていうのはやはりしっかりより考えていくべきだというのは全く同意見でございます。

以上です。

○議長（平澤恒雄） 井原康明議員。

○9番（井原康明）　ありがとうございます。

それでは5番は、1から4以外に村長として考えていることということで、先ほどの中から話いろいろ出ておりますので、ここは割愛させていただきます。

あとリニア開通まであと10年、その間、竜神大橋の開通や三遠自動車道の開通、又は阿島橋の架け替え等が進み、交通インフラが整備されれば、豊丘村への物流・人流も確実に増え、さらに生活等に活気が付くと想定されることから財源、場所、人材、システム等、向こう5年間くらいのうちに道筋を立てておくことも大事であると考えます。急に良い話が舞い込んでも、準備不足やこれから検討するでは、内容によってはキャンセルや他町村に取られてしまうことも想定されます。現村長任期もあと1年と少し、現状をよく理解している現村長はもうひと踏ん張り御尽力をいただき、向こう5年間くらいで道筋をできるだけ立ててほしいと願います。

ということで、153号線の今の整備、あるいは151へつながる土曾川のそこの専用道路、そういったものも含めて、ここ2年のうちにはもうめどが立つということが先の報道でも出ておりました。

そういったことも考えると、2年長いようであつという間に近辺の整備も進んでくるということが考えられます。そうすると、今、私が申したように、そういったところの一つとっても開通すればさらに豊丘に足を運んでくれる方が多くなるということはもう目に見えておりますので、この道筋というのは大変大事なことで、できるだけ早め早めに計画できるところは契約をしていただくなり、手を打つなりしていただきたいと思いますが、まとめて村長もう一言すいません、何かありましたら。

○議長（平澤恒雄）　下平村長。

○村長（下平喜隆）　ありがとうございます。

本当もうあと1年と5カ月でございますので、全力で今やっておるところでございます。

先ほども申したとおり、長崎県の様子を見ましても、やはり県と長崎市、それから民間業者が同じ方角を向いて、どうやってこの長崎新幹線駅を中心にこの地域を開発するかと、元気な地域にするかというのは、しっかりとまとまっているなというのが非常に感じてきました。

それに対しまして、よく私言うんですけども、リニア中央新幹線の場合は、B・CルートがCルートになったということによって、長野県とすると南の端の飯田をかするだけかと。そういうことで、先の話であるので、結構丸投げをしたんですよ、飯田市

にいろんなことを。駅の場所から始まって。それが結果的に飯田市が一人で迷走したのが真実でありまして、そのことは私が言わなくても皆さん御存じのとおりだと思いますけれども。

そんなような流れが今までずっと続いておりました。ですから、飯田市としても県に対してやっぱりすごく不信感があって、県としても飯田市に対してちょっと不信感がお互いにあります。それをちょっとまずいからということで、リニア中央新幹線長野県駅なので僕たちとすれば、上伊那もそうだし、下伊那郡もそう、一緒になってこのリニア中央新幹線長野県駅が完成することによって、この飯田下伊那が長野県の南の玄関口、さらにはリニア中央新幹線によって形成するスーパーメガリージョンのそのど真ん中に入るという、そのチャンスを活かして、いかにその活性化し、その日本の中核都市の一つに持っていけるかということをみんなで話し合わなくちゃいけないよねってということで、私がいろいろ本当動いたというと生意気ですけども、いろいろ知事にもお願いしたりした結果、知事も豊丘村と京急の関係を分かっていたいただいて、知事も動いていたりだとか、いろんな形でもう長野県も今、必死になって伊那谷と木曽の専門に受け持つ新田副知事を充てていただいたりだとか、それから本当にいろんなことでもうしつかりと県もかかわって一緒に動いていただけるようになりました。本当、飯田市の担当職員からも聞くんですけども、「なんかここへ来て県が急にしゃかりきになって動き出した」って言うておりました。

やっぱり県としても、やはりこのまま一緒になって長野県駅なのでやらなくちゃ困りますよということで、僕らも言いましたし、飯田市に対しましても私どもいろんなことが飯田駅だからと思って一言も相談もされたこともないんですが、言ったこともなかったんですね。だけど、これちょっとまずいと。この本当今、いろいろなことで広域連合として、それからリニア中央新幹線飯田駅として、みんな同じ方向を向いて動くためにはスタートのどこからちゃんと相談をしてもらいながら、みんなで力を合わせてやっていきましょうよという申し入れもした経緯もあります。

そんなような形で、これからは県、それから飯田市、下伊那郡、上伊那郡一体となつて、それに民間も巻き込んだ知恵の中で、どういう場所がいいのか、どういうグランドデザインを築いていくのがいいのかということをビリビリとやっていく必要があるなどということをつくづく感じておりますので、又議会の皆さんも応援していただけるとありがたいなと思います。

以上です。

○議長（平澤恒雄） 井原康明議員。

○9番（井原康明） ありがとうございます。

今日は、いろいろ施策とかそういったものがあればそれに対して又いろいろお聞きしたいことがあったわけですが、一応先の話でもあり、広い分野の話でありますので、村長の思いということでお聞きしましたので、その中にはいろいろ語られております。県はじめ広域だとか下・上そういったところも含めて検討していく必要があるということでもあります。それは当然必要なことなんで、特に交通に関しては、豊丘村直通つていうこともあるし、それから北部5町村を周遊するということもいろいろ考えられますので、いろんなことを先取りする中で、先ほど村長が述べられたように、いろいろなことを含めて検討していってもらいたいと思いますのでよろしくお願いを致します。

以上で質問を終わります。

○議長（平澤恒雄） 以上で9番、井原康明議員の質問を終結致します。

◇ 武 田 徹 ◇

○議長（平澤恒雄） 続いて議席番号2番、武田 徹議員の「中学部活動の地域展開について」の発言を許可致します。

2番、武田 徹議員。

○2番（武田 徹） それでは、議席番号2番、武田 徹です。

通告によりまして、一般質問を行ってきたいと思います。

今回は、中学校部活の地域展開についての質問ということでお願いをしたいと思っておりますけれども、9月議会の一般質問で堀本議員のほうから運営団体の必要性について質問があり、村長さん、それから教育長さんともに、「法人格を持った団体の設置を目指したい」というような答弁がございました。これを受けるような形かとは思いますが、10月24日に、「部活動地域展開の運営組織検討委員会」が開催をされました。教育長さんはじめ、中学校の校長先生、それから小沢先生、各部活動の指導者を行っている総勢10名の方で検討委員会が行われたわけでございます。私もたまたまバレー部の外部コーチという形で参加をさせていただきましたけれども、会議全体としては運営組織の必要性というものは参加者それぞれ認識をされたのかな。必要があるということで、認識をされたものと理解をしておるところでございます。

そこで何点か御質問をお願いをしたいと思うんですが、この10月24日に行われました検討委員会後、それからこれからの予定等、現在分かっている範囲でどのよう

な方向になっていくのかというようなことも含めてお話いただければと思います。

教育長さん、よろしくお願いします。

○議長（平澤恒雄） 壬生教育長。

○教育長（壬生英文） それではよろしくお願い致します。

武田議員さんにおかれましては、日頃中学校部活動の外部指導者として、大変な御協力をいただいているところでございます。本当に感謝をこの場で申し上げたいということをお思います。

村として、信用のある運営組織をとということで、具体的には責任が明確であって、そして経理の透明性とか、安定した組織運営ができると、それが社会的信用が得られるそういう団体であるということをお村としては目指しているということで、議員が参加いただきました10月に運営組織検討会議、これを開催をしたところでございます。

そこでは、「小学校の校長先生にも、ぜひ次の会には参加して進めたほうがよい」という御意見をいただきまして、先月11月26日ですけれども、本年度第2回目になります「豊丘村スポーツ推進審議会」と。基本的に一番ここが元になって部活動の地域移行展開等の方向を出しているそういう会議でございます。

そこでは、小学校2校の校長先生にも参加をいただいて開催をしたところでございます。

その会議では、10月の検討会議で出された意見を参考にして作成しました地域クラブ活動実施の運営体制ということをお教育長、私のほうから提案を致しました。その協議の中心は、「新たに法人格を持ったクラブを設立するか」、又は「既存のクラブに委任するか」という点でございました。協議でいろいろ御意見をいただきまして、結果は「NPO法人とよおか総合型スポーツクラブ」に「コーディネート業務」、それから「マッチング業務」、それから「マネジメント業務」、そして「安全・教育業務」、「こういうことを委託する運営体制で進めていくことがよいのではないか」という意見にまとまったところでございます。

それで今後でございますけれども、今月開催されます村長が招集します「総合教育会議」ここで協議・調整しながら、そして1月には「中学校・スポーツ文化活動運営委員会」ここには部活動顧問、それから各部の保護者会長、そして各部に携わっている外部指導者、あとPTA役員、あととよおか総合型スポーツクラブ等、こういう方々が参加される年2回やっている会でありまして、1月に行うということは、中学校等はもう2年生の新しい体制に入る、次年度の体制に入っていますので、いわば令和8年度の方

を示すというようなことにつながるわけであります。それを1月に開催されます。

そのようにして、令和9年度4月からは、完全に部活動については休日は地域で実施するという体制になりますので、来年度令和8年度秋頃までには会議を重ね、説明を重ねて、検討を重ねて、クラブ創立総会をもってというように進めていくように今、計画をとっているところでございます。

以上でございます。

○議長（平澤恒雄） 武田 徹議員。

○2番（武田 徹） ありがとうございます。

10月の席で「小学校の校長先生も含めたら」というようなお話が出たかと思えます。それなりの対応をしていただいて、推進審議会のほうへ出席をしていただいたということで、大変よかったのではないかと考えておるところでございます。

この点につきましては、あとで4番のほうで部員の確保というような点でも又御意見等申し上げたいと思いますのでよろしくお願いをしたいと思います。

それで今、御答弁いただいたように、豊丘村としては、運営組織の検討ですとか、令和9年4月からの休日の移行に向けまして、大分話が進みつつあるのかなというような感じはしますけれども、この北部の町村の状況というようなものがどの程度になっているのかということが分かりましたらお願いをしたいと思います。

○議長（平澤恒雄） 壬生教育長。

○教育長（壬生英文） それでは、北部の他町村の状況についてお話を申し上げたいと思います。

8月頃の資料の情報で、その後、進んでいたり、方向性の変化はあるかと思えますけれども、大鹿村についてはソフトテニス部のみの部活動でございまして、地域移行については「大鹿総合型地域スポーツクラブのソフトテニス部」に委ねて教育委員会と相談、調整しながら地域展開を行う方向であるということでございます。

松川町でございますけれども、コーディネーターを配置しております。松川町は、中学校の部活動をそのまま休日のクラブとしてつくる考えはないと。その代わり、休日において、中学生の居場所づくりとして「松川CLUB」を立ち上げるということで、社会教育の場を充実していくという方向かと思うわけでありまして、本年度令和7年4月から柔道、剣道、空手、陸上、野球、吹奏楽、囲碁、それからギターとか、あとニュースポーツであるカップインワン、それからラテンのリムズで踊るズンバっていうようなあといろいろあるわけでありまして、部活に関係しているところもあれ

ば、社会教育等でやっているそういう団体であるというのもあります。そういうところに入りまして、休日については中学生も活動を始めているというところでございます。

高森町でございますけれども、コンサルティング会社に委託をしているということ。それから又コーディネーターを民間委託するということ。それから休日の地域展開については、2つのクラブあたりが予定をしているというように聞いております。

それから喬木村でございますけれども、コーディネーターは配置しています。

これから生徒、保護者のアンケートを実施しながら、地域展開に向けて準備を進めているというようなところで、それぞれ違いはありますけれども、それぞれ自治体ごとに考えて検討をしながら進められているというのが現状でございます。

以上です。

○議長（平澤恒雄） 武田 徹議員。

○2番（武田 徹） ありがとうございます。

各町村北部5町村の状況が分かりましたけれども、松川町の「松川CLUB」さんですか、いろんな種目で中学生の休日の居場所づくりというような形で、若干ちょっと方向が違うのかなとは思いますが、豊丘村に比べますと、ほかの町村まだまだ検討がこれからなのかなというような思いがあります。

それで、3つ目としまして、先ほど来から出ておりますけれども、令和9年の4月からは休日の部活を地域移行にしていくなという方向の中で、当然北部の連携っていうようなものが当然必要になってくるのではないかなという中で、豊丘村だけの地域移行を考えるのであればそれはそれで各部活の休日の活動を外部指導者に委ねていくということであればそれはいいんですけれども、やはり子供も少なくなってきた、チーム自体が存続できるかどうかというようなところもあるかと思いますので、ぜひその北部のくらいで連携をして、必要なところは補っていくような形がとれるのがいいのではないかなという思いがございます。

ここら辺の連携をするというようないくような形で進んでいきたいと思いますというような話っていうものは教育委員会の中、例えば事務局長の中でも結構ですけども、そんな中でそんな話が出ているのかどうかという点についてお聞きしたいと思います。

○議長（平澤恒雄） 壬生教育長。

○教育長（壬生英文） それでは、私のほうから説明を致します。

議員の今の北部の連携について、進める必要性について、そういう声が上がっているのかということは上がっていることは事実であります。上がっています。非常に大事な

課題だということを思っております。

それで、ここまできたその北部町村との連携についてでありますけれども、令和5年の春、もう5月早々かと思えますけれども、議員御指摘のように、生徒数は減る、部活の存続というようなこと、課題があつて、これは連携していかなければ無理といひますか、将来的にも難しいというところで集まつて、意見交換の会を各町村の教育長、それからその担当者、コーディネーターがいればコーディネーター、それから校長が中心になつて、ほかに一緒に同席した職員の方もいらっしゃいますけれども。

それで令和5年度1年間何度か会議を重ねました。その結果、北部でまとめてやつていくということになれば、それをこのエリアを統括して働いてもらうコーディネーターの確保がまず大事であるということで、それを探つていったわけですが、確保ができなかつた、確保することが難しいと。

それから各町村、今からもう2年半2年ほど前ですので、そのときはまだその各町村とかスポーツ関係団体の理解とか、地域移行のそういう必要性等の浸透不足であつたつていうような状況もありました。

それから予算の確保つていったところで、今、5つの町村がつていうようなところで、これは早期に実現の可能性は難しいということで、ではまずもつて各自治体単位で地域展開を進めましようということでやつてきたわけであります。

そして、各自治体で地域展開がある程度整つた後に、その運営団体の間で町村の枠を超えた連携をとつていくようにという、そういうことを考えたわけであります。いわば北部地区で一つのきちつとした組織をつくつて、いわばトップダウン式に形をつくつて一つにまとめていくということは先ほど言つたようになかなか難しいということがあつたので、その逆にボトムアップ式に連携していくという、そういう方法を確認し合ひました。いわばその方式で、昨年度後半でありますけれども、北部エリアには男子がバレーボールをやるチームがないというところで、各町村等やりたい子供たちがいるということで、豊丘村を拠点に男子バレーボールチームが誕生して活動を始めているというところあります。

そのボトムアップ式を考えたというのは、そういう考えに落ち着いたというのが、実はその今、各学校にはコミュニティースクールつていって、学校運営に地域の方々が協力して子供を育てるという、そういうコミュニティースクールがあるわけあります。それに対して、部活動の地域展開というのは、いわば学校に地域が入ってくるでなくて、地域に学校が入つていくつていうね、いわば地域に学校の仕組みをつくるようなも

のであると。いわば北部地区に一つの学校をつくるっていうことをイメージすると、中心となる校長を置いて、コーディネーターとなる教頭がいて、そして指導する教員がいて、そして事務等を行う事務職員がいる、事務室がいるっていう、これを各自治体において、予算配分をお願いするっていう、そのハードルが非常に高いっていう、そういうイメージを持っていたわけであります。

したがって、全県や全国見ても、お隣同士の2つの自治体が協力し合って部活の地域展開を進めているところは散見されるわけでありますけれども、見られるわけでありますけれども、3つ以上の複数の自治体の連携は極めて少ない。それは私の申し上げたような、あるいはこの2年間の北部地区の会議のところの難しさにつながっていると思うわけでありますけれども。

それにしましても、この連携の必要は豊丘でも承知していると。具体的に中学校の3年生が部活動を引退した後でありますけれども、部員不足のために近隣の中学校と合同練習したり、そして合同チームを作って大会に出場したりしているところがあります。具体的には、野球部は喬木中学と、それから男子バスケットボール部、それから女子バレーボールについては高森中学校と一緒に練習しています。それからサッカーについては、喬木中、飯田市緑が丘中学校、阿南第一中学校、そこと組んで活動をしているところであります。

今後でありますけれども、まず村の休日部活動地域展開を軌道に乗せながら、北部町村との連携についても並行して進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（平澤恒雄） 武田 徹議員。

○2番（武田 徹） ありがとうございました。

御答弁の中に現在の部活動の状況等もお話をいただきました。実際、私も担当しておりますバレーのほうも、高森中学と合同で新人戦に出るという形でないと部員が集まらないということで、実際に現在2年生1年生を中心にやっておるんですけれども、1年生がゼロという部活がやっぱりあります。うちのバレーもそうなんですけれども、そうなったときにやっぱり部員の確保、これから期待できるのは来年の1年生にどうやってかかわっていただけるのかっていうところが課題になるわけなんですけれども、これを村とか教育委員会でなんとかしてほしいって振り分けるなんていうことは当然できることではなくて、子供たちが何を選ぶかというところで違ってくるころもあるかと思っておりますけれども、そんなような意味でも小学生、小中学校の連携ですね。これっていうもの

が非常に大切になってくるのかなというようなことも考えます。

それで、令和9年の4月からというような形になれば、来年の1年生、その次の年の1年生あたりの加入というようなものが非常に重要なものになってくるのかな。地域展開をしましょうよっていても部活自体そのものの存続がなくなってしまうと、元も子もなくなることで、やりたい子がいたとしてもやる場所がなくなってしまうというような心配もされますので、ぜひそこら辺の小中の連携をとっていただきながら進めていただければなと思っておりますけれども、その点について何かお考えがあればお願いしたいと思います。

○議長（平澤恒雄） 壬生教育長。

○教育長（壬生英文） 小中学校の連携についてお答えをしたいと思います。

今までも中学校は毎年小学校6年生に体験入学を実施しておりまして、その場で部活動の見学を行っています。本年度も行いました。

それで、地域展開については、昨年度この部活動地域展開に関する説明を小学生、それから保護者にとということで、両小学校のほうへ参観日の日に私とあと中学校の校長が出向いて、保護者を対象に説明会を持ちました。さらに本年度ですけれども、これからですけれども、小学生向けに限定するだけでなく、広く地域の皆さんにもこの地域展開について理解していただきたいということで、総務課広報係に協力をお願いをしまして、ケーブルテレビで放映するように制作中であります。内容については、各部の活動紹介を部員とそれから外部指導者が行い、そして学校部活動と休日の地域クラブ活動との関係を校長先生のほうから説明するという内容で、撮影等はもう済んでおりまして、あとはそれを編集して、近いうちに放映するというこういう流れになっているところでございます。

又、小学校には、独自にそのビデオを見てもらうようにするわけでもありますけれども、いずれにせよ、地域の皆様の御理解、御支援をいただいて、この地域展開を成功するように協力いただければありがたいなということを、教育長として申し上げたいということを思います。

以上でございます。

○議長（平澤恒雄） 武田 徹議員。

○2番（武田 徹） ありがとうございました。

実は先日、バレー部のほうへも取材というか、撮影の依頼がありまして、クラブ活動をやっている最中に撮影等もしていただきました。PRをしていくんだということでは

いことなんでぜひお願いをしたいなとは思ってはいるんですけども、うまく活用をして、少しでも運動部離れっていいですかね、運動をやらないほかの芸術的な部活に入っている方っていうのは非常に多いみたいなんですけれども、ぜひ運動部、身体を動かすことを好きな子供たちがなんとかできるような形で進めていただければありがたいかなと思っております。

続いてですけども、豊丘村は本当手厚く部活動等に対しまして助成を行っていることで、保護者、それから顧問の先生方も非常に感謝をしているところでございます。又、現在では、中体連の大会が南信大会というような形になって、今までの前のような飯伊の大会があつて、南信大会があつて、県大会があるというようなことではなくて、いきなりもう南信大会というような形で、遠方での開催が増えておる状況にございます。

この中体連の大会につきましては、村のほうからもマイクロバス等の手配をしていただいて、御協力をいただいておりますけれども、そこで何点かお願いをしたいと思いますが、まずマイクロバスを出せる範囲。それから大会はどのようになっているのか。

教育委員会の事務局長、お願いしたいと思います。

○議長（平澤恒雄） 松村教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（松村良直） それではお答えをさせていただきます。

マイクロバスの送迎の範囲や大会ということでございます。

中体連の大会参加については、マイクロバスの使用について、令和元年の5月に中学校との間で、部活動に対する公用車、主にマイクロバスのことになりますが、公用車の配車について内規を定め、この内規に沿って対応をしているところでございます。

これには運転手の手配ですとか、燃料費、ETCですね、高速道路料金を村の負担としております。

南信大会、県大会について、参加選手、チームについて最大2台までマイクロバスを配車することとしております。新人戦の南信大会についても同様の扱いでございます。

この内規は、中体連の大会に配車するものを原則としておりますので、練習試合については各部、クラブで対応をいただいております。役場職員の運転が限定されている公用車、この扱いとしていない公民館バスもございますので、この利用も可能となっております、利用度が高い状況でございます。

以上でございます。

○議長（平澤恒雄） 武田 徹議員。

○2番（武田 徹） ありがとうございます。

マイクロバスを出せる範囲というものを内規として定めているということで分かりました。

私どものクラブにつきましても、一昨年あたりから大会等の参加については、公民館バスを借りたりですとか、中体連の大会では村のマイクロバスをお借りして送迎をしていただいております、大変感謝をされているところでございますが、現状のように子供さんの数が減ってきたりしますと、中体連は別としましても、ほかの例えば練習試合等も先ほど言いましたけれども、南信大会というような形になりつつあると、練習試合に例えば上伊那の諏訪のほうまで出かけるというようなときに、公民館バスを借りるということについても、なかなか部費が人数が少なくなって非常に負担が大変になってきているというような現状もあって、なかなかもうあとは保護者で送っていただくんだよというような形になっているのが実情かなとは思っております。

それから次の質問ですけれども、今後、地域展開も含めまして、他校との合同チームというようなものが当然出てくるかと思えます。先ほど教育長さんのほうから「部活の中でもそのような形で大会に参加している」というようなお話がありましたけれど、この合同チームの場合について、何か規定等があるのか。

例えばそのチームの構成上、豊丘が多いとか少ないとかというようなものが当然あるかと思いますが、そこら辺についての何か内規的なものがどうなのかお聞きしたいと思えます。

○議長（平澤恒雄） 松村教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（松村良直） お答えをさせていただきます。

確かに先ほどの教育長から答弁したとおり、今後合同で議員もおっしゃられるように、合同での活動が予測される、又はもう既に実施をしているという状況でございます。

今、議員がおっしゃられたような内規というものは、今現在、まだ想定されていない状況でしたので特には設けておりません。

で、御存じのとおり、部活動の地域展開について、どのように取り組むか、今、検討をして進めているところでございます。

武田議員がおっしゃられるとおり、他町村と合同チームでの活動や大会参加となることも今後多くなることが予測されます。基本的に中体連参加の公用車の配車の内規に沿って対応してまいります。但し、合同チームの相手方の自治体と相談の上、豊丘村の公

用車を利用することについても、前向きに考えて対応してまいりたいというふうに考えております。

よろしくお願い致します。

○議長（平澤恒雄） 武田 徹議員。

○2番（武田 徹） 前向きな対応を考えたいということでもありますので、大変うれしい限りでございます。

3番についても、地域移行が進んで中体連の大会そのものがいつまで続くのかなというような心配も実施をされるのかというようなことも分からない状況ではあります。当然、完全な移行という形になると、中体連そのものの大会がなく、競技団体の主催する大会というような形になろうかと思えますけれども、そのような場合についても今後もこのような助成というようなものが継続せびしていただきたいなとは思っておるところですけれども、そこら辺についてもどんな状況でしょうか。

お考えがありましたらお願いしたいと思います。

○議長（平澤恒雄） 松村教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（松村良直） 公用車の関係の助成については、種目によって大会、いわゆる中体連でない大会の数ですとか、そういったものも大分違うと思いますので、そのあたりは又精査をしながら、相手もあることになってきますので、そういった部分で又判断をしてまいりたいというふうに思います。

今後の助成の制度ということの継続についてということでちょっとお話をさせていただきますと、中学校の部活の地域展開では、休日の活動が学校外の地域団体に移行をしまして、指導者報酬ですとか、活動費用、保険、交通費等は参加生徒、保護者の受益者負担となるのが原則でございます。

しかし、家庭の経済的負担が増える懸念について、文部科学省は、受益者負担の金額の目安を年度内に示し、自治体間のばらつきを抑え、生徒の活動機会を保障する方針で検討が進められておるところでございます。又、経済的困窮世帯への支援を講じる必要もございます。したがって、国や県のガイドラインを受けまして、村としても保護者負担を安く抑えられるように努め、地域展開された地域クラブの持続可能性を確保しつつ、誰もが参加できる環境整備を進めてまいりたいというふうに思います。

こんな内容も見の中で、公用車等についても又考えていきたいというふうに思いますのでよろしくお願い致します。

○議長（平澤恒雄） 武田 徹議員。

○2番（武田 徹） ありがとうございます。

もう1点、団体競技ばかりではなくて、個人的な競技、例えば水泳ですとか陸上ですとかいうような形で、個人的に参加をしていくというようなケースも当然見られるかと思いますが、現在のこの皆様に対する例えば公用車の貸出しですとか、それから補助的なもの、そういうようなものがどうなっているのかお聞きしたいと思います。

○議長（平澤恒雄） 松村教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（松村良直） 個人種目で取り組む生徒に対する助成については、武田さんおっしゃられたように、水泳の競技、陸上の競技、珍しいと言うと変ですけども、相撲ですとか、そういった競技で参加をされておる生徒がいます。中体連の主催の大会には、学校の代表の選手として出場する場合、これについてはチームとして出場するのと同様な扱いを考えております。しかし、スイミングスクールですとか、そういう民間のクラブへの入会金ですとか、参加費等については今まで同様に助成はございません。

以上でございます。

○議長（平澤恒雄） 武田 徹議員。

○2番（武田 徹） 個人種目というものについては大変難しいところもあるかとは思いますが、今のものを継続していただければかなと思っております。

今後の児童数の減少ですとか、生徒数の減少、それから運動系部活への参加者の減少というようなものが顕著に見られている現状でございます。そんな中で、地域移行も含めて、多くの課題が出てくるかとは思いますが、ぜひ、今の助成を継続していただき、当然保護者の負担の軽減というようなものも当然出てくるかと思えます。とてもこれだけ負担をするということになると、子供がそういう部活で活動するのはできないねっというようなことのぜひないような形をぜひとっていただければかなと思っております。

地域移行、それからこの助成に対して、いろいろ手厚く豊丘村やっただけしていることについては感謝を申し上げますけれども、ぜひ継続をして、このような形が続くような形をお願いをして、一般質問を終了させていただきます。ありがとうございます。

○議長（平澤恒雄） 以上で2番、武田 徹議員の質問を終結致します。

ここで休憩とします。再開は10時50分とし、約15分程度、暫時休憩と致します。

休 憩 午前10時35分

再 開 午前10時50分

○議長（平澤恒雄） 休憩を閉じ、引き続き一般質問を続けることと致します。

◇ 堀 本 丈 文 ◇

○議長（平澤恒雄） 議席番号1番、堀本丈文議員の「熊出没時の対応について」、「社会保険加入者の人間ドック受診推進のための補助実施について」の発言を許可致します。

1番、堀本丈文議員。

○1番（堀本丈文） 1番、堀本丈文、本日は通告書に従い、本日は2つの質問を致します。よろしくお願い致します。

まず、最初に熊の出没時の対応について質問を致します。

今年は、1年を表す文字が「熊」というように決定したとおり、異常事態のごとく、地方の都市、又その市街地にも熊が出没して、住民が目撃した、被害を受けた等、一時は毎日のようにテレビの番組を賑わしていました。

このような事態は、昨年秋より始まっており、今年の狩猟時期終了後の4月に法律が改正され、全国に熊への対応について指示がされたと聞いております。

そこで村にお聞き致します。

現在、村に熊が出た場合の対応について、それぞれ教えていただきたいと思います。

4項目について、そこに書き出しました村内を山から住宅地周辺まで、住宅街まで大まかに地域に刻んだつもりですが、最初のものについては松茸が採取される時期にもよりますが、季節ごとに違う場合があればその旨の回答もお願いします。

まず、最初に山林内で見た場合。

次に、山間地域の果樹園等で見た場合、見た集落の住宅付近で見た場合。

次に、上中段地域の果樹園等で見た、集落の住宅付近で見たその場合と最後には天竜川沿線地域の果樹園で見た場合、住宅・商業施設で見た場合について、それぞれにいろんな場合があると思いますが、お聞きしたいと思います。よろしくお願い致します。

○議長（平澤恒雄） 岡田産業振興課長。

○産業振興課長（岡田 敬） それではよろしくお願いします。

村では、本年7月に「豊丘村クマゾーニング管理実施計画」を策定し、地域の特性に応じた対応体制を整備致しました。村内を山側から天竜川に向かって「主要生息地域」

「防除・緩衝地域」「排除地域」の3つに区分し、それぞれの地域で対応を定めております。

具体的には、「主要生息地域」は、獣害防護柵、山間地に張ってある獣害防護柵よりか上段。「防除・緩衝地域」は、その獣害防護柵から広域農道までの間。「排除地域」は、広域農道から下段の地域としております。

それでは、御質問に沿って御説明致します。

まず、山林内で見た場合は、このゾーニング計画の主要生息地域での目撃となりますので、地域の住民の皆さんには情報提供と注意喚起を行います。又、山林入り口付近の獣害防護柵等に看板を設置するとともに、入山者にクマ除けの鈴の携行や複数人で行動いただくように推奨をしていきます。

続いて、山間地域の果樹園等で見た、集落の住宅付近で見たといった場合ですが、「防除・緩衝地域」となりますので防災無線や防災行政ナビ、ライフビジョン等により注意喚起し、パトロールを実施するとともに、出沒原因を調査し、果樹、これは柿だったり栗だったりとか果物ですが、果樹、あと生ごみ、残飯だったりとか廃油等の誘引物の除去、電気柵の設置等の防除対策を指導致します。繰り返し出沒する場合や人が活動する場所付近に何度も出沒する場合や、建物に侵入した場合は、緊急捕獲許可を検討致します。

続いて、上中段地域の果樹園等で見た、集落・住宅付近で見た場合になりますが、上中段地域の果樹園等や集落付近では、広域農道を境にして対応が異なります。広域農道から上段は「防除・緩衝地域」になりますので、ただいま説明したものと同様の対応となります。

広域農道から下段は、「排除地域」になります。人が日常的に活動する地域として、より厳格な対応を行います。現に被害が生じていなくとも村長による緊急捕獲を許可致します。さらに、人身事故の可能性が高く、迅速な捕獲が困難な場合は、緊急銃猟の実施を検討致します。

緊急銃猟は、安全確保措置を講じ、住民の避難誘導や交通規制を行った上で、村と警察と県の3者で協議して実施するものでございます。但し、緊急銃猟については、マニュアルの作成や協力体制の整備、実地研修等の事前準備が必要とされておりますので、現在、準備を進めているところでございます。

最後に、天竜川沿線地域の果樹園等で見た、住宅・商業地域で見た場合の対応であります。天竜川沿線地域は「排除地域」の中でも人家密集地として最も厳格に対応しま

す。被害が生じていなくとも直ちに緊急捕獲を許可し、人身事故の可能性が高い場合は緊急銃猟の実施を検討致します。

なお、この後の御質問にある小中学校・保育園は、この「排除地域」に位置しますので、「排除地域」の対応方針に基づき、小中学校・保育園等の関係機関と連携して、最優先で対応してまいります。

詳細な対応につきましては、この後の御質問の中で各担当より御説明致しますのでよろしくお願い致します。

以上となります。

○議長（平澤恒雄） 堀本丈文議員。

○1番（堀本丈文） 現状の村内各地での対応は分かりました。

先日、雪の積もっている野沢温泉村で、熊に襲われた住民のニュースをテレビで見させていただきました。その地域では、当然冬眠を始めた時期だと思いましたが、びっくり致しました。

熊専門の解説者によりますと、「熊は食料が少なくなってくると、冬眠の準備を始めますが、食料があるうちは温度が下がってしまっても、雪が降っていても、食料があれば冬眠の準備はしない」とのことでした。

としますと、どの地域においても、畑に残した野菜や果物、残念ながら出荷することができず、畑に捨てた野菜、果物、そして県内のある地域では食物を備蓄している倉庫も襲われたというニュースが出たところであります。

要するに、どこにあってもこのような地域、豊丘村のような地域では、食料があることになります。このことが、熊には里には冬でも食料があるということを覚えてしまえば、当然熊は冬眠をする必要がなくなり、人家周辺に現れ続けるというような方程式が出てくることになってしまいます。これは困ったことでございます。

そこで次に、村内の公共施設に出没した場合についてお聞き致します。

まず、教育委員関係についてですが、小中学校の施設内で見た場合、発見された場合の対応はどうなりますか。考えられることですが、すぐに児童生徒の退校ですか。安全を確保しての室内学習の続行になりますか。

もし、退校した場合に児童生徒の引き渡しにも、その場所について、安全が確保できないと危険と考えられます。

又、すぐに来ることができない保護者がいると思いますが、その対応はどう致しますか。

そして、翌日以降の登校についての対応はどうしますか。

それぞれのケースについて、現在何か方向等決まっていれば回答をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（平澤恒雄） 今の質問は、①から④番までということですが、小中学校の施設内ということで、答弁者も限られておりますので、項目はありますが、一問として捉えていきたいと思います。

壬生教育長。

○教育長（壬生英文） それではお答え致します。

今、4つのケースについての御質問をいただきました。

小中学校の施設内で見た場合ということで、熊の出没については、教育委員会として、村役場、警察、それから県の関係機関と意思疎通を図り、役割や対応を確認をし、それを連絡体制図、それから対応のフォロー図というものを作成しまして、これも職員会で職員でもって確認をいただいたわけでありますけれども、学校と共有しながら、平日休日を問わず、緊急時に適切かつ迅速な対応がとれるように準備をしているところでございます。

そして、学校においても、校長を中心に常日頃から危機管理意識を持ち、迅速な判断、そして対応がとれるよう、危機管理体制を確立するよう指導しているところでございます。

まず、最初に施設内で見た場合でございますけれども、その対応フォロー図、それから連絡体制図に基づいて、これは緊急対応が必要なケースになりますので、まず職員間の情報共有をする必要があります。そして、その情報を基にして、対応の協議を行うということがまず最初であります。

次に、児童生徒の安全確保と安全指導ということで、児童生徒がどこにいるかという所在の確認、それから屋外にいれば屋内への避難、それから校舎1階の施設、それから屋外活動については休み時間、体育の授業、校外学習、部活も含めてでありますけれども、それについての制限。そして屋内待機と、あわせて平行してでありますけれども、関係機関への連絡、具体的には教育委員会、警察、迅速に行っていただき、指示を仰いでいただくということになるかと思えます。

①のところで、「すぐに下校か」という御質問がありますけれども、これは熊の行動の状況、それから人身への安全確認ができていない段階では児童生徒をすぐに下校させることはできません。

2つ目の退校の場合、引渡しのでございます。

児童生徒の退校については、まず学校周辺、あるいは通学路の安全確保、そのために関係機関、具体的には警察にパトロールの依頼をしたり、状況によっては教職員、教育委員会による巡回を行い、次に保護者のほうへは緊急メールで引渡し。安全が確保される状況であれば、教師付き添いの集団下校もあるかと思いますが、そういう児童生徒の下校についての保護者への緊急連絡をします。そして、放課後の活動は休止にする等の連絡も併せて行うということになるかと思いますが。

3点目、すぐに来られない保護者についての対応でございますけれども、基本的には保護者に引き渡せるまで学校待機とします。ただ、安全が確保される状況になれば、家が近隣であれば、職員引率の下校等も考えられるかとは思いますが、基本的には学校待機ということかと思いますが。

次、4点目でございますけれども、翌日以降の登校についての対応でありますけれども、これは学校では登校前に教職員による校内、校外、あるいは学校周辺の点検を行うことはもちろんであります。熊の出没状況にもよりますが、危険が伴い、教育活動ができないという状況であれば、自宅待機とするということ。そして、安全が確認できれば、保護者による自家用車等での送迎を依頼するということになります。

いずれにせよ、保護者には熊の出没状況があるときには、登下校の付き添いや見守りを依頼をしていくということが基本になるかと思いますが。

以上でございます。

○議長（平澤恒雄） 堀本丈文議員。

○1番（堀本丈文） 小中学校の様子は分かりました。

次に、同様のことを保育園の状況についてお聞きします。

子ども課長、お願い致します。

○議長（平澤恒雄） 木村子ども課長。

○子ども課長（木村由紀） お願い致します。

保育園の施設内で熊を見た場合の対応について、お答え致します。

熊出没の情報が出たとき、又、熊を近くで見たというときは対応マニュアルに沿って落ち着いて対応できるような体制をとっております。

すぐに降園か、安全確保して、室内対応かという質問でございますが、園庭等屋外で活動しているときに熊を発見した場合は、職員間で情報共有をしながら、園児を速やかに園舎内のなるべく部屋の奥に避難をさせます。扉や窓を閉め、安全を確保して、落ち

着いて静かに待機をします。

直ちに教育委員会、役場、警察等に情報共有と協力要請をします。又、保護者には、現在の様子と今後の対応についてメール配信をします。

次に、降園する場合、引渡しも危険があるが、どのようにするかということです。

熊の姿が見えるうちは動かないようにし、警察や関係者の方々に見守りをさせていただいた後、安全確認ができましたら保護者へ引渡しについてメール配信をしていきます。

すぐには迎えに来られない家庭への対応についてですが、安全に留意し、保護者が迎えに見えるまで、職員と一緒に待つようにします。翌日以降の登園対応ですが、周辺地域の熊による被害状況等を確認し、安全を確保できない場合は休園をします。安全が確認できましたら通常どおりの保育を行ってまいります。

以上です。

○議長（平澤恒雄） 堀本文文議員。

○1 番（堀本文文） 村内教育関係施設のそれぞれの対応は、マニュアルがしっかりされており、対応についてもしっかり職員間で連絡できているということが分かりました。

次に、熊の個体への対応についてお聞きしたいと思います。

もし、熊が出没した場合、頼りにするのは猟友会の皆さんになります。当該事態の発生時にあたり、村と猟友会において、何らかの契約等をしていらっしゃるでしょうか。

産業振興課長にお聞きします。

全国のテレビの様子を見ますと、もう当たり前のように猟友会の皆さんがチョッキを着て、パトロールをしている姿を見ますが、豊丘村の場合はどうでしょうか。よろしくお願い致します。

○議長（平澤恒雄） 堀本議員、（４）番の質問は抜きでよろしいですか。

○1 番（堀本文文） すみません、飛ばしてしまいました。

質問をさせていただきます。

○議長（平澤恒雄） やり直しをお願いします。

○1 番（堀本文文） 次に、関連して、次の２つの場所についての場合の周知はどうなりますか、お聞きしたいと思います。

一つは、生徒児童の通学路やバス停付近に出没した場合。又、生徒児童園児等が使用するであろう各地区管理の公園内に出没した場合について、何か先ほど産業振興課長から話があった以外に、何らかのマニュアル等決まっておるようでしたらお聞きしたいと思います。よろしくお願い致します。

○議長（平澤恒雄） 岡田産業振興課長。

○産業振興課長（岡田 敬） 教育関係等含まれますが、私のほうで一括してお答えさせていただきます。

まず、通学路、バス停付近での対応ということでございますが、先ほど説明しましたとおり、ゾーニング計画の「防除・緩衝地域」「排除地域」となりますので、これの対応方針に沿った対応が基本となってきます。

加えて登下校の時刻だったりとか、集団登校、又教職員や保護者による見守りの強化等の対応を教育委員会や小学校、保育園等の関係機関と検討していくことを想定しております。

続いて、公園内での対応です。

こちらもこれまでに御説明しましたとおり、ゾーニング計画の「防除・緩衝地域」と「排除地域」の対応方針に沿った対応が基本となります。

加えて、公園ですので、地域外から不特定多数の方が訪れるといった場所にもなりますので、公園への立入り禁止措置や注意看板の設置等を、村建設環境課や維持管理されている区・地区の関係者の皆さんと対応について検討することを想定しております。

以上になります。

○議長（平澤恒雄） 堀本丈文議員。

○1番（堀本丈文） 想定された地域についての対応についても、各区とともに連絡ができているということで、安心したところでありますが、熊は1日から3 kmから5 km移動すると。ワンシーズンについては40 km、60 kmの範囲で移動すると聞いておりますので、それぞれ確保するまで対応については大変かと思いますが、想定された、決められたマニュアルのとおり対応していただきまして、安全を確保していただきたいと思います。

次に、先ほどのちょっと一つ飛ばして質問させていただきましたが、熊に対する個体の対応についてお聞きしたいと思います。

熊が出没した場合には、頼りになるのは猟友会の皆さんになりますので、熊が出た場合について、村と猟友会において、何らかの契約がしてあるかどうかお聞きしたいと思います。よろしくお願い致します。

○議長（平澤恒雄） 岡田産業振興課長。

○産業振興課長（岡田 敬） お願い致します。

村では、鳥獣被害防止特別措置法第9条に基づきまして、「豊丘村鳥獣被害対策実施

隊」を設置しております。熊等の鳥獣の出没対応につきましては、猟友会と契約を締結して対応を依頼するものではなく、この実施隊が公式な枠組みとして対応する体制となっております。

実施隊は、産業振興課の職員と猟友会豊丘支部の会員を隊員として編成しており、猟友会員は村長からの任命を受けて実施隊に所属するといった形になっております。

又、隊員の活動にかかる必要経費、これは捕獲報奨金だったりとか保険料になりますが、これにつきましては要綱に基づき、予算の範囲内で村が支出しております。

これが猟友会との「契約等」に該当する実質的な取り扱いとなっております。

以上のとおり、村における熊出没時の対応は、猟友会との契約ではなく、鳥獣被害対策実施隊を通じた公式な枠組みによって実施されているものであります。

これらの活動を通じ、被害発生の未然防止、そして住民の安全確保に努めているところでございます。

以上になります。

○議長（平澤恒雄） 堀本丈文議員。

○1 番（堀本丈文） 分かりました。

そのような形になって対応しているということが分かったところでございます。

山間地域に暮らす私たちはもちろん、先ほどの新聞の全国の状況から見れば、今や天竜川沿線に居住する皆様にとっても非常に重要な任務をお願いする皆様ということが分かりました。テレビ等のニュースでも、全国的に猟友会員の皆様の高齢化と減少ということが叫ばれています。又、猟友会が出動にあたっても、インタビューを聞くと「大変だ」とか、「安い日当で出てきているんだ」とかというような話もお聞きすると、非常に猟友会の皆さんに多大な御負担を全国的にさせているのではないかと心配でございます。

そこで、そのことは豊丘でも特別な状況ではないことと思いますので、猟友会の現状と猟友会に対しての村の支援について教えていただきたいと思います。

産業振興課長、よろしくお願い致します。

○議長（平澤恒雄） 岡田産業振興課長。

○産業振興課長（岡田 敬） それでは、まず猟友会の現状について、御説明致します。

現在、猟友会の豊丘支部の会員は 30 名でございます。

内訳と致しましては、銃や空気銃を扱う狩猟免許第 1 種の所持者が 14 名、空気銃のみの第 2 種の所持者が 1 名、そしてわな猟免許の所持者が 25 名となっております。

ございます。

又、会員の平均年齢は64.5歳であり、全国的にも課題となっております猟友会員の高齢化は、村においても同様の傾向でございます。

次に、村からの支援の体制でございます。

有害鳥獣対策を担う猟友会の皆様に対し、有害鳥獣駆除対策事業補助金の交付及び活動時の安全確保のため、有害駆除従事者が加入すべき保険料の全額を村が負担しております。

さらに、猟友会員が活動を行うために必要となる狩猟免許の登録手続きや、わな・銃の捕獲許可申請に関する事務的な支援を行い、スムーズに活動いただけるよう体制を整えております。

猟友会員の皆様が鳥獣被害の対策実施隊の一員として、村内の安全確保のため、日頃から迅速かつ的確な対応をいただいております。村としても、こうした重要な役割を担う猟友会の活動を継続的に支援してまいる考えでありますのでよろしくお願い致します。

以上になります。

○議長（平澤恒雄） 堀本文文議員。

○1番（堀本文文） よく分かりました。

村が猟友会の体制への支援については、共感致しておりますし、できればもっと多大な支援をして、若い人たちもしっかり加入して、一緒に対応していただけるような周知を希望したいと思います。

そして、村全体でその獣害に対しての対応ができるようになればいいなと私個人的に思っております。

さて、そこで、先ほど条例に基づいて任命して頑張っている猟友会員の皆様に有害鳥獣の講習会の受講を願い、さらに必要な射撃の練習もしていただき、猟期、要するに趣味の期間外に有害鳥獣駆除をしていただいています。そこで、そういうことになれば、有害鳥獣猟期以外に猟友会の皆様が有害鳥獣対策をしていただけるということは、村が猟友会にお願いする。猟友会という形ではなく先ほどの条例に基づく任命になるんですが、その皆さんが行っていることは公務と思いますが、補償等の対応について、産業振興課長、現在での村のその作業中への対応についてのお考えをお聞きしたいと思います。

よろしくお願い致します。

○議長（平澤恒雄） 岡田産業振興課長。

○産業振興課長（岡田 敬） お願い致します。

先ほど御説明しました鳥獣被害防止特別措置法及び関連の通知等によりますと、この実施隊の隊員が、村長の指揮命令のもとで被害対策作業に従事する場合には、「非常勤職員としての公務」として取り扱われ、公務災害補償の対象となることが示されております。

本村におきましても、この整理に基づき、実施隊員が活動中に事故に遭った場合には、公務災害補償制度の適用を受けられる体制として位置づけております。

さらに、活動に伴うリスクに備えるため、有害鳥獣駆除従事者が加入すべき保険料の全額を村が負担する等、安全確保と補償体制の充実にも務めているところでございます。

よろしくお願い致します。

○議長（平澤恒雄） 堀本丈文議員。

○1 番（堀本丈文） 分かりました。

そうすれば、そのことも踏まえてまして、猟友会の皆さんに村は鳥獣被害の有害鳥獣対策について、猟友会にしっかり支援もしていますし、活動に対する補償体制もしっかりしているということで、しっかり宣伝していただいて、一緒に村を守っていただくことをお願いし、又多くの方に参加するような、又宣伝もぜひとお願いしたいと思っております。

そこで、冒頭に話した話に戻りますが、先ほど産業振興課長も申しておりましたが、2025 年 4 月 18 日に鳥獣保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律が可決、成立して、緊急銃猟制度というものが創設されたところであります。緊急銃猟制度については、今まで銃猟、銃による対応について、原則禁止されていたものが、場所や緊急性、方法、安全性がその法律に合ったもので確保することができれば、現在例えば熊がその地域に居座って、どうしようもない状態。建物内に侵入した熊がそのまま居座った状態。箱穴で捕獲した場合について、その処分についてはいろいろ制限されていたものが、その緊急銃猟の計画をしっかりと村のほうで整えていければ、村長の判断で対応できるというような形で、法律が改正されたと聞いております。

現在、豊丘村については、ありがたいことに人身の被害というのはないというような形で聞いております。ただ、先ほど話したとおり、現在、豊丘村にいるであろう熊が冬眠をして、春までいい子ににいるということは確信できない状況でございます。その中

で、法律が変わったことをごさいます。村民への被害、人身の被害が出る前に新たな計画、先ほどの法律改正による緊急銃猟による計画を早急に立てる計画があるかどうか。

先ほど、産業振興課長より「検討中」というお話をお聞きしましたが、その状況がどのような時期を目的、時期について、計画されて対応しているのかお聞きしたいと思います。

現状、本当これ噂話なんですけど、住民の皆さんから「熊を見たとか村に報告すると、警察やマスコミの問合せが多くて、言わないほうがいいぞ」というような本当噂話も聞こえてくるような形になっております。熊が出たというところでマスコミが飛びつくような状況では、逆に情報が出なくなって混乱もしてしまうような状況もありますので、しっかり村が対応できるような計画の策定を個人的には早急にお願いしたいと思います。村長のお考えをお聞きしたいと思います。産業振興課長に現状の計画について、策定計画について、どのような状況になっているのか、進捗状況等をお聞きしたいと思います。よろしくお願い致します。

○議長（平澤恒雄）　ここで動議を挟みます。

8番、吉川明博議員は具合は大丈夫ですか。

○8番（吉川明博）　はい。

○議長（平澤恒雄）　できるだけ正面を向けて話を聞いていただければと思います。

もし、体調が悪ければ別室で休むということも考えていただきたいと思います。と存じます。

では、答弁をお願い致します。

岡田産業振興課長。

○産業振興課長（岡田　敬）　お願いします。

これまでツキノワグマの出没に際し、関係機関と連携しながら個別に対応してまいりましたが、議員の御発言のとおり、出没件数の増加や、より迅速で的確な対応が求められておりますので、現在、緊急銃猟の手順を含めた「ツキノワグマ出没時対応マニュアル」といったものをこれ豊丘村の独自の計画ですが、作成しているところでございます。

目標としましては、来年の3月頃までには完成させたいと思っておりますが、内容について県等との内容のすりあわせ等も必要ですので、そういった手順を踏みながら、3月頃までにマニュアルの作成ができればかなと思っております。

このマニュアルには、役場内の初動体制、情報収集・伝達の方法、村民への周知の手順、危険度に応じた現場の対応、駆除実施時の連絡体制、そして緊急銃猟を行う際の具

体的な判断基準、安全確保の手順等を盛り込み、関係職員や猟友会、警察等が共通認識を持って行動できる内容としていきたいというふうに考えております。

このマニュアルが完成しましたら、関係者への周知と訓練等を通じて運用を図ってまいりたいと考えております。

又、御質問の中にございましたマスコミ等への連絡することによって連絡することをためらってしまうといった課題でございますが、個人情報の保護の観点から、村からマスコミにそういった情報を流すようなことはしないようにしております。

但し、警察や消防といったところには、やっぱり連携を組まなければならないといったところですので、必要最低限のそういう情報というものは共有しなければならないかなというふうに考えておりますので、そちらについては御理解をいただきたいというふうに考えております。

以上になります。

○議長（平澤恒雄） 堀本丈文議員。

○1 番（堀本丈文） 分かりました。

村の考えには賛成致しますし、私も協力できる限りのことの協力はしたいと思えます。できるだけ早い村民に安心を与える計画作成を望みますのでよろしくお願い致します。

続きまして、次の質問に移らさせていただきます。

社会保険加入者の人間ドック受診推進のための補助実施についてでございます。

国民健康保険加入被保険者には、人間ドック受診に対し、村から補助金が支給されており、加入者の健康維持に役立っていると感謝しております。しかし、社会保険加入被保険者には、この補助制度は該当されず、各所属事務所の独自制度に任せている状態です。社会保険加入保険者は、定年後には当然のごとく高齢加入者として国民健康保険に加入してまいります。健康な状態での加入が望ましいのですが、各事業所の対応はそれぞれで、村では加入予定者の健康状況は知るよしもなく、加入されてきて初めてその状況、データが入るということでその状況を知るということを担当より聞きました。

社会保険加入事業者については、大きな会社もあり、小さい会社もありますので、それぞれ対応は違いますが、話を聞くと大きな会社については補助制度もあり、しっかりさせているということを聞きますが、一人親方等小さく小規模でやっている事業所については、そこまではないよというような形も聞いておりますので、今回の質問とさせていただきます。

そこで、毎年国民健康保険事業運営協議会において、その資料の中に高額医療の支払い実績が、その協議会の各委員に説明をされています。病気になることは仕方ないことと思いますが、少しでも人間ドック受診によりそのデータが村保健師が把握した上で、健康指導が実施され、大病を回避できたら本人のためにも、国民健康保険事業のためにもよいことではないかと思います。

そこで村の考えをお聞きしたいと思います。

まず、最初に、昨年の国民健康保険被保険者の人間ドック受診の補助金申請者は何人だったでしょうか。

健康福祉課長にお聞き致します。

○議長（平澤恒雄） 松村健康福祉課長。

○健康福祉課長（松村幸紀） それではお答え致します。

昨年度の国保被保険者の人間ドック受診補助者は、137 名でした。

なお、国保の特定健診対象者のうち、人間ドックの利用者の割合は 15%ということになります。

以上です。

○議長（平澤恒雄） 堀本文文議員。

○1 番（堀本文文） 続いてお聞きします。

ここ数年の、先ほど国保の運協で計上された高額医療を支払った人の中で、そのデータの中で、社会保険から異動された方の割合はどのくらいいましたか。何人いたか、これについても健康福祉課長、教えてください。

○議長（平澤恒雄） 議員、（2）はどうするんですか。

○1 番（堀本文文） すみません、ページが、申し訳ございません。

分かりました。質問を変えさせていただきます。

次に、もしこの補助事業を社会保険加入被保険者まで広げるとしたら、何人ほど増えると思いますか。

健康福祉課長にお尋ねします。

簡単には出ないと思いますが、大体の試算で結構ではあります。よろしくお願い致します。

○議長（平澤恒雄） 松村健康福祉課長。

○健康福祉課長（松村幸紀） 現在、村の補助制度として実施しております 55 歳社保ドックの利用率ですけれども、こちらが対象者 76 名中 9 名が受診して、利用率としては 12%

という形になっております。

このような受診率、利用率も参考として、対象者のうち 12%から 15%程度の方が補助申請をすると仮定しますと、300 名程度の利用者増が見込まれます。

なお、参考までに長野県と長野県保険者協議会作成の報告書によりますと、令和 4 年度の豊丘村における協会けんぽ及び市町村職員共済の被保険者の人間ドックを含めた特定健診の受診率は、8 割を超えているといった状況でございます。

○議長（平澤恒雄） 堀本文文議員。

○1 番（堀本文文） 分かりました。

大体 300 人という試算でございます。この 300 人に国保の補助金、国保加入者の人間ドック補助金の 15,000 円をかけますと 450 万円になります。単純に比較してはいけないことではありますが、この金額は毎年先ほど言いました国保の運協で示されている高額医療支払いの実績の約お一人の方と同等の金額となります。要するに、補助金を支給して、人間ドックを受診して、社保の皆さんに人間ドックを受診、多くの方に受診していただき、村がそのデータを取得し、その方々にも健康指導をしたことにより、より社保から国保に移動してきた方、60 から 74 歳の方になるんですが、そこに入ってきた方がお一人でも大病を回避することができれば、この分は当てが割れるんじゃないのかというのが私の提案でございます。

それだけお一人を助けることによって、多くの事業の費用が軽減されるということで、又補助金を出すことによって補助率の増加ができれば、受診者の増加ができればと思って提案したことでございます。

実際のところ、その国保の運協の中で、社保から国保に移ってきた方で、高額医療の支払った方がどのくらいいるのか、ここ数年の実績がもしお分かりになれば、健康福祉課長、教えていただきたいと思います。

○議長（平澤恒雄） 松村健康福祉課長。

○健康福祉課長（松村幸紀） まず、人数の抽出方法としまして、過去 5 年間の予防可能な生活習慣病に関わる高額レセプトを対象として、人数を抽出してみますと、高額レセプトに該当する人数は 26 名で、そのうち国保加入後 5 年以内の方は 7 名という数値でございました。

以上です。

○議長（平澤恒雄） 堀本文文議員。

○1 番（堀本文文） 移った方が高額医療費の支払いの該当になったという方が、その人数が

多いか少ないかというのはそれぞれ考えることでありますが、先ほど話したとおり、お一人でも助ければいいのかということには変わりありませんので、そういったことも考えていただければと思います。

しかし、先ほど健康福祉課長からお話があったとおり、受診率を高める政策として、私想定しておりましたが、実際、被保険者の皆さんについては、多くの方が受診しているという実績もございますので、それについては受診率の向上というよりも、村の保健師にそのデータをできるだけ抽出できるよう、若い頃から異常な皆さんのデータが入るような形になれば、その社会保険への皆さんへの人間ドックの受診補助についてもいいのかなど思っているところであります。

この話を聞く中で、ひとつ問題ではないかなということが分かったことがございまして、健康福祉課長に確認したいと思うんですが、社保の皆さんの社保の皆さん、被保険者本人の皆さんの受給率が高いのですが、扶養者の皆さんの受診率が低いというようなことをお聞きしたんですが、実際はどうでしょうか。

健康福祉課長、お願い致します。

○議長（平澤恒雄） 松村健康福祉課長。

○健康福祉課長（松村幸紀） 令和5年度の数値になりますけれども、全国保険協会事業年報での報告によりますと、これは協会けんぽについての数値になりますが、被扶養者の人間ドックを含めた特定健診の受診率は、長野県全体で31.3%という報告がございまして、高い数値は言えない値かと思えます。

以上です。

○議長（平澤恒雄） 堀本文文議員。

○1番（堀本文文） 被社保の皆さんの受診率が8割程度というのに対して扶養者の率が3割というのについては、何らかの原因があるかと思えます。これについては、対応については難しいかなとは思いますが、村と致しますと将来国保に入ってくる皆さんのデータについて、取得するという事は重要なポイントであると思えます。

社保の皆さんの受診への補助を拡大したとしても、お一人の方を大病から救うことができれば、その原資は確保できるということであれば、このような形データが集まるということについて、保健指導が全て行き渡るというのは、現状、村の体制については無理かと思えますが、データが入るということは大きなことでございますので、若い頃からのデータが集まるよう、原資は将来的な健康指導によってなんとかなるということをもくろんで、こういった社会保険への補助金制度について、人間ドックの受診補助金制

度についても拡大することをお考えにならないか、村長にお聞きしたいと思います。よろしくお願い致します。

○議長（平澤恒雄） 下平村長。

○村長（下平喜隆） お答えします。

全ての社保被保険者を対象として人間ドックの補助を実施することは、多くの方の受診データを得ることにはつながるものの、その後の保健指導を丁寧に行うには人員体制の面で難しいと考えています。現在実施している 55 歳社保ドックに、別の区切りとなる年齢を追加する等の方法も研究してみたいと思います。

なお、現在、効果的な保健事業の推進を目的として、協会けんぽと市町村国保とが共同して、健康課題の把握から特定保健指導や重症化予防までを実施するモデル事業の取組が始まっています。国保側では、被用者保険時代から効果的な重症化予防ができることにより、国保移行後の医療費適正化につながることを期待されると思います。やはり体制的な課題は残りますが、こうした方法についても、今後、検討していくことも必要と考えているところです。

以上です。

○議長（平澤恒雄） 堀本丈文議員。

○1 番（堀本丈文） 村長のお考えは分かりました。

住民の健康のためによりよい方法を策定いただきますよう今後も検討をよろしくお願い致します。

そして最後に、それぞれの質問にて質問の順番をちょっとそれぞれ間違えてしまいまして、村幹部の皆さんにちょっと御迷惑をかけてしまったことをお詫び致しまして、私の本日の質問を終わりにさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（平澤恒雄） 以上で議席番号 1 番、堀本丈文議員の質問を終結致します。

これで通告のございました一般質問の全てが終了致しました。

=== 日程第 2 諸報告 ===

○議長（平澤恒雄） 続いて、日程 2、諸報告でございますが、特にございません。

3. 散 会

○議長（平澤恒雄） 本日の会議はこれまでとし、これにて本日の会議を閉じ、散会すること

と致します。

この後、特に会議はございません。

お疲れ様でした。

午前 11 時 45 分 散 会

令和 7 年 豊丘村議会第 4 回定例会
(第 4 号)

令和 7 年 第 4 回豊丘村議会定例会会議録 (第 4 号)

令和 7 年 1 2 月 2 3 日 (火曜日) 午前 9 時 0 0 分開議

日 程
開 会
日 程

- 第 1 議案第 5 8 号 豊丘村憩の家設置条例の一部を改正する条例の制定について (社会文教委員会報告)
- 第 2 議案第 6 2 号 豊丘村火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について (総務産建委員会報告)
- 第 3 議案第 6 9 号 令和 7 年度豊丘村一般会計補正予算第 6 号 (予算決算委員会報告)
- 第 4 議案第 7 0 号 令和 7 年度豊丘村介護保険特別会計補正予算第 4 号 (予算決算委員会報告)
- 第 5 議案第 7 1 号 令和 7 年度豊丘村水道事業会計補正予算第 3 号 (予算決算委員会報告)
- 第 6 議案第 7 2 号 令和 7 年度豊丘村下水道事業会計補正予算第 3 号 (予算決算委員会報告)
- 第 7 委員会報告 (陳情関係)
社会文教委員会
 - ・陳情第 1 号 診療報酬・介護報酬及び障害福祉サービス等報酬 10%以上の引き上げを求める陳情
- 第 8 委員会報告 (請願関係)
総務産建委員会
 - ・請願第 4 号 本山へヒ素を含む要対策土を置く J R 東海の計画変更を求める請願

第 9 発議第 4 号 診療報酬・介護報酬及び障害福祉サービス等報酬 10%以上の引き上げを求める意見書の提出について

第 10 議案第 74 号 令和 7 年度豊丘村一般会計補正予算第 7 号

第 11 閉会中継続審査及び調査申出書について

第 12 派遣の件

第 13 諸報告

村長あいさつ

閉 会

出席議員 12 名
(別表のとおり)

欠席議員 0 名

地方自治法第 121 条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名
(別表のとおり)

本会議に職務のため出席した者の職・氏名
(別表のとおり)

傍聴者 5 名

開 会

○議長（平澤恒雄） おはようございます。定刻となりました。ただいまから令和7年豊丘村議会第4回定例会を再開致します。

本日の出席議員は、12名全員で会議は成立しております。これより本日の会議を開きます。

地方自治法第121条の規定により、説明者及び答弁者として、下平村長をはじめ、関係各位の出席を要請してあります。

又、傍聴席において録画の申し出がありましたので、許可をしております。

それでは、お手元の日程に基づき、本日の会議を進めることと致します。

ここで、本第4回定例会再開日に、追加議案が提出されています。その取扱いについて、議会運営委員会を開催し、審査いただいておりますので、議会運営委員長より報告を願うことと致します。

武田 徹議会運営委員長。

○議会運営委員長（武田 徹） おはようございます。

それでは、議会運営委員会から報告をさせていただきます。

12月19日に議会運営委員会を開催し、本定例会再開日に追加議案が1件、補正予算関係であります但提出をされましたので、その取扱い等も含めまして、本日の議事日程について御報告を申し上げます。

本日の日程表を御覧ください。

まず、日程1、議案第58号、豊丘村憩の家設置条例の一部を改正する条例の制定について、付託されました社会文教委員長より報告を受け、御決定いただきたいと思います。

続いて、日程2、議案第62号、豊丘村火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について、付託されました総務産建委員長より報告をいただき、御決定いただきたいと思います。

続いて、日程3から日程6、補正予算関係でございます。

まず、議案第69号、令和7年度豊丘村一般会計補正予算第6号、議案第70号、令和7年度豊丘村介護保険特別会計補正予算第4号、議案第71号、令和7年度豊丘村水道事業会計補正予算第3号、議案第72号、令和7年度豊丘村下水道事業会計補正予算第3号、以上4件の補正予算について、予算決算委員長より報告を受け、御決定いただきたいと思います。

裏面を御覧ください。

日程 7、委員会報告でございます。

まず、陳情第 1 号、診療報酬・介護報酬及び障害福祉サービス等報酬 10%以上の引き上げを求める陳情、付託されました社会文教委員長より報告をいただき、御決定いただきます。

続いて、日程 8、請願第 4 号、本山へヒ素を含む要対策土を置く J R 東海の計画変更を求める請願、付託されました総務産建委員長より報告を受け、御決定をいただきたいと思います。

続いて、追加議案でございます。

日程 9、議案第 74 号、令和 7 年度豊丘村一般会計補正予算第 7 号、本日即決でお願い致します。

日程 10、閉会中継続審査及び調査申し出について、各委員会より申し出を受けることと致します。

日程 11、派遣の件につきまして御決定をいただき、日程 12、諸報告となります。

以上、議会運営委員会を開催しての決定事項でございます。よろしく御審議のほうお願い致します。

○議長（平澤恒雄） 追加議案等の取扱いについては、ただいま議会運営委員長報告のとおり取扱うことと致します。

それでは、お手元の議事日程に基づき、本日の会議を進めることと致します。

これより議事に入ります。

=== 日程 1 議案審議 ===

◇ 議案第 58 号 豊丘村憩の家設置条例の一部を改正する条例の制定について（社会文教委員会報告）

○議長（平澤恒雄） 日程 1、議案第 58 号、豊丘村憩の家設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題と致します。

議案第 58 号については、開会日に社会文教委員会に付託し、審査いただいておりますので、その結果について報告を願うことと致します。

武田篤子社会文教委員長。

○社会文教委員長（武田篤子） おはようございます。

社会文教委員会の審査報告をさせていただきます。

お手元の資料を御覧ください。

令和7年第4回定例会において本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、豊丘村議会会議規則第72号の規定により報告します。

議案第58号、豊丘村憩の家設置条例の一部を改正する条例の制定について、審査の結果、可決になりました。

採決の日は、12月18日であります。

それでは、詳細について説明致します。

議案第58号、豊丘村憩の家設置条例の一部を改正する条例の制定について。

審査の日時は、令和7年12月4日に付託を受け、令和7年12月18日に審査を行いました。

出席者については、記載のとおりであります。委員6名、事務局より2人、執行部より松村健康福祉課長の出席をいただいております。

それでは、事件の概要、審査の結果について説明致します。

議案の概要であります。

豊丘村憩の家の部屋使用料や宿泊料についての見直しを行うもの。交流学习センターとの整合を図るとともに、令和8年4月1日から業務委託を行う管理人の変更を踏まえ、業務を簡素化するもの。

部屋使用料は一日現行1,000円を2,000円に、半日夜間現行500円を1,000円に、冷暖房使用時の部屋使用料は一日現行1,600円を2,600円に、半日夜間現行800円を1,300円に、又宿泊料については現行1,500円を2,500円に改正するものであります。

質疑の中には、以下のようなものがありました。

「村内・村外混在の場合はどうなるのか」。

回答と致しまして「部屋の使用料については村内料金となる。宿泊料は村内・村外ともに同料金である」。

「今回、交流学习センターとの比較だが、はつらつ・勤福センターとの関係はどのようになっているのか」。

回答と致しまして「今回認めてもらった後に、3月議会でそちらの検討をしていきたいと思っている」「利用しやすいということもあるので、誰でも利用できるようにできるだけ値上げしないでもらいたい。なぜ上げなくてはならないのか」。

回答と致しまして「安いに越したことはないが、今の相場からはあまりに乖離して安すぎる。『だいち』も交流センターに合わせて改正をした。管理人が変わるタイミングを

捉え、今回条例改正をしたい」。

「4月1日から改正ということだが、新しい管理人に替わる時期になるのか」。

回答と致しまして「お一人の方が名乗りを上げている。4月1日からお願いすることになる」。

「会食時の片付け料についてはどうなるのか」。

回答と致しまして「利用規定の中で、ごみは各自で持ち帰ってもらうように記載されている」「部屋は大きい部屋だけか、小さい部屋があるのか。その使用についてはどうなるのか」。

回答と致しまして、「大小あるが、どの部屋についても同じ料金となる」。

「使用料の免除についての配慮はあるのか」。

回答と致しまして、「従来どおりの免除規定を運用させてもらう」。

討論はありませんでした。

採決の結果、賛成5、反対0、全会一致で可決となりました。

以上、社会文教委員会の審査報告です。よろしくお願い致します。

○議長（平澤恒雄） ただいまの議案第58号、豊丘村憩の家設置条例の一部を改正する条例の制定についてに対する社会文教委員長の報告は、可決の報告でございました。

ここで、議案第58号の報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（平澤恒雄） 特にないようです。

質疑を終結し、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（平澤恒雄） 特にないようです。

討論を終結し、議案第58号の採決を行います。

お諮りします。

議案第58号、豊丘村憩の家設置条例の一部を改正する条例の制定について、委員長報告のとおり、可決することに異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（平澤恒雄） 御異議なしと認めます。

よって、議案第58号は、原案のとおり可決されました。

◇ 議案第 62 号 豊丘村火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について（総務産建委員会報告）

○議長（平澤恒雄） 続いて、日程 2、議案第 62 号、豊丘村火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題と致します。

議案第 62 号については、開会日に総務産建委員会に付託し、審査いただいておりますので、その結果について報告を願うことと致します。

壬生眞由美総務産建委員長。

○総務産建委員長（壬生眞由美） それでは、総務産建委員会より審査について報告致したいと思います。

令和 7 年第 4 回定例会において、本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定しましたので、豊丘村議会会議則第 72 条の規定により報告致します。

議案第 62 号、豊丘村火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について、審査の結果は可決になりました。

採決の日は、12 月 19 日です。付託審査年月日は、令和 7 年 12 月 4 日。審査年月日は、先ほど申し上げましたとおり 12 月 19 日ということです。

出席者は記載のとおり、委員全員と執行部より下平喜隆村長、菅沼副村長、福澤総務課長、岡田産業振興課長、事務局より事務局長及び書記が出席致しました。

初めに、事件の概要を申し上げます。

令和 7 年 2 月 26 日、岩手県大船渡市で発生した林野火災、延焼範囲が約 3,370 h a というものでした。を受け、国は大規模林野火災を未然に防ぐため、火災予防条例の一部を改正する通知を発出。広域連合では、火災予防条例を改正し、令和 8 年 1 月 1 日から消防庁が林野火災注意報を発令できるようになります。この改正に合わせて、森林法に基づく豊丘村火入れに関する条例の一部を改正することになりました。

条例中の火入れの中止の規定に、林野火災注意報の発令に関する事柄を追加し、加えて、気象庁発表の警報や注意報の種類も現状に合わせた内容に改正するものです。

次に、主な質疑を申し上げます。

まず、「条例改正の内容を村民に周知する方法はどのようなものか」という問いに対して、「広域連合の広報誌『すきです南信州』に掲載されるほか、飯田広域消防本部のパンフレットも全世帯に配布されている。改正内容の『火入れ』という言葉は、この地域にはなじまない」という回答でした。

次に、「どんど焼きの際に高森消防署に火入れ届を出すのが通例だが」という問いに対

しては、「どんど焼きや剪定枝の償却の届けは、ここでいう火入れ届の対象外で、正確には焚き火届だが、火入れ届と呼ばれているのが実情。この条例の第2条で規定されている許可申請が必要な火入れとは、森林法第21条第1項の規定にある造林のための地ごしらえ、開墾準備、害虫駆除、焼畑、その他に該当する火入れを指すもので、通常の焚き火に類するものはここでいう火入れには該当しない」という回答でした。

最後に意見として、「村においては火の扱いについての現状は変わらないが、林野火災注意報の創設の機会に、村民に分かりやすい必要な注意喚起を求めたい」という意見がありました。

討論はございませんでした。

採決の結果、賛成5、反対0。全会一致で可決でございます。

以上です。

○議長（平澤恒雄） ただいまの議案第62号、豊丘村火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定についてに対する総務産建委員長の報告は可決の報告でございました。

ここで、議案第62号の報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（平澤恒雄） 特にないようです。

質疑を終結し、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（平澤恒雄） 特にないようです。

討論を終結し、議案第62号の採決を行います。

お諮り致します。

議案第62号、豊丘村火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について、委員長報告のとおり、可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（平澤恒雄） 御異議なしと認めます。

よって、議案第62号は、原案のとおり可決されました。

◇ 議案第69号 令和7年度豊丘村一般会計補正予算第6号（予算決算委員会報告）

◇ 議案第70号 令和7年度豊丘村介護保険特別会計補正予算第4号（予算決算委員会報告）

◇ 議案第 71 号 令和 7 年度豊丘村水道事業会計補正予算第 3 号（予算決算委員会報告）

◇ 議案第 72 号 令和 7 年度豊丘村下水道事業会計補正予算第 3 号（予算決算委員会報告）

○議長（平澤恒雄） 続いて、日程 3、議案第 69 号、令和 7 年度豊丘村一般会計補正予算第 6 号、日程 4、議案第 70 号、令和 7 年度豊丘村介護保険特別会計補正予算第 4 号、日程 5、議案第 71 号、令和 7 年度豊丘村水道事業会計補正予算第 3 号、日程 6、議案第 72 号、令和 7 年度豊丘村下水道事業会計補正予算第 3 号、以上 4 件を一括議題と致します。

議案第 69 号から第 72 号については、開会日に予算決算委員会に付託し、審査いただいていますので、その結果について一括報告を願うことと致します。

酒井浩文予算決算委員長。

○予算決算委員長（酒井浩文） おはようございます。

それでは、令和 7 年第 4 回定例会開会日に、予算決算委員会に付託されました 4 件の補正予算の審査の結果について、報告を致します。

まず、初めに、審査の結果ですが、議案第 69 号、令和 7 年度豊丘村一般会計補正予算第 6 号、審査の結果は可決となっております。

議案第 70 号、令和 7 年度豊丘村介護保険特別会計補正予算第 4 号、この件も可決となっております。

議案第 71 号、令和 7 年度豊丘村水道事業会計補正予算第 3 号、この件も可決となっております。

議案第 72 号、令和 7 年度豊丘村下水道事業会計補正予算第 3 号、この件も可決となっております。

審査の日程ですが、議会開会日、令和 7 年 12 月 4 日の日に付託されまして、審査は令和 7 年 12 月 19 日に行っております。

出席者ですが、全議員 11 名となっておりますが、平澤議長につきましては非委員となっております。執行部からは下平村長、菅沼副村長、壬生教育長、ほか各課長、それから松村教育委員会事務局長、原代表監査委員、元島議会事務局長となっております。この中で、「各課担当者」というのが入っておりますが、今回おりませんので削除してください。

それでは、審査の概要と主な質疑、討論、審査の結果について報告を致します。

まず、初めに、議案第 69 号、令和 7 年度豊丘村一般会計補正予算第 6 号についての報告を致します。

議案の概要ですが、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 2 億 6,745 万 4 千円を追加

し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 64 億 9,035 万 1 千円とするというものです。翌年度に繰越して使用できる経費は、繰越明許費によるというものです。

それでは質疑の内容ですが、まず初めに住宅支援事業について、「住宅新築や用地取得の助成金の利用状況と補正が必要になった背景は」という質問に対しまして、「補正時点で 21 件の申込みがあり、年度内には計 30 件程度を見込んでいる。人口は微減しているが、4 月から 12 月までに世帯数は 17 件増、生産年齢人口も 27 人増加しており、若い世代の転入が確認できる。49 歳以下の若者であれば、新築と用地取得の助成を重複して受け取ることも可能である」という回答です。

地域おこし協力隊インターンについて、「事業の具体的内容と外部委託ローカル・イノベーション・イニシアティブの役割は何か」という質問に対しまして、「観光レストランのマネージャーや食のコーディネーターを募集しており、5～6 名規模の 2 泊 3 日の体験ツアーを企画している。委託先には宿泊や大雪等の不測の事態へのサポートを依頼している。観光以外、森林整備等の募集も行っているが、現在は観光分野への応募が中心である。なお、農業研修生については、農協 J A を通じて別途確保されている」という回答です。

障害者自立支援給付費について、「1,400 万円の大幅な増額補正となった要因は何か」という質問に対しまして、「居宅介護の利用者が想定 10 名から増加したほか、施設入所支援や就労継続支援の対象者が増えたため、これまでの平均的な伸び率に基づき予算を確保した」という回答です。

保育委託料について、「児童福祉における委託料の内容は何か」という質問に対しまして、「4 世帯の転入者が年度末 3 月まで以前の保育園に通い続けるための費用である」という回答です。

農業それから水路整備についての質問についてですが、まず「認定農業者への補助 500 万円追加については何か」そして「畑田井隧道の工事内容は何か」という質問につきまして、「農業機械補助は年間約 60 件の申請に対応するための補助」ということです。それから「畑田井隧道は、老朽化したトンネル未整備区間 85 k m を整備するもので、資材高騰等により 75 万円を増額した」という回答です。

橋梁公園整備についての質問です。「クジメン橋の修繕判定とりんごっ子公園の整備内容は何か」ということですが、まずクジメン橋につきましては、「点検レベルで修繕が必要と判定されたため、設計を行い、来年度以降に P C B を含む塗料の塗替え等を実施する」という回答。そしてりんごっ子公園については「立木の伐採やフェンス設置、そ

れから駐車場の拡張、これは10台から15台へ実施となりますが、これを実施し、来春のリニューアルオープンを目指す」という回答をいただいております。

南小学校金管バンドについての質問です。「東日本大会出場の経緯とバス運行の体制はどうか」という質問に対しまして、「地域での地道な活動が評価され推薦を受けての出場となる。児童23名と引率2名が大型バス1台で川越へ日帰りで向かうが、保険や定員の都合上、保護者の同乗は認められない」という回答をいただいております。

教育委員会関係のシステム更新についてですが、「小中学校の公務ソフト更新料の補正となった理由は何か」という質問に対しまして、「当初予算での計上漏れによるもので、今後は年1回ごとの更新となる」という回答です。

歳入について、「特別交付税、ふるさと納税の見通しはどうか」という質問に対しまして、「特別交付税は病院支援等の特殊事情を考慮し、12月分として1億円を計上した。ふるさと納税は9月の駆け込み需要が好調だったため、目標額を9億5,000万円に上方修正した」という回答です。

討論はありませんでした。

採決ですが、可決。賛成10、反対0となっております。

続きまして、議案第70号、令和7年度豊丘村介護保険特別会計補正予算第4号について、報告致します。

議案の概要ですが、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ80万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億6,767万6千円とするというものです。

主な質疑の内容ですが、介護予防住宅改修費の増額理由について、「住宅改修に関する予算が増額されているが、その内容と見込みはどうか」という質問に対しまして、「介護予防サービスの一環として住宅改修について、これまで4件の実績がある。さらに今後、年度内2件、約30万円分の追加利用が見込まれている。これに加え、さらに申請が出る可能性を考慮して20万円の予備分を含めた計50万円を住宅改修費として増額したものである」という回答です。

討論はありません。

採決ですが、可決。賛成10、反対0となっております。

続いて、議案第71号、令和7年度豊丘村水道事業会計補正予算第3号について、報告致します。

議案の概要ですが、収益的収入の予算額に550万円を追加し、総額を2億1,988万4

千円とし、収益的支出の予算額に 550 万円を追加し、総額を 2 億 1,485 万 4 千円とする。

予算第 4 号、本文括弧書きを不足する額 4,171 万 8 千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額 3,756 万 2 千円及び過年度損益勘定留保資金に 415 万 6 千円で補填するものとするに改め、資本的収入の予定額に 2 億 2,760 万円を追加し、総額を 4 億 7,132 万 2 千円とし、資本的支出の予定額に 2 億 3,540 万円を追加し、総額を 5 億 1,304 万円とするというものです。

起債の限度額を 3 億 9,940 万円に改める。

債務負担行為の期間及び限度額を定めるというものです。

主な質疑の内容ですが、施設整備工事前倒し分の完了予定について、「来年度令和 8 年度の事業を今年の補正で前倒しして着手するということだが、追加分の工事完了時期はいつ頃を予定しているか」。

回答は「今回の予算により 3 月までに業者との契約を済ませ、令和 8 年 4 月から着工する。現場工事は同年 12 月までに完了させ、年度内に全てを終わらせる予定である」という回答です。

導水管・配水管の設計と施工スケジュールについて、「新伴野配水池の建設に伴う導水管・配水管の設計業務が計上されているが、施工は令和 9 年度からという認識でよろしいか」という質問に対しまして、「そのとおりである。今回の予算で設計を行い、実際の工事は翌年度以降、令和 9 年度から約 3 年間をかけて完成させる計画である。設計範囲には伴野神社北側から新施設までの本管のほか、北入自治会へ送るための配水管の測量設計も含まれている」という回答をいただいております。

討論はありません。

採決は可決。賛成 10、反対 0 となっております。

最後に、議案第 72 号、令和 7 年度豊丘村下水道事業会計補正予算第 3 号について、報告を致します。

議案の概要ですが、収益的支出の予算額に 226 万円を追加し、総額を 2 億 8,448 万 3 千円とする。

資本的収入の予定額に 100 万円を追加し、総額を 2 億 2,748 万 5 千円とするというものです。

質疑はありませんでした。

討論はありません。

採決ですが、可決。賛成 10、反対 0 となっております。

以上、予算決算委員会の報告をさせていただきました。

御審議のほどよろしくお願い致します

○議長（平澤恒雄） ただいま、議案第 69 号から 72 号までの補正予算に対する予算決算委員会での審査の結果の報告でございました。

これより議案ごと審議を願うことと致します。

最初に、議案第 69 号、令和 7 年度豊丘村一般会計補正予算第 6 号について、予算決算委員長報告は可決の報告であります。

質疑は省略し、討論を行います、討論はございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（平澤恒雄） 特にないようです。

討論を終結し、議案第 69 号の採決を行います。

お諮りします。

議案第 69 号、令和 7 年度豊丘村一般会計補正予算第 6 号について、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（平澤恒雄） 御異議なしと認めます。

よって、議案第 69 号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第 70 号、令和 7 年度豊丘村介護保険特別会計補正予算第 4 号について、予算決算委員長の報告は可決の報告であります。

質疑は省略し、討論を行います、討論はございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（平澤恒雄） 特にないようです。

討論を終結し、議案第 70 号の採決を行います。

お諮りします。

議案第 70 号、令和 7 年度豊丘村介護保険特別会計補正予算第 4 号について、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（平澤恒雄） 御異議なしと認めます。

よって、議案第 70 号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第 71 号、令和 7 年度豊丘村水道事業会計補正予算第 3 号について、予算決算委員長の報告は可決の報告であります。

質疑は省略し、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（平澤恒雄） 特にないようです。

討論を終結し、議案第 71 号の採決を行います。

お諮りします。

議案第 71 号、令和 7 年度豊丘村水道事業会計補正予算第 3 号について、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（平澤恒雄） 御異議なしと認めます。

よって、議案第 71 号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第 72 号、令和 7 年度豊丘村下水道事業会計補正予算第 3 号について、予算決算委員長の報告は可決の報告であります。

質疑は省略し、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（平澤恒雄） 特にないようです。

討論を終結し、議案第 72 号の採決を行います。

お諮り致します。

議案第 72 号、令和 7 年度豊丘村下水道事業会計補正予算第 3 号について、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（平澤恒雄） 御異議なしと認めます。

よって、議案第 72 号は、原案のとおり可決されました。

=== 日程 7 委員会報告（陳情関係） ===

○社会文教委員会

◇ 診療報酬・介護報酬及び障害福祉サービス等報酬 10%以上の引き上げを求める意見書の提出について

○議長（平澤恒雄） 続いて、日程 7、委員会報告（陳情関係）です。

陳情第 1 号、診療報酬・介護報酬及び障害福祉サービス等報酬 10%以上の引き上げを求める陳情を議題と致します。

本陳情は、開会日に社会文教委員会に付託し、審査をいただいておりますので、その結

果について報告を願うことと致します。

武田篤子社会文教委員長。

○社会文教委員長（武田篤子） 社会文教委員会の審査報告をさせていただきます。

令和7年第4回定例会において、本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、豊丘村議会会議規則第72条の規定により報告致します。

陳情第1号、診療報酬・介護報酬及び障害福祉サービス等報酬10%以上の引き上げを求める陳情。

審査の結果、不採択となりました。

採決の日は、12月18日であります。

詳細について説明致します。3ページを御覧ください。

審査日程は、付託を受けたのが、令和7年12月4日。審査を行ったのが令和7年12月18日であります。

出席者については、記載のとおりです。委員6名、事務局より2人、参考人として飯田民医連労働組合書記長、近藤 健さん、豊丘村河野在住、高島 彩さんです。

事件の概要、審査の結果について報告致します。

陳情の概要であります。

医療や介護福祉事業の安定的な維持・発展、全てのケア労働者の処遇改善のために、2026年度の診療報酬改定と合わせ、一年前倒しで介護・障害福祉サービス等報酬改定と、全ての医療機関・介護福祉事業所の物価高騰対策も含め、各10%以上の引き上げ改定を実施。又、当面の支援策として、2025年度中に全額公費による賃上げ支援策を行ってほしいという意見書を政府に提出してほしいというものであります。

陳情について、参考人により説明がありました。

その後、質疑に入りました。

質疑の中には、以下のようなものがありました。

「下伊那の地域区分は、加算率で言えば何級なのか。賃上げ要求は事業者に対してするのか」。

回答と致しまして「労働組合と理事会との話合いで決まる。個々の医療機関で決まる。地域区分については調べてお伝えしたい」。

「資料の中に『医師も含めた』とあるが、医師も労働組合員になっているのか」。

回答と致しまして「各組合によって違っている。民医組合では希望により入っている。医療機関によっては、管理職以外は組合員であるというところもある」。

意見と致しまして「介護現場の現状を知る立場から見ると、国の制度そのものを改正しないと改善されない。介護も含めて報酬を上げていくことを国に求めているといかないと感じる」。

その意見に対しての回答と致しまして「現状ということの中で、病院の現状をお話したい。緊急当番を担っている病院は、外来部門だけでは赤字になってしまう。下伊那単位では医師不足により当番の医師が配置できずに他院から支援に入ってもらって、その医師へも高い賃金を払ってなんとか緊急当番を行っている状況。この夏より夜間緊急当番の回数を減らさざるを得ない病院があり、その分の当番を残された病院の持ち回りで行っている。一時金が昨年の半額しか出せないという病院もある。そういったところでは看護師の退職が多発し、その結果、急性期病棟の一病棟 40 床を閉鎖することになったというところがある。治療を必要とする方の受け皿がなくなってしまう」。

「根拠とされているのが他産業との比較となっているが、業種により特性がある。一般の会社を参考にされての要求はどうかと思う。別の視点で捉えることが大事だと思う。公費からというのは一番の解決になるのか。普通の会社の場合は、そういうことは全くない」。

回答と致しまして「事業者収益の中、公定価格が一番大きい医療・介護をどのように捉えるかが問題となる。医療・介護とほかの産業との格差が医療・介護を職業として選ぶという人の減少につながってきている。事業継続のための人員確保が大変になってきている。公費負担というのは、利用者負担にならないようにという意味もある」。

「一番のものは 1 点数 1 単価 10 円を 1 円上げればよいということなのか。点数単価を据え置きにすれば、利用者負担にはならない。それを求める機関がある。そういったところに訴えるのがいいと思う。今回、『公費で』とあるが、ほかの一般企業がベースアップの要求を公費でと言われたら皆さんはどう考えるか。」

回答と致しまして、「そこは医療と介護の性格だと思う。産業によって違うのでコメントしにくい」。

「要求の矛先として全て公費でという訴え方だが、一番基になる単価 10 円の改定についての検討はされたのか」。

回答と致しまして、「診療報酬・介護報酬を上げる前に何とかしてほしいという国への要求である。複雑なものがある。研究が足りていないかもしれない」。

「報酬アップの影に企業努力があると思う。そういったものをおやっておられる事業体はあるのか」。

回答と致しまして、「いろいろな事業者が予算決算時にやっているが、もう限界というところで今回の陳情を出した」。

「地域区分の点数の調整によっても変化があるのか」。

ここで事務局長より、ちょっと助言がありまして、「最新情報でこの地区の級はその他になり、プラス0円なので単価は10円、加算の該当にはなっていないとある」。

「医師の方も含めて報酬が低いという現実があるのか」という質問に対しまして、回答として「地域によっても違う。都市部に比べて地方のほうが高いようだ。そのため地方に来る医師が少ない。又、一時金の差があり、地方に来て辞められる方もいる。人員不足による疲弊感もある」。

「給料については、時給での計算なのか、固定給での計算なのか」。

回答と致しまして、「正規職員の場合は月給プラス手当、臨時職員・パートの場合は時給掛ける時間プラス手当となる」。

「手取りを10%上げてくれという意味なのか」。

回答と致しまして、「なかなか簡単ではないがベースアップでの5万円という考え方」。

「いろいろな部分の積上げでの10%アップとっていいのか」。

回答と致しまして「積上げ部分は考えていない。全体的な引上げ目標である」。

「介護の場合、介護料の公費負担50%のうち国が25%を持っている。それを10%増やしてほしいというもので、利用者負担も増えることもなく、報酬も増えるということによいのか。医療も同じか」。

回答と致しまして、「そのとおりである」。

「先日の国の補正予算で、2026、2027年度の改定について出されていた診療報酬だけなのか、介護報酬だけなのか。全従事者1万円アップ、その解釈は」。

回答と致しまして、「1兆368億円の予算の中で、医療分野も一定額出される予定」。

「2026年度の改定についての情報と一年前倒しでの報酬改定というのは可能なのか」。

回答と致しまして、「一年前倒しでの報酬改定ということについては、厚生労働省は実施する方向で動いている。当面の支援策としては、補正予算等で一定程度取組がされていると認識している。2024年、診療報酬・介護報酬が同時改定された。診療報酬改定は2年ごと、介護報酬改定は3年ごとに行われる。医療の場合、2026年度改定が一年前倒しという方向で動いている」。

討論と致しまして、反対討論がありました。

「訴える根本的なところが引かかる。報酬が一番基になっているので、点数や単位・

単価を変えていかないといつまでたっても変わらない。政府は12月12日の臨時国会において、全従事者に対して1万円の補正を確定している。陳情項目の中、当面の支援策として2025年度中に全額公費でということについては無理がある。ほかとの平等性を考えるとこの分野だけというわけにはいかない。報酬単価を変えることの要求のほうがいいのではないかという立場で反対」。

賛成討論がありました。

「報酬改定の要求である全額公費負担といったのは、公費負担を50%から60%にするという意味なので、この陳情に対しては賛成」。

採決の結果、賛成2、反対3、不採択ということになりました。

以上、社会文教委員会の審査報告です。よろしくお願い致します。

○議長（平澤恒雄） ただいまの陳情第1号、診療報酬・介護報酬及び障害福祉サービス等報酬10%以上の引き上げを求める陳情に対する社会文教委員長の報告は、不採択の報告でございました。

ここで、陳情第1号の報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

前沢議員。

○10番（前沢光昭） ただいまの委員長報告に対して質問があります。

私は、この陳情は大変重要な課題であると思っております。そこで他町村にもその採決について聞いてみました。高森・松川等は全会一致で採択。喬木は、10%の部分だけで引用して意見書提出が決まったといひます。それと飯田市のほうでは、報酬10%以上という部分を大幅引き上げの賃上げに修正の上に提出ということらしいです。

不採択のところは私の調べたところではまだ聞いておりません。ということなので、委員会審議の中で方向性として趣旨採択とか一部修正との論議はなされなかったのでしょうか。お聞きします。

○議長（平澤恒雄） 武田社会文教委員長。

○社会文教委員長（武田篤子） そのような動議は出ておりません。

○議長（平澤恒雄） ほかに質疑ございます。

（「なし」との声あり）

○議長（平澤恒雄） 特に質疑はないようです。

質疑を終結し、討論を行います。

陳情第1号に対する委員長報告は不採択です。したがって、原案に賛成の方の討論を求めます。原案に賛成の方、委員長報告に反対する方の討論を求めます。

唐澤 健議員。

- 7番（唐澤 健） 診療報酬・介護報酬及び障害福祉サービス等報酬10%以上の引き上げを求める陳情書を不採択とした委員長報告に反対し、原案に賛成する立場で討論を致します。

病院や介護施設の労働組合は、会社の労働組合のように経営者に生活を守るための賃上げを要求することでは解決できない問題として、国によって決められる報酬や公費負担で賃金の原資が左右されます。そのために、医療機関の日本医師会や6病院団体が国に10%以上の引き上げ改定を要求しているのであります。

先日の中日新聞に、「国立大学病院が全て赤字で、このままでは大学病院が維持できない」と紙面一面を使って報道していました。なお、国立大学病院においても、患者数を2倍にするとか企業努力を行っておりますが、それでも病院が赤字になってしまう。こういうことが報道されております。

このままでは病院・診療所や介護施設が維持できないところが多く出ます。

以上により、委員長報告に反対致します。

以上です。

- 議長（平澤恒雄） 次に、委員長報告の不採択に賛成し、原案に反対の方の討論を求めます。

井原康明議員。

- 9番（井原康明） それでは、陳情第1号の委員会報告に賛成で、原案に反対する立場で討論を致します。

先に本陳情を上程された近藤様、高島様には、日頃より事業運営や処遇改善のために日々御尽力をいただいていることに敬意を表したいと思います。

さて、本陳情であります。全体の趣旨内容は、高騰が続く物価高と相変わらずの人材不足による医療介護における事業体の存続が危ぶまれるため、医療・介護の安定と労働従事者への処遇改善を求める内容と理解を致しております。

まず、要求されている処遇改善の施策は、一つとして診療報酬を各10%アップすること。もう1点は、当面の処置として、2025年度中に全額公費で賃上げを行うこととなっておりますが、この2点について少し意見を申し上げます。

初めに、関係内容について少し説明を致します。

まず、賃金であります。賃金という、最低賃金にもかかってくるわけですが、労働者の生活の安定と労働力の向上、又、人間らしい生活が送れるよう賃金を支給し、その労働力をさらに上げていこうという目的でこういった制度が設けられております。

これらの制度の下、中央最低賃金審議会とか地方最低賃金審議委員会とか、又は各都道府県の労務局長の判断で正式な最低賃金が制定されております。それぞれの企業は、この最低賃金が基となり、各企業及び事業体はこれらを基準に、自社及び事業の状況により、それぞれの立場の労働従事者に対して、その年の初任給、昇給、賞与等を調整しているものと思います。

次に、事業体が受け取る診療・介護報酬についてであります。医療・介護サービスを行った対価として、報酬という名のものがお金ですけれども、事業体に支払われております。医療では1点、介護では1単位又は単価と、いずれも1点・1単位とも10円となっております。これはもう十数年来変わってないというふうに確認しております。又、介護報酬については3年ごと、診療報酬は2年ごとに見直しが行われております。

一つの例であります。サービス、要するに注射ですけれども、これ例ですけれども、10点である場合10点かける10円ということで、一つのサービス行為が100円になります。このうちの患者負担が3割、あるいは1割と2割ということありますけれども、30円の負担という形になります。これら等サービスの積上げた対価が各報酬となり、事業体はこの報酬を事業の基本的運営資金として活用しております。運営資金には、報酬のほかに補助金、給付金、その他等があり、いずれも事業運営に利用されます。報酬の活用では人件費が主で、薬価や維持管理にも使われております。又、人件費には給料、賞与、ベースアップも含まれております。

以上のように、医療・介護の事業体の運営資金の主たるものは報酬であり、事業運営の安定を図るには全体の報酬アップをすることが望ましいとも理解を致します。しかしながら、大幅な報酬アップを行えば、患者や利用者の負担も増すこととなります。例えば、先ほど言いましたように、患者負担30円が倍になれば60円、さらに90円とか、どんどんどんどんアップしていくことにもなるわけです。

そういったことで、患者、利用者負担の負担増のことも心配されることから、公費での賃上げ要求に至ったと推測致します。

さて、陳情に対する反対理由であります。まず、診療報酬の全てに10%アップすることについてです。

政府は先日、26年度の診療報酬を人件費にあたる本体に3.09%引き上げを確定しました。介護報酬は11月21日、26年度から1万円の臨時改定を確定しております。これは10%の思いに至らないかもしれませんが、政府としての物価高対応への支援策であると理解しております。

次に、25 年度中に全額公費で賃上げを求めることについて、正直この要求は少し乱暴過ぎると私は解釈しております。世の中にはいろんな業種があり、それぞれの立場で物価高や処遇改善には苦慮しています。又、業種の違いからも昇給も賃金も皆同じになるとは考えられません。このような中、なぜ医療・介護事業のみが公費で賃上げを求めるのか、他の事業体としても不公平であると考えます。

賃上げや賞与等処遇改善はそもそも個人意見から始まり、個人よりは組織で、又労働組合とか職員組合、なんとか委員会等から事業体に要求するもので、事業体はこれらを踏まえ、対応が著しく困難で事業存続にも影響ある場合には、政府に制度の見直しや支援を求めるのが筋と考えます。この点では申請の方法も一部理解はできますが、いきなりの公費での要求の前に、事業体としての制度の活用等に取り組んでいたか不明です。これは質問にもしましたけれども、企業努力という形でお伺いしたところ、「してはおりますが」ということで、特に細かい内容は得られておりません。ということで、先に取り組むべき策があるのではと思います。

ここで一つ、その策について紹介を致します。

政府の支援策の一つとして令和 7 年度予算において賃上げ支援助成金パッケージというものがあります。これは厚生労働省から出ております。賃金の引き上げ額や引き上げ労働者数によって最大 600 万円の助成が可能となっております。このパッケージは、設備・人への投資、処遇改善、労働移動等があり、労働市場全体の賃上げ等を支援するもので、医療・介護にもできるか調べてみました。そうしたら十分活用できるということでありました。

その他、9 月に拡充された業務改善助成金の制度もあります。又、厚生労働省・経済産業省の公式サイトでは、「一般事業体が公費での賃上げを実施するには、3 つの条件を満たす必要がある」とも出ております。

これは 1 つとして、青色申告を提出する法人・個人事業主であること。

2 つ目として、賃上げ促進税制の適用要件を満たすこと。全企業、中堅企業、中小企業向けの 3 種。

又、3 つ目として賃上げ支援助成金パッケージの助成金を受けること、という 3 つの要件があります。

以上、例を少し述べましたが、いきなり 25 年度中に公費での賃上げの前に、事業体で要求するのは各支援の拡充、又金額の増額を求めるのが先ではないかと考えます。

そこで、先ほども述べましたように、公費での賃上げを要求する場合は、この 3 つの

要件を満たす必要があるということになっておりますので、まずはでしたらそういったことも要求してみるのも筋かなと思います。

よって、今後の活動としてそういった申請事業体には、厚生労働者や支援体制を大いに活用してもらうということも申し添えて、本請願に反対し、委員長報告に賛成するものと致します。

よろしく御判断をお願いを致します。

○議長（平澤恒雄） 次に、不採択とする委員長報告に反対をし、原案に賛成する方の討論を求めます。

前沢光昭議員。

○10番（前沢光昭） 診療報酬・介護報酬及び障害福祉サービス等10%以上の引き上げを求める陳情書について、ただいまの委員長報告に対して反対の立場、原案に賛成の立場で討論を行います。

現在の医療・福祉・介護の人手不足の原因は物価高騰ばかりでなく、診療報酬・介護報酬の低さから低賃金につながり、現場は疲弊し困窮しています。テレビ、マスコミ等でも特集で取り上げられ、報道されています。命にかかわる問題でもあります。さらに大手病院でも赤字経営、開業医も後継者不足等の問題を引き起こし、廃業せざるを得ない病院等も出てきています。早急に解決すべき課題ではないでしょうか。

一方で、「企業努力が足りないとか、苦しいのは医療・介護ばかりではない」という意見もありますが、現場の努力は既に限界を超えています。

賃金の財源は報酬単価の中から求めるしかありません。この財源を患者負担に求めるのではなく、公費による支出を求めるのは当然のことです。この状況で不採択ということは考えられないと思います。

以上の理由から、ただいまの委員長報告に反対の討論と致します。

○議長（平澤恒雄） 次に、不採択とする委員長報告に賛成をし、原案に反対する討論を求めます。

武田篤子議員。

○3番（武田篤子） 陳情第1号、診療報酬・介護報酬及び障害福祉サービス等報酬10%以上の引き上げを求める陳情について、委員会の採決結果に賛成、原案に反対の立場で討論致します。

診療報酬の点数は、一つ一つの診療行為ごとに厚生労働省が細かく決めています。この点数の見直しのことを「診療報酬改定」と呼んでいます。

年末に政府が国の予算編成をする際に、診療報酬全体の改定率を決定し、それを基に厚生労働大臣の諮問機関である中央社会保険医療協議会に意見を求めます。政府は、この診療報酬の改定率を12月19日、2026年度改定で医師や看護師ら人件費に回る本体部分を3.09%引き上げる方針を固めました。改定率が3%を超えるのは30年ぶりだそうです。政府が示したこの3.09%は、陳情が求める10%には届かず低い数値であるかもしれませんが、政府も医療機関等の厳しい経営実態を理解した上での今回の改定であったと思います。

現在、一年当たりの医療費は全体で50兆円程度、診療報酬を3%引き上げると単純計算で1兆5,000億円ほど医療費が増えることになると言われてしています。陳情が10%となるとこの約3倍、4兆5,000億円を超えるという計算になります。診療報酬は、社会保険料でも賄われているために、大幅な引き上げは保険料負担の増加にもつながりかねません。陳情されている10%という数字は現実的ではないと思われます。

以上、賛成の立場で討論をさせていただきました。

○議長（平澤恒雄） 次に、不採択とする委員長報告に反対をし、原案に賛成する方の討論を求めます。

（発言する者なし）

○議長（平澤恒雄） それでは、その他討論があれば求めます。

（「なし」との声あり）

○議長（平澤恒雄） 討論はほかにございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（平澤恒雄） 討論なしと認めます。

討論を終結し、陳情第1号の採決を行います。

陳情第1号に対する委員長報告は不採択でした。したがって、原案について採決を行います。

お諮りします。

陳情第1号、診療報酬・介護報酬及び障害福祉サービス等報酬10%以上の引き上げを求める陳情について、原案に賛成の方の起立を求めます。

（起立7名）

○議長（平澤恒雄） 起立7名、賛成多数です。

お座りください。

よって、陳情第1号は、原案のとおり採択されました。

=== 日程 8 委員会報告（請願関係） ===

○総務産建委員会

◇ 本山へヒ素を含む要対策土を置く J R 東海の計画変更を求める請願

○議長（平澤恒雄） 続いて、日程 8、委員会報告（請願関係）です。

請願第 4 号、本山へヒ素を含む要対策土を置く J R 東海の計画変更を求める請願を議題と致します。

請願第 4 号については、開会日に総務産建委員会に付託し、審査をいただいておりますので、その結果について報告を願うことと致します。

壬生眞由美総務産建委員長。

○総務産建委員長（壬生眞由美） それでは、総務産建委員会に委託されました請願第 4 号、本山へヒ素を含む要対策土を置く J R 東海の計画変更を求める請願について、議会規則 72 条の規定により報告致します。

審査日程でございます。付託年月日は、令和 7 年 12 月 4 日。審査年月日は、審査は 12 月 19 日です。採決の日も 12 月 19 日でございます。

2 ページをお開きください。

出席者は委員全員。事務局、元島事務局長、佐藤真理子書記、参考人として豊丘村の水を守る会共同代表、栗澤左門氏と原 章氏にお越しいただきました。

請願の概要でございます。

「水源地に位置する本山リニア発生土置き場に環境基準を超えるヒ素を含む要対策土を置く J R 東海の計画は、その工法の有効性や持続性は不確かであり、工事完了後の管理も持続性が不明です。地下水を利用する豊丘村の水道水や生活用水にもヒ素が漏出する危険があります。

沿線の他工区では安全で確実な鑑識自力選別処理方法が検討され、飯田市や中川村ではエポキシ樹脂で覆ってコンクリート構造物の内部に封じ込め、国交省の青崩れトンネルでも擁壁で囲った盛土に入れ、シートで封じ込めている。本山までの計画についても、将来にわたり村民にとって危険のない計画へ変更することを、J R 東海並びに議会から村へ請願する決議を求めます。」というものです。

次に、主な質疑を紹介します。

まず、「本山に置かないとしたら、ほかに安全な処分方法はあるか。本山から搬出する場合の危険を考えると、現地で処分することが最良と考える」ということに対して「磁性吸着剤による有害重金属を除去する方法があり、その処理土は本山に入れることも可

能と考える。現在の計画では不十分。静岡でもその工法を検討している。あるいは、現在掘削中の地下 300m のトンネルのより深いところに処分するのがよいのではないか」。

次に、「山梨でヒ素が漏出した件は、本山の計画と同じ技術・工法によるものか」という問いに対して、「取材した記者からの情報によると、要対策土を不溶化してシートで包んで処理する。国土交通省でも一般的に実施しているが、水源地に適用することはリスクがあり、早川町では処理した土を搬出していることは事実。ＪＲ東海の技術は一般的なもの、不溶化・固化処理したずりを現場で転圧することで破壊され、処理効果が期待できない」。

続いて、「水源涵養林とは、林内にしみ込んだ水が谷底にしみ込んで川に流れ下る自然漂流水の源と理解している」という問いに対して、「水源涵養保安林の指定解除は国の権限が必要な重要な保安林で、三六災害以降、村の水を守るために指定されました。代替林を指定することで解除されましたが、そこに降る雨は自然の理として上から下へ流れる。漂流水や地下水として虻川に入る。あるいはほかの水脈に流れる。それらも含め、水源地に要対策土を置くことは環境を悪化するということ」。

又、「水道水の水源として特定できるのか分からないが心配だということか」。「地下水の流れは正確には誰にも分からない。分からないから困る。分かっていたら対応できる。地下水だけでなく、農業用水から作物への影響することも重要な論点です」。

次に、「請願の要旨や署名を集める際に、この計画について、県も関わっていることを明記しなかったのはなぜか」。「署名は 8 月から集めている。県の環境部が関わっていることは認識しているが、技術委員会の審査は長野で行われ、その内容は公表されていない。不確かな情報は明記できなかった」。

次に、「県の環境部が募集しているパブリックコメントへ意見は提出されたか」。「パブリックコメントは各自が提出している」。

次に、「署名の集め方について伺いたい」。「署名活動は 8 月 20 日過ぎから開始した頃、9 月 11 日の本山地縁団体臨時総会開催の通知と提出議案の決議を役員に一任する委任状が地区で配布され、委任状の内容を弁護士に相談する人もいた。総会前後に議案の詳細な説明をすると、委任状を出してしまった方でも署名に応じてくれた。総会の議決と署名の乖離については、本山地縁団体が地方自治法に規定されている通常総会が 5 年間開催されず、役員の会員への情報伝達がされてこなかったことによる。臨時総会の場合でも通常総会が開かれていない中で、役員の資格があるのかを問われる場面もあった。説明もなく、無記名の委任状が回収された結果、臨時総会では賛成多数となった一方で、

集まった署名の一次分 579 筆中 493 筆は本山地縁団体の会員です」。

次に、「署名対象者の考え方は村内在留者か成人か」。「初めは本山地縁団体の構成員に対して集めた。しかし、村に訪れる方、勤務する方も村営水道を利用すると考え対象とし、現在は県外からも賛同者の署名が寄せられている。幼児や小学生で署名ができない場合でも、母親が子供にも関わることをして代筆するケースもあった」。

次に、「両親が書いた署名も含めた数字ということか。493 筆以外は村外か」。「両親が書いた署名も含め、本山地縁団体の会員で 493 筆、残りの 66 筆は村内の林・田村・河野地区の方です」。

次に、「請願事項は将来にわたって危険のない計画への変更を求めているが、先ほどまでの説明で、いくつかのほかの方法を提案された。計画の中身を、例えば県の助言に基づいて対処すれば、現地に置くことも認めるのかとすると、署名の内容と違う」。それに対して、「代替案があるかという問いに対して考えられる方法を回答した」。

次に、「危険のない計画へ変更するということは、持ち出してしまえば危険はない。現地に置くとすれば、県の助言等を含めた新たな対策や先ほど言われた方法等を、要対策土を危険のない計画の手法の一つとして認めるのかを問う」。これに対して「認めている。署名の内容と請願の内容に整合性がないとの指摘だが、我々も素人であり、初めから代替方法等の知識はない。最初は、水源地に危険なものを置くことは誰が考えてもおかしい。根拠として、刑法第 142 号に『人体の飲料に供する浄水を汚染し、よって使用することができないとしたことにした者は、6 カ月以内の拘禁・10 万円以下の罰金に処する』がある。水道タンクに毒を入れた人は処罰される。大事な水源にヒ素を置く、これは水源地に毒を置くことと同じ。今の J R の計画では不十分で、磁気に吸着して処理する等ほかの方法による計画変更も視野に入れている」。

次に、「それ以前に署名された方が現在、県の技術委員会が審査している事実を知ったら署名しなかったという方もいるのではないか。署名をした時期から請願の提出、委員会審査の時差が気になる」。これに対して、「事態は動いている。署名を始めた時点では、J R 東海はまだ県へ保全計画書を出していなかったもので、署名内容は基本的なこととして要対策土を入れることをやめてほしいとした」。

次に、討論について報告致します。

反対討論として、「J R 東海の計画は、対応策について試験結果も含めて報告されている。現在、県の環境部において審査中で、まだ村へ回答が届いていないという。県からの指導がされていない状況の中で、計画を止めることを求めることは時期尚早ではない

か。又、署名をされた方の中には、現在、環境部で安全性を審査していることを知らない方もいると思うことが予想され、現状はこれを止めるということは言い切れない。現在の段階では、この請願に反対」。

これに対して賛成討論は「この請願はリニア建設の反対を求めるものではなく、村民の重要な水源涵養地の安全を求めるのは村民の当然の権利。豊丘村は、飲料水の水源は95%を地下水に頼り、従来から水を大事にしてきた。湧水も元は地下水で、地下水なしでは考えられない地域。ヒ素については、埋め立てた後の経年劣化や豪雨や自然現象は避けられない。一旦、漏れ出せば回収は不可能で、そのことを考えれば多くの村民が不安になるのは当然で、請願に賛成」。

反対討論として、「請願の危機感と要求度が非常に強い。J R 東海が提示する管理方法が明らかに違憲である論拠や水源汚染のリスクは極めて高いという部分について、科学的・技術的な根拠をもう少し明確にしてから出すべきと考え、請願には反対」。

反対討論として、「署名のタイトルは、水源地にリニアの有害残土を持ち込まないとして、たくさんの署名が集まったとしている。請願事項では、将来にわたって村民にとって無理の危険のない計画変更を J R に求めるとし、ほかの方法であれば持ち込むことも可能という話もあった。県の環境影響評価技術委員会で遮水シートの耐久性にも懸念が示され、又、釘を打った穴からヒ素が流れ出さないか実験を求めるとしており、J R はこれらの意見を検討するとし、1月以降、環境保全計画への助言をするというスケジュールである。継続審査でもよいが、助言を待つて J R 東海の対応を見守ることとし、請願については認めることはできない」。

又、反対討論として、「途中経過でもあり、請願の中にも『村民生活に影響を及ぼさない処分方法が計画できるはずです』とあるので、J R も当然考えながらやっている。まだ結論が出ていないので時期尚早。署名の内容も直接見ていないが、代筆等がある中で筆数、請願者がどれだけ確認されているか疑問があり、賛成はしかねる」。

次に採決でございます。賛成1、反対4で不採択でございます。

その他として委員長は、請願4号を不採択とする委員会審査結果を報告する一方、本会議では一議員として賛成の立場をとることを表明し、委員会として了承されました。

以上でございます。

審査のほど、よろしくお願いします。

○議長（平澤恒雄） ただいま、請願第4号、本山へヒ素を含む要対策土を置く J R 東海の計画変更を求める請願に対する総務産建委員長の報告は、不採択の報告でした。

ここで請願第４号の報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

吉川明博議員。

○８番（吉川明博） 项目的に言いますと３項目ありますが、まずは一括して質問を致します。

請願の理由の中の第１項目目に「水源地に要対策土を置く計画は、村民が使う大切な水を危険にするものです」という部分があります。この考えに対して、委員会の中では賛同できないとの理由で否決するという発言はありましたでしょうか。

２項目目については、「他地域では、リニア工事で発生した要対策土の盛土で、既に被害が出ています」との主張に対して否定する発言はありましたでしょうか。

３項目については、「ＪＲ東海は、村民生活に影響を及ぼさない処分方法が計画できるはずです」との発言がありましたが、この主張に対して否定する発言はありましたでしょうか。

以上、３点の質問をさせていただきます。

○議長（平澤恒雄） 壬生眞由美総務産建委員長。

○総務産建委員長（壬生眞由美） 水源地の危険に関して否定する意見はありませんでしたが、水源地と地下水の関係をよく理解されていない質問がありました。

他地域の事故に関しての質問に対しては否定はありませんでした。しかし、「全く同じ工法か」という確認の質問がありました。

又、「ＪＲ東海は安全な方法ができるか」ということに対して否定する意見もありませんでした。

以上です。

○議長（平澤恒雄） ほか質疑ございますか。

（「なし」との声あり）

○議長（平澤恒雄） 特にないようです。

質疑を終結して討論を行います。

請願第４号に対する委員長報告は不採択でした。したがって、まず原案に賛成の方、委員長報告に反対する方の討論を求めます。

前沢光昭議員。

○１０番（前沢光昭） ただいまの本山へヒ素を含む要対策土を置くＪＲ東海の計画変更を求める請願について、委員長報告に対して不採択の報告に対して、反対の立場、原案に賛成の立場での討論を行います。

最初に触れておきますが、本請願はリニア反対の請願ではなく、村民の貴重な水源地

である本山への要対策土を埋め立てず計画の変更を求めるものです。

村民の貴重な飲料水である水源涵養地の安全を求めるのは村民の当然の権利です。そのことを念頭に置き、討論致します。

豊丘村の飲料水の水源は、95%を地下水に頼っている地域であり、豊丘村は従来から水を大事にしてきた村民であります。一部にある湧水も元をたどれば地下水であり、漂流水も地下水であります。地下水なしには考えられないと思います。リニアに反対、賛成に関係なく考えるべき課題ではないでしょうか。

ヒ素を含む要対策土は危険性がないという科学的根拠はどこにもありません。又、「村長宛に提出した書面については見てないので判断できない」との意見もありましたが、村長宛の署名を議員といえども見ることはできません。一部議員が事前に署名を見せるよう担当部署に要求したとも聞きましたが、これを断った担当部署の課長の判断は正しかったと思います。資料として必要ならば、白紙の用紙を見れば公表されているものを見れば済むことです。

要対策土について申します。

議論すべきは、ヒ素を含む要対策土はどうするのかであって、本来の議論にならなかったのが残念です。処理については、埋立て要対策土は不溶化处理したから漏出はないという根拠はどこにもありません。経年劣化や豪雨等の自然現象は絶対に避けられないことでもあります。一旦漏れ出せば回収は不可能で、そのことを考えれば多くの村民の不安は理解できます。

12月に行われた県技術評価委員会も私は傍聴させていただきましたが、「この検査方法では納得できない」との専門家の意見もあり、JRは持ち帰り検討を約束していました。

私たち議員に課せられた任務は、村民の意思を尊重して、署名の趣旨を判断してJR東海及び村長に要請するか否かではないでしょうか。

以上の理由から、本請願の不採択との委員長報告に反対、原案に賛成の立場での討論と致します。

以上。

○議長（平澤恒雄） 次に、不採択とする委員長報告に賛成し、原案に反対する討論を求めます。

堀本文文議員。

○1番（堀本文文） 当請願に対し、反対の立場での討論を行います。

請願者は、要対策土を虻川上流の水源地に置くことが将来、その置き場から必要な処理をされた要対策土が亀裂、又は損傷が発生し、水道水に危険物質が混入する可能性があり、心配である旨の内容を賛同された方々の署名数を記載し、ＪＲの東海の計画を変更を求めたものであります。

ＪＲ東海の計画は、５月に住民向けに説明されたとおり、ＪＲの考える必要な試験結果を載せて処理をして埋め立てるものでございました。現在、その計画が適当であるか、長野県の環境部の専門会議により検討されていると聞きます。通常であれば２カ月ほどで検討結果が出るとも聞いております。

又、委員会にて請願者に確認致しましたが、署名をいただいた皆様は現在、県環境部での計画検討がなされている旨は署名された時期が、県環境部の検討の事実を知る前だったということで、署名された皆様については、その事実を知らないということでした。県による計画検討がなされている現在進行形の中で、そのことの知らない方々の署名を請願中に記載されることに対し、若干の違和感を感じております。さらに、県の検討がなされているこの最中に、１１月下旬での請願提出にもなぜ県の回答を待たずに、今回このような請願提出になったのか疑問も持ちました。率直に提出時期が早かったのではないかと考えております。

よって、現時点でのＪＲ東海の要対策土処分の計画の変更を求めるこの請願に対しては、反対を致します。

以上です。

○議長（平澤恒雄） 次に、委員長報告に反対し、原案に賛成する方の討論を求めます。

唐澤 健議員。

○７番（唐澤 健） 本山へヒ素を含む要対策土を置くＪＲ東海の計画変更を求める請願を不採択とした委員長報告に反対し、原案に賛成する立場で討論を致します。

本山に運ぶダンプカーの数を見て、里を通るのは検討委員会で反対討論をしておりますが、本山は１３０万㎡の残土埋立てに対し、有害残土は１．５万㎡でダンプカーの台数は比べ物になりません。

次に、県の環境評価技術委員会の結論を待っているのは、ヒ素を含む有害残土を本山に置かないでくださいの豊丘の村民や議会の声は届きません。今は声を上げる必要があります。

どんなものにも経年劣化は起きます。ＪＲの計画の処理では絶対に安全とは言えません。将来の村民に、虻川流域の水を利用する伴野地区や林里地区の田畑や水道水にヒ素

が漏れ出す恐れは避けられません。

以上により、委員長報告に反対し、原案に賛成する討論と致します。

○議長（平澤恒雄） 次に、委員長報告に賛成し、原案に反対する討論を求めます。

酒井浩文議員。

○5番（酒井浩文） それでは、本請願の委員長報告に賛成し、原案に反対する立場から討論を行います。

まず、冒頭に、請願者の皆様が命の水を守るために寄せられた切実な思いと環境保全を願う請願の趣旨については十分尊重されるものであるという点を確認させていただきます。

しかしながら、本請願が求める計画の変更という決断を下すには、現状、客観的・合理的な判断材料が不足していると言わざるを得ません。

原案に反対する主な理由を述べたいと思います。

まず、第1に管理方法の安全性に関する評価についてです。

請願書では、J R東海が提示する被覆シートや固化、環境境界構築といった管理方法を脆弱かつ一時的と断じておりますが、しかし、これらの技術が具体的にどのような程度の確率で崩壊し、危険を招くかという点について、現時点では客観的・大衆的な証明がなされているとは言えません。専門的な知見による検証を待たずに危険であると予断を持つことは、適切な判断を妨げる恐れがあります。

2つ目としまして、水源汚染リスクの根拠についてです。

請願では、「水源の上流に位置することから、飲料水や農業用水が汚染されるリスクが高い」と主張されております。村民の皆様にとって、水が極めて重要であるということは事実です。しかし、計画が直ちに高い汚染リスクに直結するという、科学的・技術的な根拠も又現時点では大衆的に証明されている段階ではありません。

3点目としまして、他地域の事例とその比較についてです。

請願書では、山梨県早川町での災害事例が引用されています。しかし、土地の地形、地質、降雨量及び具体的な施工条件は場所ごとに大きく異なります。他地域で発生した事象がそのまま本計画に適用されると判断するには慎重な条件比較が必要であり、一概に同様の事態が起こると断定することは困難であると考えます。

最後4点目ですが、代替計画の検証の可能性についてです。

請願では、松川工区外への搬出や地下深部への埋立てといった代替案が諮詢されています。しかし、これらは代替計画への期待を述べたものであり、技術的な実現可能性、

経済的合理性、あるいは新たな環境負荷といった観点からの検証が十分になされているわけではありません。安全な代替計画が将来的に本当に可能かどうか、その検証がないまま現行計画を止めるということは、事業全体の不透明さを増すことにつながるんじゃないかと考えます。

以上のとおり、本請願は住民の皆様の不安に基づくものであることは理解致します。計画を根底から変更させるための客観的な証明や具体的な代替案の検証が十分ではないと考えます。したがって、現時点での本請願の採択には反対し、委員長報告への賛成討論と致します。

以上です。

○議長（平澤恒雄） 次に、委員長報告には反対をし、原案に賛成する方の討論を求めます。

壬生眞由美議員。

○４番（壬生眞由美） 私は、ただいま報告しました委員会報告に個人として反対し、本請願に賛成する立場で討論致します。

村の水源に関わる基本的な認識を持ち、将来を見据え、村での暮らしにおける深刻な課題として向き合う姿勢が今、議会に求められていると思います。改めて請願の内容を御確認いただき、その趣旨を御理解いただきたい。

リニア新幹線トンネル工事で環境基準値以上のヒ素を含む残土、有害残土が坂島に仮置きされています。令和元年８月当初、ＪＲ東海は「有害残土は入れない」としていましたが、今年５月には有害残土本山発生土置き場に処分する計画を村内で説明しました。

６月の一般質問の建設環境課長の答弁では、村内には９カ所の水道水源があり、下段の天竜川沿いの地下４０～６０ｍ程度から地下水を汲み上げている水源が７カ所で、村の水道水の約９６％を地下水に依存しているとしています。この天竜川沿いの深井戸の水は、主に山間地の地下水に依存しています。水は高いところから低いところへ流れます。当たり前のことですが、重力・圧力を受ける山間地からの地下水が、これらの深井戸を湛えています。

本山発生土置き場は、水源涵養保安林を解除したとはいえ、水源地に位置することに変わりはありません。ＪＲ東海は、およそ一年間の試験を行い、ヒ素を適切に処理できるとしていますが、地下水の動きを解析することは難しく、又その流れは非常に遅く、溶出したヒ素の影響は、数十年後かもしれません。

技術委員会でも、「ＪＲ東海は、本山での地下水の動きを把握していない」と発言しています。効果の検証機関がたった一年の技術とため池等に使用する被覆シート、これは

遮水シートではありませんから、永続的にヒ素の流出を防げるものではありません。将来にわたって山間地の湧水や地下水を引き込む水道水や簡易水道水、農業用水への影響が心配されます。

山間地の水源地を守ることは、今を生きる私たちの責務です。

豊丘村水を守る会では、10月7日に村内579筆の署名を携えて、J R 東海の要対策土本山処分計画を認めないことを村長に要望し、議会にも後押しをしていただきたく、11月27日付けで本定例会に請願が提出されたところです。10月25日には、地下水を考える学習会を開催し、60名が参加されました。その数日前の10月23日にJ R 東海が環境保全計画を更新されたことを受け、県の環境保全技術委員会委員長宛に、水源地であることから心配する住民の署名が集まっていることを訴え、慎重審査を求める要望書を10月27日に提出しています。技術委員会において、J R 東海の処分工法の細部の問題を指摘され、水源地である視点での検討の必要性についても委員から発言があると聞いています。会の活動が、微力ながら影響しているのではないのでしょうか。

次に、委員会の討論の論拠について申し上げたいと思います。

「県の助言を待ってから請願を出すべき、県の指導が出た後で署名を集めるべきだった」という指摘がありました。この指摘は、首長や行政の判断に間違いはないはずで、住民はおとなしくした従うものという行政目線を感じます。住民が自ら自分ごととして地域の将来を考え、心配や不安に思っていることを村長や県の関係機関に発言することは、よりよい社会にするための第一歩であり、当然の権利で、これに耳を傾けることは議員の役割ではないのでしょうか。この請願を提出する時期をことさら問題にすることに違和感を感じます。

又、「請願と署名の主張に乖離がある」との指摘がございました。請願の目的は、本音のところでは署名と同様に本山に要対策土を置くことを撤回することですが、署名活動は2カ月以上にも及び、その間に要対策土の処分問題は静岡や山梨をはじめ、大鹿や飯田市における本山の計画より、より安全な方法の情報が得られたことで、最悪の場合の代替案も視野に入れ、撤回も含めた計画変更を求めるものとして理解できます。

「J R 東海が提示する管理方法が明らかに危険である論拠や水源汚染のリスクは極めて高いということについて、科学的・技術的な根拠が明確ではない」との指摘がありました。このことについては、不溶化・固化後のダンプへの積み込み、敷き均し、転圧等の過程での無固化化、境界シートの劣化等、とても今後50年100年のオーダーに耐えうる構造ではありません。この工法は、不溶化・固化、遮水、封じ込め、モニタリングがセ

ットで機能するもので、様々な工法の中でも初期費用は少ないが、長期的にわたる管理コストと経年劣化が問題とされているものです。最大の問題は、谷埋め盛土であることです。一般には地山より高く盛る、盛土にすることで産出する溶出水のモニタリングが適正に管理できますが、谷埋め盛土は周囲の地盤より低く埋める盛土ではなく、埋め土です。シート等で覆っても雨水の侵入を防ぐ効果は期待できません。

リニアの開通を期待するあまり、このような計画を安全と喧伝する事業者の言葉を鵜呑みにして信じる住民、特に議会や村が事業者に軽く見られているのではないのでしょうか。村民の声を背景に、より安全な方法を求める声を上げることが、議会からも必要ではないのでしょうか。

大鹿では、「村には要対策土を置くところはない」とし、運搬の安全を確保しつつ、変電所の構造物や飯田市土曾川橋梁の構造物に格納する形で処分されています。このことの是非は又別の話ですが、豊丘村で林道虻川大島線脇の最上流部に処分することは、事業者としては大変効率がよくコストが抑えられます。しかし、その分、リスクが大きいのです。

静岡では5～7万 m^3 の大量の要対策土が予想され、それを処理するために湿式オンサイト処理、要対策土置き場の現場で洗浄分級処理による浄化をJR東海は提案し、検討しています。これは、静岡県が環境に対して厳しく対応されていることもあると思います。

豊丘村の要対策土では、乾式オンサイトで磁力選別処理を行えば、環境基準値を超えると素混じり土を1割に濃縮し、汚染土は汚染土壌処理拠点排出、9割の浄化土は発生土置き場で処分することも可能です。環境への安全性とその持続性において評価され、既に国やNEXCO中日本の東海北陸道白鳥トンネルでも導入され、5,000 m^3 が処理されている技術です。

今年5月24日に飯田市上郷公民館で「リニアの将来と地域の未来」という講演が開催されました。リニア建設工事費が11兆円に膨らみ、開通は2034年以降としています。その『以降』というのは、それは今世紀末50年以上後になるのではないか」という経済学者の分析もあります。それは、JR東海は、トンネル掘削による残土や有害重金属の安全な処分、地下水の枯渇問題等めどが立たない環境問題の解決に多額な費用が必要な一方で、インバウンド需要により、東海道新幹線の収益向上で株主への安定的な配当と経営を優先する株式会社としての天秤にかければ、リニア新幹線建設工事の工期が長引くことはリスクとも言えない状況です。

今、お手軽に本山発生土置き場の谷にヒ素混じり土を処分すれば、リニア新幹線開通前に、村の水道水が汚染されるかもしれません。PFOA等、岡山の場合は、上流の多分ダムよりもかなり上流の5km以上離れた上流に処分されたものが原因で、村の取水場であるダムの水が使えなくなりました。そんなことになれば、生産年齢人口の増加どころではありません。ここにいる人たちはもうこの世にはいないでしょう。しかし、今の子供たちは働き盛りで結婚して子育て中かもしれません。子供のためにも、計画の撤回を求めて、親子で署名される代筆を含むお母さんたちの署名・気持ちに寄り添うべきです。

村長宛に集められた署名の筆跡や氏名の有効性を請願の可否の材料として問うことは、村民に、事に女性や子供たちに背を向ける姿勢とも言われても仕方がないのではないのでしょうか。男性はどうか分かりませんが、女性は子供を通して未来を俯瞰するものです。本山地縁団体体の会員であっても臨時総会の決議は世帯に1票、ほとんどの家庭で世帯主イコールお父さんかおじいさんだけに決議権があるのは、女性や子供の権利の剥奪です。母親と子供が署名してくれるのは、そうした女性のささやかな抵抗でもあります。

又、ヒ素の慢性毒性は、発がんに関与するものといわれます。医療費の自己負担が引き上げられる中、健康に暮らせる環境を守ることは行政の責任です。

以上、リニア建設の是非を問わず、リニア開通した先にも村民憲章の「1. 緑と清流をこよなく愛する村にしましょう」を誇りにできる村であることを切に望みます。

私は委員長ではありますが、この請願に賛成し、委員長報告には反対します。

○議長（平澤恒雄） 次に、委員長報告に賛成し、原案に反対する討論を求めます。

片桐忠彦議員。

○6番（片桐忠彦） 私は、委員長報告に賛成の立場で討論をさせていただきます。

私は単純に考えて、この提出のされた皆さんも、「いわゆるその村外から要対策土を村内に入れることはないんだろうな」というそういうお話もありました。外から持ち込まないけれども、村内に置くなというのはちょっとなんか変なような感じでございます。ですので、村内から出たものについては、運搬リスクとかいろいろを考える中で、安全性というのを今検証していただいておりますので、そういったことも踏まえながら村内へ置いておくのがいいのではないかなと思っております。

先ほどから出ております村外の方からの賛同者っていうんですかね、署名ですけれども、村外の方が豊丘村に残土を置くなという署名をして、じゃあその残土をどうするかという、そういったところも大変疑問が湧くところでございます。

それから私も署名についてお聞きしたところ、「代筆のものもある」というようなお話をお聞きしました。署名について。署名そのものっていうのは、どうが有効かっていったときに、代筆も有効っていう署名っていうのがあるのかなというのはちょっと疑問がございますし、先ほど子供のそういった権利を剥奪、低年齢者の権利剥奪というのがございましたけれども、選挙権が18歳以上ということで、じゃあそれは剥奪になるのかどうかっていうそこら辺も私もちょっと疑問なところがございますけれども、いずれにしろ、単純な考えとしては村内から出たものはできるだけそれぞれで対応することが、一番どこへ持っていくといっても、じゃあ持って行ったところだったって大変、どうするのということも出てくるかと思えますし、運搬リスク、そういったものも考えればそれがいいと思います。

又、最終的な対応については、村も何かあったときとか、そういうときの対応のほうも考えながら、JRとそういったところの対策も協議しながら進めていくという、そういうことになっておるわけでありますので、この請願については不採択、委員長の報告に賛成ということで、討論とさせていただきます。

○議長（平澤恒雄） 次に、委員長報告に反対をし、原案に賛成する方の討論を求めます。

吉川明博議員。

○8番（吉川明博） 私は、請願の原案に賛成をする立場から討論を致します。

請願の理由の4項目目に「多くの村民は、自分たちの水を守るためにこの計画は止めてもらいたいと考えています」とあり、又「私たちは水源地に有害残土を置く計画の問題点を説明し、受入れに反対する署名活動を行いました」とあります。この請願書では「計画の問題点を説明し」とありますが、どのように署名をいただくときの説明、どのような説明があったかということが明確には書いてありません。又、署名活動の反対者が分かりづらい署名となっていると、体裁ですね。署名の体裁、要件等が若干正当性を危惧する考えを誘発しているのかなというふうに思います。

しかし、署名活動に不備があったとしても、複数の村民が本山リニア発生土置き場に環境基準値を超えるヒ素を含む要対策土を置くJR東海の計画は大変危険です。将来にわたって村民にとって危険のない計画へ変更することを、JR東海並びに村へ要請する決議を求めています。村民がリニア建設に賛成、反対の立場を超えて、命の水の問題としてこの計画は止めてもらいたいと考えているともあります。

よって、豊丘村議会は、本請願を受理して環境基準値を超えるヒ素を含む要対策土を置くJR東海の計画の変更の可能性を村民の皆様とともに探していくことを提案して、

請願に賛成する立場の討論と致します。

以上です。

○議長（平澤恒雄） 次に、委員長報告に賛成し、原案に反対する討論を求めます。

（発言する者なし）

○議長（平澤恒雄） それでは、そのほかの討論ございますか。

（「なし」との声あり）

○議長（平澤恒雄） 討論なしと認めます。

討論を終結し、請願第4号の採決を行います。

請願第4号に対する委員長報告は不採択です。したがって、原案についての賛否を採決致します。

お諮り致します。

請願第4号、本山へヒ素を含む要対策土を置くＪＲ東海の計画変更を求める請願について、原案に賛成の方の起立を求めます。

（起立4名）

○議長（平澤恒雄） 起立4名。賛成少数です。

よって、請願第4号は、原案について不採択とされました。

ここで、議長において日程の追加を行います。

先ほど陳情第1号が採択となりましたので、この日程8に続きまして、新たに日程9として発議第4号、診療報酬・介護報酬及び障害福祉サービス等報酬10%以上の引き上げを求める意見書の提出についてを追加致します。

これに伴い、日程9以降は数字を1つずつ増やして、順番を繰り下げていただくようお願いを致します。

ここで、意見書準備等のためを含んで休憩と致します。

ただいま11時4分ありますが、11時20分まで16分間休憩致します。

暫時休憩です。

休 憩 午前11時04分

再 開 午前10時20分

○議長（平澤恒雄） 休憩を閉じ、引き続き会議を行います。会議を再開します。

=== 日程 9 議案審議 ===

◇ 発議第 4 号 診療報酬・介護報酬及び障害福祉サービス等報酬 10%以上の引き上げを求める意見書の提出について

○議長（平澤恒雄） 新たに追加しました日程 9、発議第 4 号、診療報酬・介護報酬及び障害福祉サービス等報酬 10%以上の引き上げを求める意見書の提出についてを議題と致します。

事務局により朗読致します。

元島議会事務局長。

○議会事務局長（元島明彦） それでは、朗読させていただきます。お手元にございます発議のものになります。よろしくお願いします。

発議第 4 号、診療報酬・介護報酬及び障害福祉サービス等報酬 10%以上の引き上げを求める意見書の提出について。

地方自治法第 99 条の規定により、別紙のとおり、診療報酬・介護報酬及び障害福祉サービス等報酬 10%以上の引き上げを求める意見書を内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、総務大臣に提出する。

令和 7 年 12 月 23 日提出。

提出者、豊丘村議会議員、唐澤 健、賛成者、同、堀本丈文、同、壬生眞由美、同、酒井浩文、同、片桐忠彦、同、吉川明博、同、前沢光昭。

以上でございます。

○議長（平澤恒雄） 発議第 4 号は、議員発議でありますので、提案者の説明を求めることと致します。

唐澤 健議員。

○7 番（唐澤 健） 診療報酬・介護報酬及び障害福祉サービス等報酬 10%以上の引き上げを求める意見書（案）。

国による医療費削減政策が推し進められる中、公定価格である診療報酬は上がらず、昨今の物価上昇に対応していません。又、医療や介護福祉従事者の賃金を他産業と同じように上げることも難しく、人員不足にもつながっています。救急の受入れや入院の受入れを制限する病院が相次ぎ、開業医の閉院も起きています。お産ができる病院がない市町村も全国で 1,042 市町村を超えています。

医療機関は過去最大の規模で倒産・廃業が進み、深刻な経営危機に陥っています。地域住民の医療を受ける権利が困難な状況にあると言えます。日本医師会、6 病院団体（日

本病院会、全日本病院会、日本医療法人協会、日本精神科病院協会、日本慢性期医療協会、全国自治体病院協議会）は、「このままではある日、突然病院がなくなります」、「地域医療は崩壊寸前」と警鐘を鳴らしました。このままでは医療機関がなくなり、医療にかかれない地域が全国でさらに広がることが強く懸念されます。

又、政府は看護師、保健師、介護士、障害福祉等のケア労働者の賃金引き上げを 2021 年に打ち出しましたが、その効果は極めて限定的であり、長野県医労連の加盟する日本医労連の医療機関や介護施設での賃上げ平均率は 2.07%、5,722 円にとどまり、2025 年民間主要企業春闘賃上げ平均率 5.52%、平均額 1 万 8,629 円に遠く及びません。

私たちは、政府の責任による医療や介護、福祉事業の安定的な維持発展と全てのケア労働者の処遇改善のために、下記の事項について国に要望します。

記。

1 つ、2026 年度の診療報酬改定と合わせ、一年前倒しで介護・障害福祉サービス等報酬改定を実施すること。全ての医療機関と介護福祉事業者の物価高騰対策も含めて、各 10%以上の引き上げ改定を実施すること。又、当面の支援策として 2025 年度中に全額公費による賃上げ支援策を実行すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、総務大臣宛。

豊丘村議会議長、平澤恒雄。

以上であります。

○議長（平澤恒雄） ただいま発議第 4 号について、提案者の説明が終わりました。

ここで、発議第 4 号に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（平澤恒雄） ないようです。

質疑を終結し、討論を行います。討論はございますか。

討論があれば、原案に反対する方の討論を求めます。

井原康明議員。

○9 番（井原康明） 本意見書の案に反対する立場で討論を致します。

趣旨内容は理解を致します。

記書きの部分です。この記書きの 1 の中に、「当面の支援策として 2025 年度中に全額公費による賃上げ支援策を実行する」ということで、記書きにしてあります。この件について一言ですが、まず一般事業体が公費での賃上げを実施することについて、これ確

認しましたらできるということ。又、その過程において、その医療・介護の事業においても利用できるということを確認、私個人としては確認しております。

そこで、先ほどの委員長報告の賛成討論にも言いましたが、「賃上げ支援助成金パッケージ」という助成金の策があります。こういったものを使ったり、又この中に賃上げ促進税制というのがあります。これらを活用することで、一般の事業体が公費での賃上げを実施することは可能ということになっています。可能の中には、先ほど言いましたように3つの要件を満たすことということになっています。繰り返しますが、「青色申告を停止する法人・個人事業主であること。賃上げ促進税制の適用要件を満たすこと。賃上げ支援助成金パッケージの助成金を受けること。これらの条件を満たすことで、事業体は公費を活用して賃上げを実施することが可能です」ということになっておりますので、今回この意見書の中にいきなりこの申請が出てきているわけですが、申請に当たってはこの3つの要件を満たしているかどうか確認とれてるかどうか不透明ですので、ここではこれを記載すべきではないということだと思います。

ということで、記書きについて反対としたいと思います。

以上です。

○議長（平澤恒雄） 次に、原案に賛成の方の討論を求めます。

（発言する者なし）

○議長（平澤恒雄） そのほか、討論はございますか。

（「なし」との声あり）

○議長（平澤恒雄） そのほか、これ以上討論はないようであります。

討論を終結し、発議第4号の採決を行います。

お諮りします。

発議第4号、診療報酬・介護報酬及び障害福祉サービス等報酬10%以上の引き上げを求める意見書の提出について、原案に賛成の方の起立を求めます。

（起立7名）

○議長（平澤恒雄） お座りください。

起立7名。賛成多数です。

よって、発議第4号は、原案のとおり可決されました。

◇ 議案第74号 令和7年度豊丘村一般会計補正予算第7号

○議長（平澤恒雄） 続いて、日程10、議案第74号、令和7年度豊丘村一般会計補正予算第

7号を議題と致します。

議案の朗読は省略し、提案の説明を求めます。

福澤総務課長。

○総務課長（福澤信広） それでは、議案第74号、令和7年度豊丘村一般会計補正予算第7号について、御説明致します。

今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億5,374万6千円を追加して、総額を66億4,409万7千円とするものとなります。

第7号補正につきましては、国から物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金と物価高対応子育て応援手当の交付金が交付されることに関係する予算と、3月議会の補正予算まで待てない補正を中心に編成させていただきました。よろしくお願い致します。

それでは、予算書議案書の10ページをお開きいただきまして、積算基礎を基に概要の説明を致します。

最初に歳出からお願いします。

ナンバー1総務費の関係ですが、「とよおかまつり」の交付金、こちら9月議会の一般会計第3号補正で50万円を増額して800万円の交付金を予定したところでありますが、お祭りが終わった後の精算に伴いまして不足額を追加させていただきます。

ナンバー2からナンバー5までは民生費となりますが、ナンバー2と3、憩の家の関係ですが、管理業務内容の変更に関してシルバー人材センターへの委託を予定して予算を計上しておりましたが、シルバー人材センターのほうで受託が困難ということもありまして、その関係を減額して、合わせて来年4月からの管理人が内定してまいりましたので、現在の管理人との引継ぎ業務対応のための日額報酬を今回新たに計上したものとなります。

ナンバー4と5につきましては、児童手当対象児童に一人当たり2万円を支給します物価高対応子育て応援手当、この手当との関係をシステム改修費と合わせて計上しております。

ナンバー6からナンバー12は、商工費の関係の計上となります。

物価高騰対応を重点支援地方交付金が当村に1億2,760万円ほど交付されることに関係しまして、交付金活用事業の支出予定額を計上しております。

3つの事業を予定しまして1つ目として、生活応援商品券「だんQくん」の商品券を村民の皆さん皆様一人につき1万円配布する経費について7,200万円弱。

2つ目として、交付金を活用して地域通貨システムの導入を予定し、生活応援ポイン

トを村民の皆様一人当たり 5,000 円付与する関係の経費に 4,500 万円弱。

3 つ目として、中小企業の燃料・電気等のエネルギー価格高騰対策の支援事業に 1,700 万円。

以上申し上げた 3 つの事業につきましては、特に地域通貨システムの導入の関係を中心に、この後、産業振興課長より概要について補足の説明をいただきます。

ナンバーの 13 と 14 につきましては、教育費の関係となりますが、ナンバー 13 は中学校の本校舎 2 階の温水器が故障したことに伴う入替え工事代金。

ナンバーの 14 は、村民体育館のバスケットボールの巻き上げ装置が故障してしましまして、ゴール板が高位置へ上がらない状態となっておりましたので、ほかの種目、バスケットボール以外の使用に支障がありますために、緊急に修繕を行う予算を計上しました。

ナンバーの 15 について、予備費は歳入歳出額の総額の調整をとって減額を計上しております。

歳入の関係をお願いします。

ナンバーの 1 と 2 が物価高対応子育て応援手当に関係する国からの交付金。

ナンバーの 3 が物価高騰対応を重点支援地方交付金 1 億 2,760 万円余と。

ナンバーの 4 が公共施設等適正管理推進事業債、この増額ですが、消防団の詰所トイレ改修への充当可能額について再計算したところ、増額できることになりましたので、その金額を計上しております。この関係については、3 ページの地方債補正に変更内容もまとめてございますので、確認をお願い致します。

私からは以上となります。よろしくお願い致します。

○議長（平澤恒雄） 追加説明、岡田産業振興課長。

○産業振興課長（岡田 敬） お願い致します。

それでは私のほうから、商工費の物価高騰対策事業の 3 事業について、御説明させていただきます。

先日、全員協議会の際にお配りしました冊子の資料を御覧いただければと思います。

まず、1 ページ目になります。

中小企業等エネルギー価格高騰対策支援事業についてです。本事業は、燃料費や電気・ガス料金等のエネルギー価格の高騰に加え、賃金引き上げへの対応を求められている中で、経営環境が一層厳しさを増している村内中小企業者に対して、事業継続を支援することを目的とするものでございます。

対象は、村内に事業所を有し、現に事業を行っている中小企業者や法人、個人事業主で、直近の確定申告等における水道光熱費や燃料費を基に算定した支援対象額が 10 万円以上となる事業者でございます。

支援金の額は、対象となる水道光熱費や燃料費の 10%として、法人については上限 30 万円、個人事業主については上限 15 万円としております。想定する対象者は約 120 社で、申請期間は令和 8 年 6 月 30 日までを予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

続いて、物価高騰対策生活応援商品券配布事業の第 5 弾ということで、資料の 2 ページになります。

この事業は、食料品をはじめとする物価高騰の影響を受けている村民の家計負担を軽減するとともに、商品券の利用を通じて地域経済を下支えすることを目的としております。

対象者は、令和 8 年 1 月 1 日現在において、村内に住所を有する全村民としまして、村民一人当たり 1 万円分の商品券を配布致します。商品券は 1,000 円券を 10 枚の綴りとして構成して、このうち一枚 1,000 円分を飲食店限定の商品券とすることで影響を受けやすい飲食店・飲食業への消費喚起にも配慮した内容としております。

配布時期は、令和 8 年 1 月中を予定しておりまして、利用期間は令和 8 年 6 月 30 日までとしております。よろしくお願い致します。

最後に、物価高騰対策生活応援ポイント配布事業について御説明します。

資料の 3 ページからを御覧いただきたいと思います。

本事業は、物価高騰の影響を受けている全村民の生活を支援することとともに、村内での消費喚起を通じて地域経済の活性化を図ることを目的として、地域通貨システムを導入するものでございます。

本事業では、令和 8 年 7 月 1 日現在で、村内に住所を有する全村民を対象に一人当たり 5,000 ポイント、これは 5,000 円相当の地域ポイントを付与したカードを配布致します。ポイントの配布につきましては、令和 8 年 7 月以降を予定しており、利用期間は同年の 12 月 31 日を予定しております。村内の取扱店において利用できる仕組みとしております。

地域通貨システムを導入するにあたっては、拡張性に優れたものとし、健康増進や環境活動への参加に応じたポイント付与等、全庁的な施策展開にも活用可能なデジタル基盤として整備したいと考えております。又、現在、豊丘村では、紙の商品券を配布して

おりますが、印刷や換金等に係る経費や手間に加え、事務処理、これは商工会等による事務処理に伴う職員の負担も大きい状況でございます。本事業によりデジタル地域通貨へ移行することで、こうした経費や事務負担の軽減を図り、より効率的な事業運営につなげていきたいと考えているところでございます。

それでは少しシステムのほうの説明をさせていただきたいと思います。資料の4ページからを御覧いただきたいと思います。

まず、資料の4ページから7ページにかけて御説明していきますが、生活応援ポイントとはデジタル地域通貨のことです。これを使える場所や使い道を村内に限定できる電子マネー型の通貨です。通常の現金や全国共通のキャッシュレス決済はどこでも使える一方で、村に入ったお金が村外へ流出しやすいといった課題もございます。地域通貨は、村内の加盟店のみで使用可能ですし、用途や有効期限を設定することもできるといった特徴もありまして、お金の地産地消、村内でお金を回す仕組みをつくることを目指しております。

続いて9・10ページを御覧いただければと思います。

システムを使った活用事例を示しておりまして、導入のメリットという点でもここで示すとおりになります。

大きく3点メリットがあるというふうに考えてございます。

まず、1点目は、地域経済の活性化ということで、下の表を見ますと、プレミアム商品券だったりとか子育て支援の中の出産祝金、住宅リフォーム助成金等、給付金や商品券を地域通貨で発行することで、必ず村内店舗で消費され、事業者支援につながってまいります。

2点目は、行政事務の効率化です。紙の商品券と比べ、印刷・配布・換金といった手間が不要になり、給付事業を迅速かつ正確に実施できます。

3点目は、住民の行動変容を促せる点ということで、下の表でいきますとSDGsだったり、健康促進といった分野になりますが、健康づくりやボランティア、地域イベントへの参加にポイントを付与する等、施策と連動した活用が可能です。単なる決済手段でなく、地域の課題解決に使える政策ツールであるといった点が特徴となっております。

飛んで11ページから14ページになりますが、こちらは実際の操作方法になりますので、又御覧になっていただければと思いますが、今回導入を考えているシステムにつきましてはお店側、又、利用者側もQRコードを読ましたり読み取ったりということで、決済が済むようになっております。そういった部分で、そういった部分をスマホと配る

カードでできますので、高齢者の皆さんもそのスマホが使えないという方も、そのカードを出せば、出してQRを読むことによって決済が可能ということで、高齢者の皆さんにも配慮したものを導入したいというふうに考えております。

最後に、15 ページから 18 ページにかけて地域通貨の必要性ということで、説明させていただきます。

豊丘村では、人口減少が今後も進行し、地域経済を支える担い手や消費の維持が大きな課題となっております。実際に、同規模自治体と比較すると卸売・小売り業や宿泊飲食サービス業等、事業者数は全体として少ない状況が見てとれます。しかし、一方で村内を見ますと、スーパー、飲食店、理容店、美容院、あとガソリンスタンド、コンビニエンスストア、又はドラッグストア、ホームセンター等、住民の皆様の生活を支える主要な分野の事業所は一通り揃っており、日常の消費を域内で完結できる場は既に存在できていると考えております。本事業は、単なる新たな決済手段を導入するものではなく、事業者が限られているからこそ、今ある生活拠点を村全体で守り支えていくためのツールとして、デジタル地域通貨を活用していきたいというものでございます。

現在、電子マネーやキャッシュレス決済は一般的となっており、こうしたDXの対応が遅ければ未来を担う子供や若者の定住、又地域の活躍というものは期待が持てないというふうに考えております。返せば、生産年齢人口や用年人口、年少人口の増加に寄与できるものと考えております。

実際、住民・事業所が一体となって地域通貨を活用することで、商工業の振興にとどまらず、地域全体の活性化につなげていきたいと考えておりますので、よろしくお願い致します。

19 ページ・20 ページについては、今後の予定が書いて示してございますので、御覧いただければと思います。

以上で説明とさせていただきます。よろしくお願い致します。

○議長（平澤恒雄） 議案第 74 号に対する提案の説明が終わりました。

議案第 74 号に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

堀本丈文議員。

○1 番（堀本丈文） それでは、お聞きしたいと思います。

地域通貨については、議員からも研修を重ねてお願いしていたところでございますが、地域通貨を導入にあたって、高齢者等全員に配るということで、高齢者等の説明とかそういうものについてどのように考えているのか。

又、今後の展開について、先ほど説明の中でも話しておりましたが、可能な限りそこに付与していくようなお考えか。

そして来年になろうと思いますが、通常の維持費について、どのぐらいに毎年毎年かかっていくのか。それについてお聞きしたいと思います。

○議長（平澤恒雄） 岡田産業振興課長。

○産業振興課長（岡田 敬） それではよろしく申し上げます。

まず、高齢者の皆様等への対応でございますが、先ほど申したとおり、カード型にするということで使いやすいと。スマホを使うのがちょっと苦手だという方も、カードを出せば決済ができるという仕組みはつくりたいと考えております。

もう一方では、やはり操作方法等のサポートというものについてはしっかり丁寧にやっていきたいと考えておりますので、いろいろな場面を捉えて、そのカードの使い方だったりとかっていう、講習会とかそういうものをしていきたいというふうに考えております。

あと、続いての質問でそのポイントの付与の事業についてですが、先ほど言ったように、健康だったりとか、SDGsという中でエコポイントだったりとか、健康ポイントといったものについては、こういう基盤をつくる中で各部署でそれを活用したものを検討いただければかなというふうに考えておりまして、そういった段階を踏みながら、導入をしていきたいというふうに考えております。

今回のシステムを使用した場合の年間の経費であります。まだちょっと見積もりの段階で、実際のチャージの方法だったりとか、そういうものでちょっと若干金額が変わってきますが、今想定する中では400万から500万円ぐらいの年間のこのシステムの使用料がかかってくるんじゃないかというふうに想定しているところでございます。

よろしくお願い致します。

○議長（平澤恒雄） ほかに質疑ありますか。

唐澤 健議員。

○7番（唐澤 健） 中小企業等のエネルギー価格の対応なんです。これは商工業者に限られたエネルギー価格の高騰対策なのかどうかということと、農業者や介護事業者とかほかの業種に対するエネルギー等の価格高騰対策っていうのは考えられていないのかどうか、そのことについて1点お伺いしたいと思います。

○議長（平澤恒雄） 岡田産業振興課長。

○産業振興課長（岡田 敬） お願い致します。

今回の対象者については、個人の事業主さんも対象としておりますので、例えば、青色申告等で行った農業者の皆さんが、確定申告で出てくる光熱水費の欄が 10 万円以上となっておれば対象となっております。ですので、すぐパッと出てくるのは施設園芸の皆さんの重油代だったとかそういうものについては、こういうところでも優に 10 万円は超えてくるんじゃないかと思っておりますので、そういった皆さんの支援をしてまいりたいというふうに考えております。

又、福祉・介護施設の関係でございますが、今回はこれ令和 5 年のときにこの同じ事業をやったんですが、そのときにも対象にしております。ですので、今回も同じような同様な取扱いとしていきたいと思っておりますのでお願い致します。

以上です。

○議長（平澤恒雄） ほかに質疑ありますか。

壬生眞由美議員。

○4 番（壬生眞由美） 地域通貨については議会でも視察に行って、いろいろ課題とかも伺っています。これ一度やり出すと年間の維持費、チャージの仕方とかで又上下があって 400 万から 500 万、これは運営のソフトの会社にもう延々とつながっていくってことだと思うんです。

それで今、この交付金を使って対策事業の中でデジタル化っていう流れもあるんですけど、今の今回に限って考えますと、まあ「だんQくん」の紙がデジタル化になるよっていうことぐらいしか、村民に関してはイメージが湧かないので、全庁的にこれからも利用して、それは産業振興課ではそういう方向ですけど、ほかの環境係とかが具体的にどう動いていくかっていうのが村民に見えていく必要がすごくあると思うし、そういうものっていうのは住民参加に寄与することだと思うんですけど、それって結局、S u i c a とかみたいに自分でお金をチャージするただのそういうものではなく、そういうなんかやった、住民が参加するところによってポイントをつくと、それが現金で使えるようになるのかとか、そういうところもやはり今後周知していくということですけど、やっぱり普通の都会で使う S u i c a とどう違うの。それがかなり地域限定的で、日常の生活する店舗は十分にあるとはいえ、村民生活の中で、本当にそれが実情的に合っているのかとか、そこら辺についての理解を求める必要があると思うんですけど、その点についてどうお考えになるっていうかを聞きたいと思います。

○議長（平澤恒雄） 岡田産業振興課長。

○産業振興課長（岡田 敬） 住民へのそういった部分のメリットの御説明だと思いますが、

先ほども申したとおり、操作方法ばかりでなく、この地域通貨を使ったことによる村民の皆様へのメリット等については、丁寧に説明をしていきたいというふうに考えております。広報だったりとか、そういった集会だったり、そういう機会を捉えて出前の講座だったりとかしていきたいというふうには考えております。

今おっしゃられたように、商品券をデジタル化するといった部分でしか今のところないということなっていますが、役場の中ではそういった後、エコポイントだったりとか、先ほど言ったように健康ポイントだったりという発展はありますし、逆に今度は商店側のほうで自分のお店で例えば利用していただいたら、10ポイントつけるととかっていう、売る側のほうへもそういう利用を喚起しまして、このデジタル地域通貨が有効に活用できて、地域の活性化に貢献できるようなツールとしていきたいというふうに考えております。そこは、これからそういったそういう方向性を持って取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願い致しますと思います。

○議長（平澤恒雄）　ここで間もなく12時の昼休みの規定の時間になりますが、この会議の議案が全て終わるまでどのぐらい延びるか分かりませんが、引き続き昼休み、12時以降も続けたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（平澤恒雄）　ありがとうございます。

では、異議なしということで12時過ぎに終わるまで時間を見ながら続けることと致します。

ほかに質疑ございますか。

唐澤 健議員。

○7番（唐澤 健）　ポイント配布事業に関連して、先ほど「期限が設けられる」という話もされたんですが、そういうことになるのかどうか。

それで、もう一つ、出産祝金とか入学祝金とか、村内だけで使用できる額なのかどうかっていうことも関係してくるんじゃないかなと思うんですが、そんなところも考慮して、全てそのポイントをシステムでやるのかどうかっていうそこの点についての考えはどうなのか。

○議長（平澤恒雄）　岡田産業振興課長。

○産業振興課長（岡田 敬）　お願いします。

期限についてまず御説明させていただきますが、地域通貨ポイント実際そのポイントについては期限をつけなくても大丈夫だというふうに言われておりますが、やはり精算

という、例えば村からいくら地域通貨ポイントのほうの経済対策に財源は充当しましたというものを、やっぱりどこかで精算していかなければならないということですので、それはやっぱりそのポイントについては、年度で切るとか、ある一定の期間を切ってやって精算していくっていうのが通常だというふうに考えております。ですので、もしお店、事業者がつけるポイントは、事業者のほうで任せられますので、もし事業者がつけられれば、もう永久ポイントだったりとかっていうことも考えられるといったふうに御理解いただければと思います。

あと、出産祝金等の大きな額を全部デジタル化するかといった点については、これが先のいろいろな論議が必要だと思っております。出産祝金ですと 10 万円というポイントになりますので、その 10 万円が出産祝金というと出産という、そういう名目ですかね。子供のために使ってあげようっていった場合に、村内にそういった目的のものの商店があるかっていうとなかなかそういったものがないので、そこについてのポイント付与するときの考え方っていうものは、ちょっと一考する必要があるんじゃないかというふうに考えておりますので、よろしく願いいたしたいと思っております。

以上です。

○議長（平澤恒雄） ほかに質疑ありますか。

（「なし」との声あり）

○議長（平澤恒雄） 質疑なしと認めます。

質疑を終結し、討論を行います、討論はございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（平澤恒雄） 特にないようです。

討論を終結し、議案第 74 号の採決を行います。

お諮り致します。

議案第 74 号、令和 7 年度豊丘村一般会計補正予算第 7 号を、原案のとおり可決とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（平澤恒雄） 御異議なしと認めます。

よって、議案第 74 号は、原案のとおり可決されました。

武田篤子議員。

○社会文教委員長（武田篤子） すみません、先ほど社会文教委員会の審査報告を読み上げる中で、2 点ほどの追加と訂正がありますのでお願いします。

○議長（平澤恒雄） 許可致します。

○社会文教委員長（武田篤子） まず、議案第 58 号の関係でございます。執行部の中に菅沼康臣副村長を出席いただいておりますので、御記入をお願いしたいと思います。失礼致しました。村長の下平村長のほうも御出席いただいております。お二人のお名前を追記していただきたいと思います。

さらに 2 ページ目になります。

主な質疑の中の「村内・村外混在の場合どうするのか」ということに関しまして、こちらの資料の中には「村内料金」と書いてありますが、「村外」、「外」という字になりますので、その訂正をお願いしたいと思います。

大変申し訳ありません。よろしくお願い致します。

○議長（平澤恒雄） それでは議事録に入れるのについては、訂正を含めた修正したものを採用をお願い致します。

今の報告に何か質疑ありますか。

（「なし」との声あり）

○議長（平澤恒雄） それでは、次に進みます。

◇ 日程 11 閉会中継続審査及び調査申出書について

○議長（平澤恒雄） 日程 11、閉会中継続審査及び調査申出についてを議題と致します。

各委員長より閉会中の継続審査及び調査について申し出をいただくことと致します。

壬生眞由美総務産建委員長。

○総務産建委員長（壬生眞由美） 総務産建委員会でも、下記の事件を閉会中継続して審査及び調査する必要があると決定しましたので、記書きの以下のことについて検討していきたいので申し出ます。

お願い致します。

○議長（平澤恒雄） 武田篤子社会文教委員長。

○社会文教委員長（武田篤子） 社会文教委員会でも閉会中もなお継続して審査及び調査する必要がありますので、申し出をお願いしたいと思います。

○議長（平澤恒雄） 酒井浩文予算決算委員長。

○予算決算委員長（酒井浩文） 予算決算委員会におきましても、継続して審査及び調査する必要があると決定しましたので申し出をお願いします。

○議長（平澤恒雄） 武田 徹議会運営委員長。

○議会運営委員長（武田 徹） 議会運営委員会としましても、閉会中審査及び調査する必要があると認めますので、申し出を行います。

お願いします。

○議長（平澤恒雄） それぞれの委員長から申し出のとおり、閉会中継続審査及び調査することに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（平澤恒雄） 御異議なしと認めます。

よって、申し出のとおり、閉会中継続審査及び調査することに決定致しました。

=== 日程 12 議員の派遣について ===

○議長（平澤恒雄） 次に、日程 12、議員の派遣についてを議題と致します。

豊丘村議会会議規則第 119 条の規定により、別紙資料のとおり議員を派遣することになりたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（平澤恒雄） 御異議なしと認めます。

よって、議員の派遣については、そのように決定致しました。

なお、派遣の趣旨が損なわれない範囲の変更は、議長に一任をお願い致します。

=== 日程 13 諸報告 ===

○議長（平澤恒雄） 次に、日程 13、諸報告であります。

お手元に配布したとおりでございます。御確認をお願い致します。

◇ 村長あいさつ

○議長（平澤恒雄） ここで下平村長から発言の申し出がございますので、これを許可致します。

下平村長。

○村長（下平喜隆） それでは閉会にあたりまして、一言お礼の言葉を申し上げさせていたいただきたいと思います。

12 月議会に提案しました案件につきまして、全て可決いただきまして、誠にありがとうございました。又、今日は 2 つの請願がありまして、なかなか真摯なそれから白熱した議論を聞かせていただきました。私も元が議員なので、頑張ってくれてるなというこ

とを思って、本当にこの真剣さというのは非常に嬉しく思いました。皆さん、村を思っていることだと思います。

その中で、もうこれで本当は話を終わりにしようとしたんですけれども、とある議員の発言の中から、「村長は住民に背を向けているのじゃないか」、それから「この子供の将来について無視しているのではないか」というような意見もちょっと出たので、一言だけ言わせてください。

地下水につきましては、御存じのとおり、飯田下伊那は、特に豊丘村もそうですけれども、特に豊丘の場合は中段地帯で養蚕の産業をやっているときに桑に対してずっと窒素の肥料をまき続けました。そのことがあって、今、硝酸性窒素が地下水に出ています。そのことは皆さん御存じのとおりです。ですから、私は十分に心配はしておるわけでございます。

しかしながら、桑を育てるために窒素をバンバンまいたのと自然由来の要対策土を埋める。同じかもしれませんが、でも確かに高いということの中での心配だと思います。その差はずいぶんはあるんだろうなと。対策をして埋めるものとそうじゃないものとの差はあると思うんですけれども、当然のことですけれども、もしものことがあればＪＲ東海に対して必ず代替水源を求めるという、そういう契約を結んでいきたいと思っておりますし、もう申し入れてもありますので、ＪＲ東海としても「そのつもりで安全を期して頑張っていきたい」ということを言っていていただいておりますので、そのことについてはよろしくお願いしたいと思います。

もちろんこのリニアの工事なんかはやめたほうがいいってことになれば、そういうものなのかもしれません。しかしながら、このリニアの工事によって本当にこの日本が再浮上できる可能性があるスーパーメガリージョンの中にこの飯田下伊那が入れる。この可能性っていうのは本当に千載一遇のチャンスだと思います。上手にそれを利用してやっていくんですけれども、そのための安全っていうことは絶対に担保しなくてははいけないと思います。

先ほど、又、議員の意見の中で、いわゆる政府の言うことだとか行政の言うことを丸々受けて、それを信用してなんていう話はありませんでしたが、私は実は前も話したことがあるんですけれども、今からもう 30 年ほどになると思いますけれども、H I V という御存じのとおり不治の病が流行りました、世界中で。ゲイの人たちを中心に流行りだしたので、そのことについては本当にみんなが押し黙っていたんですけれども、日本政府は、特に厚生省ですけれども、当時、ミドリ十字がまだ非加熱製剤を、過熱製剤ができなかった

ので、加熱するとあのH I Vが死ぬんですね。だけど非加熱製剤から加熱製剤に移れなかったのも、もうアメリカでは一年くらい前から非加熱製剤の販売を中止したんですけれども、日本だけ一年くらい延ばしたんです。そのことによって輸血しなくちゃいけない人たちがエイズに感染したということがありました。

その中で御存じのとおり、今でも立憲民主党の国会議員やっておられます川田龍平氏が、そのときにカレル・ヴァン・ウォルフレン、オランダ人ジャーナリストです。何回も言いました。「彼が書いた『人間を幸福にしないシステム』という本を読んで、僕はエイズに非加熱製剤でかかった」ということ実名報道をして戦ったわけです。結果的には裁判もありまして、そのときに関わった厚生省の次官だとか、偉い人たちが有罪判決が下りました。

やはり当然、何にしても国にしても、そういうこともある。しかしながら、危険性もある。そういういろいろバランスの中でやはりそのどこに落としどころを持っていくのってというのは、なかなかあの究極な判断ではありますけれども、ここまで来た以上、ある意味、もう逆にリニア中央新幹線の工事を少しでも早く終わってもらって、住民の安全・安心のために安心できて、それからこの地域の安定のためにも寄贈していただくようなことをするためには、しかしながら、絶対に安全を担保してもらう中で、工事に協力していくというつもりでやっております。そういう意味で、私としては今のようなスタンスをとっておることを、ぜひ訴えたいなと思って言わせてもらいました。

以上です。大変にお世話になりました。

それぞれの皆さんが穏やかな年末年始を迎えられることを祈念致しまして、閉会の挨拶とさせていただきます。

大変にありがとうございました。

閉 会

○議長（平澤恒雄）　ここでお諮りを致します。

本定例会につきましては、開会日に明日 24 日までの会期を決定致しましたが、本日予定した全ての議案を議了致しましたので、明日の予備日を使わずに本日をもって令和 7 年豊丘村議会第 4 回定例会を閉会としたいと思いますと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（平澤恒雄）　御異議なしと認めます。

よって、令和 7 年豊丘村議会第 4 回定例会は、本日で閉会することに決定致しました。

これにて本日の会議を閉じます。大変にお疲れ様でした。

なお、午後 13 時 30 分から全員協議会を開催致しますので、執行部も含め全員協議会室にお集まりをお願い致します。

以上です。

午後 0 時 1 1 分 閉 会

議員・説明員・事務局出席表

I、議 員 出 席 表

議席番号	氏 名	第 1 日	第 2 日	第 3 日	第 4 日
		12 月 4 日	12 月 15 日	12 月 16 日	12 月 23 日
1	堀 本 丈 文	○	○	○	○
2	武 田 徹	○	○	○	○
3	武 田 篤 子	○	○	○	○
4	壬 生 眞 由 美	○	○	○	○
5	酒 井 浩 文	○	○	○	○
6	片 桐 忠 彦	○	○	○	○
7	唐 澤 健	○	○	○	○
8	吉 川 明 博	○	○	○	○
9	井 原 康 明	○	○（午後欠）	○	○
1 0	前 沢 光 昭	○	○	○	○
1 1	唐 澤 克 己	○	○	○	○
1 2	平 澤 恒 雄	○	○	○	○

Ⅱ、地方自治法第 121 条の規定による出席者の職・氏名

職 名	氏 名	第 1 日	第 2 日	第 3 日	第 4 日
		12 月 4 日	12 月 15 日	12 月 16 日	12 月 23 日
村 長	下 平 喜 隆	○	○	○	○
副 村 長	菅 沼 康 臣	○	○	○	○
教 育 長	壬 生 英 文	○	○	○	○
総 務 課 長	福 澤 信 広	○	○	○	○
健康福祉課長	松 村 幸 紀	○	○	○	○
建設環境課長	唐 澤 晃	○	○	○	○
産業振興課長	岡 田 敬	○	○	○	○
税務会計課長	宮 島 しずか	○	○	○	○
教育委員会事務局長	松 村 良 直	○	○	○	○
子 ど も 課 長	木 村 由 紀	○	○	○	○
監 査 委 員	原 国 人	○	—	—	○

Ⅲ、本会議に職務のため出席した者の職・氏名

職 名	氏 名	第 1 日	第 2 日	第 3 日	第 4 日
		12 月 4 日	12 月 15 日	12 月 16 日	12 月 23 日
議 会 事 務 局 長	元 島 明 彦	○	○	○	○
書 記	佐 藤 真理子	○	○	○	○

以上、会議の内容に相違なきことを認め、地方自治法第123条の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

豊丘村議会議長

署名議員

署名議員
